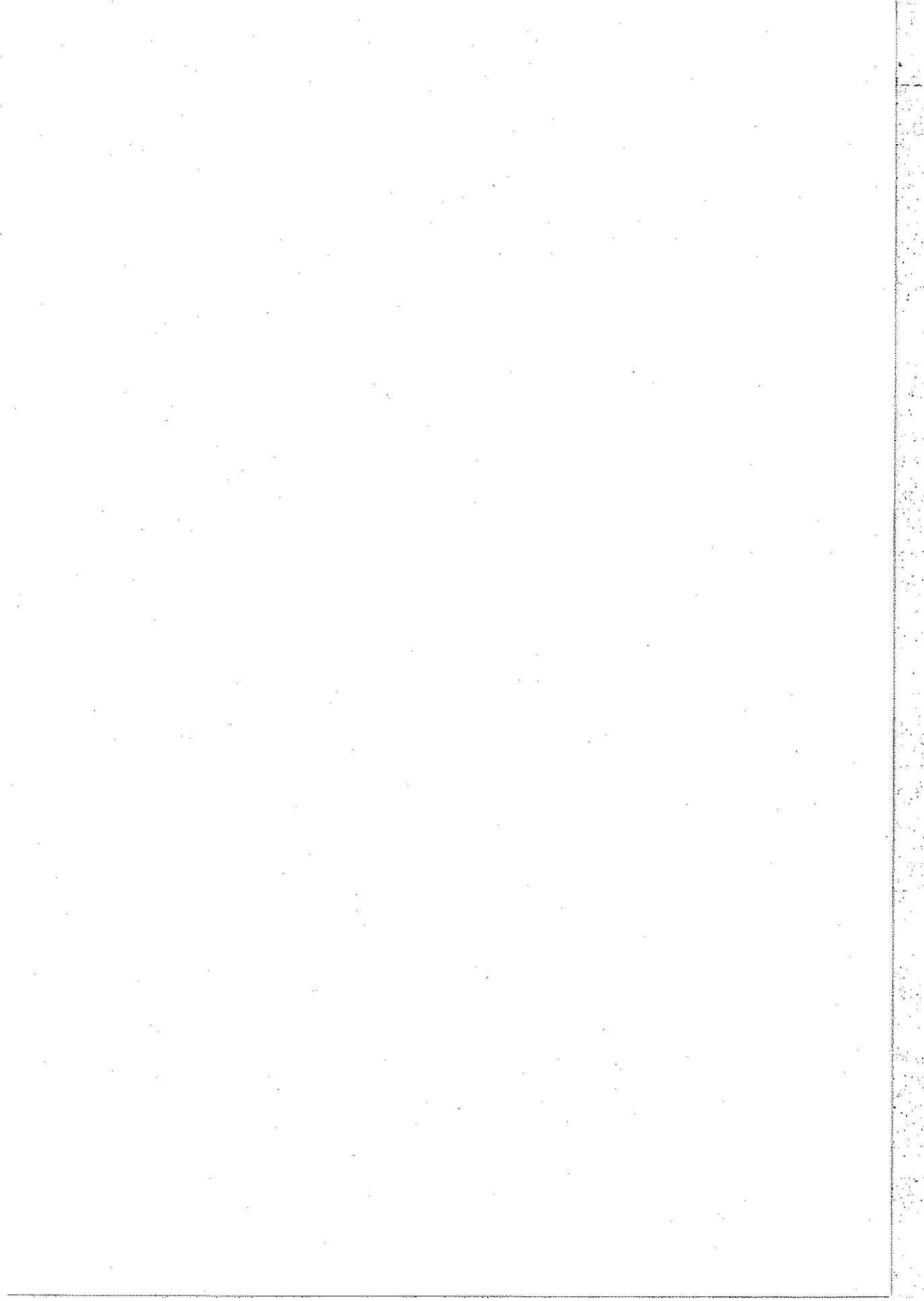


平成3年12月17日開会  
平成3年12月20日閉会

# 和泉市議会第4回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第4回定例会会議録目次

## 平成3年12月17日（火曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		1"
○ 議事日程		3"
○ 開会宣告（午前10時00分）		3"
○ 市長開会挨拶		4"
○ 日程第1	議席の指定について	7"
○ 日程第2	会議録署名議員の指名について（竹下義章・須藤洋之進・西口平和）	8"
○ 日程第3	会期の決定について（12月17日～12月20日 4日間）	8"
○ 日程第4	（議会議案第16号） 常任委員会委員の選任について	8"
○ 日程第5	（議会議案第17号） 特別委員会委員の選任について	8"
○ 日程第6	一般質問について	
	1番に 29番 大谷昌幸君	13"
	2番に 25番 天堀博君	22"
	3番に 28番 友田博文君	41"
	4番に 19番 木村静雄君	51"
	5番に 6番 穴瀬克己君	61"
○ 散会宣告（午後5時00分）		80"

## 平成3年12月18日（水曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員		81"
○ 議事説明員、その他		81"
○ 議事日程		83"

○ 開会宣告（午前10時00分）		83”
○ 日程第 1	一般質問について	
	1 番に 22番 猪 尾 伸 子 君	83”
	2 番に 23番 原 重 樹 君	97”
	3 番に 2番 須 藤 洋之進 君	113”
	4 番に 17番 上 田 育 子 君	121”
	5 番に 21番 勝 部 津喜枝 君	132”
○ 散会宣告（午後 3 時55分）		141”

平成 3 年12月19日（木曜日）第 3 日 目

○ 出席議員・欠席議員		143”
○ 議事説明員、その他		143”
○ 議事日程		145”
○ 開会宣告（午前10時30分）		147”
○ 日程第 1	（監査報告第35号） 例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 平成3年7月分）	一 括 上 程 147頁
○ 日程第 2	（監査報告第36号） 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成3年7月分）	
○ 日程第 3	（監査報告第37号） 例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成3年7月分）	
○ 日程第 4	（監査報告第38号） 例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 平成3年8月分）	
○ 日程第 5	（監査報告第39号） 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成3年8月分）	
○ 日程第 6	（監査報告第40号） 例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成3年8月分）	
○ 日程第 7	（監査報告第41号） 例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 平成3年9月分）	
○ 日程第 8	（監査報告第42号） 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成3年9月分）	
○ 日程第 9	（監査報告第43号） 例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成3年9月分）	

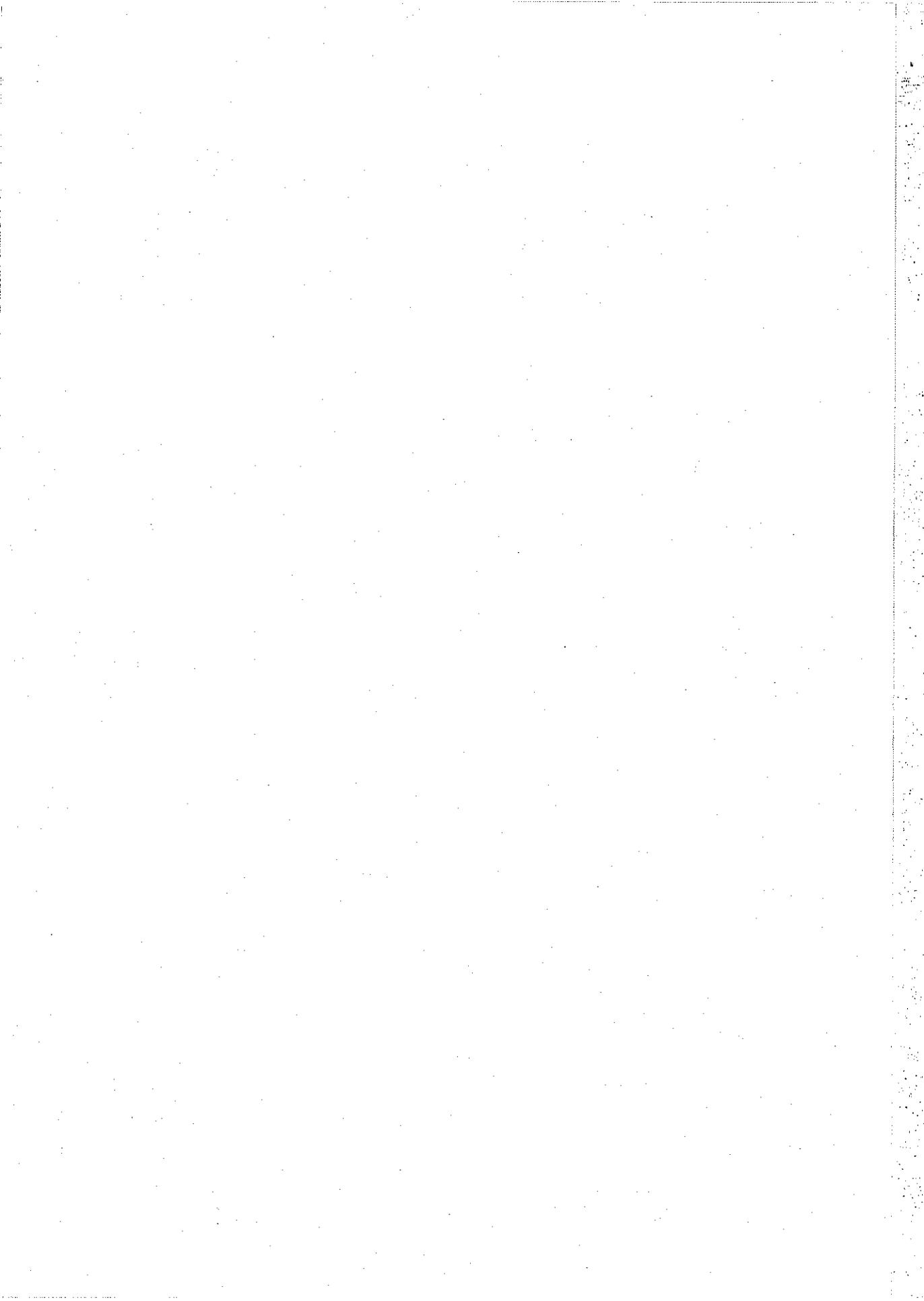
	(認定第1号)	
○ 日程第10	平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	148頁
	(認定第2号)	
○ 日程第11	平成2年度和泉市水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	153"
	(認定第3号)	
○ 日程第12	平成2年度和泉市病院事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	153"
	(議案第53号)	
○ 日程第13	和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	154"
	(議案第54号)	
○ 日程第14	和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区に おいて選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について	159"
	(議案第55号)	
○ 日程第15	和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険 者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	161"
	(議案第56号)	
○ 日程第16	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	164"
	(議案第57号)	
○ 日程第17	罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例制定について	181"
	(議案第58号)	
○ 日程第18	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	184"
	(議案第59号)	
○ 日程第19	和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	187"
	(議案第60号)	
○ 日程第20	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	190"
	(議案第61号)	
○ 日程第21	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接 施行同意について	195"
	(議案第62号)	
○ 日程第22	泉北水道企業団規約の変更について	199"
	(議案第63号)	
○ 日程第23	工事請負契約締結について((仮称)槇尾山森林浴コース整備工事)	202"
	(議案第64号)	
○ 日程第24	工事請負契約締結について(放光池1号公園整備工事)	208"
	(議案第65号)	
○ 日程第25	市道路線の認定について(観音寺町4号線)	233"
	(議案第66号)	
○ 日程第26	市道路線の認定について(観音寺町5号線)	234"
	(議案第67号)	
○ 日程第27	和解について(道路敷地損害賠償請求事件)	236"

○ 日程第28	(議案第68号) 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	238 "
○ 日程第29	(議案第69号) 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例制定について	243 "
○ 日程第30	(議案第70号) 平成3年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	244 "
○ 日程第31	(議案第71号) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定 について	245 "
○ 延会宣告(午後5時00分)		247 "

平成3年12月20日(金曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員		249 "
○ 議事説明員、その他		249 "
○ 議事日程		251 "
○ 開会宣告(午前10時00分)		251 "
○ 日程第1	(議案第72号) 平成3年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	252 "
○ 日程第2	(議案第73号) 平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	286 "
○ 日程第3	(議案第74号) 平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	288 "
○ 日程第4	(議案第75号) 平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	291 "
○ 日程第5	(議案第76号) 平成3年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	293 "
○ 日程第6	(決議第5号) 第52回国民体育大会開催に関する決議	296 "
○ 日程第7	(意見第17号) 「看護婦確保法」の制定を求める意見書	298 "
○ 市長閉会あいさつ		300 "
○ 議長閉会あいさつ		301 "
○ 閉会宣告(午後1時42分)		301 "

第 1 日



平成3年12月17日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
3番	西口平和君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部次長	池辺功
市長公室長	坂口禮之助	総務部次長	阪豊光
市長公室理事	田中昭一	同和对策部長	森利治
市長公室理事	中塚白	同和对策部理事	向井洋
市長公室次長	堀宏行	同和对策部次長	戸口泰明
市長公室次長	稲田順三	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室次長	尾崎秀忠	福祉事務所次長	坂田平之
市長公室次長	鹿島賢昌	市民生活部長	麻生和義
市長公室次長	中辻寿夫	市民生活部次長	岸田秀仁
市長公室次長	井阪和充	市民生活部次長	明坂文嘉
市長公室次長	龜山学	市民生活部次長	池辺修次
市長公室次長	池辺一三	産業部長	大塚孝之
市長公室次長	今村堅太郎	産業部理事	藤原清司
市長公室次長	山下喬三	産業部次長	高三一
市長公室次長	石本博信	産業部次長	松林保
総務部長	神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介
総務部次長	奥村富彦	建設部理事	山崎琢

建設部理事	緒方和夫	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	中西淳富	消防長	角谷泰夫
建設部次長	谷俊雄	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	赤田儔信	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部次長	山崎精二	消防本部次長	池野透
建設部次長	中野英二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	藤本仁	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部副理事	岸本孝二	教育委員長	藤原忠男
都市整備部長	萩本啓介	教育長	杉本弘文
都市整備部理事	中野義裕	管理部長	逢野博之
都市整備部理事	三井義秋	管理部次長	白樫通有
都市整備部次長	中屋正彦	指導部長	木村吉男
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部長	生田稔
改良事業部長	富田宏之	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部理事	笠木恒忠	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部次長	厩田嗣夫	収入役室長	藤木意繼
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道部長	岩井益一	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部次長	仲田博文	監査委員	庄司清三
水道部次長	城前伊佐雄	監査事務局長	吉田陽三
病院長	竹林淳	農業委員会会長	森口義忠
病院事務局長	橋本昭夫	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
主幹	長尾益男
調査係長	井之上光一
議事係員	田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		議席の指定について	別紙
2		会議録署名議員の指名について	
3		会期の決定について	
4	議会議案 第16号	常任委員会委員の選任について	別紙
5	議会議案 第17号	特別委員会委員の選任について	別紙
6		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、年の瀬も押し詰まり公私何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、25名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しております

ので、これより平成3年第4回定例会を開会いたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、開会あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） おはようございます。本日、本年最後の定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを心から厚く御礼を申し上げます。

今回、御提案を申し上げます議案は、「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」外14件、監査報告9件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、貴重なお時間を拝借をさせていただき、議長さんのお許しをいただきまして、一言、御礼並びに所信の表明を申し上げ、議員皆様方の御理解と御協力を相賜りたいと存ずる次第であります。

去る11月の市長選挙に際しましては、議員皆様方初め市民皆様方の温かい御支援と御信任をいただき、引き続き市政を担当させていただくことになりましたことはまことにありがたく、身に余る光栄でございまして、私に課せられた責務の重大さをひしひしと痛感をいたしておる次第であります。衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

私は昭和50年12月、和泉市政の重責を担って以来今日まで、常に信念、誠実、実行をモットーといたしまして、市民本位の市政の実績の上に立ち、市民党の立場で調和と活力のある人間都市和泉、潤いと連帯感溢れる生き生きとしたふるさとづくりに渾身の努力を重ねてまいりました。おかげさまで地方行財政をめぐる諸情勢も極めて厳しい中ではありましたが、懸案の財政赤字の解消を図るとともに、市民生活に直結した教育や福祉の充実を初め、国民的課題だとされる青少年問題や同和問題の解消あるいは農林、商工業の振興、幹線道路や公共下水道、都市公園など都市基盤整備の促進など、市行政の各般にわたりまして堅実な成果をおさめさせていただきました。これもひとえに市議会議員皆様方の深い御理解と積極的な御支援、御協力並びに広範な市民皆様方の温かいお力添えのたまものと重ねて敬意と謝意を表する次第であります。

もとより、迫り来る21世紀は、国際情報化時代、高齢化社会だとされ、かつてない厳しい課

題や問題も予測されるところであります。しかもこれらを賄う本市の財政は、御承知のとおり体質的には脆弱であり、経常収支比率も高く、財政健全化に向けてさらに英知を傾け、財政秩序を乱さず着実に施策を進める中で、市政運営に当たっては、細心にして大胆な行財政運営を図ってまいらねばならないものと存じます。そのため私は、絶えず自重自戒を重ね、たるみをなくし、綱紀を厳とし、行革の理念を体しつつ効率的な行政の確立を図り、14万8,000市民の皆様方の期待と信頼におこたえすることができますよう、初心忘れることなく、最善の努力を重ねてまいる決意であります。

特に私は、この尊い歴史と伝統に培われてきた和泉市政を引き続き担当させていただくに当たり、8項目の基本政策を指針といたしまして今後の町づくりを進めたいと存じます。何とぞ議員皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

まず、第1点目は、福祉充実で健康と生きがいのある町づくりであります。

迫り来る21世紀は、高齢化社会の時代だと言われております。この高齢化社会に的確に対応するため総合的な福祉計画を樹立し、市民福祉の一層の向上を図ってまいりたいと存じております。また、地域医療の基幹病院である市立病院の医療サービスの一層の充実と、保健センターなどを拠点に市民の健康の増進に努めてまいります。

第2点目は、緑豊かな調和の取れた町づくりであります。

人に優しいゆとりある調和の取れた町づくりを目指しまして進めておりますトリヴェール和泉中央丘陵市街地開発事業におきましては、泉北高速鉄道の新駅周辺を副都心に位置付け、素晴らしいシビックゾーンの形成に努めるとともに、都市公園整備などを通じてより一層都市緑化の増進を図ってまいりたいと考えております。また、学園ゾーンには、桃山学院大学の本市への移転も決まり、若者が集う活気のある町づくりを進めたいと存じております。

第3点目は、都市基盤整備を促進して住みよい町づくりであります。

関西国際空港と共存共栄できる住みよい町づくりを目指しまして、幹線道路網の整備を初め、都市公園、公共下水道などを計画的かつ総合的な都市基盤整備を推進し、活力のある泉州の中核都市づくりに邁進をいたしてまいりたいと存じます。また、和泉府中駅前再開発や松尾寺公園周辺でのリゾート開発、槇尾川や松尾川の自然環境を生かした河川モデル事業の推進に努めてまいりたいと存じます。

第4点目は、教育文化都市を目指す町づくりであります。

21世紀を担い国際化社会の中でたくましく活躍する個性的で心豊かな青少年を育成していくことが何よりも大切であると考えております。そのため教育の基本をなす学校教育の一層の充実を期するため教育施設の整備に努めるとともに、教育内容につきましても知育、徳育、体育

に力を注ぎ、質的向上に最大の努力を重ねてまいりたいと存じております。また、本市が全国に誇ります久保惣記念美術館と府立弥生文化博物館とのネットワーク化を図り、これらと一体となった池上曾根遺跡の公園整備に努めてまいりたいと存じます。

第5点目は、農林業、産業基盤を確立して活力ある町づくりであります。

本市は、大阪府下有数の農業振興地域を形成しておりまして、農道や水路、溜池改修など農政を推進し、生産性の高い都市近郊農業の確立に努めます。また、このたびトリヴェール和泉内に誘致が決定をしておりました大阪府立産業技術総合研究所は、地方自治体の研究所としては、全国一の規模と内容を誇る施設として基本計画が発表されました。本市といたしましてはこの施設を核とし、現在、鋭意取り組んでいるコスモポリス事業の推進を図り、本市における産業構造の転換や新たな雇用の創出を図り、活力のある町づくりを進めたいと存じます。

第6点目は、平和と人権が尊重される心の触れ合う町づくりであります。

連帯感と信頼感に満ち溢れた心触れ合う地域社会をつくるためには、何よりも市民1人ひとりがお互いの人権を尊重し合うことが大切であると考えます。今後とも核兵器廃絶、平和都市宣言の理念を体しながら、基本的人権が尊重される人間都市を目指しまして、差別のない明るい町づくりに一層の努力を重ねてまいります。さらに、市民祭などを通じまして古きよき伝統を生かしながら、市民の郷土愛や連帯感の醸成に努めてまいります。

第7点目は、女性の地位向上と国際化に対応する町づくりであります。

御承知のとおり、国際婦人年を契機として、社会の様々な分野で女性の地位向上や社会参加を目指す活発な取り組みが進められております。本市におきましても女性の積極的な社会進出を促進するため、より一層婦人対策、施策の拡充を図るとともに、本市における各種審議会に女性委員の参加を進め、その優れた感覚やパワーが生かされる市政運営に努めてまいりたいと考えております。また、国際化時代を迎え外国との友好交流に努め、国際親善、相互理解の促進に貢献をいたしてまいりたいと存じます。

第8点目は、市民サービスの一層の向上を図る町づくりであります。

本市の財政環境につきましては、市議会を初め市民各位の深い御理解と御協力によりまして健全化に向け不断の努力を重ね、財政力の回復を図ってきたところでありますが、依然として体質的には脆弱であり、厳しい状態にあります。今後とも国、府に対し交付税の増額、超過負担の解消を強力に働きかけ、歳入の確保に努めてまいることはもちろんのこと、引き続き行革の精神を体し、経常経費の一層の節減、合理化を推進し、まさに限られた財源の効率的な配分に創意と工夫をこらし、市民サービスの一層の向上に最善の努力を尽くす決意であります。また、複雑多様化する行財政需要におこたえするため、懸案の新庁舎建設につきましても取り組

みを進めてまいる所存であります。

以上、今後、取り組むべき政策の基本目標につきまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。また、政策の実行に当たっては、市議会各党各派の御理解、御協力をちょうだいをいたしまして、常に市民皆様方の声に耳を傾け、英知を結集し、合意を求めながら市政を進めてまいる所存であります。

しかしながら、現下の地方行政をめぐる情勢はますます厳しさを加えており、なお、克服すべき幾多困難な課題も山積みをいたしております。私はこれら諸問題の解決のため、調和と活力ある人間都市和泉を目指し全身全霊を傾け、市政運営に取り組む決意であります。また、職員とともに市民全体の奉仕者としての自覚をさらに高め、いやしくも市民の信頼を損なうことのないよう十分心してまいる所存であります。何とぞ議員皆様方の深い御理解と御支援、御協力を重ねてお願いを申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、御礼並びに所信の表明とさせていただきます。まことに貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

---

○

#### 議席の指定について

和泉市議会会議規則第3条第3項の規定により議席を次のとおり指定する。

平成3年12月17日

和泉市議会議長

柳瀬美樹

#### 記

3番 西口平和

- 議長（柳瀬美樹君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「議席の指定について」を議題といたします。

本件につきましては、去る11月17日の補欠選挙におきまして当選されました西口平和君の議席の指定を行うものであります。議席は、会議規則第3条第3項の規定により議長において議席番号3番に指定をいたします。

ここで、西口平和君を御紹介いたします。

- 3番（西口平和君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました西口平和でございます。よろしくお願いをいたします。

○  
○  
○ 議長（柳瀬美樹君） ありがとうございます。

日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、1番・竹下君、2番・須藤君、3番・西口君、以上、3名の方を指名いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月20日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの4日間と決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第4「常任委員会委員の選任について」及び日程第5「特別委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議会議案第16号

#### 常任委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により委員を選任する。

平成3年12月17日

和泉市議会議長

柳瀬美樹

記

建設水道委員会委員（1名）

議会議案第17号

特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により委員を選任する。

平成3年12月17日

和泉市議会議長

柳 瀬 美 樹

記

交通公害対策特別委員会委員（1名）

開発事業対策特別委員会委員（1名）

土地開発公社特別委員会委員（1名）

- 議長（柳瀬美樹君） 本件につきましては、さきの議会運営委員会において御了承を賜っておりますので、私より選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、私より選任させていただきます。

建設水道委員会委員に西口平和君、交通公害対策特別委員会委員に西口平和君、開発事業対策特別委員会委員に奥村圭一郎君、土地開発公社特別委員会委員に西口平和君。

以上のおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま申し上げましたとおり選任することに決しました。

一般質問発言者及び発言の要旨

（平成3年12月第4回定例会）

発言順	1	発言者	大 谷 昌 幸 議 員
発言の要旨	1. 計画道路の整備について 2. 国府幼稚園舎建て替えについて		

発言順	2	発言者	天堀博議員
発言の要旨	1. 生産緑地指定について		
	(1) 現在の申請状況について		
	(2) 指定、買い上げ等についての市の対応について		
	(3) 申請期間の延長等について		
	2. 市南部地域のまちづくりについて		
	(1) 道路整備について		
	(2) 人口減に伴う対策について		
	(3) 各種施設について		
	(4) 環境問題について		
	イ. 産業廃棄物投棄について		
ロ. 下水道整備について			

発言順	3	発言者	友田博文議員
発言の要旨	1. トリヴェール和泉について		
	(1) 桃山学院大学について		
	(2) 産業技術総合研究所について		
	2. 道路行政について		
	3. 情報関連について		
	(1) オフィスとコンピューターについて		
	(2) 学校へのコンピューター導入について		
	(3) 行政情報サービスについて		

発言順	4	発言者	木村静雄 議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成四年度の経済見通しに対する本市の取り組みについて</li> <li>2. 本市の医療体制の現状と中央丘陵開発による人口増に伴う医療施設の充実について</li> </ol>		

発言順	5	発言者	穴瀬克己 議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 池田市政五期目の公約について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コスモポリスと産業技術総合研究所について</li> <li>(2) 駅前再開発について</li> <li>(3) 大学誘致について</li> <li>(4) 新庁舎建設について</li> <li>(5) 女性の地位向上について</li> </ol> </li> <li>2. 生産緑地制度について</li> <li>3. 同和施策と一般行政について</li> <li>4. 公的駐車場設置について</li> </ol>		

発言順	6	発言者	猪尾伸子 議員
発言の要旨	<p>○ 中央丘陵トリヴェール和泉街びらきをひかえて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民サービス施設について</li> <li>・ 交通網の整備について</li> <li>・ 公益施設の整備計画について</li> <li>・ 学校、幼稚園、保育園に関する諸問題について</li> </ul>		

発言順	7	発言者	原 重 樹 議員
発言の要旨	<p>○ 同和行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不燃性廃棄物収集業務の委託について</li> <li>・ その他について（生活実態調査など）</li> </ul>		

発言順	8	発言者	須 藤 洋 之 進 議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共施設の利用方法と今後の公共施設の運営のあり方について</li> <li>2. 各種競技大会の運営と今後のあり方について</li> <li>3. 太之坊埋立跡地と福祉施設について</li> </ol>		

発言順	9	発言者	上 田 育 子 議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育問題について</li> <li>2. 開発問題について</li> <li>3. 労働者の実態について</li> </ol>		

発言順	10	発言者	勝 部 津 喜 枝 議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女性の社会参加と市行政への登用を促進するためについて</li> <li>2. 高齢者、障害者、福祉の充実のためについて</li> </ol>		

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第6「一般質問について」を行います。

最初に、29番・大谷昌幸君。

（29番・大谷昌幸君登壇）

○ 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷です。このたび、池田市長さんには無事に選挙をクリアされ、御丁重なるごあいさつをいただきまして、まことにありがとうございました。今後4年間、健康に御留意されまして一段と奮発されることを期待いたしまして、よろしくお願いを申し上げます。

先ほど、御表明いただきました施策の中の2番、3番、4番に関係あるかと思いますが、ただいまより一般質問の要旨を御説明申し上げますので、何とぞよろしく適切な御回答をいただけますようお願いを申し上げます。

まず、道路のことについてですが、私は過日、泉大津の市政に関与されますある有力な方と同席することがございました。その方が申されました言葉には、私の家内が横山のさる町から来ており、11月のある日曜日、家内の里で法事があり、午前10時ごろに泉大津の家を出ました。11時からのおつとめが始まるので、軽くその時間に間に合うやに思いその時間に出たのですが、何と向うに着いたのが11時20分、遅刻したというわけであります。皆さん方も御承知のように、日曜日の午前9時を過ぎると、横山行きと申しますか、河内長野の方へ抜ける泉大津粉河線及び170号線は大きな混雑で、平井あるいは納花のあたりから全然車が動かないことは、既に皆さん方も体験されていることと思います。

私、その言葉を聞きましてなるほどと思いました。私どもが30年あるいは40年前の若い自分からこれだけ年月がたっており、その当時と比較にならないぐらい車の量が増えているのに、和泉市の道路の状態はその当時と同じであります。わずかに拡幅されたところが一部にありますが、泉大津粉河線の納花から上は、槇尾山に行く道はバイパスができておるものの、横山あるいは河内長野方面に抜ける道については旧態依然たる状態であります。

また過日、都計審がございました。その席である委員の方から出た言葉ですが、和泉中央線は、たまたま和泉中央丘陵開発の中で年明け早々から入居者を募集する地域の近くに行った場合、初めて姿を現しているのを見かけましてだれしもが思ったことであろうと思いますが、このコミセンへ帰ってきてからある委員の方から、観音寺のカンダンのところから三井へ抜ける道は一体いつできるのか、という質問が出ましたが、どなたからも釈明される言葉がなかったわけです。私も同感であったわけです。

昭和41年と記憶しておりますが、和泉市及び大阪府の方で都市計画が打たれましてから実に26年、半世紀以上たっておりますのに、この都市計画が打たれた道路に例を取りますと、先ほ

ど申し上げました和泉中央線、その次に池上下宮線、光明池春木線、この3本の道路のうちで現在、どこにその影を見たらよいのでしょうか。和泉中央線が、ちょうどたばこのキセルのように両端だけ姿が見られますけれども、その他においては、どこに姿を見ることができましようか。

特に池上下宮線の下、いわゆる泉大津市域の松之浜曾根線と言うんですか、この道路は、約1年前から第2阪和（国道26号線）とドッキングされました。そして、幅員26mぐらいの道路を車がすいすいと走っているわけです。そして、これが臨海線まで通じているのです。しかし、その上はまだ板囲いがされ、建物の屋根がはるかに見えているような状態であります。今後、これを解決されるのにどのような施策で進めていかれるのか、まず、第1点としてお伺いをいたします。

第2点目ですが、私どもがかねてから要望しておりましたが、今の和気校区の一部を含めた旧国府校区には議員さんが何名かおられて、国府幼稚園のPTAの方々からいろんな請願が議会にも出されました。しかし、もう10年はたっているでしょうから、その請願書の存在すら忘れられていると思います。私も記憶がございません。その中に4歳児を含めての2年保育、古い園舎の建て替えが要望されておりました。昭和40年代の子供がどんどん増えていく状態の中、とても市立の幼稚園だけでは手が回らないので、私立幼稚園の応援を願うため私立幼稚園の建設をいただき、幼稚園教育をしてみました。しかし、やはり公教育と申しますか、和泉市立の幼稚園において4歳児、いわゆる2年保育がされないというのは不自然であります。仮に今の全体の児童数の何%かであっても、これはしなければなりません。

たまたま国府幼稚園のPTAの方から請願が出る中、御他界されました前の教育長によりまして、4歳児保育が平成元年度から受け入れられました。現在、国府幼稚園では4歳児が84人、5歳児が98人保育を受けているわけです。しかし、その園舎たるや、和泉市の小学校、中学校、幼稚園を含めた中で木造の建物は、この国府幼稚園だけです。私の調査あるいは記憶をたどった中では、現在、5歳児が入っております4教室は、昭和32年度から保育が始まった園舎です。その次にある集会室というか体育館というかの建物は、これはたしか38年ごろでしたか、北松尾かどこかの幼稚園の古い建物を移築したものです。次にもう1教室ありますのは、昭和43～44年でしたか、いわゆる児童が急増した時期に新築されたものです。そういうような古い木造の園舎で保育が進められているわけです。

私、たまたま昨日、数年ぶりに園庭へ入り見せていただきましたが、窓は隙間だらけ、また、一般の家庭でも汲み取りが減ってきていますが、トイレたるやいまだに汲み取りなんです。幼稚園の先生がマンホールの蓋を開けてどのぐらいたまっているかを見て、「もう一杯になって

きたな」となると、頼んで汲んでもらっている状態であることを承りました。非常に驚くわけです。市役所と目と鼻の先で、このような古い園舎で保育が進められていることに対して憤慨までするわけです。かねてからこの建て替えをお願いしていますが、御承知のように土地が借地の関係で今までうまくいかないんだということを聞いております。その土地を提供してくださっている方々の御了解が得られなければ、一体何年先までこのままでいかれるおつもりか、つぶさにお聞きをしたいと思えます。

以上、自席からの再質問をさせていただくことを御了解願ひまして、質問の趣旨説明を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 建設部次長（谷 俊雄君） それでは、道路問題の1点目と3点目につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

まず、和泉中央線の観音寺町から弥生町の区間の整備の件でございますが、この整備につきましては、平成元年度より地元説明に入り、現在、用地交渉を進めているところであります。延長が約240mと短い区間でございますが、弥生町側で約10mの高低差があるため、地権者から道路が築造されてもこのままでは道路周辺の土地の有効利用ができないので、計画高を下げよう強い申し入れがございました。しかし、弥生町側は既に完成しており、沿道には住宅があるので、10mも道路を下げるとなると相当広範囲に影響を及ぼすことから至難であります。

したがって、代替策として、新しく築造する道路まで付近地を盛土することにより区画整理を行う工法とか、あるいは側道を付ける工法等、工法につきましていろいろと協議を重ねてまいりました。その結果、最終的に地元から側道に代わる道路として将来の土地利用を考えた道路の要望があり、今後、双方で具体的に詰めていくことで大方の御了解をいただいたところでございます。このほど地権者の御協力のもと、里道、水路等の境界の立ち会いも終え、面積が確定いたしましたので価格提示も行い、契約に向け交渉を進めているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、平成3年度から4年度にかけて用地取得を行い、平成5年度から6年度で築造工事を終え、平成7年春には供用開始ができるよう努力しているところでございます。当路線は、本市の都市計画路線として最も重要な路線でございます。今後ともなお一層の事業推進に努力してまいりたいと考えております。

3点目の都市計画街路の光明池春木唐国線の整備の件でございますが、都市計画街路光明池春木唐国線は本市の東西を結ぶ地区幹線道路でありまして、全延長が7,290mでございます。このうち1,340mにつきましては、既に光明台地区において完了しているところでございます。未整備区間5,950mのうち約3,050mは、トリヴェール和泉の区域内になっておりますので、

住宅・都市整備公団が期限内に施行する予定でございます。残りの区間の中で光明台から府道泉大津粉河線までの区間1,360mにつきましては、本市が事業主体で平成2年度より測量に入り、現在、地元に工法の説明等を行っているところでございます。さらに、府道父鬼和気線からトリヴェール和泉の整備区間につきましては、平成4年度に測量に入りたいと考えております。その他の区間につきましては、周辺の道路整備の進捗を見ながら事業実施を図ってまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 都市整備部理事（中野義裕君） 続きまして、府道の池上下宮線の整備状況につきまして、都市整備部中野よりお答え申し上げます。

都市計画道路池上下宮線につきましては、お示しのとおり、昭和41年度に都市計画決定がなされ、泉大津市境から大阪外環状線まで延長約11kmに及ぶ本市の主要幹線道路でございます。この路線のうち泉大津市境から国道26号線までの100mの区間につきましては、既に平成2年度に供用が開始されておるところでございます。

残りの区間のうち、まず、JR阪和線から大阪岸和田南海線までの区間、延長にして約830mにつきましては昭和62年度に事業認可が出され、以後、大阪府と和泉市が協力して用地買収を行っているところでございまして、現在まで面積にして約70%が買収済み、残りの区間につきましては、地権者の方々と鋭意買収交渉を進めているところでございます。今後、この区間につきましては、買収済みの用地につきましては文化財調査を行い、実施可能なところから工事に着手、部分的に暫定供用ができるようにしていき、また、未買収の用地につきましては引き続き買収交渉を進め、文化財調査後、できるだけ早期に工事に着手するということでございます。

また、JR阪和線から第2阪和国道（国道26号線）までの区間、約480mにつきましては、大阪府において過年度より既に予備設計に着手しておりまして、平成3年度中には地元の協力を得て用地の丈量・測量に着手し、その後、府、市が協力して用地買収に着手していく予定であります。この区間の整備につきましては、用地買収あるいは文化財調査及びJR阪和線との交差工事等に一定の期間を要しますため、これらが順調に進んでも最低数年は要するとのことでございます。

また、大阪岸和田南海線より山側につきましては、先ほど、お答えいたしました区間の整備のめどが一定ついてから事業化が検討されるものと考えております。

なお、泉大津粉河線（国分バイパス）から外環状線（170号線）までの区間、約160mにつ

きましては、約66%が買収済みでございます。この区間につきましては、外環状線(170号線)に合わせて供用を予定していると聞いております。本路線につきましては延長が長いので、区間を切って重点的に整備を進めているところでございます。今後とも府、市が協力いたしまして整備の促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御了承いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

○ 管理部長(白樫通有君) 国府幼稚園園舎の建て替えにつきまして、教育委員会総務課白樫よりお答え申し上げます。

国府幼稚園園舎の建て替えにつきましては、かねてからPTAの方々などから御要望がございます。木造園舎で老朽化も進んでおり、教育委員会で園舎建て替えについて取り組んでまいりました。しかし、国府幼稚園の建て替えにつきましては幾つかの問題点があり、今日に至っております。その1つは、国の補助金採択の問題であり、もう1点は、借地の問題であります。同園の敷地はすべて借地であり、地主さんの了解が必要である中、この了解の取り付けに向け努力しているところでございます。教育委員会といたしましては、今後とも地主さんの了解の取り付けに努力するとともに、補助金採択につきましても国、府に対し要請をする中で、平成5年度建設をめどに努力してまいりたく存じております。どうぞよろしく願いいたします。

○ 29番(大谷昌幸君) まず、道路でございますが、和泉中央線は平成7年ということですが、空港の開港に合わしているのかどうか知りませんが、それにおくれないうお願いしておきます。

あとの府道の方ですが、池上下宮線についてはあと数年と言われます。日本語というのはうまいことできているものでしてね。数年というのは4~5年も数年なら7~8年も数年で通りますので、数年というのは、何かまやかしのよう聞こえます。170号までの新線と、それから、国分とつなぐところの160mについては、外環状の開通時に合わしてやる、これは当然のことですね。これができなければ、一体行政は何やと言いたい。これはできるからよろしいですわ。

それから、下の方をどうするのかです。横山からここまで通勤される皆さん方は、毎朝、御体験されているでしょう。一体何分かかりますか。私、たまの日曜日、山歩きをするために朝7時ごろに家を出ますが、横山病院のところまで20分あれば十分です。しかし、先ほど、大津の人の例を申しましたが、皆さん方が夕方お帰りになるとき、少なくとも、室堂まで何分かかりますか。先ほども言いましたように、道路が昔のままの状態なんです。

せっかく4分の1世紀前に都市計画決定を打ってあるんですから、何も下から行かなくても、上から下ってくる方法があるのと違いますか。道をつくる場合、上から来たらぐあいが悪いんですか。和泉市は地図で見たらわかりますように84kmあります。一番端っこの泉大津境から父鬼まで、あるいはマラソンが行われた鍋谷峠まで何kmありますか、20km以上ありますよ。何も下から追っついていかないかんことはないと思います。上から下ってきた方が楽で早いのと違いますか。いろんな面で下ってくる方が楽ですよ。用地買収も楽やと思います。上から来たらええんですがな。

市道の光明池春木線にしても、先ほど御答弁がありましたように、どうも他力本願が多い。和泉中央線にしてもそうでしょう。三井住宅さんが開発した中だけでできました。今度は、トリヴェール和泉ができるさかいにできました。あとは市がやらないかんさかいに数年かかります、というわけでしょう。光明池春木線にしても、トリヴェール和泉ができるさかいにできます、ということでしょう。

しかし、トリヴェール和泉の中に住む人はよろしいわな。しかし、少なくとも春木線と言うからには、春木の方から出かける人は、あるいは南松尾から行かれる方は一体どこを通るんですか。光明池春木線ができました、できました、と言われても、うちは、そんな道がどこにあるんやら知りません、ということになってきますよ。これではいかに行政が貧困かということで情けない。こういう点について、もう少し行政に携わる方々として、和泉市民に対する住みよい町づくりを考えれば、もう少し積極的にやってほしいと思います。国なり府の補助金があるわけですので、一層道路の整備について努力していただきたいと思います。今後、その点についてどのようにされていくか、確信のある信頼できる御返答をお願いします。

○ 都市整備部理事（中野義裕君） 池上下宮線について山側の方からできないか、という御指摘でございます。先ほどもお答えさせていただきましたように、現在、1区間、JR阪和線から大阪岸和田南海線までにつきまして事業着手しておりまして、引き続きJR阪和線から第2阪和まで近く事業着手する予定でいるという状況でございます。この路線につきましては、延長が約11kmと長うございますので、重点的に区間を区切って整備をしていかなるを得ないわけですし、現在、着手している区間のめどが一定ついてから、その他の区間の事業化を進めていきたいということでございます。よろしくお願いたします。

○ 29番（大谷昌幸君） 中野理事さんから御答弁をいただきましたが、中野理事さんは府から来られて御苦労されていると思いますが、和泉市に2年間しかいらっしやらない。次々に人が変わっていくわけでしょう。ですから、今後の取り組みについて、中野理事さんには大変失礼ですが、和泉市に根を生やして行政に携わっている方から御答弁ください。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） いろいろと道路の進捗につきまして御指摘をいただいております。道路の全般の問題につきまして、都市計画審議会でも渋滞等の問題について委員さんから御指摘をいただいております。従来、1市1路線という形で非常に厳しい状況の中、それなりに取り組んでまいったところでございます。いろいろなプロジェクトを担当する中、できるだけ関連の補助を導入いたしまして、逐次、事業に取り組んでいるところでございます。

現在の進捗状況から言いますと、市内では、非常に延長も長いということございまして、若干、他市に劣っているように思いますが、現在、取り組んでいる事業中のものを完成することによって、いわゆる阪南のレベルにかなり近づくのではないかと考えております。したがって、今後、府道だから府という形でなく、市としても事業の推進の協力体制を取り、府市ともども事業進捗に取り組んでいくという形でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 29番（大谷昌幸君） 何べん言うても同じことやと思います。言葉尻をつかまえて言うようですが、後数年という言葉になってくるんです。例えば下の泉大津市、忠岡町、岸和田市を見て御覧なさい。東西南北に一杯道が付いてますよ。府道磯之上山直線が昨年3月28日に開通したときは1車線でしたが、今、2車線の工事をやってますがな。あれも府道の都市計画路線でしょう。カネを使ってくれているところは使ってくれているんですからね。なぜ和泉市だけ使ってくれへんのかと、情けないやら腹が立つやら悲憤慷慨してるんです。だから、こういう質問もしておるわけです。これ以上申しませんが、市長さん、先頭に立ってもらって国と府に働きかけてくださいよ。これだけお願いしておきます。

私は毎朝、家の前で見てますからね。山手から来る人がどれだけ迷惑しているかをね。相当の時間をかけてきてますよ。この間も市立病院へ別に御手配をいただいて「朝の9時に来なさい」と言われて8時半に出たが、30分かかって着かなかったという山手の人もいるわけです。どうかよろしく願いいたします。

次に、教育委員会の幼稚園の問題に移りますが、地主さんは、私の記憶ではたしか3名の方にお世話になっているわけですね。一体、どんなぐあいをお願いしているのか。あの辺の土地は坪幾らぐらいしているのか知りませんが、相当するでしょう。だから、市の安い借地料ではもうお貸しできないという方があってもやむを得ないと思うんです。昭和31年か32年から40年近くも借りているわけでしょう。それ以上まだ貸してくれと言うのは無理かもしれません。だから、地主さんが貸してくれない、国からの補助金もくれないとなれば、一体、何年たったらくれるのか。また、地主さんがOKしてくれなければどうするのか、その辺の御答弁をお願い

いたします。

- 管理部次長（白樫通有君） まず、地主さんの件でございますが、借地につきましては、公共施設をお借りしている場合、3年に一度、借地料の改定をやっているわけでございます、教育委員会関係の施設についても同様でございます。前回は、昭和63年12月が改定年度でございましたので、そのときも、年度はいつかわかりませんが、後3年ございますので建て替えの計画を持っている、ということでご了解をお願いしたわけでございます。

その次が今年の12月が改定年度でございますが、いろいろ他のこともございまして、3名の権利者のところにお伺いをいたしました。2名の方にはお会いできたんですが、あと1名の方には3回おじゃまをしたんですが、お留守でございました。最初のときは名刺を置いてきたんですが、その後、2回参りましたが、お会いできませんでした。やはり先生がおっしゃるように、借地料の点が問題であるという方がお2人でした。この12月が改定年度に当たっておりますので、また、時期を置いてお願いに参りたいと考えております。

次に、補助金の問題でございますが、国府幼稚園園舎のうち44年に建設したものが耐用年数がまいておらないわけです。そして、他の建物につきましては耐用年数がまいておるわけです。ただし、府の補助の採択採択順位という制度上の問題がございます。まず、第1に取り上げられるのが危険建物の改築でございます。2番目に取り上げられるのが耐用年数を経過しており、その上で不適格な建物という認定がいただけること、というものでございます。

数年前から御要望もいただいておりますが、今申し上げますように耐用年数がまいてない建物と、耐用年数がまいておってもその老朽度を認定する場合、まず、市でもって点数を付けます。1万点満点の減点法でございますが、まず、市で査定をした結果、5,500点以下になって初めて申請ができます。それから、国の委託を受けて府の職員が査定に来て危険建物という認定がされて、初めて補助制度に乗っていくという順位がございます。その点で申し上げますと、確かに以前から御要望をいただいておりますが、今日に至っておる次第でございます。

先ほど、平成5年度をめど、と言いますのも、健全な建物が一応、耐用年数だけでもクリアするわけでございます。一部、平成2年度に便所等を増設したのもございますが、地主さんの了解の取り付けに努めるとともに、国、府に対して健全な建物の経過というものが過ぎた段階で強力をお願いをしていきたい。そういうものをクリアした上でのめどというのが教育委員会の考え方でございます。

- 29番（大谷昌幸君） 昭和43年に建てた最後の1教室がありますが、これは公共物やさかいに固定資産税は関係ないんでしょうが、もし、固定資産税の方で査定したら、この国府幼稚園の園舎はどのぐらいの評価になりますか。恐らくゼロやと思うんです。それを取り壊して教室

を建てた場合、1教室分でどれだけおカネがいるのか知りませんが、437万円ですか、この議案書の補正予算に計上されてますね、プレハブを建てるとかですね。昨日、現場でもお聞きをしましたが、また、カネを使う。

また、先ほどの点数の件ですが、1万点が5,500点以下になった場合と言われましたが、今、7,000点余ある。それが何年後に5,500点以下になるんですか。もう水掛け論的になりますので、教育長か教育次長から将来、どないしはりますか、教えてください。

○ 管理部長（逢野博之君） 国府幼稚園の建て替えの問題でいろいろ御指摘をいただいております。先ほどからの要旨の御説明をされましたが、内容的には、全くそのとおりでございます。幼稚園施設の行政上の課題として、国府幼稚園が残されております。先ほど、私どもの次長の方からも御説明を申し上げましたが、補助金の問題、借地の問題のあたりが1つの大きな問題点でございます。しかしながら、建設のめども示させていただきましたとおり、全力を挙げてこのめどに向かって取り組んでまいりたい。いろいろ補助金の問題もございしますが、これはわれわれ内部の問題でございますので、お示しさせていただきました平成5年度をめどに、地主さんの御了解の取り付けに全力を挙げてまいりたいと考えてございます。よろしく願いを申し上げます。

○ 29番（大谷昌幸君） 10年前に要望書を出したときは、まだ30年たっていないからどうの、そして、この期に及んだら1万分の何点や、地主さんがどうの、どんどん変わっていくわけでしょう。その後、現在、隣の畑をつくっている方の東側の一部を借地し、真ん中の水路にヒューム管を布設して園庭を広げたわけでしょう。そういうことから考えれば、やる気があれば、条例で定員が200となってますが、今までは私立の幼稚園にお願いをしてきたが、私立の方も子供の数が減ってきている中、私立の幼稚園の経営に悪影響を及ぼすようなことがあってはいけないので200人でよろしいが、全部で7つか8つの教室でも、幼稚園は2階までいけるんやからね、大阪市などでは3階もありますかな。そこまでやったら現在の園庭でも、多少狭くなりますが十分に対応できるはずですよ。

今ごろの時間、ちょうど子供がトイレに行ってますよ。そのトイレたるや、一番端っこにある。40数年たつ教室からトイレへ行くのに100m近くありますよ。相当遠い感じがします。

「途中で漏らす子供がいませんか」と聞いたら「ありますよ」と言うてました。小学校の3年生になっても漏らす子供がいるんですよ。まして、雨の日などは、幅が1mばかり木造の廊下を行くわけですよ。あんな古い園舎がどこにありますか。ちょっと恥ずかしいという気持ちになってくださいよ。私立もありますが、公立の方がええと言う父兄の気持ち、また、子供の気持ちになってあげたら、あんなところで保育させるなんて見られませんよ。もう一度見に行っ

結果を出してください。

時間も取りますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、25番・天堀博君。

（25番・天堀 博君登壇）

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、生産緑地指定についてであります。東京、大阪、名古屋の3大都市圏の特定市の市街化区域では、来年4月から500㎡以上のまとまった農地と30年以上農業を続ける意思を持つ農家の農地を保全すべき生産緑地に指定し、それ以外の農地には、宅地並みの固定資産税をかけるという制度が実施をされようとしております。農家は、30年以上農業を続けるかどうか、目前に迫った12月20日の締め切りにいろいろと悩んでいるところであります。

御承知のように、大阪府下での都市近郊農地において栽培される新鮮な野菜、これは大阪府民の野菜の供給源になっているわけであります。そういう土地を奪い、しかも、緑として防災面からも非常に重要な役割を果たしている農地を奪い去ることは、大きな問題があります。先ほど市長は、所信表明の中でも述べられましたように、いわゆる和泉市が都市近郊農業として府下有数の発展を目指していく、ということを言われております。そういう観点から今回、質問をさせていただき、お答えを願いたいと思います。

まず、現在までの申請状況につきましてお知らせを願いたいと思います。これは農家数や面積、筆数等に基づき、そのベースと申請者数、割合がどの程度になっているのか。もう1つは、今回の都市計画における市街化調整区域への逆線引きと言いますか、これについての申請数もどのようになっているかをお知らせを願いたいと思います。同時に現在、大阪府全体での割合はどのぐらいになっているかもお知らせを願いたいと思います。

次に、指定、買い上げ等についての市の対応についてであります。まず、法律におきましては、都市における農地などの適正な保全ということを自治体の責務としているわけですが、この精神に基づきまして、和泉市として緑と農地を守る立場を貫くということになっているのかどうか、この点が質問の観点であります。岸和田市などでは、いわゆる申請に対しまして、市として申請してきた農地が、積極的に緑地指定をしていく土地であるかどうか。それから、いろんな条件から判断してそのような土地であるかどうか、基本的には好ましくない土地であるかどうか、などを区分して対応しているようでありますけれども、これは和泉市などについてもそういうことになっているのかどうか。聞くところによると、逆線引きあるいは緑地指定はできないということで御返事申し上げている土地もあるようですので、その辺の指定の基本的

な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次は、買い上げの問題であります。市は30年を経過したもの、あるいは途中で病気、死亡等で営農が困難になったものについての買い上げ申請についてはどのように対応するのか。これは前にも聞きましたが、合わせて再度、お聞かせを願いたいと思います。

それから、逆線引きにつきましても、どのような考え方で対応していくのか。さらに、こういうそれぞれの問題につきまして、関係機関との協議、連絡調整が定められておりますけれども、どのように具体的にやっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

3点目は、申請期間の延長についてであります。先ほども申し上げましたように12月20日で締め切られるわけですが、農家にとりましては、最近になってようやくやっと本質がわかってきました。これはえらいことだ、という意識で受け取っているわけであります。いかにすべきかということでもまだまだ悩んでいるのが現実であります。後継者問題とか本人の体力の問題あるいは付近の権利者、関係者との問題、道路に併設されているか、あるいはそれがされていない土地であるとか、いろんなことで悩んでいるわけであります。私どもも各農業団体も合わせてこの生産緑地の指定をするように、その後、再度考えてはどうかということで農業団体の方でも進めておられるようではありますが、それぞれ家庭の事情あるいは関係者との問題で結論が出ないというのが実情であります。

そこで、12月20日で一たん申請を締め切りますが、他の市の例でもありますように、申請期間を少なくとも2月段階まで延ばす考えはないかどうか。これは昨日ですか、農業委員会の場でも問題になりました。会長さんを初め役員の方々が市長にもこの点でのお願いというか交渉をしているところだろうと思いますが、その辺のお考えもお聞かせ願いたいと思います。

なぜ延期をするかという理由は、先ほども言いましたように、それぞれ農家の対応が今すぐ出しにくい現状のところも多分にあるということと、そのような状態のままでいくと、本来、支払う必要のない高い税金を支払わなくてはならないという状況が生まれてくること、あるいは逆線引きの問題では、既に市がアンケート調査で1月15日までに返事をもらうことになっております。こういう期間の問題からいっても12月20日までに全部締め切ってしまうのでなく、2月末日までこの締め切り期間を延長することが必要だと思っております。

また、固定資産税についてであります。来年1月の当初の物件が課税対象になるわけがありますので、聞くところによれば、平成4年度の固定資産税は、一たん宅地並みの課税をして徴収をすると言われます。そして、指定を受けた段階でその分を還付すると聞いておりますが、そういうこととなりますと1つはむだにもなりますし、負担も大きくなります。そういう点を配慮して納税猶予その他の方法をとる考えはないかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

以上が、生産緑地の指定についてであります。

次は、市南部地域の町づくりについてお伺いをいたします。

質問の基本的な観点は、いわゆる南部地域の乱開発を含む自然環境を破壊するような町づくりであってはなりません。南部地域の自然環境や人間味のよさを十分に生かした総合的な町づくり、地域住民が住み続けられる、また、若い世代もいつまでも住みたくなるような町づくりを願う観点からであります。先ほどの国勢調査などでも特に横山地域などを見ると、特に若い世帯が減ってきているということでもあります。これは全国的な幼児の減少傾向にも表れておりますことも1つの原因ではありますが、合わせて若い人たちがなかなか住みづらくなってきているのが現状だと思います。そういう観点からお聞きをいたします。

1番目は、道路整備であります。その1つは、先ほどの大谷議員さんからの質問にもありましたが、都市計画道路、いわゆる幹線道路の整備であります。中央丘陵がいよいよ平成4年4月に町開きがされるということですが、その後、どんどん開発が進みまして平成7年ごろにはかなりの町ができて上がってくるわけでありまして、和泉市そのものが様変わりしていくのが現実であります。そういう状況の中、市の中核部と南部地域を結ぶ道路網の整備、いわゆるパイプラインが非常に不十分であります。今でも国道170号線あるいは泉大津粉河線が非常に混雑しております。もちろん外環状線の一部供用開始が見込まれますが、総合的な観点から市の中核部と南部地域との道路網をどう整備していくのか、この点をお聞かせを願いたいと思います。

道路整備の2点目は、幹線道路ではなく、いわゆる旧村の村落内の生活基盤に密着した道路の整備であります。今までは、言わば陥没とか路肩が崩れたとか、あるいは横断管が詰まったとか、細いとか、市内一円の契約で業者が回って補修を中心としてやってきているわけでありまして。部分的には新たな市道の開通や拡幅がされているところもありますが、それは微々たるものであります。自動車あるいは他の乗り物も増えてきておりますが、今後は、そういう旧村落内の生活基盤に密着した道路については、市道を中心にして拡幅や路肩の整備をしていく、あるいは歩道を設置するとかの観点から政策的なやっていかなくてはならないと思います。もちろん、修理や補修も必要ですが、基本的な考え方をそういうところに持っていかなかったらだめではないかと思うわけでありまして。その点の考え方をお聞かせを願いたいと思います。

それから、人口減に伴う対策についてと各種施設については一緒にお聞きをいたします。これは最初に述べました総合的な町づくりに大に関係するわけでありまして、そのような観点から見る必要がありますけれども、例えば横山に大きな文化会館を建てろというような極端な話はしませんが、いろんな形での文化施設の設置、サービスセンターについても現在の市民課

の窓口業務をさらに拡充をし、合わせて他の業務もできるような体制、わざわざ和泉府中まで時間をかけて来なくても、あるいは中央丘陵にどういふものができるわかりませんが、将来、そこでの出張所的なものあるいは支所的なものが恐らくできるだろうと思いますが、そこまで来なくてもそれぞれの地域でそういうものが間に合うという、サービスセンターの拡充の必要性があるのではないか。

それから、細かい問題につきましては、幼児の減少傾向に伴いまして幼稚園、保育園の存続そのものが非常に難しい状況になってきております。教育委員会も南池田の幼稚園を休園にし、引き続き廃園にしましたが、あちこちで園児が減少してきておりまして、もう面子の問題になってきているのだらうと思います。やっとおくれればせながら2年保育、4歳児と5歳児の保育をするということでアンケートをとった結果、2年保育をしていただけるということになりました。公立の幼稚園に通わせるという父兄の方々の答えもかなりありまして、現在、横山幼稚園の締め切り後の状況は、5歳児で7名、4歳児が12名、合わせて19名の申し込みがあったようであります。北池田も4歳児、5歳児の保育をするわけでありまして、現在、3歳児の在宅児がかなり多いように聞いております。

ただ、横山地域では、保育園の3歳の在園児が幼稚園に流れてしまうということで、言わば公立の幼稚園と保育園で児童の奪い合いのようになりまして、今度は保育園で児童が減って困るというような状況になってきております。また、私立の幼稚園が非常にきらびやかな、派手なワゴン車やマイクロバスで送迎し、かなり山手の奥まで入ってきております。玄関から幼稚園の正門まで送迎するというようなサービスまでやっております。あるいはきれいなベレー帽や制服を着せたりしておりますので、つついそちらにひかれるということもあります。また、若い世代が住まなくなっているという状況により拍車がかかってきております。こういう状況に対してどういふ対策を考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

最後は、環境問題であります。先ほどの大きな観点から見まして、やはり南部地域で緑を大切にしていくことが非常に大事であります。ところが松尾山の農免道路脇は、産業廃棄物や残土の処理場のメッカになっておりまして、無残な状況であります。これは公害の問題、狭い道路を大型のダンプカーが往来をするという問題もありますが、やはり緑や自然の破壊が大きな問題であります。そういうことについてどう考えておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、下水道整備についても以前に質問し、相当議論を深めております。いわゆる合併処理槽に対する補助金の対象地域について、少なくとも調整区域内と言わず、光明池に入っていく山間部の上流部分まで広げてはどうか、ということについては、内部で協議をする、とい

うことでありましたので、その協議がどうなっているかもお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問の要旨を説明させていただきましたが、答弁のいかんによりまして自席からの再質問をさせていただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 生産緑地に関係いたします御質問に計画課中屋より御答弁申し上げます。

まず、第1点目の現在の申請状況でございますが、ベースになります市街化区域内農地、いわゆる対象農地は、面積にして約312ha、筆数は約6,500筆、農地の所有者数は約2,473人でございます。この農地所有者数につきましては、親の名義、子の名義を含めたいわゆる延べの人数でございます。

次に、12月16日、昨日現在の申し出の状況につきましては、受け付け件数が236件、筆数が707筆、面積にして36万3,875㎡でございます。件数につきましては、親の名義、子の名義も含めて1件扱いとしております。

次に、これを率に直しますと、まず、面積比では11.7%、筆数比にして10.9%、権利者数比にして10.5%でございます。

次に、逆線引きの御要望でございますが、要望件数が896筆、面積にして約57ha、権利者数にして428人でございます。

それから、府下における生産緑地申請の状況でございますが、これは大阪府が10日刻みで集計をしております関係で12月10日現在、府下平均で約16%、阪南ブロック平均で約14%の状況と聞いております。逆線引きの要望についても、現在、大阪府との協議調整も一定図っているところでございますが、最終的には、逆線引きの御要望に沿いかねる部分は、恐らく生産緑地への切り替えも御検討されるということが予測されますことから、こういった逆線引きの要望件数も合わせていわゆる生産緑地の申請状況にカウントさせていただきますと、面積比で29.9%、筆数比にして24.8%といった状況になります。

続きまして、2点目の生産緑地地区の指定についての市の対応についての御質問につきましては、生産緑地地区の指定に当たりましては、現に営農等の用に供せられている土地等で面積が1団で500㎡以上あり、さらに、営農等の継続が可能である農地等でありまして、現に都市計画の事業認可等を受け事業化が図られている都市計画道路とかあるいは公園の区域以外の農地等について指定希望の申し出がございましたら、地元意向を十分尊重する立場で大阪府と協議調整を進めていく考えでございます。

また、土地の有効高度利用を図るべく幹線道路の沿道とか、あるいは駅前の周辺地区につき

ましては、基本的には好ましくない地区ではございますが、これも地元意向を尊重する立場で対処いたしたく考えております。

それから、買い取り申し出に対します市の対応でございますが、これにつきましては、法的には、指定後30年経過あるいは農業の主たる従事者の死亡等の場合、市長に対し買い取り申し出ができる。この場合、市長は特別な事情がある場合を除き時価で買い取ることとされております。また、市長がみずから買い取らない場合であっても、府の供給公社とか住都公団等へ、さらに、他の農業従事者へのあっせんに努めることとされております。

また、買い取りの財源対策につきましても、今回、公共用地先行取得事業債が新たに適用できることになったと聞いております。さらに今後、大阪府で起債枠の拡大とか新たな財源確保について国家要望を行っていると聞いております。これらのことから買い取り資金につきましては、今後の状況等を見ながら大阪府と協議調整を図り、財源確保に向け国への要望等しかるべき対応を行っていく所存であります。

また、買い取り申し出に対する所有者等への対応につきましては、買い取りを申し出をされる所有者等の意向あるいは個々の事情等いろいろ考えられますので、これらの個々の事情等を十分に配慮し、可能な限り対応させていただくことが必要であると考えております。

逆線引きについての対応について、という御質問でございますが、まず、逆線引きにつきましては、今回の市街化区域内農地を保全する農地あるいは宅地化する農地のどちらかに区分し、その保全する農地の1つの方法として各農家の御要望をいただいておりますが、これにつきましては、生産緑地の業務に関連いたしまして、市内10農協、いわゆる農協連絡協議会と市の関係部局によります連絡調整会議というのを設置をさせていただき、相互に連絡調整協議を図っていくという形で御指導なり御協力を仰いでいるところでございます。逆線引きにつきましても、各農協さんを通じて各町の農業実行組合長さんなり支部長さんの一定の御配慮をいただき、それを通じて御要望をいただいた経過もございます。これを受けまして市といたしましては、農家の御意向をできるだけ尊重したいという立場で大阪府と協議をしておるところでございます。

ところが、逆線引きにつきましては、何分、線引きの基準というものがベースにありまして、農家の意向を十分に配慮するというにはなかなかかなりにくいという状況であります。時期につきましては、まず、スケジュールでございますが、農家の方へ農協さんを通じて10月末を逆線引きの要望締め切りということで、農協さんとの連絡調整協議の中でさせていただいております。そういうことで府とも農家の意向を受けまして逆線引きについての協議を行ってきたわけではございますが、府においても基準との整合あるいは現地確認等をこれまで行い、その結果、

来年1月に建設省との協議を行うというスケジュールになっております。その建設省との協議の結果、1月末あるいは2月初めという時期に逆線引きが可能かどうか、あるいはだめかというあたりの結論が出ると聞いております。

したがって、逆線引きの結果もしだめな場合には、生産緑地への切り替えを再度、御検討をしなければならないと存じますので、この分につきましては、先ほど、議員さんから御紹介がありましたように一定のアンケートを市の方で用意いたしまして、結論が出るまでに各御要望された方々に郵送させていただき、生産緑地に対する意向を確認させていただくという段取りをしております。

それから、関係機関につきましては、主に大阪府を通じて建設省と一定の事前協議をしていただく予定になっております。

次の申請期間の延長等についての御質問でございますが、これにつきましては先生が言われておりますとおり、いわゆる12月20日が大阪府としての生産緑地申請の期限でございます。これにつきましては、大阪府とも一定の調整はしておりますが、基本的には、この線は変えないということでございます。

ただ、とりあえず12月20日までに申請をしていただきますが、最終的には、2月中に申請された各土地にかかわります関係権利者の同意書を取り揃えていただき、御提出をいただくということになります。いわゆる同意書の提出があって初めて生産緑地の指定の手続が踏めるということになります。したがって、とりあえず12月20日までに申請をしていただき、それ以降、同意書の提出があって初めて本格的に申請されたということになりますので、それまでに十分に考えていただきたい。ただ、今後、府下の状況等にもよりますが、可能な限り一定の配慮ができればいいと思いますが、そこら辺につきましては大阪府と十分調整をさせていただきたい、かように考えております。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 道路の関係につきまして、都市整備部長萩本よりお答え申し上げます。

いわゆる南部地域とトリヴェール和泉を中核とする中心部との道路網をどうするか、という問題でございます。現時点では、泉大津粉河線あるいはそのバイパスとしての機能、それから、父鬼和気線といった府道に頼っている状況でございます。こういった府道を通じて既存の市道からトリヴェール和泉に後押しするというのが実態でございます。

今後におきましては、南部とトリヴェール和泉の中核を結ぶ線として、光明池春木線という

ものが重要な道路になってくると思います。この面につきましては、建設部の方で黒石地区とか、あるいは先ほどもございましたように父鬼和気線からインターに向けての部分であるとか、あるいは中央丘陵の中では和泉中央線とかの形で光明池春木線につなげるような形を今までとっているわけでありまして。今後、和泉中央線が光明池春木線に近づいていく、いわゆる東部に伸びていくことが重要でございます。また、光明池春木線の事業化がまだ図られていない、いわゆる泉大津粉河線から青葉台の中央線といった事業区間の事業化をどうするかというところ辺が重要になってくると思います。そういったものを今後、幹線の連絡道として考えていきたいと思っております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路問題の2点目につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

御指摘のように市街地の既存道路は、近年の車社会に対応できるような構造を持っておりませんので、狭隘な道路に住宅が建ち並んでいるため人車の通行が非常に困難な状況にあります。主要な道路整備につきましては、国や府の補助制度を導入したり、大規模開発などによりその整備を図っているところでございます。しかし、御指摘のような道路整備は、現在、民間開発に伴う宅地開発指導により確保していただくとか、あるいは地元住民の御協力によって拡幅しているのが実態であります。これらの沿道には既に住宅が建っておりますので、根本的な道路の整備をするには、財源問題とか地権者の御協力の問題等大変困難な状況にあります。

現在、行っている対応策といたしましては、市道敷ののり面を擁壁にし（?）、また、側溝の整備等を行うことによりできるだけ原道の拡幅をし、交通の緩和を図っているのが実態でございます。こういった整備につきましては、予算の都合もありますが積極的に進めてまいりたいと考えております。また、平成2年度より1つの対策として市単独整備事業を設け、一定の改善を図っているところであります。今後、この制度を一層充実し、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、2点目の（2）、（3）につきまして、稲田より御報告申し上げたいと思っております。

本市の町づくりの基本的な指針となりますのは、第2次総合計画であろうかと存じます。現在、この基本計画に基づきまして、本市の都市基盤を決定付ける広域幹線道路、公共下水道を初めといたします4つのプロジェクトが動いているわけでありまして。すなわちトリヴェール和

泉を初めといたしましてコスモポリス計画、JR阪和線と泉府中駅前再開発事業、また、和泉ラーバンライフ等を本市の重点事業として位置付けているわけであります。

ただいま議員さんの御質問の趣旨につきましては、私どもといたしましても十分理解をしているところであります。山手地域の道路整備や若者向けの文化施設の整備についても、地域の発展に重要な事柄であろうと存じるわけであります。外側の地域におきましては、広域幹線の大阪外環状線につきましては、暫定2車線の供用開始に向け新空港がらみで工事が進められております。

市の文化施設の関係では青少年の家や槇尾山森林浴コースの整備、また、市民サービスの施設では横山サービスセンターの設置など、徐々にではありますが、地域振興を図るべく整備に努力しているところであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、ただいまは本市が進めております各プロジェクトの実現に向け取り組んでいる最中でありまして、今後、見直しが迫っております第3次総合計画の中では、本市南部の活性化につきましても一定の計画に取り組んでまいりたい、このように考えるところであります。

サービスセンターの拡充の件であります。何とかサービスを強化したいといろいろな立場から、窓口事務の改善委員会を設けて研究を重ねておりますが、現時点におきましては、いろんな面で難しさがございます。引き続き検討してまいり、少しでも市民サービスの強化につながるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉事務所次長（坂田平之君） 保育園に関する御質問につきまして、児童課坂田からお答え申し上げたいと存じます。

特に対象児童数が少ない横山、南横山地区につきましては、どのようにすれば保育園が持っている素晴らしい機能を多くの児童に利用していただけるか、につきまして、横山第一、横山第二、南横山の3園長さんと何回となく話し合いを持ちました。その結果、まず、保育の内容を知っていただくということで3園合同の「だより」の発行、また、保護者や地域の役員さんとの話し合いを持たせていただき、保育に対する希望等を聞かせていただきました。しかし、対象児童全員のものとなっていないという点もありますので、御指摘をいただきました事項についても難しい問題がございますが、地域に開かれた保育園にするためにはどのようにすればいいか、今後、検討してまいりたいと存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいま御質問のありました南部地域の町づくりの中の環

境問題に関しまして、市民生活部岸田よりお答え申し上げます。

まず、産業廃棄物の投棄につきまして、松尾山の農免道路周辺の谷筋に産業廃棄物の投棄が非常に多く、緑の保全、自然環境の保護の面から問題が多いとの御指摘でございます。本市といたしましても、産業廃棄物や残土の埋め立て処分については好ましくないと考えており、工事者からの事業実施についての問い合わせに対しましても、基本的には反対であるとの立場をとっている、との説明を行い、翻意していただきたいとお願いをしておりますが、地権者及び関係自治会、それから、水利権者等の同意を得てくる中で行政指導にも限界があり、法的にも対抗する手段が乏しく、実施していくについての届け出を提出させているのが現状であります。

また、産業廃棄物の最終処分場についての許可は知事の権限に属する事項でありまして、事業者が一定の条件整備を行った段階では、本市に対して意見書の提出が求められますが、この中でも本市の立場といたしまして、基本的に反対の態度をとっている、との御意見を提出しております。府の考え方といたしましては、許可を与えることについて、法的な要件をクリアすれば不許可処分とすることは難しいとのことであります。今後とも、従来同様反対の立場を強調して合意をお願いしてまいるとともに、実施していく行政指導等にも適正な処理、処分を行うよう要請をしてまいりたい。住民の皆さんや地権者の御理解、御協力を得られるよう、自然破壊の防止について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次の下水道整備に関し、これに代わる施設としての合併処理浄化槽設置整備事業の実施について御質問がございました。以前にもお答えを申し上げましたとおり、来年度から事業実施を計画いたしておりますが、対象区域は、下水道処理計画区域外である南横山区域と横山の一部、南松尾の一部、約570世帯を考えております。対象区域の拡大、つまり下水道計画区域内での事業実施につきましては、下水道計画との整合を十分図ってまいる必要があることから、将来の検討課題として内部協議を重ねてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解のほどをお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 総務部長（神藤恒治君） 生産緑地指定について1点、答弁漏れがございまして、申しわけございません。市街化区域内の生産緑地に指定されました農地に係る固定資産税の取り扱いにつきまして、生産緑地の申請があった市街化区域内農地については、平成4年度当初から農地並み課税とできないか、という御質問であろうかと考えます。これにつきましては御承知のとおり、現行法では、当市は、市街化区域内農地は宅地並み課税となりますが、平成4年中に生産緑地に指定された後については農地並みに更正され、減額または還付されるということになってございます。法令は省略させていただきます。したがいまして、現時点では、御指摘のよ

うに法を逸脱した考え方については判断いたしかねるところでございます。ただ現在、国（自治省）におきまして、これらの点について目下、検討中であると同っておりますので、これらの動向について十分注視をしながら、その結果の法的な指示を待った上で対応方を進めてまいりたいと考えてございます。何とぞよろしく願いを申し上げます。

- 25番（天堀 博君） 先ほどの申請状況の数字ですが、細かい数字は別として逆線引きの要望が57ha、このうちそれがだめになった部分は、生産緑地の申請の方に入っていくであろうものも見込んでいるということですね。現在、要望されているこの57haを含め面積にして29.9%という考え方なんですか。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） そうです。
- 25番（天堀 博君） 現在、生産緑地の指定と逆線引きのすべてを含めたのが面積にして3割弱ということですね。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） はい。
- 25番（天堀 博君） いわゆる両方で3割弱。しかも、今の話のように逆線引きは非常に難しい要件が出てくるだろう、府との協議の中ではね。それに外れた部分についても、必ずしも生産緑地に指定されていくかどうかについても難しい。一団の農地の問題とか、その地域の条件がありますからね。そういう点からも、農家にとってますます暗い見通しになっております。その点を1つ言っておきます。

和泉市も積極的に指定をしていくところ、あるいは条件的にいろいろ考えていくところ、あるいはまた、基本的に好ましくないようなところであっても一応、受け付けているというお答えでしたね。しかも、農家の意向を十分尊重していくということです。今の御答弁だけを聞いておれば、市としてもそれなりの対応をさせていただいているように聞こえますが、実際に農家の方々が申請に事務所に来られたら、もちろん、市の行政側としては、それぞれ確認をすることが大事だと思いますが、例えば30年間はどうにもならないとかの制約条件について農家の方々に説明をすると、せっかく申請をしようと来ているのに不安になって再度、帰ってしまうということが、今までも何例かあったようです。

そこで、基本的な考え方について先にお伺いをしておきますが、先ほど来の答弁を聞いておりますと、どうも大阪府との協議やとか、建設省との協議やとかが基本になっておりまして、市長が言われた都市近郊農業を守っていくという基本的な立場ひっくり返ってしまっている。大阪府や建設省のマニュアルで判断をしていってるわけですね。これは都市整備部が窓口になっておりますので、ある面では建設省所管なんですね。しかし、市の職員としては、農林課の職員であれ都市整備の職員であれ、市長を長とした同じ職員さんでしょう。それなのに、市長

が都市近郊農業を守っていくと言っているのに、他方では、建設省が押し付けてきている宅地化させていくような方針の仕事をさせてはいかんのではないか。その点はどうでしょうか。

ここに、大阪府農業会議、大阪府都市農政対策協議会、大阪府農業協同組合中央会が関係者の方々にまいたビラがあります。このビラの中身のように、市長が基本的な姿勢に立っていただきたい。先ほど、とにかく12月20日までに申請をまずしてください、それから考えてください、と言ってますが、そういうときに怖い話ばかりする。昨日の農業委員会の後でも笑い話になったんですが、どこかへ旅行に行く計画があって旅行社がプランを持って来たが、この飛行機は落ちるか落ちないかわかりませんが、まず乗ってください、というような話になったら旅行に行きますか。そんな宣伝を旅行社がするはずがないわけです。やはり12月20日までにとにかく申請をしてください、と言うんやったら、そんな怖い話ばかりせんと、とにかく申請をしてもらおうよう、この3団体がまいているビラのような基本的な考え方で、市長はもっと生産緑地の指定をしていただくように推進をしていくべきなんでしょう。それで来たら怖い話ばかりする。その点の基本的な考え方を聞いているんですよ。原課としてもそういう考え方でやってもらわんと困ると思います。

- 都市整備部次長（中屋正彦君） 御指摘の相談窓口の対応につきましては、1カ月ほど前からそのような御指摘を受けまして、窓口の担当職員には、十分に配慮して対応をするように指示しておりまして、最近では、大分改まってきているんじゃないかと思えます。御了解いただきたいと思えます。
- 25番（天堀 博君） 市長も含めて口だけでなく、現在、本当にどうしようかと悩んでおられる農家の方々の立場になって親身になって考えてあげないといかんのです。僕は調整区域でおまけに非農家やけど、こないして頑張ってますんや。阪和線沿線の市街化区域内で農地を持っておられる方々が、例えば周囲に建物が建っており、一団の農地が500㎡もないところでも農業をやっぺいこう、野菜をつくっぺいこうと頑張っておられる方々もおられます。そのようなところは、実際には、今回の生産緑地から除外されるのですが、これは法律が悪いんやから、ある面では、後の補助対策をとっていくとかするにしても、今の法律からいえば、基本的にはどないもしようがない問題です。もっともっと融通性を持つ立場に立って、とにかく申請をなさい、というような温かい、血も涙もある気持ちで申請をしてもらおう。それやったら20日で締め切って、後2月末日までに考えてください、それやったらわかると思います。

今回、指定されなければ、例えば幅員が2mほどの農道に面しているところに家を建てようとしたら、建築確認を取られへん。あるいは周囲の農地は道路に面しているが、その中の方の農地は建築確認を出さないでしょう。同じ都市整備でしょう。そんなところも宅地並みの税金

取り、都市計画税もぼんと高いものを取るわけでしょう。中には30~40倍も上がってくるところもある。そういうふうになってくるので本当に困っているんです。本当にそういう困っている人の立場に立つのかどうか。個人の土地をむやみやたらにこんなふうにしてきたのは国が悪いんですが、そのとき一番身近におられる皆さん方がもう少し血も涙もある行政をしなければ、農家の方々はだれを信頼して生きていったらいいんですか。

「やっとなんと対応が少し直ってきた、と言いますが、まだまだ問題があります。それぞれの地域で逆線引きの問題も含めて寄っておられます。この議員さんの中にも関係しておられる方もおられますが、実際に困っているんです。とにかく議員さんは職員さんとは違いますが、「どないかよなってるんや」とやられますが、答えるにも答えようがない。市が的確な態度を示さない。府と協議をする。府の方もわからないから建設省と協議をするというわけでしょう。そんなこと繰り返しの繰り返しをしているから不安で申請も何もできないんです。もっと大きな気持ちで市が迎えてあげないといかんと思いますが、そういう立場に立っているのかどうかを聞きたい。最近、市が対応の態度が少し直ってきたぐらいではあかんのですよ。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 生産緑地指定の希望の申し出につきましては、最初に御答弁を申し上げたとおりでございます。できるだけ地元農家の意向を十分尊重させていただく立場で府の方とも調整を図っていきたいということでございます。そのためには、最低一団として指定の農地が500㎡以上あるいは現に営農されており、さらに、指定後も営農が継続されるという最低の条件さえ確保されれば、できるだけ十分農家の意向を尊重する立場で今後とも府と折衝していきたいということでございます。

○ 25番（天堀 博君） 市長、先ほどから言うているように、すぐ府との協議やとか、府がまた建設省との協議やとか言いますが、建設省から言うてきて今回、裸にしてしまおうとかかかってきたやつでしょう。なぜその方へばかり協議に行っているのかです。市としてもっと確固とした態度を持たないと頼りにできないと言うているんですよ。市の対応について資料も出しています。その基本になるのは府の基本方針があり、また、作業基準があり、その上に建設省のものもあるんですが、そういうものに基づいてやられている。その法律の具体化に基づくマニュアルができていますから、その基準ばかりで押していくわけです。

例えば職員さんが農家の立場を理解しても、立場上、12月20日までしかしようがない、あるいは指定できないというように四角四面の対応しかしていない。市長が「そんな対応しかしてないのか」と怒ってもあかんのです。買い取りについても、途中でいろんなことがあれば市が十分面倒を見ましよう、と言い切ってあげたらええわけですよ。

仲介の労をとることも含めて他の農家の方々に買っていただくとか、あるいはできるだけ市

が公園にするとか何かの整備をしていく。もし、仲介の労ができなければその事情を相手に回答し、最終的には仕方がないので生産緑地の指定を外すということもあるかもしれないが、そういうこともできるということは建設省も言うているわけですよ。そんなことも教えてあげないかん。

ところが、30年間はどうもなりませんよとか、そんなことばかりを言うからあかんわけですよ。途中でどないもしようがなかったら、生産緑地の指定を外して売ることでもできるわけですよ。そんなことを別に宣伝する必要はありませんが、マイナス面ばかり言わず、農家の方々にとってプラスの面ももっとお話してあげないといかん。そういう対応ができていない。

12月20日というあと4日しかない。それで逆線引きを入れても3割から4割にしかならない、最終的に指定される部分はね。だから、締め切りの期間を延長しなさい、と saying しているんです。先ほどの話のように、とにかく12月20日の締め切りまでどんどん申請してください。後は2月20日まで十分考えて同意書を提出してください、というのは、やるだけのことをしている人の言うことでしょう。それをせずに締め切ってしまったのではあきまへんよ。12月20日から後もいろんなことはあると思いますが、それは府と協議をしなくても、東京都などでは3月というところもあるのでしょうか。大阪市も2月とか言うてるんでしょう。各市でそういうことをしているところもあるんですからね。やはり12月20日に一たん締め切ったらよろしいがな。そして、後の申請はまだ受け付ける。先に全部やらしてふるいにかけるんじゃなく、とにかく12月20日で一たん締め切るが、後はまだ申請を受け付ければいいんです。

逆線引きのアンケートにしても、最終の集計が1月15日でしょう。その時点でまた状況が変わってくるわけですからね。そんな手続き的ないろんなことをしなければいかなのですから、少なくとも2月末の段階までは申請の受け付けを延長してあげなさいよ。

- 都市整備部次長（中屋正彦君） 生産緑地の都市計画の手続としては二段階が考えられております。その1つは、12月20日締め切りで1月に素案を作成、2月中に同意書をいただき、4月上旬に市の都市計画審議会、そして、7月の府の都市計画審議会にかける、これが第一段階の基本的なスケジュールでございます。もう1つは、先ほど言われました逆線引きの結果が1月末から2月初めにずれ込みますので、この分につきましては、もし逆線引きから外れた方々の中で生産緑地に申請される御意向のある方々につきましては、二段階目の来年11月の府の都市計画審議会に対応させていただく。さらに、2月中に同意書の取りまとめがおくれたため、7月の都市計画審議会に間に合わないという特別な事情のある部分に限り、来年11月の府の都市計画審議会という二段階目で考えていきたいということでございます。
- 25番（天堀 博君） だから、同意書その他について、例えば小作との問題等もありますの

で、それに間に合わないという特殊な事情の方もあられるわけでしょう。そのことで申請を出していない人もあるのでしょうか。だから、二段階でいくんやったら、2月末まで申請期間を延ばしたらよろしいがな。一たん12月20日で締め切ったらよろしいがな。その分は4月と7月でやるというのはよろしいが、現実におくれてくる条件のある分については、二段階目の来年11月にやるということでしょう。そうしたら、12月20日の締め切りを過ぎても受け付けするということが同じでしょう、違いますか。そういう考え方や立場になぜ立ってあげないかということですか。簡単なことでしょう。

○ 議長（柳瀬美樹君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

なお、会議の冒頭、西口平和議員の名前を「ひらかず君」と申し上げましたが、議会での読み方は「へいわ」と呼んでほしいという申し出がありましたので、訂正いたします。どうもすみませんでした。

（正午休憩）

○

（午後1時00分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） 午前に引き続き、会議を開きます。天堀議員の一般質問を続行いたします。再質問の途中での理事者の答弁から願います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 生産緑地に関します受け付け期間の問題でいろいろ御指摘をいただいております。この件につきましては今年の秋以降、いろいろと関係団体とも協議をしながら現在まで取り組みを進めてきたわけでございます。その中では、できるだけ地主さんの意向を尊重するという形で取り組んでおります。ただ、現時点で明白に受け付け期間の延長を申し上げる状態に至っておりません。今後、府下的な状況もございますので、和泉市といたしましても、大阪府といろいろ意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○ 25番（天堀 博君） 大阪市は来年2月ですか、また、聞くところによると、岸和田では説明の期間がいろんな事情で延びたこともあって、申請期間を年内一杯ということにしているらしいんです。先ほどから言いますように、申請をしておいて、それで2月末までに権利者のいろんな事情で同意書がまとまらなかった人については、まだ延長してやるわけでしょう。11月の最終段階までに間に合うように段取りをするわけでしょう。

市の窓口としては、12月20日に一たん締め切るが、引き続きいろんな事情で申請ができなかった人があるかもわかりませんので、そういう人たちの受け付けのために窓口は開けておきましょう。それで、同意書その他がまとめられなかった人たちと同等な範疇で最終の11月に間に

合うようにやっていきましょう、というぐらいことをしてあげるべきです。もちろん、府との協議もしたりするんですが、市としては、そのぐらいの気持ちを持つべきではないか。とにかく、切ってしまったわ、後は状況を見ながら府との判断だけに頼るということではなく、そのぐらいの気持ちと融通性を持っていくことが大事やと思います。その辺でもう少しきちんとした答弁を願いたい。

市長、これは人ごとではないんですよ。先ほどの所信表明を実行するというんやったら、そのぐらいの気持ちを持ってあげないと、今、農家は大変なんですよ。ひっくり返っているんですよ。その点では、ぜひ実質上の申請期間の延長を図るべきだと思います。単に状況を見たり、府との協議というだけでなく、その辺のお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほどもお答えいたしました。本件につきましては、昨年から今年にかけて農業関係団体からいろいろと御要望をいただいております。その中で大きな項目といたしましては、やはり地主さん、農家の意向を十分に反映するように、ということが一番中心的な要求事項でございます。その意味では、おっしゃっておられます事柄についても考えていきたいと思えます。

○ 25番（天堀 博君） 公式な場所で2月末まで申請期間を延長するということは、立場上、言いにくいことはわからんことはありません。今、答弁がありましたように、農家の意向を十分尊重して対処していくということですから、そのようにやっていただきたいと思えます。ただ、問題として残るのは、せっかく市長がいいことを言いながら、実際の段階になると、他市の状況とか府との協議とかに委ねてしまい、和泉市として先端的にどうしていくかというところがない。農家の気持ちを十分察して申請期間を延長しようとか、2月末が無理なら1月一杯にしようとかいうことがない。和泉市が勝手に決めたら、また、府からいろいろ言われると、そのことばかり気にする行政は、何もこの問題に限りません。とにかく和泉市が突出することを非常にいやがる。

それと、基本的には都市整備部が担当するのですから、建設省サイドの仕事になってしまう。そうさせないよう、これは市長、あなたがきちんと指導監督をする必要があるんです。農林課とか農業委員会とか、それ以外の農業団体に協力を願っているわけですからね。十分にその人たちの意向を尊重するならば、尊重するという言葉だけでなく、実際の態度で示していく必要があります。それをしていないところに大きな問題がある。申請期間については、締め切った後は全く受け付けないという状態ではないというように理解ができますので、いつまで詰めても今以上のことは言わないと思えますので、これぐらいで置いときます。

税金の問題ですが、先ほどの答弁では、現行法では宅地並み課税をしていくということで、

指定によって還付あるいは減額をしていきたい。法律でできないということですね。それぞれ農家の方々の中には、例えば先に払うという方もあるかもしれませんが、中には、額が非常に大きいので払われへん。完全に指定されることがわかってから払う、などいろいろあると思います。そこで、法的に先に払うのか、納税猶予をしていただくのかを選択をしていただく。完全に納税猶予となると、その時点で指定されなかったら大きな税金を払わなければなりませんので、個人にとっては大変です。そこで、納税選択をしていただく措置はとれないものかどうか。これも法的に違反するのですか。これは行政の範疇でできるのではないのでしょうか。

○ 資産税課長（加久本良一君） 資産税課加久本からお答え申し上げます。

先ほど、御説明申し上げましたように、賦課期日は、法的には1月1日現在でございまして、現行法では、生産緑地の指定が1月1日現在ではまだされていないという関係もございまして、無理という趣旨でございましたが、現在、自治省の方では、当初から指定の申請があった分については、当初から農地並みの課税をできないものかについて検討中で、その旨を議会の方でも説明しなさい、ということで大阪府を通じて連絡がございました。それ以上の法律の検討状況につきましては、まだ定かでないもので、その点は御容赦いただきたいと思っております。

○ 25番（天堀 博君） 自治省は前向きに検討しているんですわ。これはうちの国会議員も質問してますからね。自治省があかんと言うのに、和泉市が勝手にやることはいかんと思います。極力、意見として大阪府にも上げていく。和泉市は、それぐらいの気持ちで考えているんや、という立場に立って対処すべきではないでしょうか。今回の生産緑地の問題で質問をしている根本的な趣旨は、先ほどから何回も言うようにそこなんですわ。皆さん方は、全くお役所仕事としてしか当たっていないから問題やと言うているんです。その辺はどうですか。そういう気持ちで大阪府にも掛け合っていくぐらい、和泉市はこう思っているんや、自治省にもそういう方向でさせよ、というぐらいの気持ちでやっていくかどうかです。自治省が「検討している」と言うからには、全くあかんということではないわけでしょう。前向きにやっという考えを持っているんやからね。

○ 総務部長（神藤恒治君） 神藤からお答え申し上げます。

先生の御指摘の点については、農業を営営されている方々の心情は十分に理解できるところでございまして。私たちもそういったことは念頭にはございまして、何分、全国の3大都市圏の問題でございまして、現在、国、府においても、これらの課税方法について、できるような方向で検討されつつございまして、当市といたしましても、その辺の動きについて十分注意をしながら対応してまいりたい、かように考えております。

○ 25番(天堀 博君) 市長、あなたは、同和行政については、全国有数の対象地域やと言うて国にも行きますわな。同じように、先ほどの言葉の中には、「大阪府下有数の優良な都市近郊農業」と言うているんですからね。そこの農家の方々が大変な状況になっているんです。やはり大阪府に対しても、市長が先頭に立って運動するぐらいの気持ちはないんですか。これは市長から答弁してもらわんとしようがない。人ごとではないんですよ、市長。あなたは長としてどういう対処をするかですよ。

○ 市長(池田忠雄君) いろんな御指摘があるわけでございます。私どもも農家の皆さんのお気持ちを汲みながら行政執行に当たってまいりたい。ただ、生産緑地法の一部改正に伴います諸点につきまして、議員さんからいろいろな御指摘、御要望をいただいているわけでございます。われわれ行政といたしましては、国の法律あるいは大阪府の方針等いろんな意味合いがあるわけでございますが、農家の皆さん方のお気持ちをどのようにして尊重していくか、法律の持つ意味との接点の上に立ちまして、われわれなりに行政執行に当たってまいりたい、このように思っております。

○ 25番(天堀 博君) あなたと議論をしても時間がたつばかりですのでやめておきますが、何回も言いますように、国の啓発指針とかに対しては、これは間違っている、実態に合わない、とどんどん進めていきますわね。農家の方々がこれだけ苦しみ、悩んでいるにもかかわらず、そのことに対しては、国や府の方針に従わざるを得ないということだけです。そうじゃなく、あなたが言うように優良な農地を守り、農業を振興していくという立場に立つならば、国に対してものを言うて行くぐらいのことをしてもだれも文句は言いませんよ。基本的にそういう立場に立っていないというところ辺に問題があります。

だから、都市整備部の原課は、建設省と大阪府のマニュアルどおりにしか動かないんです。これはあなた自身の問題として考えてもらわないと困ります。いろいろ詰めていくと、申請期間についても農家の意思を尊重していきましょう、というところまでできましたが、これはあなた自身の問題だと思えます。税金についても自治省の見解だけを待たず、市としての意見を上げていくぐらいのことをしなさい。そうしないと、本当に市民の立場に立った行政にはならないと思えます。

時間も余りないので、急いでやります。2番目の南部地域の町づくりについては、最初に観点を言いました。意見としては、中央丘陵の開発が進んでもパイプがないということに対しては、幹線道路問題を言われました。具体的には、例えば光明池春木線と国分バイパスのつながりが50mほど残る。この部分についてどうするか、ということでの原課の見解は、その時点で通ってから考える、ということですが、行政として通ってから考えてはあかんです。通る

前から考えなさい。旧村落内の道路にしても同じです。今までのように穴を修繕するだけではなく、計画的な政策の上に立ってやらなければ、道路はなかなかよくなりません。陳情行政だけに終わってはあきません。もっと政策的に進めなさい。そうでないと、市の主体性を持った町づくりにはなりません。

それから、人口減と各種施設についてですが、総合的には企画の方から答弁がありました。いますぐどこに何をつくれ、とは言いませんが、確かに青少年の家とか森林浴コースなどは、それなりの役割を果たしていくと思いますが、それだけに頼っていてもいけません。次の総合計画の策定ときには、具体的に南部地域をどうしていくかについて検討していくと言われておりますので、ぜひ着手していただきたい。われわれが地域的な面から見ると、先ほど、大谷議員さんが「上の方からやったらどうか」と言われていましたが、われわれは山手の方から見えています。友田議員さんも言われていますが、役所へ来るにしても混雑がひどい。私どもが来るのは9時か9時半ぐらいなので少しはすいた時間ですが、それでも混雑がひどい。そのようなことで南部地域に若者が住めなくなるというか、便利が悪くてね。その点では、重点的に取り組んでいただく必要があると思います。

保育園問題についても答弁をいただきました。園児が減っていくことに対して各園の園長さんが寄って相談し、いろんなことをやられていることは私も知っております。ただ、現場では、総合園としてゼロ歳児から預かってほしいという人たちもおります。その需要がどれぐらいあるか、その辺について、保育園の父母の会がアンケート調査をやられようとしております。児童が減少していく上に、さらに、私立の幼稚園に取られてしまうという問題もあります。公立の幼稚園問題については、大谷議員さんから国府幼稚園の建て替え問題の話が出ましたが、公立の園を存続させていくことも行政としての仕事なんです。採算面とかを考えないでやらなければいけません。その点からいけば、2歳児から預かれれば園の方へ来ますか、という需要のアンケート調査などについても行政が手を差し伸べてやらなければいけない。父母の会だけに頼っていては、言うてきたら考えてやったげまっさ、ということにしかならない。もっと能動的に行政が役割を果たしていかなければいかんと思います。

環境問題ですが、松尾山云々についてはいろいろありますが、今日は、時間がないので突っ込まないで置いときます。

下水道整備については、どうも下水道と環境の方との協議で話が合わないみたいです。下水道の全体区域内で合併処理槽が設置されれば、公共下水道が進んでいくと、全部それに入れなければならないが、そのときに市が補助金を出した合併処理槽があればトラブルが発生する。国の段階では、厚生省と建設省の話は合っているようですが、地域へ来るとあかんという状況

があるようです。近畿地建と大阪府の段階では、合併処理槽を設置する方の厚生省と、公共下水道の建設省所管の話がどうも合わない。いよいよ公共下水道が来たとき、合併処理槽の家庭が、うちは入らへん、という問題が起きてきたらいかんということがあり、そんなところへ補助金を出せない。

それなら、いつ公共下水道が来るか、となると、前からの話のようにあと10年はかかる。それでは12～13年後には来るのか、と言え、10年刻みで区切っていくので、30年先やら40年先やらわからんという気の遠くなるような話でしょう。それで、計画区域内にも補助金制度の適用を下さい、という問題を深めていったら時間がかかるので、意見だけ言うておきます。

今日が一番の問題は生産緑地の指定です。繰り返しますが、市として本当に農家の方々の立場に立って対処していくべきだ、という意見を申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、28番・友田博文君。

（28番・友田博文君登壇）

○ 28番（友田博文君） 28番・友田です。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

市長には5期目の当選、おめでとうございます。今回は、市長の基本市政の中から幾つか質問をさせていただきます。

今、関西新空港の開港を目前にして泉州は大きく変わろうとしております。本市においては、近畿自動車道、外環状線等各幹線道路の工事が進み、本市の都市基盤となるビッグプロジェクトも順調に進んでいると聞いております。池田市政が目指す21世紀の町づくり、調和と活力のある人間都市づくりが一步步動き出したようです。

そこで、トリヴェール和泉の町づくりに関連して質問をいたします。

このたび、桃山学院大学がトリヴェール和泉の学園ゾーンに移転が決定、平成7年春には大学が開校すると聞きました。理事者を初め関係皆様方の御苦労に対し感謝と謝意を表する次第であります。さて、大学は教授、学生を合わせ6,500人の大キャンパスになり、大学に関連する人の流れも計り知れないものがあると思います。

そこで、お伺いをいたします。まず1番目は、和泉中央駅の乗降客について、当初計画と大きく変わるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2番目は、駐車場は1,500台が必要と聞いておりますが、本当でしょうか。また、自家用と通学用の比率をお教えてください。

3番目、住宅街の人の流れや住宅環境も大きく変わると考えます。特に多くのヤングたちと、

静かな居住環境を求める新住民との共存案についてどのようにお考えでしょうか。

4番目は、大学が本市の都市づくりに果たす役割について、具体的にはどのようなものがあるのか、お教え願いたいと思います。

次に、産業技術研究所についてです。

地場産業が低迷し続け、市長は、何とかこの和泉市を活力と潤いのある都市にしたいと努力されてきたと認識するところであります。新産業技術研究所は、本市の産業を発展させる基礎として誘致されたと考えますが、具体的には、どのような将来見通しをお持ちでしょうか。産業技術研究所は、技術革新の新たな潮流や国際化、情報化が進展する中、産業発展のための新しい技術、人材、企業を創造し育成するとともに、各界の研究者、技術者が交流する基盤施設が可能になるわけであります。具体的には、どのような企業や技術者が集まってくるのか。また、地域にどのように反映されてくるのか、お教え願いたい。また、本市の地場産業と研究所の関連はどのようにしていくのがベターだと考えておられるのか、合わせてお聞きをしたいと思います。

次は、道路行政についてであります。

来年4月の町開きを前にして、かねてから周辺地域では、これ以上の渋滞は耐え切れないと深刻に渋滞の解消を懇願しており、また、プロジェクトが進行する中、大型車両が増加していくのも懸念されます。私がいつも疑問に思うのは、渋滞は本市の活性化につながるのでしょうか、それよりも経済活力の減退を起こしている原因となっているのではないのでしょうか。都市基盤づくりの基本は道路を早くつくることだと、市長は毎年、運営方針で述べておられますように本市の最重要課題であります。そこで、本市全体の都市計画道路整備の観点から、当面の課題である渋滞の解消並びにプロジェクトの進行に伴う車公害対策をどのように進められようとしているのか、基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

次に、情報管理について。

近年、コンピューターは、好むと好まざるとにかかわらず日本の社会に定着し、生活の必需品ともなりつつあります。無論、オフィスにおいては、コンピューターが設置されていないところはないと言っても過言ではありません。それほどコンピューターは普及しています。本市にコンピューターが導入されて相当の日時がたつと思います。職員の方々は大変上手にコンピューター等OA機器を扱っておられます。今や、コンピューター等がないと仕事ができない状況にあると見受けられます。

私は、コンピューターは仕事の能率の向上のために導入されてきていると考えるのですが、その点いかがでしょうか。オフィスを見たとき、コンピューターが仕事の能率意向上に使われ

ているか疑問に思えることがあります。実際、コンピューターがオフィスを狭くしているように思えるからです。この点、私の思い過ごしでしょうか。そこで、本市におけるコンピューターを初めパソコン、ワープロ等OA機器の実態についてお伺いしたいと思います。

次に、学校教育現場にコンピューターを導入すると聞きましたが、本当でしょうか。本当だとするならば、基本理念として、今後、発生すると思われる諸問題にどのように対処していくとされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、行政の情報サービスについてであります。先にも述べさせていただきましたが、コンピューターが生活の必需品となる勢いで生活に浸透してきています。また、最近では情報化社会と言われるように、社会が情報を望む時代であります。市民は、行政の情報を待ち望んでおります。市長は、平成7年を目途に庁舎の新築を計画されています。もちろん、インテリジェントビル構想も出てくると思いますが、情報の受発信機能の向上を含め、総合的かつシステムの市民への情報サービスは避けて通れない問題であると確信しています。この点についてどのようにお考えになり、計画されようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、自席での再質問の権利を留保して質問を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 都市整備部理事（三井義秋君） 1点目のトリヴェール和泉の中での桃山学院大学につきまして、都市整備部の三井からお答え申し上げます。御質問の内容は4点ほどございましたので、それに従って御説明を申し上げます。

まず、トリヴェール和泉の学園ゾーンにつきましては、高等教育機関として単科または短期大学2、3校の誘致を図り本市の高度な教育環境を形成する目的で、中央丘陵開発の計画当初から約14.4haを学園ゾーンとして位置付けを行い、大学等の高等教育機関の誘致に取り組んでまいったところであります。現在まで2校の短期大学が設置の計画を立てましたが、文部省の認可または資金面で難航し、短期大学の設置を断念されました。

一方、昨年11月、現在、堺市で開学しております学校法人桃山学院大学が本学園ゾーンに全面移転を希望し、本市及び住宅・都市整備公団に申し入れがありました。本市といたしまして、過去の短大の経過及び文部省の大学審議会における今後の大学、短大の新增設抑制の方針、また、桃山学院大学は百数年の歴史ある大学であり、昭和34年大学開学以来学部の増設など発展し、南大阪唯一の私立文化系総合大学であることから、本市としても推進することといたしましたものであります。一方、大学側では、公団との用地取得及び学内の教職員の合意に努め、去る11月19日、学校法人桃山学院の評議員会及び理事会において、本市への大学の全面移転を正式に決定されたところであります。

以上のような経過の中、先生が御質問の和泉中央駅の乗降客数につきましては、計画当初から学園ゾーンとして位置付けされており、また、和泉中央駅は、現在の計画では最終駅である関係上、学生の鉄道の利用は逆輸送となりますので、御理解賜りたく存じます。

2点目の駐車場問題につきましては、現在の桃山学院大学は4学部5学科で定員1,450人、本年5月1日現在の学生数は6,332人と聞いております。この学生数は、在学中受講する科目は800~900科目で、それぞれの受講科目を学生が前期、後期に分けて登録をいたします。その登録に従って受講することとなりますので、平均して毎日の出席者数は、通学の時間帯は違いますが、1日平均2,000~3,000人と聞いております。

そのうち自動車を持っている学生と持っていない学生がありますが、自動車を持っていても、学生によっては電車など公共交通機関を利用している学生もあり、その実態の把握は大変難しいところであります。大学側の推察では、学生の所有自動車台数は約2,800台、1日の通学台数が約800台と推察されております。これらの自動車通学は、大学周辺の民間駐車場を個人で借り上げているようであります。

今回の本市の新キャンパスにおける自動車通学については、学内でいろいろ議論されているようではありますが、時代の要請で自動車通学を認めるべきであるという意見と、学生として経済的に親に対する負担の増大、また、自動車事故に対する学生の補償能力、自動車通学を認めた場合の大学の責任問題などいろいろな意見があり、現在のところ、方針が決まっていないということであります。なお当分、方針の決定までには時間を要するとのことであります。

3点目の問題につきましては、確かに1日2,000~3,000人の学生が通学することで周辺が一変することと存じます。周辺地域住民とのかかわり合いにつきましては、大学での生涯教育、各種施設の開放など開かれた大学、また、マンションとか下宿、寮などによる若者の学生による地域の活性化、また、現在、約50人の外国からの留学生がいるように聞いておりますので、いろんな地域との共存共栄できるものが考えられますが、今後、地元住民の協力について学校とともに進めてまいりたく存じます。

4点目の大学が本市の都市づくりに果たす役割につきましては、大学の設置に伴い都市景観の向上、若者や大学関係者の人口の増加、地域の文化環境の向上、若者の定着による地域の活性化、地元子弟の進学機会への向上、生涯教育、生涯学習体制の整備、和泉市を初め公的団体への教授の参加及び行政施策への助言、提言など開かれた大学として、また、地元と共存共栄できる大学として、さらに、トリヴェール和泉の開発計画、住み、働き、憩い、学ぶといった産、学、住を兼ね備えた複合多機能都市としての一環を担った大学の誘致であり、所期の目的達成とともに和泉市の顔として期待するものでありますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 産業部次長（高三一行君） 2点目の新産業技術総合研究所につきまして、3点にわたりますお尋ねがございますので、商工課高三からお答え申し上げます。

新産業技術総合研究所の設置場所の誘致につきましては、市長を初め昨今まで市の窓口でございました企画課より機会あるごとに御報告を申し上げてまいったところでございます。大阪府におきましては、平成元年12月に設置場所を本市中央丘陵西部地区と決定されまして、平成2年2月に新産業技術総合研究所整備検討委員会が設置され、平成3年2月に基本計画に着手、この基本計画がこのほどまとまりまして、本年12月3日に報道関係に発表されたところでございます。

この研究所整備計画の背景といたしましては、大阪の産業はかなり高度な経済規模を有しておりますが、昭和50年以降の成長率は相対的に他地域を下回る傾向にございまして、特に製造業の不振が大きく影響しているところでございます。このような状況の活性化を図るためには、多様な集積を生かした異分野技術の融合によります新たな産業技術の創出や高度化を通じ、新規産業を次々とつくり出していく必要がございます。このため大阪府におきましては、府下7カ所に分散しております研究所の試験研究機能を統合いたしまして、多様な研究の高度な先端拠点として、また、企業や大学に開かれた施設として計画されたものでございます。

建設予定地としては、和泉市中央丘陵トリヴェール和泉西部ブロック区内8.2haでございます。施設規模としては、全体の建築総面積は1万3,500㎡、延べ床面積3万5,300㎡。このうち研究所本館は、地上5階地下1階建て、鉄骨鉄筋コンクリートづくり、建築面積は4,400㎡、延べ床面積は2万1,000㎡でございます。このほか新技術開発等や実験別棟もございまして、地域産業や技術革新のシンボルとして開かれた研究所となるよう配慮されてございます。また、計画といたしましては、平成4年度に実施計画を策定、平成5年度に工事着手、平成7年度に開館を予定してございます。

そこで、お尋ねの将来像でございますが、大阪の産業活力を助長するための技術開発基盤を強化いたしまして、新たな企業ニーズに的確に対応するための新しい技術振興の核を目指すとともに、良好な研究環境を備え、国内外から常に注目される事業を展開し、各界の研究者が集う魅力と風格のある総合研究所を目指すものと考えておられます。この施設には、工業関係、繊維関係、また、皮革関係などの企業の研究を行うとともに、研究者についても、所員以外に企業の研究者や大学の学者など幅広い分野の方々と研修、研究を行うと予定されてございます。

また、2点目にお尋ねの地域支援に関しましては、本研究所で得られた研究成果や最新の技

術情報を活用いたしまして、企業への指導相談や技術普及を行い、既存産業の活性化を促進させ、研究実務を通じて高度な技術開発の人材養成を行うとともに、民間企業から技術者を受け入れ、施設開放、研究活動を通じて人材育成を行うと伺っております。

次に、地場産業との兼ね合いでございますが、繊維の技術やデザイン等の企画など基本的な研究を行うとともに、人造真珠分野におきましては技術的な指導や研究について、国、府に対し業界の意見を十分聴取していただくよう積極的に申し入れてまいりたく考えてございます。

何を申し上げても、今回、基本計画が発表された段階での内容でございますので、不十分な点があるかと存じますが、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、大阪府より本市の市議会議員さんに本件の概要説明を行いたい、旨の申し出がございまして、議長さんに日程調整をお願いいたしまして府と調整をしまいいたく存じますので、その節にはよろしくをお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 2番目の道路行政につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

トリヴェール和泉を初めコスモポリス、大学移転等の大規模開発に当たっては、道路網の整備がとりわけ重要であります。特に幹線道路である都市計画道路の整備が重要であり、開発区域内は各開発者が整備をいたしますが、開発区域外につきましては、それらの開発の進捗に合わせて整備を進めているところであります。現在、大阪府においては、大阪外環状線、大阪岸和田南海線、池上下宮線の一部を事業実施中であり、本市におきましては、市道と泉中央線、黒鳥観音寺線、光明池春木線の事業を進めております。特にトリヴェール和泉、コスモポリスの開発に合わせて泉州山手線、大阪外環状線、国分バイパスの外環状線への接続、和泉中央線、光明池春木線をネットワークとした道路網の整備が必要であります。

これらの道路整備が行われますと既存道路への流入が相当減少し、交通の緩和が図られると考えております。また、関西新空港の開港に向け事業中の泉州山手線、外環状線が開通いたしますと、一定地域においては、既存道路の交通緩和につながるものでございます。したがって、こうした幹線道路網の整備の促進に向けて関係機関に働きかけるなど、一層の努力をしまいいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。
- 情報管理課長（岩崎充彦君） 3番目の情報関連についての1番と3番について、情報管理岩崎よりお答え申し上げます。

まず、1番目のコンピューターを含むOA機器の導入目的及び導入の実態等について御説明を申し上げます。

まず、導入の目的でございますが、御指摘のとおり、事務処理の効率化を図ることがOA機器導入の主な目的でございます。その施策上の位置付けは、第2次総合計画の中で効率的な行政運営の確立を目指し、事務処理の効率化を図る目的で電算化、OA機器の導入を推進する旨規定されているものでございます。

次に、小中学校への教材用OA機器を含むOA機器の導入状況でございますが、総数でワープロが95台、パソコンが87台、ファクシミリ26台、オフコン4台その他汎用コンピューター、オフコン等の端末機が70台でございます。

次に、導入効果でございますが、3点ございます。まず第1に、事務処理時間の短縮による人的、財政的な効果、いわゆる経済効果が挙げられます。例えばワープロでございますが、御承知のように議案書等は、以前はタイプ印刷の委託をしておりましたが、現在は、ほとんどがワープロによる作成を行っており、労力的、時間的、経費的にも大幅な節減になっておるのではないかと考えるところでございます。導入効果の2点目でございますが、情報の正確化、迅速化と言われるいわゆる管理効果がございます。ファクシミリの導入等がその主な部分でございます。3点目には、市民により質の高いサービス提供が可能になったという経営効果でございますが、これらはパソコンを含むOA機器全体に言えるのではないかと考えております。

今後とも効率的な行政の確立を目指し、事務処理の効率化を図るため、OA機器の導入を推進してまいりたいと存じます。

次に、3番目の問題でございますが、行政情報サービスの必要性和新庁舎計画における情報サービスについての考え方についてお答えいたします。

まず、行政情報サービスの必要性でございますが、市民に必要な限りたくさんの行政情報を知らせることによって、行政への理解を深め市民の行政への参画を促す意味で重要であると考えております。この行政情報サービスでございますが、私どもは、「地域情報システム」と呼んでいるものでございます。電算化の推進計画の中で第3段階に位置付けられているものでございます。

御承知のように電算化の第1段階は、住民記録を中心とした住民情報システムの構築でございまして、現在、ほぼその完成を見ておるところでございます。第2段階としては、財務会計、公文書管理、人事管理、公共施設情報等をシステム化する内部情報システムの構築でございまして、現在、進められております。主に取り組んでいるのが財務会計システムでございます。この内部情報システムに基づきまして、市民の方へ提供する情報をシステム化するというのが、

第3段階の地域情報システムの構築というわけでございます。

お尋ねの新庁舎計画の中での地域情報サービスはどうなるのか、という点でございます。現在、新庁舎問題につきましては、検討委員会の中でいろいろ検討されているところでございます。情報管理課としても情報サービスを含む情報管理を新庁舎計画の中に位置付けるべく、各種の資料収集を初め検討しているところでございます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 教育研究所所長（藤原武久君） 学校へのコンピューターの導入につきまして、教育研究所の藤原よりお答え申し上げます。

このたびの学習指導要領の改定に伴い、平成5年度から中学校技術家庭科において情報基礎領域が学習領域の中に取り入れられることになりました。この領域は、新学習指導要領の柱にもうたわれておりますように、これからは、だれもが必要となる情報活用能力を身に付けさせ、社会の変化に主体的に対応できる能力を育成することが必要であります。そのため生徒1人ひとりが実際にコンピューターを操作することによって、これらの基礎的な能力を養おうとするものでございます。したがって、これらの学習内容に的確に対応していくためには、パーソナルコンピューターの導入は不可欠なものと言えるのでございます。教育委員会といたしましては、平成5年度からの実施に向け全力を挙げて努力しておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

今後、発生する諸問題につきましては、現在、考えて対応しておりますことは、まず、1点目といたしまして、コンピューター操作による健康障害、特に視力の低下が問題になると考えております。快適な教育環境をつくり、積極的かつ効果的な健康管理を行っていきたいと考えております。対策といたしましては、環境管理、照明及び採光、コンピューターの操作時間の適性配慮等を考えております。

2番目として、コンピューターのハード、ソフト両面の管理運営問題でございますが、和泉市コンピューター教育推進委員会の中で十分検討し、各学校での管理運営に万全を期するよう指導していきたく考えております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

- 28番（友田博文君） 情報管理課との関連についてはどのようにお考えになってますか。
- 教育研究所所長（藤原武久君） 学習指導要領の技術家庭科の情報基礎領域では、コンピューターの基本的な操作を学習することやコンピューターが果たす役割と機能について理解させ

ることとなっております。今後は、情報管理課とパーソナルコンピューターの技術的な面について連携を図っていきたくて考えておりますので、よろしく願いをいたします。

- 28番(友田博文君) プロジェクトを通じて繰り返しておりますので、一度にやっていきたいと思えます。

今、いろんなプロジェクトが進んでいます。産技研とか桃山大学の移転が決定し、あるいは泉北鉄道の延伸で和泉中央駅が開業する平成7年に向けていろんなプロジェクトが具体的に動き出しているわけです。桃山大学が移転することによって教授を含め6,000~6,500人の人が来ると聞いております。大学関連の人たちも入ってくるので、実質的には7,000人を超えるのではないかと想像しているんです。その中では、自動車通学を許可していないと言いますが、自動車に乗ってくる学生さんも何百人か何千人かいることは確実だと思うんです。そのとき、周辺の騒音やら駐車場問題が必ず発生してくるし、道路問題も起こってきます。また、駅から歩いてくる学生さんも多いので、実質的にトリヴェール和泉の住宅環境が大きく変わってくると思えます。

先ほども3校を予定していたので、計画的には、それぐらいの人が来ることは予想しているということですが、それは予想段階のことですが、今度は、実質的にその人たちがやって来るわけですし、そのために環境が大きく変化すると思えます。その中では、たくさんのメリットをそろえていただきましたが、メリットばかりでなく、交通公害とか交通渋滞、また、学生さんが来ることによるデメリットもたくさんあると思えます。

その中で新しい町をどのようにつくっていくか。今までは計画段階でしたが、今度は実質的に入ってくるわけです。来年春には町開きが行われ、泉北鉄道が開通する平成7年には、桃山大学や産技研などがトリヴェール和泉の中に具体的に決まりました。これは仮定でなく、確実な事実になりました。今後、新しい町をどうしてつくっていくかを考えていかなければならない。この活力と潤いのある和泉市、福祉の面でも老人等が憩える町づくりをしていくためにどうすればいいか、もう一度計画案を練っていかなければならないんじゃないか。今までは計画だったんですが、今度は事実として入ってくるという問題に対して計画を練っていかなければならない。その点についていかがお考えですか。

- 都市整備部長(萩本啓介君) 大変難しい問題の御提起をいただきました。特に大学につきましては、確かにメリットもあれば、デメリットもございます。その中で当面、大学に絞って申しますならば、やはり大学当局に対しては、例えば周辺との調和をどうしていくかが一番大事な問題だと思います。教育施設としての校舎のレイアウト等、今後、教育を行う中での施設面と周辺との整合性を一番に考えなければなりません。

また、学校側の発表にもございますように、用地費を含め約500億円の事業でございます。学校施設の建築を平成4年から始めて平成6年ごろまでの間、周辺住民に迷惑を及ぼさないよう工事を執行しなければならない。さらに、学校として完成後の日常的な運営面においても、周辺との調和が非常に大事な問題になってくると思います。そういう問題につきまして、全般的ではございませんが、学校当局と市の間で意見交換を十分にやっていきたいと考えてございます。

○ 28番（友田博文君） 学校関係はそういうことになろうかと思えます。これは企画になるかわかりませんが、新しい町を考える上での組織づくりというものについてはどうお考えでしょうか。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 確かに学校が来ることによる経済効果が1つ考えられます。また、和泉市のステータスシンボルとしてのメリットもあろうかと思えますが、半面、デメリットもありますので、それらを十分に把握し、周辺と共存共栄できる調和の取れた町づくりでなければならないと考えております。当面、都市整備部に担当していただいておりますが、御指摘のように、市としての総合的な学校に対する考え方となりますと、道路行政から河川の問題その他鉄道、バス輸送などの問題が網羅されてまいると思えます。これらにつきましては関係の窓口とも十分相談する中、周辺地域と共存共栄できる調和の取れた町づくりの中での学校にしていく立場で進みたいと存じます。

○ 28番（友田博文君） 新しい町をつくっていただきたいと思えます。

最後に、市長にお尋ねしたいんですが、市長は「広報いずみ」の12月号で「このプロジェクトをレールに乗せて花を咲かせたい」とえらい謙遜した言葉で決意を述べておられます。私は市長の粘り強い努力と、今、おっしゃっておられるふるさとを思う心が、このプロジェクトをレールに乗せて花を咲かせていると理解しております。「花を咲かせたい」のではなく、もう「花を咲かせた」と考えております。平成7年には、実質的にトリヴェール和泉を中心としていろんなものが稼動してきますが、私は、実が実るときであると考えております。具体的には、産技研や桃山大学が決まりました。複合多機能都市和泉市が実現してくると考えます。横山の方では、平成7年には2車線の外環状線も開通する運びでどんどん工事が進行しております。そこで、いろんなプロジェクトも実が実った後の将来の和泉市像についての市長の考え方なり決意を述べていただきたいと思えます。

○ 市長（池田忠雄君） 「花を咲かせたい」という気持ちで今まで御支援をいただき、積み重ねをさせていただいてまいりました水面下の事柄が、今、それぞれ実を結びつつあるということでございます。これは全く皆様方の御支援のたまものと謙虚に受けとめ、感謝をさせていた

だきながら、これから5期目の町づくりあるいは市政の発展に初心に返って取り組んでまいりたい、こういう決意を冒頭の所信表明で述べさせていただいたとおりであるわけでございます。

文字どおり、昭和で言えば70年、平成で言えば7年に焦点を合わせて市政を執行させていただいてまいりました。御案内のとおり、第2次総合基本構想が昭和70年を目途にして立てられた所以があるわけでございます。そうした歴史的な意味を持つ中、すべてのプロジェクトが平成7年に焦点を当て積み重ねをさせていただいたつもりでございます。泉北鉄道の1駅延伸が平成7年4月、決定をさせていただいた桃山大学についても、いよいよ基本設計から工事に入り平成7年4月にはオープン、新産技研も平成7年にオープンしていただく予定で大阪府が基本構想をまとめていただきました。コスモについても平成7年には何とかレールに乗せさせていただきたい。また、ラーバンについてもそうでございます。

いろんな分野でそれぞれが焦点を当てて動いていただき、素晴らしい町をつくり上げることができればありがたい、このような気持ちでおるわけでございます。それぞれなりに大阪府、桃大あるいは泉北鉄道あるいは住都公団にゲタをあずけ、それらを市が集約をさせていただく中、素晴らしいロマンのある町にしていければありがたい。御指摘のとおり、すべてが射程距離に入ってまいりました。こうした事柄の上に立ちまして、先ほど、企画の方からお答えをさせていただきましたように、平成7年、昭和70年を目途に第3次総合基本構想に入っていく準備をさせていただきつつあるわけでございます。こうした発展の上に立って住んでよかったと言える町づくりをしていきたい。

おくれております都市基盤あるいは道路網の整備もこれからが1つの正念場になってまいります。和泉市が一生懸命に取り組みますと同時に、大阪府や国にもお願いをさせていただきたい。幹線道路網がそれぞれ機能できますように頑張ってもらいたい、このように考えております。こうした事柄の上に立って、さらなる発展を目指さなければなりません。欲張った厚かましい考え方でございますが、御指摘がありました山間部の発展も、あるいは信太、北信太地域の発展策も、第3次総合基本構想の中で考えていかなければならない、このような気持ちであるわけでございます。花開くだけでなく、これからどう考えていくんだということについても私の考え方の一端を申し上げさせていただき、さらに、今後とも一生懸命に努力をさせていただきたい。これらの上に立って町づくりを充実をさせていただくため渾身の努力を傾けてまいりたい、このような決意を持っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 28番（友田博文君） 以上で終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、19番・木村静雄君。

(19番・木村静雄君登壇)

○ 19番(木村静雄君) 19番・木村静雄でございます。通告に従いまして、質問の要旨を説明いたします。

今、政府は来年度予算編成作業が大詰めを迎える中、1兆3,000億円規模の大型増税を打ち出そうとしております。要は、財源不足の穴を埋めるためであります。自然増収頼みの財政運営を図ってまいりましたが、バブル経済の収縮とともに即座に崩れたのであります。そこで、いろいろと政策を打ち出そうとしております。その1つには、金融面で地価抑制の切り札ともなってきた不動産融資の総量規制を解除する方向等が考えられております。また一方、公定歩合の第3次引き下げ時期もいつであろうかということも考えておられます。また、建設国債を増発、公共投資を増やし景気対策を図ろうとしております。まさに、なりふりかまわずの財源集めに取り組んでいるということでございます。

以上のような情勢の中、本市として平成4年度の経済見通しをどのように立て、行財政に対する取り組みについてメインタイトルとしてお聞きをしたいと思っております。

次に、小項目として何点かお伺いをいたします。

まず、国、府からの助成金制度の削減または切り捨て等が考えられるのではないかと。

2番目に、本市の平成4年度の税収見込みについてお聞かせください。

3番目に、トリヴェール和泉等の開発に伴う財産区財産処分について、その規模と入った金額をお聞かせください。

4番目に、開発に伴う税の増収はどのように見込んでおられるのか、その点をお聞かせください。

5番目に、宅地開発指導要綱の分担金についてであります。平成2年度または3年度にどのぐらいの分担金が入ったのか。また、どのような使途目的になっているのか。

以上についてお答えいただきたいと思っております。

6番目に、去る11月6日と7日に行われました「全国伝統地名(旧国名)市町村ゲートボール棋津大会」が開催されました。大阪府下でただ1市、わが和泉市が選ばれ、代表7名が派遣参加をいたしました。市としてどのような対応をされたのか、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、タイトル2の項目でございますが、本市の医療体制の現状と、中央丘陵開発による人口増に伴う医療施設の充実についてであります。

小項目の1として、本市における病院数及びベッド数、診療所(開業医)等の数についてお知らせ願います。

2番目として、開発地区または周辺地区で医療施設をどのように充実させようと考えておら

れるのか、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

3番目として、市立病院の増改築の考えがあるのかどうか。

以上について伺いをいたします。答弁によりましては、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 平成4年度の政府の経済見通し並びに本市がそれをどう受けとめているか、など何点かについて、財政課阪よりお答えさせていただきます。

ただいまの御質問の趣旨説明のとおり、今の経済の動向あるいは国家予算等について、いろいろ発表されているところでございますが、地方財政に大きく影響を及ぼすであろうと認識いたしております。最近の政府の発表等におきましても、平成3年度の実質経済成長率見通し3.8%も、景気の減速が一段と深まっているため、それより低い見通しにもなっておるといふ非常に厳しい情勢になっております。現在、平成4年度の予算編成時期を迎えておりますが、先ほど、趣旨説明で述べられました対策等について、景気浮揚策としてとっていくということも公表されておりますが、現在のところ、成長率をどうもっていくかとか、そのような方針について政府自身が策定中であります。また、同時に地方に対する地方財政計画、国と地方の財源対策も、それらの中で決定されるという仕組みになっております。いずれにしても、最近の状況から見て地方に対する財政環境は非常に厳しい実態であるという認識を持っております。

そこで、地方自治体に及ぼす影響という御質問の趣旨でございますが、われわれといたしましては、現在、作業中の中で特に地方交付税や補助金の扱い等に減額の動きがあるということは認識をしております。その上に立って先日も地方6団体が共同で全国総決起大会を開き、地方交付税率の堅持という点で衆参両院議員に対して陳情活動を行い、合わせて地方公共団体の自主性を確保するため、地方単独事業等の財源を大幅に増額する要望を行っているところであり、その時点では、全国市議会議長会からのお力添えもいただいたところでございます。

平成4年度の本市予算に対する考え方につきましては、政府原案が確定していない中では、厳しさがあるというように理解をしているところでございます。したがって、現在、税収の見込み等についても鋭意作業中でございますので、今しばらくお時間をいただきたい。平成4年度予算案が確定した時点で御提案をさせいただきたいと存じます。

トリヴェール和泉の財産処分につきましては、今、手元にきちんとした数字を持っておりませんので失礼いたしますが、総額では、28カ所で22億3,717万8,922円の財産処分金でございます。その35%が市の収入として年度ごとに措置させていただき、65%については、地元の公共事業に対する交付金ということで14億5,416万6,300円でございます。御了解を願いたいと

思います。

税収入と開発による増収の関係でございます。いろんな開発がございますが、中央丘陵1つをとってみますと、現在、山林が宅地化するという事で課税をしておりますが、これだけ大規模な良好な住宅建設をしていくことになると、公共部分が相当の割合が必要になってまいります。その時点で土地に対する税そのものについては、特に住宅建設等が進む地域では、開発によってむしろ税収が減になるというように理解をしております。ただ、その上に建物がございまして、基本的には、市民税の所得に対する税収が伸びると一般的に理解をしております。それと、税そのものにしても、新市街地の開発等については良好な住環境であります観点から、その宅地並びに建物が一般的には高額であるという点で、高額所得が見込めるだろうという端的な見通しを持っております。

続きまして、平成2年度並びに3年度の開発指導要綱に伴う収入額でございますが、平成2年度におきましては、4億2,861万円を決算として収入をしております。平成3年度については、現在、進行中でございますが、今のところ、最終の収入見込みとしてどうなるか精査中でございますので、御了解を願いたいと思います。

その使途目的でございますが、開発指導要綱に伴う資金につきましては、御案内のとおり、通常、公共施設整備基金に全額積み立てをし、その上に立って取り組むということで運用させていただいております。したがって、使途につきましては、広く市内一円の公共公益施設の整備に一般財源として充当させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室次長（池辺一三君） 6点目のゲートボール摂津大会について、広報広聴課池辺よりお答え申し上げます。

全国伝統地名市町村ゲートボール摂津大会への代表チーム派遣についての依頼が平成3年3月8日付でございました。ゲートボール連盟を掌握されております市民体育館にこのような依頼がありますので、参加できるチームがあるかどうかを検討していただくようお願いをしたところでございます。4月20日に体育館より参加する、との連絡をいただきましたので、4月21日付で摂津市に参加する旨をお伝えしたところでございます。摂津大会は、平成3年11月6日と7日に実施されたものでございまして、チーム単独で御参加を願ったものでございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、タイトル2番目の医療体制の現状と、中央丘陵開発による人口増に伴う医療施設の充実につきまして、健康課池辺よりお答え申し上げます。

まず、本市における医療体制の現状でございますが、市内の医療機関数につきましては16病院、ベッド数は3,287床でございます。加えまして、市内の開業医、診療所は61カ所ございまして、このうち市民の救急患者を受け入れる救急病院は8カ所でございます。

以上の医療施設によりまして市民の健康の保持、増進に努めていただいているところでございます。

また、中央丘陵の開発による人口増に伴います医療施設の充実につきましては、約2万7,000人の人口増が見込まれるところでございます。医療施設設置についても必要と考えてございますが、今後、住宅・都市整備公団、和泉市医師会、関連部局との協議を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 病院事務局次長（谷上 徹君） 3点目の市立病院の増改設の考えを持っているかどうか、の御質問につきまして、病院事務局谷上からお答え申し上げます。

市立病院のベッド数につきましては、医療法第7条の2第1項によりまして、その必要ベッド数が規定されております。和泉市の場合、現在、2,033床の一般病床が市内にございます。医療法第7条の2第1項で規定いたします和泉市の人口に対する必要病床数は1,043床となり、約990床上回っているのが現状でございます。このため医療法第7条の2第1項の規定によりまして、これらの数値を上回っている場合には、公的病院等の設置並びに増床はできない、とされておりますので、その点よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 19番（木村静雄君） 私の質問の仕方も十分でなかったんですが、来年度の経済見通しについては、毎日のごとく新聞紙面を賑しております。経済の専門的な立場でなくても、単に国内だけでなく国際的に見ても、決していい面が見当たらないという状況でございます。先ほども2、3の例を挙げましたが、政府の方でも苦肉の策で乗り切ろうとしております。そういう心配の余りから、本市においてもその辺を深刻にとらえて対応していかなければいけないんじゃないか、そういう発想でお尋ねをしたわけです。

今、次長の方から情勢把握等についてお答えがありました。そういうことではないかと思えます。ただ、国が決まらなくては、ということですが、国の方の考え方の1つとして、いろんな施策を強く打ち出せるのは、地方財政がまだ大丈夫という見方をされている。これは経済学者の意見の中にもそういう考え方があります。何と云っても地方財政は、豊かではないにしても支え切れるであろう、という見方が根底にあるのではないかと。国の方で決まってから、それをもとにわれわれが作業をすればいい、親方日の丸的な従来の考え方では、これからの行財政の取り組みの面ではいけないのではないかと。という気持ちがございます。

それから、助成金なり地方交付税の問題についてはむしろ大幅な増額要求という形で取り組んでいる、というお話がございました。私たちの立場から見ると、公共事業等については表面的にはよくなってくだろうという感じはいたしますが、実際面では、弱い人たちに対する福祉等については、相当厳しい問題が出てくるのではないかと感じています。

また、平成4年度の本市の税収見込みについては、しばらく時間を貸してほしい、ということです。それなりに担当部局では青写真をお持ちだと思いますので、そういうことで理解しておきます。

それから、財産区財産の金額を発表されました。それらについては、一般会計で処理されているということですが、その資金は、どのようなことに使っているのか、また、使われてきたのか、その点を再質問をいたします。また、使われたとするならば、それで市民にどのような形で潤いを見せたのか、その点も含めてお願いをいたします。

- 総務部次長（阪 豊光君） 再度の情勢判断と今後の事業との関係についてでございますが、木村議員さんがおっしゃいますように、財政をあずかる者といましては、景気の動向そのものが一般財源を圧迫するという点では、相当厳しい情勢になると理解をしておるところでございます。そういう厳しさのある中でも、市長から御答弁をさせていただきましたように、今後の和泉市の町づくりという点では過渡期に来ております。その点では、財源財源が厳しい中にあってもより一層創意と工夫をこらし、組み立ても含めて運営していかなければならないだろうと認識しております。しかし、根本的には、確かに厳しい状況ではございます。経常収支比率が高い中、厳しい財政運営を余儀なくされるという情勢も一方にはあるわけでございますが、それらとの組み合わせをどういうふうにしていくかという点では、平成4年度以降、創意と工夫が一層必要だろうと認識をしております。

財産区財産の処分金と用途との関係でございますが、公共施設整備基金につきましては、先ほど、御答弁させていただきましたとおり、条例に基づきまして公共施設整備事業の財源に充当してきております。具体的には、公共施設整備基金の条例が昭和53年度に制定させていただいておりますが、その後、積み立て並びに取り崩しということで今日まで十数年間、予算を通じて運営してきたところでございます。トータル的には人口急増に伴う義務教育施設、保育関係等の事業について、特に本市の人口急増期である昭和50年代半ばから後半にかけては、一般財源が乏しい中、公共公益施設整備事業に充当してきたという点もございまして、具体的に財産区財産の処分金の用途をどのように明確化するかということは、各年度ごとに変わりますので、その辺、御了承を願いたいと思います。

ただ、財産区財産となりますと、1つは、水利関係が多く出てまいります。その点では、財

産区財産を処分することによって、その水系も含め変わらざるを得ないということで、後年度にわたっていろんな形で水路整備等が生まれてきております。年度ごとにその辺のトータルについて説明させていただきだけの整備ができていない点は、お詫びをさせていただきたいと思っております。いずれにしても、市内一円並びに特に財産を処分することによって変化が生じる事業について、重点的に対応していくという考え方で運用しておりますので、よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

○ 19番（木村静雄君） 小項目の4点目でお尋ねをいたしました開発に伴う税の増収見込みという問題について答弁がありました。先ほどの説明を裏返して考えるならば、一応、宅地造成ができた。そして、それをさら地のままに残しておいた方が、むしろ税収の面から見れば増収になるという言い方もできるだろうということです。その上に家を建てるとかえってマイナスという面が出てくるという両面があります。しかし、本来の目的は、宅地造成を行って、そこに住んでもらうということでございますので、その辺は理解できます。ただ、言えることは、ただいま説明がありましたように、それだけの不動産を買って住まわれる人たちの所得は相当高かろうという見込みであり、そういう高額所得者からあがるところの所得税、それに関連する税収が増えるという考え方でいる、という理解でよろしゅうございますか。

○ 総務部次長（阪 豊光君） はい。

○ 19番（木村静雄君） それから、開発指導要綱の分担金の問題でございますが、ただいま平成2年度における内容の説明がございました。私の聞いた範囲では、岸和田市等においては何年前か、こういう制度が強ければ、市の開発発展の1つのブレーキになるんじゃないかという考え方から、廃止というか、一部減額措置というか、そういう手を打ったという話を聞いたことがあります。本市では1戸60万円ということで徴収しておりますが、この60万円という水準が府下各市から見た場合どの程度の位置にあるのか、それが第1点。

また、一般的に土地所有者から見て土地を遊ばせておくのはいかなので、そこに借家などを建てて利用するという際、この開発指導要綱にひっかかってくる。60万円なれば、仮に家賃が5万円とすれば1年間ぐらいは家賃がただという計算になります。この点では、将来、この60万円を改定していく考えがあるのかどうか、その点についてもお尋ねをいたします。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 開発に伴いまして2点ほど御質問がございましたので、都市整備田中からお答えいたします。

1点目の御質問の岸和田市において最近、指導要綱の分担金が廃止になったというお話でございますが、基本的には、金額の見直しは各市でいろんな情勢に見合ってやっております。ただ、阪南各市におきましては、金額の差はございますが、ゼロというところはございません。

それから、今後、金額の問題も含めどういう方向で進んでいくか、という御質問でございますが、建設省の指導についてはいろいろと議論はありますが、一定、本市におきましては、各市との調整はございますが、当分、今の金額の中身を含めて運用していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 19番（木村静雄君） ただいまの田中次長の説明の中で一応、金額がゼロというところはない、ということですが、高石市はあるんですか。

○ 都市整備部長（田中武郎君） 以前、新聞にも載ったと思いますが、堺市の方では、指導要綱がらみでいろいろ議論があったように記憶しております。ただ、金額の内容につきましては、いろんな考え方も含めゼロということにはなっていないように記憶しております。高石市でも一定の要綱に見合う金額は確保していると聞いております。

○ 19番（木村静雄君） 指導要綱がらみの問題につきましては、当然、各市との関連もあるわけですので、今後、研究をしていただかなければならない問題だという感じがいたします。この制度を取り止める場合、今まで掛けた人との関連なども出てきますが、市の開発発展の面から見る場合ブレーキになってはならないという感じを持っておりますので、今後とも研究をしていただきたいと思います。

6点目の全国伝統地名の摂津市の25周年記念行事の一環として行われたゲートボール大会に、当市から7名の選手が派遣参加したことについては、それはそれで結構なんです、市としてその対応をどのようにされたかということをお聞きしているわけです。

○ 市長公室次長（池辺一三君） 市としての対応ということですが、市といたしましては、チームが参加できる体制であるならば参加していただきたい、ということで、先ほど申し上げましたようにチーム単独でお願いしたというのがその経緯でございます。

○ 19番（木村静雄君） これは市長もお聞きを願いたいんですが、私はこの書類のコピーをもらってきました。「全国伝統地名（旧国名）市町村ゲートボール大会」という全国的な組織ができて、これに府下でも本市のみが参加をしたということでございます。これは全国的な大事な団体であろうかと思えます。平成3年3月8日に森川薫摂津市長から和泉市長に対しまして依頼状が来ました。この書類を見ますと、「摂津企第2082号」という摂津市の公文書としてつくられております。したがって、この公文書の受領印も写っていないんですが、こういう公文書の取り扱いが正しいものかどうか。私たちの感覚としては、こういう書類整理の要項があるのかどうか知りませんが、この扱い自体についてちょっと疑問に思っております。

ただいま広報次長の方から説明がありましたような形で参加をされた。実は、ゲートボール連盟の役員さんの話を聞くと、詳しい内容は聞いてなく、摂津市でこういう大会があるが参加

できるかどうか、ということでした、してもいいよ、ということで参加をしたということです。この内容を見ますと、全国から36の伝統地名のある市町村の代表が集まったということで、摂津市としては、大変な事業であったと思います。

そして、6日の夕刻までに新大阪のシティプラザに集まってください。服装もスポーツウェアでなく、スーツを着てください、ということでした。各市町村から推薦されたチームは、監督と選手、引率者で10名以内ということです。行きましたら、第1日目はそのホテルで交流の懇親会が開かれました。その席上では、大阪の和泉の国から来た和泉市のチームということで壇上に上げられて紹介を受け、和泉の事柄についての説明がなされたことのようにです。たまたま摂津市の司会者が和泉市を間違えて「和泉町」と言ったので、和泉市の選手たちが、「それは違います。和泉町でなく、和泉は市ですよ」と司会者に訂正された。そのことを森川市長が大変気にされ、司会者をばろくそに叱ったということです。大変な間違いだということで、選手の方々にも謝られたということです。

そこでの晩餐会は主催した摂津市の負担、翌日のお昼の食事も摂津市の負担ということで、大変な費用です。翌日は、ホテルの前に淡路交通の観光バスがずらっと並んでおり、それに乗って摂津市の青少年広場という運動場に案内されました。それを見てびっくりしたということです。市長初め市の主な管理職全員が全国から来た選手にあいさつされ、恐れ入ったという話でした。

九州とか、あるいは三重県のある市からも来ていましたが、市のマイクロバス2台で市の職員である運転手が2人、随員の職員も2人、計4人が付いてきている。こういう形で参加されたのに、和泉市はだれもおらん、選手だけ。実に恥ずかしい思いをしたということです。一切の費用は全部各市町村が負担し、派遣したという形をとっていたようでしてびっくりし、恥ずかしい思いをして帰ってきたという実情とのことです。

それで帰ってきてから社会教育部の担当者に報告したところ、費用面については、交通費ぐらいは何とか考えましょう、ということでした、新大阪まで1,000円ちょっとですか、そういう考え方が出されたようです。その話を聞いて、連盟の役員さんも非常に憤慨しておられます。ホテル代は6,500円ですが、単に経済的な問題だけでなく、市の代表として参加したという事柄の認識があるのかどうかという思いです。

私、実はこの話を昨日に聞きまして、一応、話しておいてほしいということです。後日、市長に役員代表がお話に来ることになっておりますが、それはそれとして、こういう扱い方では、住んでよかった和泉市などと言われております中で、実際にやっていること自体が“竹に木をつないだ”よう形ではないかという感じを持っております。これを契機に市の代表として

派遣する場合には、十二分には申しませんが、できるだけことはしてあげるべきだという感じがいたしました。その点は、ぜひ心にとめておいていただきたいと思います。

財政については、全般的な問題として意見を申し上げておきます。

不況は、私どもは何回も経験していますが、今回の不況の中身は、非常に重大な質が違う形です。新しい財政秩序の必要性が叫ばれておりますが、私もまさしくそのとおりだと思います。その中では、カネは生かして使っていただきたい。そして、最大の効果をもたらすよう、市長は、市の行政の中で十二分に熟慮されて使っていただくことを強く要望しておきます。

それから、医療体制の問題でございますが、先ほどの話を伺いまして、現状の医療体制について、病床数、開業医の数、救急病院の数などの御答弁がありました。現状の中では、果たして市民生活に十分に事足りているのかどうか、この点を端的にお聞きをしておきたいと思えます。

- 市民生活部次長（池辺修次君） 現行の医療体制で対応ができているか、という御質問にお答えいたします。

昭和61年8月、医療法の改正に伴いまして医療計画の策定が義務付けられました。これに伴いまして大阪府においても地域特性を踏まえ、医療関係団体を初め市町村等広く関係者の意見を聞き、府民のコンセンサスを得、医療を取り巻く各分野の横断的な計画として、府民の生涯を通じての健康づくり、適正な地域医療確保のために大阪府保健医療計画が策定され、大阪府保健医療計画審議会に答申され、昭和63年6月、公示されたところでございます。

この医療計画によりますと、大阪府下における必要病床数は7万1,751、これに対して既存病床数は9万8,680でございまして、2万6,930床上回っております。先ほど、病院の次長からお答え申し上げましたように、本市のベッド数も上回っているところでございます。また、先ほど御答弁申し上げましたが、本市においては16病院中総合病院が2カ所、また、府立ではございますが、母子医療センターを初め救急医療施設も8カ所ございます。堺市が14、高石1、泉大津2、岸和田2、貝塚2、泉佐野1、泉南1、阪南ゼロと他市に比べてもかなり多うございます。また、平成2年度における救急患者の搬送人数でございまして、3,324人の救急患者を搬送しております。そのうち2,840人、85%が市内の救急病院で治療を行っているところでございます。本市の医療体制につきましては、現在、対応ができ得ると考えているところでございます。

以上でございます。

- 19番（木村静雄君） 現状は、ただいまのご答弁にありますように、他市に比べても十分あるいはそれを越えているんだ、と認識されておりますが、担当部局としては、そういう考え方

だということを受けとめておきます。この中身を見ますと、救急の搬送問題では和泉市内で85%は治療しているんだ、ということですが、いろんな疾病の内容によりまして、大阪市を含めた広域的な医療施設の利用という形も相当あるのではないかと思います。

それはそれとして理解しておきます。ただ、御承知のようにトリヴェール和泉が来年度に町開きという段階を迎えまして、現状はそれでいいのだということはわかりますが、2万7,000人の人口が増え、プラス周辺のミニ開発の増加、また、桃山学院大学の6,500人から7,000人に及ぶ学生の増加という問題を抱えてございます。それに対して現状でいこうとしているのか、何か手立てをしようとしているのか、その点をお聞かせください。

- 市民生活部次長（池辺修次君） 再度の御質問でございますが、トリヴェール和泉の町開きに伴いまして住宅建設も進んでまいりますので、今後、都市・整備公団、医師会、関係部局とも協議を続けてまいりたいと考えております。
- 19番（木村静雄君） これから検討していく、というお言葉ですが、納得しかねます。町づくりが進み大きく開発される中で生活の基本としての医療問題は当然考えなければならない。今度の開発事業にしても、例えはでき上がりました土地や建物は、あえて言うならば商品です。その商品の付加価値が高くて初めて売れるのです。付加価値のない商品では売れません。そういう考え方も含め、対応の不十分さには納得がいかなわけです。やはり医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係専門団体との話はあるとは思いますが、いずれにしても、行政そのものが主体性を持って考えていかなければいけないと考えております。

市長も公約の基本姿勢の中で地域医療の充実を図っていききたい。そして、安心して和泉市で住んでもらうには医療体制ももっと整備しなければならない、と掲げております。来年4月から人が住もうかというのに今から考えていくということでは、全く残念でならないという気がいたします。もう少し市民サイドの原点に立ち戻って、主体性を明確にして進めていただきたいと思います。その進み方は事情によっていろいろあるとは思いますが、精力的にやっていたらかなければ困ると思います。このことを付け加えて一応、終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） ここで、暫時休憩をいたします。

（午後3時10分休憩）

○

（午後3時28分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

6番・穴瀬克己君。

（6番・穴瀬克己君登壇）

○ 6番(穴瀬克己君) 6番・穴瀬克己でございます。一般質問の趣旨説明をさせていただき  
ます。その前に、さきの市長選挙におきまして5期目の御当選、おめでとうございます。まず  
もって、お祝いを申し上げます。

まず、池田市政の5期目の公約についてでございます。冒頭、所信表明を聞かせていただき  
ました。基本姿勢と政策の討議資料ということで選挙のときにいただいておりますが、恐らく  
4期の中で成熟をさせたものを5期目で全部実らせていくという市長の強い決意のもとでの姿  
勢だと判断をしております。その中で具体的にお聞かせを願いたいと思います。

最初に、コスモポリスもほぼ80%の用地買収が完了したように伺っております。現在の進捗  
状況、今後の進め方についてお聞かせ願いたいと思います。それと関連をいたしまして、午前  
中、産技研についていろいろ説明がありましたが、この産技研をインパクトとしていかにコス  
モポリスとの関連性を強めていくのか、この点についても考え方をお聞かせ願いたいと思いま  
す。

次に、駅前再開発についてでございます。準備組合も設立され、今後の方向性が非常に気にな  
るところでございますが、実施に至るまでの手順を御報告を願いたい。同時に進捗状況もお  
願いをいたします。

続いて、大学誘致でございます。先ほどの質問にもありましたので重複を避けさせていただ  
きたいと思います。特にバラ色の話を聞かされました。恐らくやメリット部分について、夢と  
希望を膨らませた大学誘致後の状況を御報告されたように伺いますが、デメリット部分もかな  
りあるように思います。こういった部分もきちんと明確にして対応するところに素晴らしい町  
づくりができると思いますので、考えられるデメリット部分としてどういったものがあるのか  
御答弁を願いたい。さらに、誘致に伴う行政側の大変な苦労があったように思います。こうい  
った考え方から、大学側に対して行政協力がどのような形で行われようとしているのか。また  
当然、資金面の協力等々もあるやにも思いますので、こういった形については大学側との協議  
の上に乗っているのかどうか、御答弁を願いたいと思います。

次に、庁舎建設でございます。市長は、平成7年ということを公約しております。来年は平  
成4年、あと3年しかございません。先ほどのコンピューターの問題で計画の報告を聞いたと  
き、コンピューターまで導入計画が庁舎建設の中でやられているという答弁がございましたの  
で、具体的な形で取り組んでいるのであれば、御報告を願いたいと思います。

次に、女性の地位向上についてでございます。市長は、女性の社会参加や機会均等を進める  
ため、市行政の中における女性管理職の登用や各種審議会等への参加を促進し、女性の感覚と  
パワーが生かされる市政の推進に努める、と言われております。特に女性問題が言われて久し

いですが、今ほど、強く女性のパワーを感じる昨今はないわけであります。市長も、市行政において女性の幹部職員への登用も積極的に進める、と公約しておりますので、具体的にどのような形で何人ぐらいの女性の幹部職員への登用のための研修会とか、何カ年で進めるなどの形での施策があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、先ほど、天堀議員さんが質問されました生産緑地の制度の導入問題でございます。重複は避けます。経過等は結構でございます。特に逆線引きを除くと11%ぐらいの届け出でございます。逆線引きを入れても20%という形でございます。そうすれば、もう12月20日という期限の中で、このままいくと、80%の農家の方々の土地が宅地化されていく中で問題点がないのかどうか、この辺についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、同和施策と一般行政についての質問でございます。時限立法が本年度末で切れるわけでありましたが、残事業の課題等については、さきの答申によって一定の継続、法制化の見通しが出てまいりました。こういった中、残事業については、今後、法制化にならないと手順は非常に難しいだろうと思いますが、残事業に対してどのように取り組んでいくのか。そして、以前から問題になっております改良地域と周辺地域との調和の問題であります。特に道路等生活に密着した関連施策を考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

最後に、公的な駐車場の設置についてであります。今日、駐車場問題は、国、府においても大きな問題となっております。制度化がされ、国直営の駐車場建設あるいは府直営の駐車場並びに各市でも直営の駐車場建設並びに第三セクター方式による公民の役割という形で明確に責任を取ってきております。本市においても、駐車場問題が以前から何度となく取り上げられてきたところであります。特に民間での駐車場の実態調査、その中で月決め、一時預かりがどのような形で民間の方で受け持っているのか、公的な立場ではどの程度あるのか、このことを御報告願いたいと思います。

以上で趣旨説明を終わります。答弁いかんによっては再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市長公室理事（稲田順三君） それでは、第1点目のコスモポリスと産技総研につきまして、稲田よりお答え申し上げたいと思います。

地元地権者の深い御理解のもとで進めてまいりました和泉市コスモポリス計画につきましては、用地買収が（実質）買収で70.8%、さらに、分割買収に応じていただいた方々の集約率を合計いたしますと、おおむね85%まで達したところであります。深く感謝申し上げる次第であります。このように用地買収率が当初の目標値であった70%を達成したところでありますけれども、今後とも引き続き用地買収交渉を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、事業化の具体化を図る一環として、計画区域を市街化調整区域から市街化区域、いわゆる工業専用地域に編入する必要があるため、平成5年度までに都市計画決定ができるよう手続を進めてまいりたい、このように考えるところであります。

さらに、事業手法といたしまして、「株式会社いずみコスモポリス」と大阪府中小企業団地開発協会及び分割買収に応じていただいた一部の地権者が共同して組合を設立いたしまして、土地の区画形式を整え、道路、公園等の公共施設の整備改善を行ういわゆる区画整理事業により先端産業団地を整備していこうと考えているところであります。

また、スケジュールといたしましては、市街化区域に編入の都市計画決定後、直ちに組合を設立する方向で準備を進めてまいる所存であります。こうした諸手続を経まして、造成工事ではできるだけ早期に平成6年後期には工事に着手できるように努めるとともに、企業誘致につきましても計画の趣旨に沿うよう、公害のない先端産業等の企業誘致に向け活発な活動を行い、早くて平成7年度には分譲を開始できるよう、何とか頑張っていきたいと考えておるところでございます。

また、新産業技術総合研究所との関連性と位置付けであります。和泉コスモポリス計画は、近接しております岸和田のコスモポリス、また、隣接のトリヴェール和泉と一体となった整備により、いわゆるトライアングルゾーンと言われる集積効果を高めることを目指しております。とりわけ、トリヴェール和泉西部地区に誘致されます新産業技術総合研究所につきましては、大阪の産業技術の高度化の推進基盤や、企業、大学等にも開かれた多様な研究交流の先導拠点づくりを目指すものであるため、和泉コスモポリス計画の企業誘致におきましても、強力なインパクトをもたらすとわれわれは考えるところであります。このため開発コンセプトといたしましては、いわゆる世界をリードする先端産業の育成を目指しまして、新産業技術総合研究所との連携を図った内陸型の緑溢れる快適な環境の中での産業団地を形成していくことを目標といたすところであります。

他方、新産業技術総合研究所は、南大阪を初め関西学術研究都市、北大阪千里地区等各地で形成されつつある研究開発拠点との連携も図りながら、異分野技術の融合を促進することがその役割として期待されているところであります。特に立地場所といたしましては、こうした点を踏まえまして、新空港、他の研究機関拠点へのアクセス、先端産業の南大阪への誘導促進等の観点からトリヴェール和泉に決定されたところであります。このように両者は相互に強く関連するものと位置付けられておまして、一体的な整備によって大きな効果が期待できると考えているところであります。

以上であります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 駅前再開発課長（橋本通弘君） 2点目の和泉府中駅前再開発事業の進捗状況と今後の取り組みにつきまして、再開発課の橋本からお答え申し上げます。

本市の都心かつ表玄関にふさわしい町づくりを行うため、商業を初めとする地区の活性化並びに駅前広場、道路等の都市基盤の整備を一体的、総合的に進めるため、昭和62年に地区再生計画を策定いたしました。この地区再生計画をたたき台といたしまして、当地区の関係権利者の方々に対し町づくりの必要性、また、その手法として権利者等から成る組合が事業主体となる組合施工方式の市街地再開発事業手法の仕組みや事例などについて説明会を実施するとともに、平成元年度には、地元組織として結成されました町づくり世話人会を中心に見学会、意向調査、ニュースの発行等のPR活動を行ってまいりました。

平成2年度に実施いたしました第2回目の意向調査では約7割の方が再開発の必要性を認められ、今後の活動として、自分たちの生活や権利がどうなるのか、といった具体的な状況を示す活動や可能性のある計画づくり活動を求める意向が多く、この結果を受けまして、もう一歩進んだ組織である準備組合の設立に向け取り組みを行ったところでございます。

平成3年5月から準備組合の設立発起人を呼びかけましたところ102名の発起人が集まり、6月27日に発起人会が発足し、以来、全権利者に対し準備組合への加入要請を行ってまいりました。この結果、権利者総数335名のうち236名、比率にして約70%の方々が準備組合に加入されました。これを受けて去る10月26日、準備組合の設立総会が開催され、準備組合が設立されたところでございます。今後、準備組合の活動の中で未加入者への加入要請はもとより、権利者の意向を聞きながら具体的な事業計画案などの検討を行い、権利者の了解が得られましたならば関係機関等と協議の上、都市計画決定等の必要な手続へと進むこととなります。

今後の進め方でございますが、法的な手続でございます。まず、都市計画決定、次に本組合の設立、権利変換、工事着手、工事完了、清算といったぐあいに本事業を進めていくわけでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部理事（三井義秋君） 3点目の大学誘致につきまして、都市整備部三井からお答えいたします。

今回の桃山学院大学移転の経過につきましては、先ほど、友田議員さんに御説明申し上げたとおりでございます。大学移転に伴うデメリットといたしましては、いろいろと大学から聞いておりますが、車公害や入試の時期には多数の学生が来るというようなことでございます。わ

れわれとしては、将来的にトリヴェール和泉の学園ゾーンに設置の計画をし、大学の誘致を進めてきたわけでございますので、今後、和泉市の良好な文化的な発展のために積極的に協力していかなければならないという考え方でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 大学の誘致に関しまして市としての協力体制をどうしていくか、ということでございます。今回の大学移転につきましては、今後における大学間の競争が熾烈になることを前提といたしまして、大学側が取り組んでいるところでございます。たまたま、こういった大学側の方向づけと和泉市のトリヴェール和泉における複合機能を持った町づくり計画とが軌を一にしたということでございます。こういう関係で大学側が非常に努力される中、移転に必要なレベルでのキャンパスの処分が可能になったということでございます。この処分金によりまして移転をしていくのが基本でございます。この処分金の中で新しいキャンパス用地費、建築費その他の経費を賄い、移転によって赤字を出さないというのが理事会決定の基本的な姿勢であるわけでございます。

こういったことから、移転費用の中で用地費の占めるウエートが非常に高い面もございます。したがって、住都公団に対しまして学校側と私どもがかなり長い期間にわたりまして粘り強く交渉をさせていただきました。具体的には、昨年11月から今年の夏までかかっております。長引いた理由といたしましては、大学の移転計画による設定の用地費と公団が提示している価格との間に非常な開きがございます、その結果かなり時間がかかったでございます。しかしながら、最終的には公団にも協力させましたが、学校としても当初計画を何度か修正をし、非常に厳しい選択の中で用地問題が決着したわけでございます。

今後につきましては、先ほども申し上げましたが、大学の実施本部を設けまして、基本計画の段階から実施設計の段階に入ります。その中では、各学部とか学内組織等からいろいろと要望も強うございまして、本年度中には、そういった要求調整も大学の中での作業として重要なものとなってまいります。

こういう状況を踏まえまして、大学といたしましてもOBあるいは現役に対しまして、一定の協力体制もとっていくことになると思います。さらに、和泉市並びに市内の民間各団体に対しましても、物心両面での協力要請もあるわけでございます。市といたしましても、大学移転の基本コンセプトの中に地域の文化拠点としての大学ということが掲げられておりまして、地域に開かれた大学にしたい、また、大学が地元に対して貢献をしたいといういろんなことがございますので、先ほども申し上げましたような様々な経緯を踏まえ、今後、物心両面にわたる援助をしていかなければならないと考えております。こういったあり方にするかにつきまして

は、目下、都市整備部としては先進的な資料と情報を収集しております。これにつきまして一定の調査研究ををさせていただき、予算編成期を控えておりますが、今後、なお一層具体的な煮詰めに入っていきたい、かように考えております。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市長公室理事（稲田順三君） 4点目の新庁舎建設につきまして、稲田よりお答え申し上げます。

新庁舎の建設につきましては、助役をヘッドとする検討委員会を設置いたしまして、いろいろ検討を進めてまいったところでございます。最近の取り組み状況を具体的に申し上げますと、平成4年第1回定例市議会におきまして、仮称ではございますが、和泉市新庁舎建設基金条例の制定につきましての議案を上程いたしたく準備を進めているところでございます。また、積み立てる基金につきましても精査検討を進めているわけでございまして、平成4年度当初予算には積み立てるべき予算を検討してまいりたい、このように考えているところであります。

また、審議会あるいは特別委員会の設置等についても、基金条例制定後におきまして、設置条例の準備並びに特別委員会の設置につきまして議会をお願いを申し上げてまいりたいと考えております。期間的には、審議会につきましては平成4年度中ごろ、特別委員会につきましては早ければ4年度末、遅くとも5年度当初には設置いただけるよう進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

また、着工までの予定でございますが、平成4年度末または5年度当初の特別委員会の設置の時期と合わせまして、基本構想についても特別委員会にお諮りしながら作成するとともに、基本設計、実施設計についても、平成7年度までには順次積極的に取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。よろしくをお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。
  - 市長公室次長（石本博信君） 女性の地位向上につきまして、その中の市行政における女性管理職の登用について御質問がございましたので、人事課石本よりお答えさせていただきます。
- 御承知のとおり公務員につきましては、採用から昇任、退職に至るまであらゆる場合におきまして、性別による差別的な取り扱いは法律で禁止されているところでございます。しかし、現実的には、自治体に限りませず一般的に女性職員の管理職が概して少ないことは御指摘のとおりでございます。こういうことから、自治体には、率先して男女平等を示す責務があり、有能な人材は男女差別なく登用していく姿勢には変わりはありません。ただ、人事課といたしましては、人事管理面でお茶くみやコピーを焼くなどは女性職員にやらせればよいという男女差別的な慣習とか古い意識は改めていただきたいと考えているところでございまして、庁内に

男女平等についての改革に向け、どんどん議論されるべきだと願っているところでございます。御質問にありますように、どのような形で何年ぐらいで、という具体的な策については、今のところ、持ち合わせてございませんが、こういった考えに立ちまして、今後とも女性職員の人材育成という観点から、女性職員の管理職への登用については積極的に推進する方針でございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 大きな2番目の生産緑地に関係いたします御質問につきまして、計画課中屋よりお答え申し上げます。

この件につきましては、朝からの天堀議員さんの御質問に対しまして御説明申し上げましたが、御指摘の宅地化されるであろう農地は80%でなく、約70%でございます。その農地を宅地化する上での問題点はどうか、ということでございます。宅地化を図る方法といたしましては、一宅地単位の建築確認あるいは一団としての面的な区画整理等によります手法あるいは開発許可を受けて宅地化を図っていくなどいろんな手法がございます。そこでまず、宅地化を図る上における最低の条件として、道路を初め下水道の確保という都市基盤整備が必要でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 同和対策部長（森 利治君） 続きまして、同和施策と一般行政につきまして、同対部森より御答弁申し上げます。

現行法が来年3月末で期限が切れるわけでございますが、現在まで環境改善整備事業につきましては、事業進捗について積極的に図ってまいったところでございます。おかげをもちまして、所期の事業につきましては一定の進捗を見ているわけでございます。しかしながら、道路、下水道等の事業の一部につきましては、来年3月末までの現行法の期限内にすべてが完了するという状況には至っておりません。4年度以降に一定の対応をせざるを得ない状況にあることも事実でございます。

同和対策事業を取り巻く情勢といたしましては、去る12月11日、国の地域改善対策協議会から意見具申が出されたところでございます。内容は、来年度以降も法的措置を含め適切な措置を検討する必要がある、という提言をされたわけでございます。今後、この提言を受けまして、政府、国会等がどのように法的措置、財政措置を含めて法制化されるか、どう対応されるかについてわれわれも注目するところでありますし、さらに、市長会等を通じ政府や国会に要望を行っていきたいと考えているところでございます。

本市といたしましてはこうした状況を受けまして、今後、基本計画をベースにしながらも、

地元協議を含め事業内容をさらに精査検討し、残事業の煮詰めを行いつつ、必要な事業の達成に向けまして推進を図ってまいりたい、かように存じているところでございます。

また、周辺地域との調和につきましては、全体計画との整合を持たせた形で整備を図るよう一層努めてまいりたいと存じておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、4点目の公的駐車場の設置につきましてお答え申し上げます。

近年のモータリゼーションの目覚ましい普及によりまして、乗用車を2～3台持っておられる家庭も数多くなってまいりました。われわれの日常生活においても非常に移動の利便性が向上したということでもあります。しかしその反面、ちょっと近くの店へ買い物に行くにも車を利用するといったことから市街地には車が溢れ、駐車場スペースが不足する事態も発生しております。

駐車場確保問題は、都市化が進んだところほど深刻な問題となっております。議員さんが御指摘のとおり、国、府においても駐車場問題について、補助金や貸付金制度の整備に積極的に取り組みを行っているところであります。また、近隣都市でも隣の泉大津市では、泉大津駅前再開発事業の一環として収容台数200台の地下駐車場の整備について、有料道路整備貸付資金制度や大阪府自動車駐車場整備事業補助金等を導入して事業を行われようとしております。本市といたしましても、トリヴェール和泉のシビックセンターやJR阪和線と泉府中駅前再開発計画などへの駐車場の整備は不可欠な問題であろうと考えております。

しかし、公共や民間の駐車場整備につきまして国、府の資金導入を図るためには、駐車場整備計画を策定いたしまして、それに基づく都市計画法による駐車場整備地区の指定や駐車場設置義務条例の制定、実施など、片手間ではこなせない相当な事務量があるということでございます。また、先ほど御指摘の民間駐車場の実態調査等についても御指摘の点を胸にとどめ、トップと十分相談の上まず体制整備を図り、担当窓口を明らかにしていきたい、このように考えておりますので、よろしく御了解賜りたいと存じます。

○ 6番（穴瀬克己君） 最初に、コスモポリスの経過報告を伺いました。85%の用地集約ということで大変な御苦勞をされていることと存じます。ただ、気になることは、買収ができなくて民間の手法を取り入れなければならない部分があることとございます。こういった形から恐らく区画整理法に基づいて取り上げていくだろうと考えるわけであります。

一番心配されるのは、平成7年を分譲の目途として事業を消化していくわけですが、このバブル崩壊の状況下、少し先の話ですが、果たして企業誘致の問題について、ここ1年で誘致が

決定するという背景ではなかろうと思います。企業にすれば、かなり丹念な計画を進めながら進出を決定していくわけです。3～5年をかけて企業内での協議も必要かと思います。その意味から今が一番大事な売り出しの時期ではないかと思うわけです。

特に今回の府の産技研が大きなインパクトとなってくるであろう。昨日の新聞では、京都の産業技術研究所の所長にノーベル賞を受賞した博士を所長に迎えるという形が報道されておりますように、この産業技術研究所の持つ意味は大きなものがある。特に国際的な窓口にもなっているかと思えます。和泉市にとっては、このような先端技術研究の施設を最大限に活用していかなければならない。株式会社コスモポリスの皆さん方のノウハウもさることながら、産技研を取り巻くインパクトを最大限に活用できるようプッシュをしていただきたい、このことを要望しておきます。

次に、駅前再開発でございますが、これも236名、70%の加盟という形で、少人数での作業で本当に御苦労さんだと思います。まだまだこれからが問題でございます。特に一番心配なのが、組合だけでどうすることもできないことです。事業決定をしてから資金援助者を求めなければならない。このような中、今の駅前の東側の開発という立地条件を考えますと、泉大津の駅前は先行して行われている。和泉市の中央部分では光明池が開発され、次に、新駅ができるトリヴェール和泉の開発、それに伴うコスモポリスの開発、産技研、大学も来るという形で、この新駅の副都心の周辺は市民の注目を与え、活性化された新しい町として十分に期待が持たれるわけです。

他方、JR阪和線沿線を見ますと、東岸和田の東側、そして、今までの卸売団地の再開発と東西に合わせた開発計画が出ております。特に和泉府中を取り巻く状況のもとでは、周辺が先にどんどん進んでいるわけです。泉大津は平成7年を待たずにできる。コスモポリスは平成7年、トリヴェール和泉も平成7年に新駅が開業する。そして、東岸和田の方の開発も進んでくるといって、府中駅の東側は阪和線で遮断されている。そして、道路は粉河線1本に頼らなければならない。13号線は狭隘なため幾ら部分的に拡幅されても乗り入れについては非常に困難です。役所前もそうですし、鶴山台から信太山、伯太に至るまでもそうです。こういう道路形態などの諸条件とか周辺の開発を勘案する中では、和泉府中の立地条件は非常に悪い。JRを含めてゼネコンや大型の店舗がどう進出してくるか、このことが非常に心配であります。

特に和泉市のJR西側に対する考え方は冷酷そのものです。北信太、信太山、和泉府中の3駅とも西側に改札口がありません。だから、西側の生活圏は、東側に比べ非常に日が当たっていないという状況にあります。和泉府中が和泉市の中核的な都心部として町づくり計画を立てておりますが、もう少し広域的な発想のもと、周辺との開発も絡めて東西を合わせた形での駅

前の再開発を考えていかなければ失敗するのではないか。既に山本農業は売却されて駐車場用地としてありますが、あそこにどンドンビルが建ててくればこの開発は不可能になります。その意味では、特に和泉府中駅前再開発に絡め今後、西側をどのように考えていくのか、その対策についてお伺いをしたいと思います。

もう1つ心配なのは、335名のうち236名が加盟したと言われますが、この事業実施をしていく中、組合員の方々の権利がどこまで保障されていくのかが非常に心配するところでありま。この辺の地元商店の権利者に対する行政の擁護の体制についてどのような考え方でいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 駅前再開発課長（橋本通弘君） まず、現在の府中駅前再開発に対する考え方でございます。御承知のように再開発事業につきましては、ヒト、資金、地元調整等に膨大で期間のかかる事業でございます。今回の府中駅前再開発事業は、計画区域面積4.9ha、335人という近隣に例を見ない大規模な事業でございます。とりあえず、今回、計画してこの4.9ha区域の権利者の方々に対して地元調整に全力を挙げてまいりたいと考えております。

それと、各権利者の権利の問題でございますが、再開発事業につきましては、大きな建物を建てましてそれを処分するいわゆる保留しょということで大手のキーテナントによって採算を図るのが事業の目的でございます。そのため地元の組合員の資金負担や事業リスクの軽減を図るため、また、事業採算の安全性を確保するため、参加組合員あるいは事業協力者をあらかじめ選考して事業を進めるケースが近畿各地で見られております。当地区におきましても地区面積が広く、また、事業費も多額になるため、今後、準備組合の中で事業協力者あるいは参加組合員予定者を選考する準備にかかってまいりたいと考えております。

- 6番（穴瀬克己君） 組合員の皆さんは、当然、権利要求をされていくと思います。恐らく500～600億円の事業費がかかるであろうという当初から計画されている事業でございます。大手進出の中で組合員の権利確保という形について、地元の行政が組合員の権利を守る体制を位置付けていかなければならないわけでありま。特にこれからのことでございますので、組合員の権利を守る立場で、地元商店を守る立場で再開発を行っていかなければ何にもならないわけでございますので、その点の十分ないろんな御研究をしていただきたい、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、大学誘致については余りデメリットは言わなかったですが、実際問題、6,000～7,000人が来る、常時それだけの学生が来なくても、少なくとも3,000人ぐらいの方が来られます。その上に学生産業の商店等も張り付いてまいりましょうし、また、学生でない若者も集まってまいります。こういった大学生の街ではいろいろな問題が起こっております。こういったこと

を十分に把握していかないと、せっかく和泉市が少々の犠牲を払ってでも高等教育機関の大学を誘致しようとするならば、デメリットの部分もオープンにし、それをクリアしていく中で素晴らしい町づくりができていくのだと思います。ええことづくめなことばかり言って、その結果として地域に迷惑をかけることになってしまえば、思い切った大学誘致という施策が裏目に出てしまう。現実にはそういうことは十分に考えられます。

今、都市整備部が窓口になってやっておられますが、果たしてどれだけの学校の周辺について何日間調査に歩いてきたか、現地を調べてきたのか、駐車場ですべての問題が起こっているか、また、下宿等での問題点はないのか、等についてつぶさに調べなければならない。現実には受け入れようとしているのでしょうか。勝手に来てるんや、ということでもない。こちらからの誘いもあるわけですからね。文教都市を目指す和泉市が、それらの問題についてどうとらえていこうとしているのか。そのためには現況を十分に把握しなければならないと思います。平成7年までにこれらの問題をクリアしていかないと、大学誘致に伴うデメリットがクローズアップされ、後手に回ってしまうことになりますので、この点は十分調査し、対応策を協議していただきたい。その点では大学側の持ち分もありましょうし、地域の協力も必要だし、また、行政の持ち分もありましょう。そういった部分を精査しながら町づくりを進めていただきたい。このことを強くお願いをしておきます。

もう少し具体的な形で言いますと、今までの大学誘致では岸和田が失敗、裁判沙汰になりました。誘致する側は、気持ちのええことばかり言うわけですね。ところが、いざ誘致決定してから約束が違うじゃないか、という紛争が大学誘致にはあるそうです。他の市町の実情を聞きますと、資金援助として現ナマで20億積まなければならなかったとか50億積んだとか、あるいはその上に土地を提供しなければ来てくれなかったとか、今までそういう事例がたくさんありました。和泉市では、この桃山大学の誘致が決定したとき、市長は記者会見でマスコミに喜びの声を発表しましたが、果たしてこの桃山大学の誘致についてそういった裏約束があるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 前議長さんとして大変有益な御指摘をいただき、まことに感謝に耐えません。お礼を申し上げたいと存じます。桃山大学については大歓迎をしておりますが、裏約束はいたしてごいません。念のため申し上げたいと思います。

御案内のとおり私学の名門でございますので、来ていただきたいなとは思いました。先方さんも道路で3分割された地形あるいはまた大阪狭山市地区については調整区域でございます、モノが建たない。若者の人口が減少する中、これからの大学間の競争に耐えていくためにはもっと大学を充実させなければならないという、大学自体の置かれている課題もございました。

そこへ本市の学園ゾーンを御覧になりまして、駅にも近いし、4万5,000坪とまとまっているし、横には地区公園もできます。これはもちろん市民も使いますが、天然のキャンパス代わりにもなるという諸条件から非常に立地条件がいいということで、1年間かかって学内の合意を形成しながら最終的には理事会、評議員会の議を経、11月19日にお返事をいただいたわけでございます。

その前に学長や理事長が来られましたときの私との話し合いの中では、和泉市としては歓迎をいたします。また、できるかぎり受け入れ体制も考えていきましょう、ということは総論として申し上げております。その範囲内で御了解をいただき、それでは和泉市さん、いろいろとお世話になります、ということでのお話をさせていただき、取り組ませていただいております。したがって、裏約束は何もございません。よそで何十億円使ったとか聞いておりますが、惚れ込んで来ていただく、うちも歓迎するという対等の仲でお話をさせていただいておりますので、他の大学誘致のような形にはならないんじゃないかと確信をしております。

ただ、いろいろ受け入れ体制を整備をしていく中では、今後、議会の皆様方に御協議をいただき、歓迎する以上は、いろんな点についての御協力はさせていただかなければならないと思っておりますので、正直な御答弁に代えさせていただきたいと思っております。

- 6番(穴瀬克己君) 市長の答弁のような形で大学が誘致できる。大学は大学として責任を持って調和を図っていただくのでしたら、私としても何も言うことはございません。だけど、実際問題としては、和泉市が用地の問題についても公団といろいろ折衝され大変御苦労されたことも、1つは、行政の協力だと思います。また、通学道路の設置にしても行政協力という形だと思います。何も10億、20億の手土産を持っていくだけが能じゃない。現実には、地域住民にも開かれた大学となり、整然とした活気のある町にしていく施策としての大学に対する一定の協力的なものは、行政として当然必要だと思います。

市長の方から、そういう金銭的なものはない、惚れ込んで来ていただくのだ、心配はない、という答弁でしたので、安心しています。議会に出てきたらどないしょう、賛成やけど、と冷や冷やしていました。ゼニを出すのはいややし……、市長と同じで、そんな思いでいるわけです。しっかりと現実の課題というものをしっかりと調査研究をしていただき、行政として協力できる部分についてはどんどんとオープンにさせていただきたい。大学誘致については、ややもすれば裏話が横行する昨今であります。そういうことのないようお願いをしておきたいと思っております。

次に、庁舎建設でございますが、午前中の質問でコンピューターの導入まで計画されているという、それほど庁舎内部に至るまで計画が進んでいるのか、という錯覚をいたしました。ま

だまだこれからのようでございます。特別委員会の設置等について平成4年度に向けて取り組んでいく。また、基金条例で予算化を進めていくということです。市長は庁舎を建てる、建てる、と言いながらもどないするんか、と心配をしておりましたが、いよいよ具体化してまいりました。

特に財政的に厳しい中での庁舎建設でございます。基金制度もきちんとした形の中で積み立てていかないと大変な無理もできないだろうと思います。九州の方でも平成4年に完成する新庁舎があります。そこからも資料を送っていただいて調べていますが、うちの人口でいきますと、建設費用だけでも100億円要りますね。こういった中、建てる、建てる、と言いますが、一体、何ほのものをどこに建てるんや、基金として何年を目途にカネをためていくのか、という計画的に公約をしてもらわんといけない。何でも平成7年、平成7年と言われますので、平成7年を楽しみにしてきました。何でや、と思ったら、市長の5期目の任期終了が平成7年なんですね。特にこういったものについては多額な予算が必要です。ましてや、市民感情的には、場所的にも非常に気にしているところでございます。しっかりと建設場所並びに資金計画等をきちんとした形で平成4年度からスタートしていただきたいことを強く要望しておきます。

5番目の女性の地位向上ですが、市長、これは今回初めて言うのと違いまっせ。大分前から言うてますよ。1975年の国連婦人年からですわ。女性の社会参加や機会均等を進める、これは女性に感動を与える素晴らしい言葉ですよ。女性の発想やエネルギーを吸収し市行政に反映させる、ええ言葉ですよ。ところが現実には、女性蔑視の社会構造が続いてますので、せめて行政の中での女性政策というもの、女性の地位向上というものを具体的な示していただきたい。

しかし、現実にはカラ念仏です。ほかのことでも言いたいことは一杯あります。市長は、公約したものをいつ、どこで協議をして実現するのかと思う。言いつ放しや。どこが担当しているのかと思います。現在でも社会教育課が担当しておりますが、これはほとんど文化活動です。今まで文化活動は推進しなくても女性が一生懸命にやってきた分野でして、女性ばかりです。最近、少し男性が入ってきましたがね。女性が定着してきたのが文化活動です。書道や園芸、絵画、英会話などはほとんど女性ですよ。別に女性政策と言わなくても、女性の教養を高めるために定着してきたんですよ。むしろ、文化活動の面では男性が弱い。逆に男性の文化活動を進めなければならないのが今の社会現象です。

こういった中、女性政策と唱えて言うならば、今、幹部職員に登用しているのは2人。実際に女性の感覚やパワーを吸収し、各種の審議会に登用すると言われております。今、各種の審議会に参画しているのは連合婦人会の会長さんだけでしょう。ほかの女性の団体は一杯あります。それらのパワーを積極的に吸収していかなければならない。和泉市だけでなく他市も同じ

ような状況でして、社会教育課の段階で止まっているところがたくさんあります。岸和田市では、市長公室直轄にして女性政策課というものをつくってます。ここでは、各界の婦人問題のエキスパート、専門的な知識人、弁護士や学者あるいは一般の女性からも公募し、行政の代表という形の部分で「百人会」(?)という形で3年かかってフォーラムで女性の意見を吸い上げ、女性の権利を守り、機会均等を推進するということを具体的な政策として取り入れております。

和泉市では、市長が「女性の地位向上と国際化に対応するまちづくり」を掲げておりますが、今の担当窓口でいきますと、書道や絵画などの文化活動しかできません。それで、果たして市長が言われる女性の感覚とパワーが生かされる市政の推進になっていくのかどうか。もっと具体的な取り組みが必要だと思います。いつまでもこんな状態で放っといたら、女性は怖いでせよ。私らは表で大きなことばかり言うてますが、家庭における女性のパワーは大したものですよ。ましてや、女性の御意見を聞かずして素晴らしい町づくりはできませんよ。市長、きちんと答弁してください。

○ 市長（池田忠雄君） きちんとした答弁はなかなか難しゅうございますが、基本的には、女性の社会参加を求めていく分野を広めてまいりたい、このように存じております。その意味合いから各種審議会に女性の代表的な方々に委員さんに出ていただくよう、都市計画の委員さんだけでなく国保の運営協議会とか、ぼつぼつ各種の分野に出ていただいております。今後とも促進をさせていただきたいと思っております。

今、社会教育部の中に婦人対策係というものを設置をいたしまして、婦人登用の意味合いから樋渡参事を張り付けまして、婦人会のみならずいろんな分野の女性の声をどんどん吸収し、婦人対策を促進するという特命で一生懸命に頑張っておるわけでございます。その中でいろいろな御意見を承っていきたい。先般も女性フォーラムを開催していただき、非常に有益だったと私も思っております。今後ともそれらの婦人政策を充実させていただきたい、このように決意をしているところでございます。

なお、女性の幹部職員への登用についても人事当局に命じておりまして、今後、女性職員もどんどん幹部職員になっていただきたい。そのためには、御指摘のようにそういうムードというか素地をつくっていくことが大事でございます。そうした研修会とかも行っていくように人事当局にも指示をいたしておるわけでございます。いろんな市政の分野の中に人口の半分以上を占める女性のパワーを投入をさせていただきますよう、まだ、取り組み体制も未成熟でございますが、今後とも取り組みを強化してまいりたい、このように存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 6番（穴瀬克己君） 特に現国会で育児休業法の成立が確定的であります。また、雇用の機

社会均等法などの問題もございませう。こういう中では、単なる理念だけではなく、具体的な行政施策としての女性政策が推進できるような具体的なセクションを設置していかないと、幾ら市長が理念だけを強調してもカラ念仏に終わってしまうわけです。各種審議会に参加をさせる、と言っても、それではどこが決めるんですか。具体的な女性政策の推進を掲げるならば、それなりの体制も必要になってこようかと思ひます。カラ念仏に終わらないよう、具体的に対応できるような体制の整備もお願いしたいと思ひます。

次に、生産緑地の問題でございませう。特にこの問題につきましては、先ほどの天堀議員さんの質問でもありましたが、きちんと消化されないままに手続手法に入つてまいりました。12月20日の期限を迎える。堺、高石、泉大津、忠岡、岸和田各市町の行政を見渡して御覧なさいよ。第二阪和が通つてます。特に今回の生産緑地制度の導入については、計画課が扱つてゐるのはわかります。都市計画をして良好な市街地を形成するために線引きをしたところでございませうからね。これについて都市計画税も取つてます。ただ、やってないのは、町づくりだけです。それをきちんとしていたら、お百姓さんは何も困らないわけです。75%の農業者は何も困らない。区画整理法で道路をつくつたらいつでも宅地化できる。今回、このような生産緑地法でややこしいことを言わなくてもいいんですよ。こんなややこしいことでは、そのまま放つとかんたんとしようがないな。宅地化しなければしようがないと言つても道がない。宅地にするためにえらい法律をつくつてきたが、宅地にするような町づくりをだれがやってくれてるんやという、これが生の声です。

堺、高石、泉大津、忠岡、岸和田の各市町を見て御覧なさいよ。区画整理法で皆やつてしまつていますよ。うちは、都市計画税を皆さんからいただいてるんですよ。こちらについて何も責任を感じないのか。上級官庁から法律やということを持ってきたのでやらなければいかん。期限は12月20日、それだけを農業者に押し売りしているが、自分たち行政の責任はどうなるんや。農業政策は農林課ですな。今までは農林省の所管ですよ。市街化区域の農地は建設省の所管に変わるようだから、わしは知らん、で済むかもしれませんが、農林省所管で今まで市街化農地の健全なあり方について、市はどれだけの行政指導をしてきたか。農地を持った人とかがっぷり組んでどれだけ推進してきたか。この両方が相まっていたら区画整理がされてます。しかし、この間に何も手を付けてない。葛の葉で失敗して以後一切手を付けてない。それを棚上げにして、今回、国の制度だからといって木で鼻をくくつたような答弁しかできないようやつたら、それこそ農民一揆が起こるぜ。

今、農業者の間に和泉市行政に対してものすごい不信感が起つてますよ。この20%か25%の逆線引きを含め、まだ農業をしていくという方々の後も心配しています。生産緑地にして建

設省がどんな指導をしていくのか。一たん、生産緑地にしたら永久ですわな。和泉市の行政が、この生産緑地の農業者に対してどんな農業行政の指導をしていくのか。農業を守られへん。その辺のところも明確にしてあげないと農業者は不安です。これは宅地にせよ、宅地にせよ、ということで建設省の宅地化の政策です。

会長さんもおられますが、これは農業者いじめの政策です。農業を守るための政策とは違います。宅地にして放出させるための施策ですよ。絶対、農業者に不利です。有利なことは1つもない。だけど、農業者は、先祖代々持っていた土地を市の町づくりのために必要やと思って宅地に提供するわけです。それをお前ら、勝手にやれ、後は知らんぜ、そして、税金だけは取る。そんなことでこの制度を導入するんですか。それで、12月20日に締め切る、冗談やないぜ。そんな行政をするんやったら、担当者を初めあんた方は責任をとらなあかんぜ。1つも推進してないやないか。やっていると言うんやったら答弁してくれ。

これはわれわれ議員も責任を感じているんです。全部が中途半端に終わっているが故にこないなってきたるんです。忠岡でもそうですよ、第二阪和を通過して御覧なさい、よくわかると思う。このような制度が入ってきたとき、どないして財産を守っていく人たちを守ってあげられるか。やはりきめ細かな地域の農業政策や都市基盤整備を計画的に推進してこなかったツケが回ってしまったという形です。それを農業者だけに判断を任す。宅地にするか農業を続けるかという形でケツをまくるというのは行政として許し難い。東京などでは来年まで延ばすと言ってます。その点では、和泉市は上級官庁に対して、こんな状況ではとてもできません、もう少し地権者や農業者の御理解を得るために猶予期間をください、ということで率先して府に対して延期を要望してあげないかんと思います。

余りにも急激な3大都市圏に対する法制度の導入ですべての農業者が困っていると思います。近代まれにみる農地改革に次ぐ大きな改革であろうと思います。今までお百姓さんは、10年間、10年間の長期営農の中で考えていくという1つのものもあったでしょうが、その間にどれだけの手を差し伸べてきたか。その長期10年の間に農業政策として、また、宅地化に対して、また、区画整理法として皆さん方が行政施策を推進してあげたのか。こっちも放ったらかしやったが、お百姓さんもしようがないな、ということで長期営農をしてきたが、もっともっとお互いに厳しく責任を追及していかなければいけない。

その意味では、こんなことを繰り返して幾ら言ってもしようがないが、今後の1つの取り組みとして、全庁挙げての町づくりの形の中では、新しいところばかりに目を向けなくてやっていただきたい。何も無いところは開発しやすいわ。しかし、和泉市全体の町づくりということで、都市計画決定も打ってあることですので推進を図っていただきたい。このことに合わせて、

これは3大都市圏の問題ですが、上級官庁に対し一定の期間猶予の要望の形をとっていただきたい。このことを強く訴えておきたい。いいかげんなことをすれば、われわれも黙っているわけにはいきませんのでね。

次に、同和施策についてですが、特に周辺道路とか地域との調和を図っていかねばならない、という答弁がありました。実際に具体的な年次計画を施策として取り入れていかねばならない。以前、都市計画道路やなく、細街路に至る道路整備計画大綱をこしらえましたよね。この辺で同和地域との接点の問題についてどのように取り上げてきたのか、御答弁を願います。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 整備大綱というのは、私は存じ上げてませんので、申しわけございません。

○ 6番（穴瀬克己君） 府や国の事業主体の都市計画道路は上級官庁に働きかけて、池上下宮線にしても事業決定した分の700mについては買収に入ってますね。これは今まで買収ができなかった分ですから、一步でも前進した。岸和田南海線も磯之上山直線につながるが、これも一步でも前進した。しかし、先ほど、きせるみたいな、と言いましたが、きせるどころか1つも前へ進んでない。こうした都市計画道路も推進を図っていかねばなりません。血管でいえば動脈ですからね。

それから、特に身近な生活道路については、なかなか国や府の補助採択が得られないということで、ちょっとした交差点の改良でも道路の幅員が狭いので信号機が付けられない。こんなところばかりです。先ほどの質問でも出ましたが、路肩の整備や交差点の隅切りとかの中で随分と日常生活の中で快適な生活の向上がおくれています。ましてや、交通の事故等も勘案する中では、道路整備を早急に行わなければならない細街路が一杯ある。

こういったところは、補助で1つも拾い上げられない。市単費でやらなければいけないということで手付かずのまま放置されている。サービスでアスファルトでなぞってくれてますがね。この辺では、住民本位の町づくりということで生活者の側に立った発想をしてもらわないといけない。今、役所の中では、補助金が付くやつばかりを探し回っているような感じで追われています。もっと住民と一体になった施策に取り組んでいただきたい。

特に同和行政には1,100億円をかけてやるわけですから、周辺部にもたとい50億円も要らんとしますよ、整備するのにな。もっと調和の取れた町にしないと、いつまでたっても逆差別の町になりまっせ。市民が納得できる町づくりをしなければいけないと思います。そのため思い切ってトップが頭の転換をしていただかないと、下の人たちは勝手におカネをよう動かさんとしますわ。特に強く申し上げておきます。

特に同和施策と一般行政の分で気になったのは公園でございます。今まで公園にトイレや水飲み場を付けてくれ、付けてくれとせんど言うてきましたが、なかなか付けてくれへん。同和の改良住宅の1号公園にはトイレも水飲み場もちゃんと付いてます。考え方がおかしいのと違うか。おかしいと思わへんかったら一回答弁してくれ。おかしいと思うんやったら答弁せんでもええわ。

- 公園課長（樋渡顕治君） 公園課樋渡より御答弁になるかどうか、お答えさせていただきます。

確かに水飲み場につきましては、前に空池と言われていた北放光池にも設置しております。もう1つは、現在、計画しております放光池の部分、これも同じく放光池1号公園です。もともと空池部と言われていたのが北放光池でございまして、この場所におきましては、小さいながら古い便所があったということでございます。もう1つは、この両方を足しますと約8,700㎡というかなり大きい児童公園になります。今回、まだ議決をいただいてませんが、放光池側の便所につきましては、確かに先生が言われるように1基付ける計画でございます。水飲み場につきましても2カ所設置する予定であったと思います。

今まで公園に対する便所についてはどうか、というお話でございますが、地区公園クラスにこういう計画をしてまいりました。前にも議会で前奈池の公園にもつくってない、という指摘も受けました。これについても検討し何とかできるような方向で、というようなことで今、考えているのが実態でございます。よろしく御理解願いたいと思います。

- 6番（穴瀬克己君） 基本的な問題で聞いてるんです。トイレや水飲み場をつくるということは、子供たちが公園で遊んで喉が渇くので水を飲むので、どこの公園にも設置すべき問題です。同和施設やから水飲み場が必要で、ほかの公園は必要でないという発想がいかんのです。子供でもわかりますよ。そんな発想がどこにあるんですか。それを平気でやるところに問題がある。ほかの水飲み場は、車の洗車場になるからあかん、という言いわけでしょう。答弁は皆残ってますんやぜ。そんな発想で町づくりをしたら逆に人権問題になりますよ。たかがトイレや水飲み場の問題が、本当に皆さん方の行政の仕事に対するかかわり方を示しているんです。

ほかにも言いたいことはたくさんあります。住宅問題でもそうです。市営住宅にしても建て替え構想をつくりました。実施計画と違いまっせ、建て替え構想です。構想やのにつぶして空き家にしたまま。今度、一番先に建て替えます、と言う。いつ建て替えるかわからへんと空き家のまま放ってある。これだけ住宅難で困っているのにね。府も和泉市の府営住宅を建て替えています。舞町、伯太東と西、繁和住宅をやっています。そのためもう5年も6年も入居募集を止めてます。この間、百数十戸が空き家のままです。和泉市は住宅施策についてどう考えてい

るのか。公団住宅にはなかなか入れない、府営住宅にも入れへんと、和泉市民がどれだけ住宅に困っていますか。

ところが、現実はその通りです。府のやつは府会で言わなければしょうがないが、市営住宅は建て替えて構想を出しました。値上げまでやったのに、後の空き家は放ったらかし。整備して入れるんか、そこは建て替えてます、いつ建て替えるのか、ゼニはどこにあるのか、何年計画でやるのか、と聞いても何もできてない。それで、空き家で放っばらかしてある。

また、片方で文句を言いたいのは丸笠団地です。丸笠大浴場は廃止する。丸笠団地は風呂付き、それも全部補助、一部助成と違いまっせ。そんなことをしてどないするね。一般行政と同和行政をもっと調和の取るようなしっかりした行政運営をやらしてもらわないと、市民にどうもたえませぬ。今の国の同和行政の中で一定の対応をしている。だけど、市営住宅も大改装をして建て替えてこないな、と言いたい。しかし、空き家を放ったらかして言えまっかいな。もっとしっかりとした公正な目で住宅問題に限らず取り組んでいただきたい。この点を強く要望しておきたいと思います。

最後に、駐車場問題ですが、これも担当部局がないのでしっかりした答弁ができないと思います。この間、高知に行って参りましたが、こんな補助制度ができる前から、わが市における車の状況が悪くなってきた。駐車場は民間ばかりに頼っているわけにいかん。どの程度公的な分野で確保すべきか、こういうことで何年も前から計画を立てていたそうです。そして、今度の補助制度に乗ったわけです。また、単費でもやっているところがたくさんあります。大阪市なんかそうですね。国も直営でやってます。和泉市も駅前の再開発、中央丘陵の町づくりという形の中で大学も来ます。民間ばかりにおぶさって最後にそのツケが行政に回ってくるようなことにならないよう、きちんとした民と公の立場の中での駐車場計画策定に向けて取り組んでいただきたいことを要望して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議ないものと認めます。

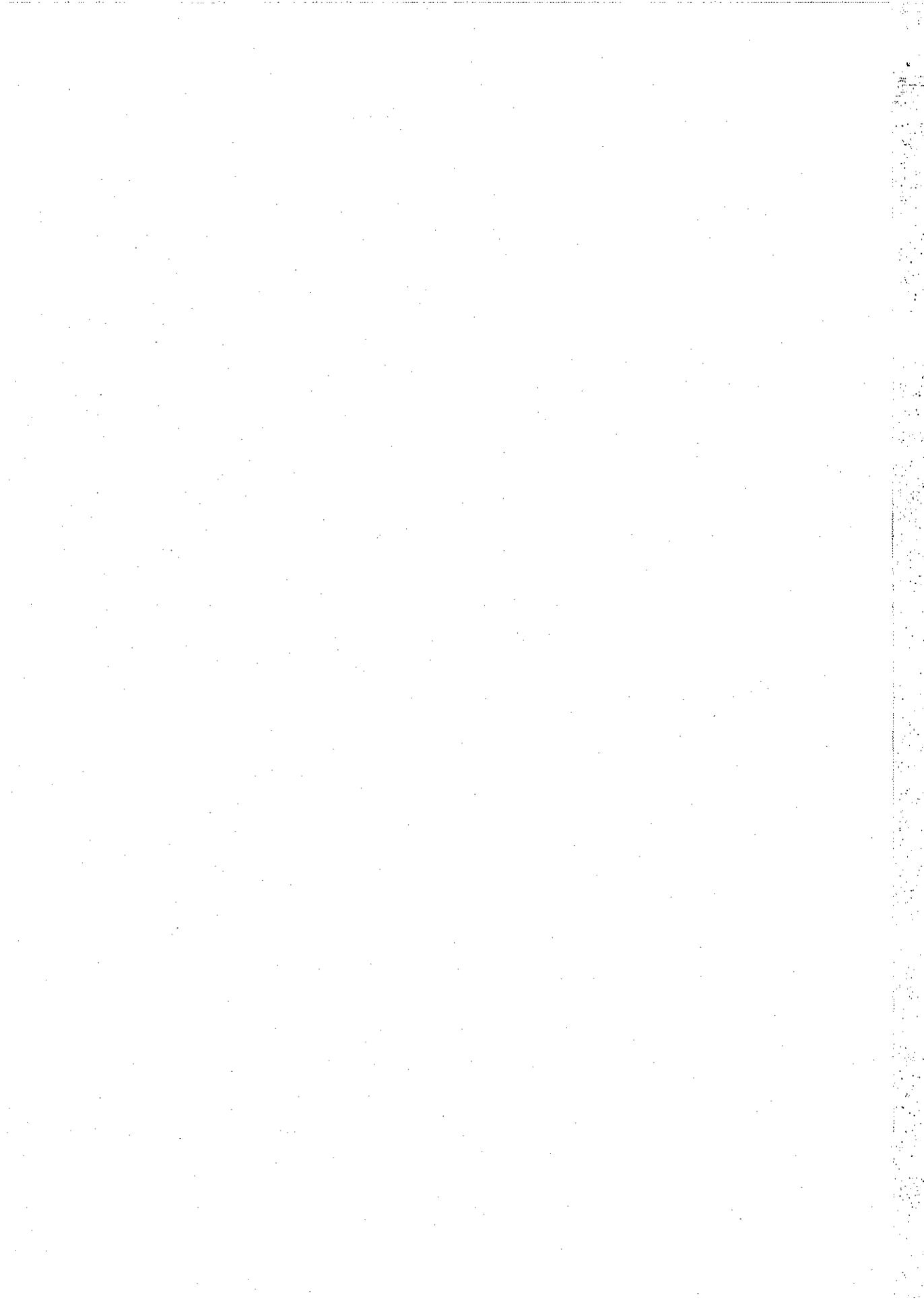
議長 なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

議長 それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもありがとうございました。

議長 （午後5時00分散会）

○

第 2 日



平成3年12月18日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 竹下義章君  | 17番 | 上田育子君  |
| 2番  | 須藤洋之進君 | 18番 | 若浜記久男君 |
| 3番  | 西口平和君  | 19番 | 木村静雄君  |
| 5番  | 並河道雄君  | 20番 | 出原平男君  |
| 6番  | 穴瀬克己君  | 21番 | 勝部津喜枝君 |
| 7番  | 赤阪和見君  | 22番 | 猪尾伸子君  |
| 8番  | 中塚新治君  | 23番 | 原重樹君   |
| 9番  | 讚岐一太郎君 | 25番 | 天堀博君   |
| 10番 | 竹内修一君  | 26番 | 飯坂楠次君  |
| 11番 | 池田秀夫君  | 27番 | 奥村圭一郎君 |
| 13番 | 森悦造君   | 28番 | 友田博文君  |
| 15番 | 柳瀬美樹君  | 29番 | 大谷昌幸君  |
| 16番 | 西口秀光君  |     |        |

欠席議員(1名)

- 12番 松尾孝明君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	市長公室	次長	石本博信
市長公室	助役	坂口禮之助	総務部	部長	神藤恒治
市長公室	助役	田中昭一	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	入役	中塚白	総務部	次長	池辺功
市長公室	長	堀宏行	総務部	次長	阪豊光
市長公室	理事	稲田順三	同和対策部	部長	森利治
市長公室	理事	尾崎秀忠	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	鹿島賢昌	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室	理事	中辻寿夫	福祉事務所	部長	中川鉄也
市長公室	次長	井阪和充	福祉事務所	次長	坂田平之
市長公室	次長	亀山学	市民生活部	部長	麻生和義
市長公室	次長	池辺一三	市民生活部	次長	岸田秀仁
市長公室	次長	今村堅太郎	市民生活部	次長	明坂文嘉
市長公室	次長	山下喬三	市民生活部	次長	池辺修次

産 業 部 長	大 塚 孝 之	水 道 部 次 長	城 前 伊 佐 雄
産 業 部 理 事	藤 原 清 司	病 院 長	竹 林 淳
産 業 部 次 長	高 三 一 行	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
産 業 部 次 長	松 林 保 介	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹 夫
参 与 兼 建 設 部 長	浅 井 隆 介	消 防 長	角 谷 泰 夫
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	消 防 本 部 理 事 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
建 設 部 理 事	緒 方 和 夫	消 防 本 部 次 長	一 瀬 喜 広
建 設 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	池 野 透
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	用 地 担 当 理 事 長	松 村 吉 堯
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	大 宅 清 臣
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	中 野 英 二	教 育 委 員 長	杉 本 弘 文
建 設 部 次 長	藤 本 仁	教 育 長	逢 野 博 之
建 設 部 副 理 事	岸 本 孝 二	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 次 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 理 事	中 野 義 裕	指 導 部 長	生 田 稔 郎
都 市 整 備 部 理 事	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 喜 平
都 市 整 備 部 次 長	中 屋 正 彦	社 会 教 育 部 理 事	北 野 喜 平
都 市 整 備 部 次 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	収 入 役 室 長	高 橋 正 善 夫
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	着 本 善 夫
改 良 事 業 部 次 長	厩 田 嗣 夫	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	監 査 委 員	吉 田 陽 三
水 道 部 長	岩 井 益 一	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	農 業 委 員 会 会 長	農 端 小 一
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	長 尾 益 男
調 査 係 長	井 之 上 光 一
議 事 係 員	田 村 隆 宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月18日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長（柳瀬美樹君） おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日  
にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席届け出のある議員さんは松尾議員さん、  
遅刻の届け出のある議員さんは森議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、  
ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しております  
ので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますの  
で、よろしく御了承を願います。

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、22番・猪尾伸子君。

(22番・猪尾伸子君登壇)

- 22番（猪尾伸子君） おはようございます。22番・猪尾伸子です。質問通告に従って質問を  
いたします。

中央丘陵トリヴェール和泉の町開きもいよいよ間近に迫ってまいりました。そこで、この新

しい町ができるに当たって幾つかお聞きをしたいと思います。

新しくできた町に人が住み始めると、まず、転入届や子供の学校の手続、また、さまざまな証明書の発行を求めるなど、市役所に関係する行事がたくさんあります。しかも、一度で済めばよろしいですが、大抵は、何度か足を運ばなければなりません。和泉の地理に不案内な人にとっては、最初は、市役所へ行くことがひと仕事になることだと思います。まして、お年寄りや子供を持つ人たちなどにとっては大変だろうと思います。いずれは、シビックセンターが完成するときには、その中に市役所の支所なり出張所ができることと期待はしておりますが、それまでの間は、市民の利便を図るためにサービスセンターを設置することを考えておられるかどうか。これはトリヴェール和泉の新しい住民だけでなく、既存住民にとっても大変喜ばれることだと考えますが、いかがでしょうか。

第2点目は、トリヴェール和泉からの交通の便について、さきの開発事業対策特別委員会で天堀議員が質問をし、光明池駅までのバス路線が開通する、との回答をいただきましたけれども、この点について、道路の整備の見通しも含めて具体的に説明をお願いしたいと思います。

第3点目は、中央丘陵開発に伴う公益施設の整備計画について、以前の定例会で質問をさせていただきましたが、それ以後、どこまで進んでいるのかをお聞かせください。

第4点目は、学校、幼稚園、保育園に関することでお聞きをいたします。まず、学校については、現在の北池田小学校と石尾中学校から新校へ校区が変更になる子供たちの通学路の安全性に対する大きな不安の声が市民から寄せられています。この点については、どういう経路を予定されているのか。また、安全性については、どういう対策を講じられようとお考えですか。同時に、中学校の自転車通学について、校区が変更になることによって、現在、自転車通学をしている生徒が引き続き自転車による通学ができるのかどうか、この点についてもお答えを願いたいと思います。また、新住民のかなりの部分が共働き家庭だと予想されると思いますが、新設校での学童保育を実施する予定がとおりかどうか。そして、今の北池田小学校の学童保育の児童のうち、新校への校区変更に該当する児童が何人いるのかをお答え願います。

次に、幼稚園については、北松尾保育園が移転して総合園になることとの関連も含め、北松尾幼稚園の移転についてどのようにお考えであるのかをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、中央丘陵地域の保育園の設置計画、保育時間、自家給食実施の予定があるかどうか。また、それに関連して一般園と同和園のそれぞれについて、児童の措置数、調理員の配置数をお答え願いたいと思います。

以上、自席からの再質問の権利を留保して質問を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

- 市長公室次長（今村堅太郎君） 1点目の住民サービス施設について、サービスセンターに関しまして、企画課今村からお答えさせていただきます。

平成4年春に中央丘陵北部ブロックのうち、北側の25haにつきまして町開きが行われます。252戸が入居されると聞いております。中央丘陵へのサービスセンターの設置につきましては、その機能がどうあるべきかということを含めまして現在、検討委員会で検討しているところでございます。平成4年の町開きへの当面の対応といたしましては、入居状況を見ながら市民課の受け付け事務である転入届等につきまして、日程を決めまして現地で受け付け業務が行えるよう、関係課と調整をしまいたいと考えております。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 交通網の整備と公益施設の整備計画について合わせて都市整備田中から御答弁申し上げます。

トリヴェール和泉の北部ブロックにおける第1次入居に伴います住民の交通アクセスといたしましては、幹線道路につきましては、和泉中央線と泉州山手線の整備を行っております。特に第1次入居者の通勤、通学の足の確保として、泉北高速鉄道光明池駅への交通が考えられますが、和泉中央線は地区の北端より泉州山手線までの整備と、そこから泉州山手線の海側の沿道で幅員12mの道路と、その先の槇尾川から府道泉大津粉河線まで約260mは、近畿自動車道の工事とふくそうしている関係上、当面の間、仮設道路として整備を行う方針でございます。交通の安全確保を十分に行うため、関係機関とこれまで十分に協議を重ねてきた結果、このたび、幅員約10m、2車線、歩道約3mの整備を行うこととなりました。これによりまして光明池方面への交通の確保ができることとなり、町開きに間に合わすべく間もなく工事着手の予定でございます。

一方、バス輸送といたしましては、和泉中央線を通り泉州山手線から光明池駅への暫定バスルートとして、途中の地区内に2カ所のバス停を設ける案を考えており、近く和泉市バス運営協議会に向け提案をさせていただく予定でございます。

続きまして、トリヴェール和泉の公益施設の整備計画についてでございますが、先般、関係各課より公益施設の整備について、項目別に規模、内容、財源、補助金かどうか、と集約を行い、整理中でございます。提出された金額を見る限り膨大な金額になっており、これらについて関係課、都市整備課、企画、財政の3課により整理の方針について協議を行っております。例えば整理の方法といたしましては、単発の利用施設、複合利用可能な施設を含め、これらをもとに市としてさらに必要性、財源のめど、現在の施設の利用状況等の把握を重ね、関係各課

とも調整を取りながら一定の整理を行い、和泉市中央丘陵整備事業計画委員会に諮っていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 総務課（田丸周美君） 新設小学校通学路の安全対策並びに北松尾幼稚園の建設計画について、総務課田丸よりお答え申し上げます。

まず、新設校の通学路の安全対策につきましては、小中学校の開校に向けまして、北池田小学校及び石尾中学校のPTAの役員の方々と新設開校準備委員会を組織し、検討してまいりました。この中で特に要望がありましたのは、北池田校区からの主要な通学路として、中央丘陵内の道路に接続いたします泉州山手線、池田下万町線、伏屋唐国線の3路線の安全対策でございます。

教育委員会としましては、この3路線の安全確保に向け市関係課はもちろん和泉警察、公団等に協力を要請し御理解をいただく中、当道路に歩道または信号機等が開校までに設置される見込みとなり、一定、通学路の安全が図られるところとなりました。かかる状況の中、去る12月5日並びに12月13日に新設小中学校の就学区域となります児童生徒の保護者全員に説明会を開催し、通学路の安全対策についてこの旨を報告し、御理解をいただいたところでございます。

次に、北松尾幼稚園移転につきましては、主として現在の園舎の敷地のうち運動場部分が泉州山手線の道路用地となります。したがって、中央丘陵内に移転用地を確保いたしてございます。現在のところ、移転先の通園路となります市道伏屋唐国線が狭く危険であること、また一方、北松尾保育園が移転新設され、平成4年4月からゼロ歳から5歳児までの総合保育の実施が予定されてございます。こういう状況から昨今の全国的な幼児の減少傾向の中、幼稚園の就園見込みを見極める必要がございます。したがって現在、これらを勘案し移転時期を検討している状況でございます。

以上でございますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 指導部長（木村吉男君） 中学校の自転車通学につきまして、指導部木村よりお答えいたします。

新設中学校の自転車通学につきましては、教育委員会が北池田小学校、石尾中学校のPTAの役員の方々の協力のもと、新設校開校へ向け準備委員会を設置し、その中で検討して参りました。石尾中学校では、現在、1.5kmを基準に自転車通学を認めておりますので、新設校につきましてもこれを参考とし、伏屋地区からの通学を対象に検討してまいりました。その中で小

学生と中学生が同じ時間帯に登校することも合わせ、通学条件等の整備を図ることを前提に、現在、地元協議を踏まえて取り組んでいるところでございます。

なお、開校に間に合わない場合は、開校後、条件が満たされる中で学校と保護者の間で協議し、結論を出すことになっております。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉事務所次長（坂田平之君） トリヴェール和泉の保育園の建設計画について、児童課坂田より御答弁申し上げます。

北部ブロックにつきましては、現北松尾保育園を移転改築し定員120名の総合園として、平成4年4月1日開園を目指して現在、建設工事を進めてございます。

東部ブロックでございますが、町開きに合わせ保育所用地2,500㎡を確保すべく、現在、公団と協議中でございます。

西部ブロックにつきましては、周辺の保育園で対応してまいりたいと考えております。

北松尾保育園の保育時間でございますが、平日は、朝8時から夕方6時まで、土曜日は、朝8時から午後3時までを考えてございます。

次に、北松尾保育園での完全自家給食についてでございますが、完全自家給食が望ましいと考えてございますが、職員定数との関係で3歳未満児についてのみ自家給食を考えてございます。

次に、各公立園の調理員の配置状況については、一般園のゼロ歳児から5歳児まで保育しております総合園では調理員2名、3歳児から5歳児まで保育しております幼児園では、調理員、用務員を兼ねまして用務員1名、同和園では、6名の調理員を配置してございます。

次に、同和園の措置児童数でございますが、12月1日現在の措置児童数について各園ごとに申し上げます。幸保育園115名、ひまわり保育園76名、あさひ保育園80名、くすのき保育園89名となっております。

次に、一般園の措置児童数についてでございますが、一般園でのゼロ歳から5歳児まで保育しております総合園は8園ございます。児童数を園別に申し上げます。国府第一保育園114名、国府第二保育園79名、芦部保育園92名、北池田保育園120名、南池田第一保育園99名、緑ヶ丘保育園85名、鶴山台第一保育園105名、鶴山台第二保育園93名。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 新設校における留守家庭児童会の開設について、社会教育課

田丸よりお答え申し上げます。

学童保育の開設につきましては、従来より御説明を申し上げてまいりましたように、開設については一定の条件を定めておりまして、その条件に従いまして開設を予定しております。すなわち①1校に留守家庭児童15名以上の入会申し込みがあり、開設の要望があること②当該校に空き教室があり、学校教育に支障を来さないこと③大阪府の補助金を受けられること④校長の承諾が得られ、指導員が確保できること—の4条件のもとに開設してまいったところでございます。したがって、御質問の新設校につきましては、条件整備ができた時点で対処してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に現在、北池田小学校で入会されている児童が新設校へ何人ぐらい行かれるか、ということにつきましては、現在、北池田小学校で32名措置しておりまして、そのうち5名が新設校へ就学すると聞いております。よろしく願いいたします。

- 22番（猪尾伸子君） まず、サービスセンターの件から順番にやらせていただきたいと思います。

サービスセンターのことは、入居状況を見ながら日時を決めて現地での受け付けを考えていきたい、ということですが、シビックセンターができた時点ではかなりの機能が備わる、また、そうしていただきたいということを強く望んでおります。今、どれぐらいの規模、内容のものができるか、具体的に明らかになっていない段階で人が住み始めるわけです。住んだ当初の転入届等の対応は、市の方が現地へ出張して受け付けていただくということは、今、検討しているのであれば、ぜひそういうふうにしていただければ、住民にとって大変結構かと思えます。

けれども、必ずしもその日に都合を合わせられる人ばかりではありません。新しく入ってくる人が日常的に便利に使えることが必要ではないか。基本的に人が住み始めて必要な施設、例えば身の回りの買い物とか日常生活上、当然、必要なものが出てくると思えます。だから、公団の方でも暫定的ではありますが、利便施設をつくると言っていると思えます。当面、公団がつくると言っている利便施設の一角を何とか確保し、そこに市としての窓口をつくるということとをぜひ検討していただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

- 市長公室次長（今村堅太郎君） 具体的な場所の御提案までいただいたわけですが、暫定的なサービスセンターの設置につきましては、中央丘陵の市民の方々の入居状況なり、あるいは大きな要因として泉北鉄道が平成7年に延伸されてくるわけですが、そういうもろもろの要因、条件等を勘案しながら、できるだけ早い時期に検討してまいりたいと考えております。
- 22番（猪尾伸子君） 平成7年にはできるということですが、先ほども言いましたように、来春から人が住み始め日常生活が始まるということですので、日常的な利便施設というものが

公園の方でつくるわけです。その場所を何とか利用し、市民に対する利便施設をつくっていただきたい。それは新しく入ってくる住民ばかりでなく、既存の万町とか池田下など周辺の人たちにとっても大変便利になると思います。そういう観点から前向きに検討していただき、ぜひ実現していただくことをお願いしたいと思います。

その際、現在あるサービスセンターでどの程度住民の要求が満たされているのか、私も不勉強で十分に理解をしていない部分があるかもしれませんが、そこで取り扱えない業務については役所のどこへ行けばいいか、どこでどういうものを取り扱っているのかということも含め、役所の案内も兼ねることができるよう、人的な配置については、そうしたことまで考慮した上でやっていただければありがたいと思いますので、その点も合わせてお願いしたいと思います。

次に、交通の利便についてはバスを光明池駅まで通す、その地区内に2カ所の停留所をつくるということですが、それで一定の住民の足が確保できると思います。そこで今後、バス路線について運協などで協議をしていかれると思いますが、そこでは南海側の意見を聞くだけでなく、和泉市として、バス停の数、運行本数とか最終便の時間帯とかなどについても市民の立場で主張していただきたいと思います。その運協のシステムとか市との関係がどのようになっているのかよくわからない点がありますが、運協の中で今の路線との関連についても、市の立場で意見を主張していくという点についてはいかがですか。

- 産業部理事（藤原清司君） バス運営協議会の件でございますので、産業部からお答えいたします。

市内のバスの運行につきましては、公共の便宜、増進を図ることを目的といたしまして、市とバス会社から委員を選出願いまして運営協議会を実施してございます。市の方の委員としては、市議会から5名、理事者側から市長1名お願いしてございます。

運営協議会の協議内容でございますが、御指摘のバス路線の新設、変更、休廃止、それから、バス停留所の新設、変更等を協議していただいているわけでございます。今、御指摘の件につきましても、当然、来月下旬に予定しておりますバス運営協議会で路線とか停留所等の内容について審議を願う予定でございます。

以上でございます。

- 22番（猪尾伸子君） トリヴェール和泉だけでなく、周辺地域の市民の利便、それから、今、運行されている路線との連絡など、単に光明池駅とトリヴェール和泉の間だけでなく、現在の既存路線との連絡なども考慮していただきたいと思います。公共交通機関が便利だとなって市民の公共交通の利用者が増えれば、市内の道路の交通難の緩和にも効果があると思います。当然、南海側は採算の点を主張してくると思いますが、市としては、あくまでも市民の足の便利

をよくするという立場を貫いていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、公共施設についてですが、必要な施設を決める上で現在ある施設の利用状況の調査などもしていく、とおっしゃいましたが、その調査結果をどう読むかということが大変問題だと思えます。今の施設の利用が少ないから市民が望んでいないということには必ずしもならないと思えます。利用したくても遠い、便利が悪いということがあるかもしれませんし、施設の内容が、設備的に不平や不満があるかもしれません。そういう市民の望んでいることをどのように把握されるおつもりなんでしょうか。おカネのかかることですから、何もかも一度にいかないことはよくわかっております。であればこそ、市民の願いをより生かしたものを、市民がより利用しやすいものをつくる必要があるではないでしょうか。

私事にわたって恐縮ですが、私は、高校卒業以来ずっと一般企業で働いてきました。企業が、自社製品が消費者のニーズに合っているかどうか、常にその把握に大変な努力をしております。売れ行きが悪ければその原因がどこにあるか、あらゆる観点から徹底的に調査研究をしております。消費者が何を望んでいるのかということをよく調べ、その結果が、その企業にとって非常に厳しいものであっても、それを受けとめて次の製品開発に生かしております。そうしなければ、市場では生き残っていけないからです。

行政の仕事は経済効率を追求することではなく、市民の本当の願い、幸せに奉仕することだと思えます。その観点から現在ある施設の利用状況が悪いのは、あるいはいいのはなぜかということをよく分析し、その結果を次の事業に生かしていくことが大切だと思います。市の公益施設計画をまとめるに当たって利用状況の調査と同時に、市民の声について、それは全市民ということにはならないかも知りませんが、一定の市民グループあるいはいろんな団体の意見を聞く。そのためにアンケートを取るなどということは考えておられないでしょうか、いかがでしょうか。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 先ほども申し上げましたように、現在の各施設の利用状況の実態調査や、第2次総合計画策定に当たって実施した市民意識調査の項目が総合計画の中でどうなっているかということも含め、また、類似団体の整備水準と財政状況を勘案しながら整備していきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 22番（猪尾伸子君） 公益施設については、以前の議会でお聞きをしたとき、市長は、財源も含め公団と折衝していくよう頑張ります、とおっしゃいました。さきの答弁でも市として検討、煮詰めの段階で、まだ案がまとめ切れていないということです。例えばシビックセンターなどというのは、市の副都心として位置付けていく、とおっしゃいましたが、市がどこに何を配置するかということは、そこを副都心と位置付け、事業がスタートした時点でおおよその計

画を持っておってしかるべきではないでしょうか。私などは、こういう大きな事業についてはまだまだ素人の主婦の感覚しか持ち合わせておりませんが、そういうことが全く出ていない。市が具体的な案を出してこないということは、本当に理解しがたい思いがあります。

また、一定規模の民間企業が新たな事業あるいは市場開拓を始めるとき、その事業のために各部署から人材を選抜してプロジェクトチームをつくり、消費者のニーズの把握に努め、お互いの立場から意見を調整しながら効率的、スムーズに市場にマッチした製品開発を進めていくわけです。一般の企業に比べれば、市の事業は大変広範な市民に大きな影響を与えますので、その責任を負っていかなければいけないと思いますが、市の縦割りシステム中では、なかなか垣根を越えた仕事できていないように見えます。とても効率が悪く、あるいは責任の所在がわかりにくくあいまいになるという要素にもなると思います。

総合計画の中で一定、勘案しているということですが、町づくり委員会をつくるとか、もっと直接的に市民の意向を常に聞いていくことが大切だと思います。今後、町が成熟していく中では、市民のニーズは時代とともに変わっていきます。もっと早くから対応する機構や機能というものをつくり、総合的、主体性を持って事業を進めていくべく、今までの市の発想を転換をしていくことが必要だと思います。そういう大きな機構や機能の問題について市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いをしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 猪尾議員さんの前々からの御質問でございます。私からよりよい公益施設づくりのために頑張っております、というお答えをさせていただいた経過がございます。先ほど、担当の次長から御答弁をさせていただいておりますように、いかなる公益的な施設がいいのか、いろんな案がございまして、それらについて財源問題も含め検討していく。そうしたことに伴いまして、相手のあることでございますので、公団とのすり合わせの作業を現在、展開中でございます。

まだ、公団との全きすり合わせというものができてございません。非常におくれているように印象で申しわけございませんが、それぞれなりに各課が有機的な連携を取りながら進めさせていただき、財源も見極めつつ、あるいは相手の公団との調整も図りながら煮詰めをさせていただいております。よりよい公益的な施設を配分したシビックゾーンであり、トリヴェール和泉でありますよう、原課で工作中でございます。その点ひとつ御理解を相賜りたいと存じます。

決しておくれているわけではございません。いろんな点を勘案しながら進めさせていただいているわけでございます。決して手をこまねいているのでもございませぬので、その点で御理解をいただければありがたいと存じます。それらを総合的に判断していくのがわれわれトップ

でございます。頑張ってもらいたい、という言葉の裏には、財源調整を含めもろもろの点をにらみ合わせながら進めさせていただきたいということがございます。公団に負担してもらわなければならないことも多々ございます。そうした点につきましても、今後、精力的に頑張ってもらいたいという気持ちには変わりございませんので、御理解を相賜りますようお願いを申し上げます。

- 22番（猪尾伸子君） 引き続き頑張っていく、ということですが、5期目を迎え、今まで取り組んでこられた事業の花を咲かせる、緑と潤いのある町づくり、調和の取れた町づくりともおっしゃっておられますが、市民の願いを十分かなえる方向で花を咲かせていただきますよう強く要望して、この件は終わっておきます。

次に、学校の通学路の件ですが、まだ開発が続いていくわけですから工事車両が多く、開発が完成して人口が増えれば一般車両も増えていきます。それで、小学校の通学路についてはバス路線との関連でお示しをいただき、歩道の整備もされるということですので、これについては、市民の方も安心をされると思います。

ただ、中学生の自転車通学については、北池田小学校の小学生と通学の時間が同じになるということで大変危険であるということは、かねがねPTAの保護者の皆さんも心配をされている点です。かといって、中学生の自転車通学を止めさせれば安全かという、そうでもないと聞いております。日が落ちると真っ暗、全く人通りがないところを女の子1人を歩いて通わせられないとも言われております。これは道路整備とも関連しますが、今、伏屋から北池田へ下っていくどの坂では、毎朝、通勤の車や自転車が光明池駅へ向かって上がるとか、北池田小学校へ通う小学生、その中を中学生の自転車が下っていくので大変危ない。そこで、坂の一番上の十字路のところでは、毎朝、親御さんが安全確保のために立たれていると聞いております。

これらの問題が開発途中で全面的にすぐ解決することは困難だということは十分に理解できますが、そういう状況をどのように改善していくのかという見通し、計画というものをもう少し具体的に市民に示すことができれば、市民の皆さん方も納得ができると思うんです。この間に何度か開かれている小学校や中学校の説明会でも、教育委員会の説明に親御さんたちが必ずしも納得していないように聞いております。この問題についても先ほど申しあげましたように、こういう大きな開発では、該当する地域だけは公団にお任せして一定の開発が進み、道路整備もされていきますが、その影響を受ける周辺地域がどう変わっていくのか、それについて市が責任を持って総合的に対策の手を早くから講じていくことをしない結果だと思えます。

例えば1つの開発にかかわって発生している通学路問題について、教育委員会としては、と

いようにお返事をされますが、市民としては、そういう問題について総合的に市がどうかかわっているのかさっぱりわからへん、と言ってます。市民生活は、いちいちこれがどこの管轄に属する問題やと意識しながら暮らしているわけではありません。市民の暮らしというのは、総合的に役所の各課にかかわる問題があるのです。ですから、市が主体的に先を見通した施策を早くからこの事業についてはこうして取り組んでいくのだ、という見通しを示せる進め方をしていってほしいと思います。通学路についても、すぐには解決できないということはわかりますが、毎日、そこを通学している小さな子供たちの命にかかわる問題ですので、できるところから早く進めていただきたい。このことを意見として申し上げておきます。

次に、学童保育についてですが、今の北池田小学校の学童保育を受けている児童32名中5名が校区変更に応じる予定である、という御答弁でしたが、この5名以外にも新校へ変わるべき校区に該当する生徒、換言すれば、該当するが、新校には行きたくないという生徒がほかにいないでしょうか。

- 社会教育課長（田丸勝之君） 社会教育課田丸よりお答えいたします。

5名と申し上げたのは、北池田の学童保育で措置している生徒さんで新校へ変わる形での予定ということです。ただ、新1年生については、まだ実態はつかんでおりません。

- 22番（猪尾伸子君） これも小学校での説明会のとき、学童保育はどうなるのか、という質問が出たと聞いております。新校で学童保育がどうなるかもはっきりしない段階では親としては不安だと思います。新設校が、春に同居してくる住民ばかりを対象にし、その中で何人の学童保育の希望があるかわからないということでスタートするならばともかく、現在、学童保育を受けている地域に該当する児童がいるわけです。それについて4つの条件を言われましたが、当然、新しく入ってくる児童の中からも学童保育の要求が出てくる可能性は大きいと思います。

この問題については、状況を見ながら、と言われておりました。幾つかの条件の中に空き教室があること、というのがありましたが、新校で最初から空き教室があるのかどうか、空き教室がなければできないのか、と思ってしまうかもしれません。空き教室ということ言えば、現にプレハブで実施しているところもあるので、何らかの手段を講じていけると思うんです。空き教室がなくてはできないというのは、理由にならないと思います。だから、新しい小学校が開校した時点で15名あるいは20名以上の児童の保護者からぜひ学童保育をしてほしいという希望があれば実施をするという方向で取り組んでいただけたらと考えてよろしいでしょうか。

- 社会教育部長（生田 稔君） 社会教育部生田から御答弁申し上げます。

ただいま猪尾先生の御指摘のプレハブの問題につきましては、従前から教室として使用して

きたわけでございます、プレハブであっても空き教室であるという観点の中で学童保育を措置してきたという経過がございます。したがって、現在、プレハブで措置をしている学童保育につきましては、すべて空き教室のプレハブであったということになりますので、ひとつよろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 22番（猪尾伸子君） プレハブが空き教室だという解釈については、ストンと胸に落ちないんです。新校というのは、入居者の人口を調べ計画的につくられる学校だと思いますので、当初から空き教室ができるとは考えにくいです。そこでは、プレハブの教室を教室の不足対策として作り、それがなくなってきたのでプレハブの空き教室になったという解釈をする余地がないわけです。

そうすれば、学童保育の必要性云々というのは、空き教室があるかないかの問題でなく、子供の生活そのものの問題なんでしょう。教室があるかないかということと引き換えにするのは、大人の都合を子供に押し付けるものだと思うんです。放課後、子供が健全で安全な生活を過ごせるかどうかについて、市が責任を持って対処していくかどうかが問題です。教室がどうかの論点は、学童保育の本質の問題とは全く関係がないのです。そういう観点で物事を考えていたとかなければ、本当に市民生活を守っていく行政の責任を果たせていけなくなると思います。

ついでにお聞きをしますが、和気小学校で65名の学童保育の希望者がおりましたが、40名あるいは45名しか措置していない。そこで、残りの子供たちは週1回とか2回のローテーションで学童保育に入れてもらってます。親としてはぜひ全員を措置してほしい、ということを署名を付けて提出されていると思います。また、北池田小学校では、今は落ち着いており、和気小学校のように親の組織的な動きにはなってませんが、3年生はともに入れへんぜ、と言われてあきらめてしまった親もいるんです。こういう問題は、和気小学校ではサダンパーク、北池田小学校ではファミリープラザなど大きなマンション開発と決して無関係ではないんです。こういう観点から見れば、トリヴェール和泉も同じような問題が起こる可能性をはらんでいるんじゃないでしょうか。

こういう望ましくない前例をつくっているのですから、学童保育から溢れた子供の生活をどうするかという点も含め、放課後の児童の健全で安全な生活を過ごせるという育成の観点から、市行政としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。定員の問題でも、先ほどの4つの条件の中で補助金の問題も絡んでくるとは思います。府の補助金が1クラス分しか出なければ、市独自でも予算措置を講じてやるぐらいの意気込みで取り組んでいただきたいと思います。

それと関連するのですが、電話を設置してほしい、という親の方からの要望がありますが、その問題についてはいかがでしょうか。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 電話の設置についてですが、現在、各学校に設置されている電話を利用させていただいているのが実態でございます。学童保育についても電話の使用については、支障のないよう特別な配慮を願っておりますが、現在の社会情勢等を考慮する中では、電話の設置につきましては前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○ 22番（猪尾伸子君） 電話の設置についても前向きに、ということですので、ぜひそういう方向で1日も早く実現していただくようお願いをしたいと思います。

この件に関しては、市の教育行政の基本にかかわる問題でございますので、教育長さんの御答弁をお願いしたいと思います。

○ 教育長（杉本弘文君） いろいろな御指摘をいただいております。子供の健全な育成は、行政として責任を持ってそれなりに努力をしなければなりません。現在、私どもは、それなりの努力をしていると考えております。しかし、そこには当然のこととして親の責任もあろうかと考えます。行政としてできる範囲で努力することをお約束いたします。

○ 22番（猪尾伸子君） という御答弁でしたので、トリヴェール和泉の新設校の学童保育についても、積極的に、前向きに親の要望を実現する方向で取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

さて、幼稚園の移転の件ですが、就園時期の見極めあるいは園児数の推移を見て、ということだと思います。北池田幼稚園、横山幼稚園で2年保育が実現するというところで、私の方へも北松尾幼稚園はいつから2年保育がされるのか、というお問い合わせが幾つか来ております。北松尾保育園が総合園になるので園児数が減るのではないか、という見方があるということとはわからないではありませんが、保育園と幼稚園は、その持つ機能や役割は違うのですから、2年保育を実施してくれるんやったら、北松尾幼稚園の内容がとてつもないから公立の幼稚園へ行かせたい、という親の声も聞いております。2年保育についてのある程度の見通しが立てば、北池田、横山の2年保育を実施するという経緯の中からはある程度読めると思います。

トリヴェール和泉も当初、250余戸の入居ですが、入居がどんどん進む中では、いずれ北松尾保育園も満員になるということも予想されます。幼稚園の2年保育を希望される市民も増えてくると思います。ですから、その方向で2年保育も含め積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、北松尾保育園の件ですが、保育時間が朝8時から夕方6時まで、土曜日は午後3時までということですが、トリヴェール和泉の入居者を対象に考えたとき、通勤時間などを考慮すると、私の経験からしても8時から6時というのはとても厳しいと思います。大阪市内へ通勤していると、7時から6時でもかなりの人はすごく厳しい。そういう点から、保育時間の延長

については予定していただけるでしょうか。

- 福祉事務所次長（坂田平之君） 北松尾保育園の保育が始まった後、その推移を見た上で長時間保育について検討してまいりたい、かように考えております。
- 22番（猪尾伸子君） 実際に子供たちが通い出し、親の勤務実態などが明らかになってくれば、それに沿うようにやっていただきたいと思います。

それから、調理員の配置についてですが、聞き違いがあるといけないので確認させていただきますが、先ほどのお答えは、1園についての人数ですね。

- 福祉事務所次長（坂田平之君） そうでございます。
- 22番（猪尾伸子君） 同和園6人というの、1園について6人ということですね。
- 福祉事務所次長（坂田平之君） そうでございます。
- 22番（猪尾伸子君） 一般園と同和園のこのようなアンバランスはどう理解すればいいのか、幾ら考えても納得できません。私自身も堺で2人の子供を保育園に預けながら働いていたとき、給食の内容の改善を求めて交渉してきた経験もあります。子供の将来にわたる体質とか健康に大きな影響を持つ幼児期の食事は、たとえ1日に1回とはいえおろそかにできない問題だと思います。保育園というのは、主に母親が働いたりして保育に欠ける子供たちの保育を市が責任を持って行うわけですが、母親たちが働いている子供たちに対して、一般園と同和園で差を付ける必要がどこにあるのでしょうか。

昨日の冒頭の市長さんの所信表明でも、5期目の公約として調和の取れた町づくり、人権を尊重して潤いのある町づくりを目指す、とおっしゃいましたが、小さな3歳や4歳の子供の給食に差を付けて何が調和の取れた町づくりですか、何が人権尊重の町づくりですか。新しく和泉市に住まわれる人たちがこういう実態を見たとき、それを認め納得するのでしょうか。本当に和泉の市民になってよかったと思うのでしょうか。アンバランスな調理員の配置を見直すことで全園で自家給食ができるのではないかと思います。その辺で完全自家給食をやっていくということではいかががお考えでしょうか。

- 福祉事務所次長（坂田平之君） 先生が御指摘のように、調理員さんの配置について格差があるのは事実でございます。いろいろと自家給食をしていく上では、検討し解決しなければならない問題もたくさんございますので、今しばらく検討の時間をいただきたい、このように考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。
- 22番（猪尾伸子君） いろいろ検討していく問題は当然あると思いますけれども、必要ならば条件整備も含め、1日も早くすべての園で完全な自家給食が実現するように努力していただきたいと思います。北松尾保育園については、建物も新しくなって総合園として新たにスター

トするわけですから、和泉市の保育園のモデル園となるぐらいの意気込みで取り組んでいただきたいことを強くお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、23番・原 重樹君。

（23番・原 重樹君登壇）

○ 23番（原 重樹君） 23番・原です。通告に従いまして、一般質問を行います。

私の質問は同和行政についてですが、今回は、個別問題で重大な問題があるということで質問をさせていただきたいと思えます。

まず、個別問題を質問をする前に、総論で意見を申し上げておきます。

昨日も質問、答弁で少し出されましたが、来年3月で期限切れとなる地財特法後の対策について審議をしてきた政府の地域改善対策協議会が、12月11日に意見具申を政府に対して提出した点であります。この意見具申によりますと、昨日も多少触れられていましたが、直ちに一般対策へ全面的に移行するのは適当でないとして、来年4月以降も法的措置を含め適切な措置を検討する必要がある、と結論付けております。これを受けて政府がどういう対応をするかという点ではありますが、私はこの結論は、本来、格差是正を目的に過渡的一般行政の補完的措置の特別法という役割からして、この法律の延長により一般行政への意向をおくらせることにしかないという重大な弱点を持っているという見解であります。

しかし、意見具申は、これを進めるに当たって、ということで、事業の限定やできる限り早期に目的の達成が図られ一般対策へ移行することが肝要、との見解も示しております。こうした点から見れば、部落解放同盟と一体となって市長が進めてきた部落解放基本法という恒久法を当然ながら、事実上、否定していることも指摘をしておきたいと思えます。

さらに意見具申は、前回提起をいたしました、ということで、行政の主体性の確立やエセ同和行為の排除、自由な意見交換ができる環境づくりなどが十分に成果を上げていないということで批判をし、引き続き重要な課題だと指摘をしております。

また、具体的な問題も取り上げております。今後とも個人給付的事業の資格審査の徹底、低家賃の是正、民間運動団体への補助金などの適性化あるいは同和教育と政治運動、社会運動との明確な区別などが指摘をされております。

こうした意見具申が指摘をする内容からしても、本市の同和行政の実態はほど遠いものになっております。昨日の一般質問でも、野党である日本共産党からだけでなく、与党からも指摘をされているとおりであります。その点、意見具申の内容につきまして、市長初め理事者は重大なこととして受けとめるべきであるということを最初に意見として申し上げておきます。

私どもは、今までから市長が進めてきた同和事業を部落解放同盟べったり、あるいは言いなりの同和行政だと批判をしまいましたが、その最たるものの1つとして、今、問題になっております清掃業務の委託問題があると考えております。そこで、1番目の不燃性廃棄物収集業務委託問題について質問をしたいと思います。

この問題は、今年3月の予算委員会で初めてそうした動きがあることが明らかになって以来、この間、他の議員さんからも問題点の指摘や計画の中止あるいは反対などの意見が出されてきたにもかかわらず、そのたびに検討する、調整する、等の答弁をしつつも、実際には委託実施の方向で準備が進められ、12月3日の厚生病院委員会協議会で委託後のごみの分別案が報告されました。この問題は、非常に与える影響が大きく広範囲にもなりますが、私の今回の質問は、委託という問題を中心にしながら、現時点での理事者の考えを明らかにしていきたいと思います。

質問の第1点目は、経過についてです。その1番目として、市内7業者（泉大津市の業者を含めると8業者になります）から燃えないごみを委託せよ、という申し入れがあったのかなかったのか。あったとしたら、いつあったのか。2番目に、部落解放同盟が委託せよ、と申し入れたのはいつなのか。申し入れの文書はあるのかないのか。また、その理由はどうであったのか。3つ目として、市としてこうした申し入れを決定したのはいつなのか。もちろん、部落解放同盟に委託することだけでなく、直営を全面委託すると決めていったのはいつの時点なのか。以上の点を経過としてお聞きをしたいと思います。

質問の第2点目は、どういう形になるのか。法人云々と言われておりますが、どういう形のところに委託をすることになるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

3番目は、部落解放同盟への委託の規模は何戸分程度となるのか。また、従業員数や設備、資金計画はどうなっているのか、その辺の説明をお願いします。

さらに4つ目として、市として部落解放同盟を含めて全面委託を決定した理由を明らかにしていただきたいと思います。

2点目は、その他についてということですが、いろいろお聞かせ願いたいことはたくさんありますが、時間の関係もありますので、1点だけ生活実態調査について質問をさせていただきます。

この生活実態調査は、大阪府が実施をし既にまとめられておりますが、市独自のものがなければ役に立たない、また、府が各市の分まで出さないということで市が改めて生データを業者に委託し、分析してもらっているのが経過だと思います。もし、間違いがあれば指摘をしていただきたいと思います。

そこで、質問をいたしますが、この市の分析結果はいつできるのか、まず、お答えを願いたいと思います。同時に、市の結果は、まだ正式には出ておりませんが、そういった正式には出ていないにもかかわらず、それに似たものが既に出回っております。その1つは、今年10月20日付で地区協が出しております。もう1つは、12月5日に実態調査に携わった調査員を集めて開かれました報告集会と言うんですか、その集会で調査結果が発表されております。そこで、地区協の分、この12月5日の集会の分、これはどういうものなのかということを確認にお答えを願いたいと思います。

以上ですが、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 同和行政に関連した不燃性廃棄物収集業務委託につきまして、市民生活部岸田よりお答えさせていただきます。

まず、燃えないごみの受託について既存業者から申し入れがあったのか、という御質問でございますけれども、昭和61年の燃えないごみの収集日程短縮に伴い委託化を検討した際、以前から燃えないごみの受託をしたいという申し入れがございました。

次に、部落解放同盟支部からのごみの収集業務委託についての申し入れでございますが、昭和63年12月に口頭で地域住民の就労対策として、ごみの収集業務を受託したいとの要望がございました。

本市といたしましても、これにより以前から現行のごみ処理業務全般について、減量化及びリサイクルの推進、市民サービスの向上のあり方などを研究、検討を行っており、現行燃えないごみの収集については、ステーション方式を採用しているものの、ステーション方式の弊害、例えば収集日以外の持ち出しのあり方、生活環境の美化保持に支障がある、衛生的にも問題がある、他市からの持込みや適性処理困難物などが大量に出されている、また、事業系ごみ、産業廃棄物などの持ち出しが多く、かえってごみの量を増大させている、また、可燃ごみ、不燃ごみが混ぜられてあって山のように積まれており、分別しても収集が非常に困難であり、リサイクルの推進上問題がある、また、市街化が進んでいる地域ではステーションの確保が非常に困難である、遠方のステーションまでの持ち出しが特に独居老人の家庭などでは困難で不平を買っている一などの問題があります。

そこで、これらを解消していくことで市民サービスの向上を図るため、ステーション方式から原則として戸別収集に切り替え、また、減量化及びリサイクルの推進を図っていくため、現行の日常ごみと燃えないごみの2分別収集を日常ごみ、資源ごみ、粗大ごみの3分別収集とし、資源ごみ、粗大ごみの収集を日を分けて収集し、それぞれ月1回の収集を行っていくことが良

策であろうと考え、収集形態等の変更を予定するものでございます。

また、これによる収集回数の増加、戸別収集化に伴い業務量が増加していくことから、直営で行っていくとなると、現行の直営体制では業務の消化が非常に困難で、これに見合う職員の補充、収集車両等の整備を行っていく場合にはかなりのコスト増となり、コスト比較の面でも委託による方が有利であろうと考え、一方では、部落解放同盟和泉支部からの要望もございましたので、本市の同和対策事業推進上必要な施策として、支部から推薦のある業者に委託していくことを決定し、具体的な方策案を今年に入って策定したものでございます。

次に、支部側の受け皿となる組織等についての御質問がございましたが、支部に対しましては、委託の基準等について法律にも規定があり、これに沿った形での組織づくりを準備していただいておりますのでございまして、詳しい内容につきましては、現在のところ検討中でございますが、おおむね法人格を組織し、受託していきたいとのことでございます。

次に、どの程度の規模で支部に委託をしていくのか、という御質問でございますが、既存の業者に対しまして市の原案の概略を説明し、区域調整等の話し合いを行っているものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 総合調整課長（門林良治君） 生活実態調査につきまして、同対部総合調整課門林よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の市独自の報告書はいつできるのか、ということについてですが、和泉支部案の報告書につきましては、御指摘のとおり、現在、集計分析作業を業者に委託中でございます。その結果につきましては、近々12月末日にはでき上がってまいると考えております。その集計表（？）につきましては、関係課並びに関係者に配付を予定してございます。

第2点目に、実態調査の正式な報告書以前に資料が出ているのではないかと、という件でございます。まず、御指摘がございました10月20日の件でございます。この日は、大阪府の同和対策審議会の委員が地区視察ということで当市に来られました。時間的には、午前11時から12時半までの約1時間半にわたりまして、解放総合センターでの概要説明並びに地区内視察という形で行ったところでございます。解放総合センターでは概要説明報告として、市より同和対策事業の概要という形で説明を行いました。その後、地元の現状と課題ということで生活実態調査の概要についての説明がありました。

さて、その説明に使用された数字と内容について先生の御指摘の件でございますが、府より当市に送付された集計表につきましては、本市における集計分析作業中ということもございま

して、資料散逸等も想定されましたので、外部に対しては、関係等の情報提供は行わない方針でまいっております。したがって、当日行われました本報告に使用されたデータ内容等については、地元独自の情報収集かと存じます。

12月5日には、実態調査報告会を兼ねまして、同和地区実態調査和泉市推進委員会の解散集会という形で実施したところでございます。この中でも同じく概要説明が行われたわけですが、その報告の内容につきましては、先ほど申し上げました本市における集計分析作業が一定進行しておりまして、そのゲラと言いますか、草稿ができ上がっておりますので、それを使用したものでございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 23番（原 重樹君） まず、ごみの方から再質問をいたします。

実に丁寧な答弁と言うべきか、何も答えてくれないと言うべきか、とにかくわかりませんので、1つずつもう一度お聞きをいたします。

まず、7業者の申し入れの件でございますが、61年に委託をしてほしい、という申し入れがあったということですね。そして、今年に入ってからいろいろ検討したということですが、直接今回の委託の問題にかかわりまして3月議会からいろいろ出てますが、その問題にかかわりまして7業者から改めて委託の申し入れがあるのかどうか、それが第1点。

2つ目として、解放同盟和泉支部からの申し入れは、先ほどの説明では昭和63年にあって検討してきて、ということにしかならないのですが、昭和63年にあったという理解でいいんですか、それ以後は何もないということですか、という点です。

それから、私の質問は、口頭でされたのか、それとも、文書でされたのか、どんな形でされたのかという点ですが、それには答えられていないので、改めてお聞きをいたします。

それから、解放同盟からの申し入れの理由についても答えられていない。就労だけだったのか、その点の確認をしておきたいと思えます。

それから、市として委託をしていくことを決定したのは今年に入ってからと言いましたが、3月の予算委員会で初めて明らかになった時点で決定していたと理解していいんですか。

以上の点だけを先にお尋ねいたします。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） お答えさせていただきます。

まず、第1点目の8業者からの委託申し入れの問題ですが、昭和61年ごろから不燃物の委託申し入れがございまして、われわれが平成4年度からの委託案の内容につきましては、61年の経過を踏まえまして業者と協議を重ねてきております。

それから、63年12月ごろに口頭で申し入れがあったのは事実でございます。地区住民の中に失業されている方々がたくさんあり、その就労対策ということも踏まえ、その後、るる協議を

重ねてきた経過がございます。

以上でございます。

- 23番（原 重樹君） まず、7業者（あるいは8業者）の既存業者から昭和61年に申し入れがあって以後、委託問題で検討してきたということですね。何回ほどしてきたのかという点について。特に今年の3月時点までの一番最近にやったのはいつですか、その点を聞いておきたい。

もう1点は、部落解放同盟からは63年に申し入れがあっただけですか。口頭なので何回もやっていると理解したらいいんですか。

議長、きちんと答えてくれないと何回も同じことを聞かなければならないので、時間がたつばかりですので、よろしくお願いいたします。

あともう1点。部落解放同盟からの申し入れの理由ですが、この「日刊いずみ」の報道の中では、もちろん、市職労ともいろいろ交渉されている中での言葉ですが、「法期限切れが迫るもとで活動の資金源にしたい」ということが1つの理由になっているようです。これはあったのかなかったのか。

もう1つ、市長自身は事務局云々ということではなく、直接会って申し入れを受けたことがあるのかどうか。

以上の点をお願いいたします。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 委託問題につきまして何回ぐらい内部調整をしたのか、という問題につきましては、数十回ぐらいは内部協議をしまいいりました。

それから、支部から何回ぐらい口頭での申し入れがあったのか、ということにつきましても、いろいろわれわれの判断の食い違いもあったという中で申し入れが何回もあり、折衝をできております。また、口頭ですが、地域住民の就労対策にウエートを置いての申し入れでございます。

また、資金源もその1つであろう、という問題についても、関係機関と協議をした中では、確かにそういう内容に触れたかもわかりませんが、われわれとしては、先ほど、説明を申し上げましたように、支部が受託をするのか、あるいは支部が紹介をする業者が受託をするのかの件についても検討中でございます。先ほど申し上げました文言については改めるべきではないかというぐあいにも聞いておりますので、よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- 市長（池田忠雄君） 私も支部の3役といろいろ協議をしているときであったと記憶しておりますが、口頭でそのうちの1項目として事務当局に申し入れをしている。同和地区住民の就

労対策として雇用促進のためにごみ収集に参入をしたい、という要望を確かに聞いたことがございます。それ以前にも事務当局に申し入れがあったという報告は聞いております。前々から市民生活部長あるいは原課に対してごみの減量化、リサイクル化について改善を指示していたのは事実でございまして、それに対して原課なりに考え、整備をしていたのは事実でございます。そこへ支部から申し入れがあったという中で、今年に入ってそうした諸点が明らかになり、私の手元にも正式な協議があったと理解しております。

以上でございます。

- 23番（原 重樹君） まず、市長も口頭での申し入れを受けたということですが、普通ならそんなことはあり得ない。文書でしますがな。それと、理由については、先ほど私が指摘をした活動の資金源というのは、内容で触れたかもわかりませんが、市としてはそういうことではないんだ、という意味ですか、違いますか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 関係機関との協議の中ではそういうことにも触れたかもわかりませんが、やはりその触れ方については、要するに支部が受託するのか、支部が推薦した業者がするのかが未決定です。そういうことも踏まえた中、私が述べさせてもらったことについては、余りいい答弁ではなかったように思います。今後、改めるべきものだとの認識をしておりますので、よろしく願いをいたします。
- 23番（原 重樹君） わかったようなわからないような答弁ですが、これは3月の予算委員会の中の市長の答弁です。必要な部分だけ紹介しますが、「解放同盟和泉支部からのお申し出につきましては、御案内のように環境改善も進んでまいった。そんなことの中で、団体支部としてこれからの仕事をしていく中で何とか運動体としての活動もしていかなければならない中、ひとつ仕事保障的に……」と言われております。今、岸田次長は失言的な話にもとれるようなことを言いましたが、市長自身が予算委員会の中の答弁でそういう言い方をしているということは、別に岸田次長だけがどうのこうのではない。実際にそういう申し入れがあって答えているととらえるのが普通ではないか。

先ほど、解放同盟和泉支部がやるのか、それとも、支部が推薦する業者がやるのか、この件についてはまだ検討中だということですね。私が最初の説明の中で規模とか従業員数、設備について質問しましたが、検討中なのでわからない、というお答えだったと思います。そこで聞き直しますが、和泉市として規模とか設備、従業員等について、推薦する業者が決まっていな中、委託するについて部落解放同盟にどういう指導をしていますか。和泉市側の考えです。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） お答えいたします。

われわれといたしましては、指導については、委託の基準等の法律をクリアしていただきました

いというお話をしております。先ほど、検討中ということについては、支部の方でそういう問題について検討をされているという意味でございます。

それから、支部が受託をしようとしていることについて、どういうスケジュールとか内容でやろうとしているのか、の件についても指導をしております。事務員として電話を受けるのに1名、車に乗っていただく従業員も最低2名、車の台数についても2トンパッカー車1台、2トンダンプ1台、小型ダンプ1台は最低確保してほしい、また、それをしていただかないと業務の遂行にはならないという指導もしております。

- 23番（原 重樹君） 法的なことを言われましたので、言うときます。和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく規則の第11条第2項第2号「市長が定める業務の遂行に必要な設備及び器材の調達に指示どおり完備することができる者であること」とあります。これは一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、こういう条件をクリアしなければいけないということを定めたものです。だから、市長がどれだけのものを装備しなさい、と指導をしますか、聞きましたら、あなたは最低で事務員1名、乗務員2名、ダンプ1台とかの指導だけでしょう。そんなもので委託できるの。ましてや、委託先も部落解放同盟和泉支部か、それとも、支部が推薦する業者なのかも決まっていない。そんなことで市の責任ある清掃業務を委託できますか。

もう1つは、今までの経過からして12月中に決着しないと来年4月に間に合わない。準備手続とか業者指導もありますからね。今日は18日、市役所は27日まででしょう、あと何日ありますか。支部に委託するのか、支部が推薦する業者がやるのか、それすらもわかっていない。要するに、指導先も決まっていない現状で、しかも、あいまいな最低これだけは要りませ、という程度の指導だけでしょう。規則違反じゃないですか。いかがですか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） われわれといたしましては、ダンプカー1台、パッカー車1台、小型ダンプ1台という最低限のお話をしておりますが、既存業者に幾らの戸数を持たせ、支部に幾らの戸数を担当してもらうのかということについて調整をし把握していかなければなりませんので、今のところ、最低の台数だけしか指導しておりません。

それから、支部と協議を重ねていく中で法人格の組織をされるのか、どういう方法でやるのかという指導と協議もし、私どもの方から経験もしていただけるように指導していきたいということでございます。

- 23番（原 重樹君） 何回言うても同じことですが、簡単に言えば新しく業者を増やすわけでしょう。そのときには能力はどのぐらいあるのか、それにクリアするかどうかを調べるのが普通でしょう。今まで個人を含め業者を入れてこなかったこと自体もおかしいですが、それが

普通のやり方でしょう。それが同和事業云々となると全く支部任せ、指導なんかひとつもしてない、どういう形になるかも含めてね。

こんな問題で時間ばかり取れませんが、もう1つ別の質問をします。事務員1名、作業員2名、最低3名ということですが、地区住民の就労対策としては3人ですか。就労対策としてやらせてくれ、と言ってるんでしょう。結局、最初に聞いた全面委託する理由は何ですか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 就労について、3名で収集できるのかという御意見でございますが……。
- 23番（原 重樹君） そういうことではない。部落解放同盟が就労保障ということを最大の理由にして申し入れられたんでしょう。それを最大の理由にしているわけでしょう。私は活動資金の方が本当の理由だと思ってますがね。しかし、あなた方はそう言うてますからね。だから、同和行政で言う就労保障がその3名で全部ですか、その確認はできてますか、ということです。就労保障をしてほしいということで今回の話が起きているんやったら、その就労保障を認めてあなたがたが委託するというのなら、今、3名が出てますが、その就労保障については、雇う人も含めてきっちり確認ができてますか、ということを知りたいんです。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 就労保障につきましては、3人で対処できるという内容ではございません。一部失業者の対応というぐあいに考えてございます。
- 23番（原 重樹君） 例えば私とその3名の中の1名として入ったら部落解放同盟のいう就労保障にはならないでしょう。その3名というのは、100%部落解放同盟が言う就労保障の対象であるという確認が取れてますか、ということです。部長から教えてください。
- 市民生活部長（麻生和義君） 先ほど来お答え申し上げておりますように、従業員3名ということですが、いろいろ地域割、戸数割等がございます。当然、地域割につきましては、距離的、時間的なこともございます。最低限3名ということはプラスマイナスもありますので、3名内外ということで今後のお話の中で出てまいりたいと思います。したがって、就労の機会をつくるというお申し出でございますので、ここに就労される方々は、解放運動につながる施策の一環として雇用させるというふうに私は認識をしております。
- 23番（原 重樹君） 私の認識ではないんです。部落解放同盟とその私の認識が確認できているかを聞いてるんです。
- 市民生活部長（麻生和義君） お答え申し上げておりますように、部落解放同盟和泉支部からのお申し出を受けまわっている検討し、本年夏場に一定の成案を考えたわけでございます。その方たちが就労される受け皿となります契約の相手方ですが、本件につきましては、現在、法人を設立される準備をするよう指導しております。これは支部の書記局を窓口といたしまして、

事務所、車庫、車両、資材等の設備を初め一定の営業を行う諸器材の設置等を整えるべく折衝をしているわけでございます。

○ 23番(原 重樹君) 確認できているか、できていないかの答弁をもらうだけでこれだけ時間を使われては、次の質問ができませんよ。私は、確認はできていないと受け取っておきます。市長に伺いたいんですが、こんな簡単な問題に対してこれだけの答弁です。法人云々と言われてますが、部落解放同盟和泉支部になるのか、支部が委託する業者になるのかわからない。規模等についても、既存の7業者との調整でどうなるかわからないということです。結局、部落解放同盟からの申し入れがあったというだけはわかりますよ。最大の理由にしている就労対策さえも今のような状態です。そして、出てきた人数がたったの3名です。地区内にも困っている方々がいる。それに16名の職員さん、あるいはシルバーの6名の人も直接的に困ってます。当然、7業者の人たちも我慢していると思うんです。そういう状況の中でも委託ができるんですか、するんですか、いかがですか、市長。

○ 市長(池田忠雄君) ごみ収集の改善を図り、市民サービスの向上を期していく中で、行政としては、ごみ収集の改善につながる整備をさせていただいております。その中で委託の問題があり、解放同盟和泉支部からの申し入れがございました中で整備をさせていただいております。原課の御答弁は、舌足らずの点もあったことと存じますが、今までの経過の上に立って委託は可能であると私どもは判断しております。

○ 23番(原 重樹君) 先ほど答弁がなかったが、市長も市民サービスの向上、ごみ収集の改善と言われました。先ほど、直営でやるとコストがかかる、だからいた委託や、という話もありました。こういう中身の話は、今までの本会議や委員会の中でさんざん指摘されているのですが、ひとつもこたえられてないのが現状じゃないですか、違いますか。例えば市民サービスの向上と言いますが、なぜ直営でできないのか。もちろん、市職労との交渉でも出てきていると思います。当然、コストがかかると言われる。

この点で基本的に一言言うときますが、直営でしかできないことがあります。業者の方では採算性があります。7業者は仕事が減って採算が合わない、どないしてくれるんや、と言ってますが、直営ではそうはならない。だから、直営は、より高度な市民サービス活動ができるんですよ。もちろん、効率的に考える必要はありますがね。それをただコストだけで言ってます。

コストの面で言えば、例えば今12月。私は前回の総務委員会で新校の学校給食の分あるいは保育園の用務員さんが足りない。募集してないがどうするんや、と聞きました。それはこのごみ委託の問題があって延ばしてきたのですが、これ以上延ばせないで1月早々に募集をすると言う。人数ははっきりしませんでしたかね。そういう経過です。コストの問題だけで言えば、

委託すれば当然、委託料が要ります。16名の職員さんはどうなりますか。5～6名を残して10名ぐらいはどのというのが当初の計画でしたが、その人たちの意向もあるからということ、あるいは準備不足、合意が取れないという時点で、この人たちを給食やら用務員やらに回せなくなっている。当然、16名の職員さんがおるんですよ。どこがコストですか。

- 市民生活部長（麻生和義君） 現在、私どもの現場には16名の職員がおります。当然、組合に入っておりますが、今回の委託をめぐるまして、その処遇について配置替え等については、原則として技能労務職に御協力を願いたいということで申し入れを行っており、それらについて組合と協議をしたい、と申し入れも行ったわけでございます。さらに、委託によって全面的に職場がなくなるわけではございません。16名のうち5名内外の方については、法定伝染病の発生、犬、猫の事故死、防疫、不法投棄、各種イベントの後始末、ごみその他環境整備の点で委託後もかなりの必要な業務が残るわけでございます。その業務について5名内外の方々でしていただき、11名の方々については、原則として技能労務職の方へ御協力を願いたいということでございます。職種を指定するという申し入れは行っておりません。御本人さんの意向等を十分聴取して対処してまいりたいという所存でございます。

- 23番（原 重樹君） 12月決着やと言うてます。あと9日間、組合と話が付きましかね。私が言うているのは、そんなことじゃない。コストの問題で、何がコストかと言いました。コストがかかるから直営でできないという理由を言われました。それに対して、あなたがたの案でいけば、委託料は要る、職員さんはそのまま、何がコストかと聞いた。私がそうせよ、とは言うてませんよ。こんなことでは、直営でやっていった方がよほど効率的で安く済むんじゃないですか。将来性からすれば、安くなるという発想かもしれませんがね。

今、和泉市は20万都市を目指してます。人口が増えていきますので、当然、生ごみも増えていきます。し尿の方は減ってきて補償問題が出てきます。しかし、なかなか汲み取りが水洗になるのは進んでいないということは、今までの答弁でも明らかです。だから、今の時点でそれほど深刻な話ではないと思います。ただ、人口の伸びがパツタリ止まって公共下水道がどんどん普及してきたら補償問題が出てくるでしょう。いずれ人口の増加は止まりますが、そのときにどう補償しますか。高石かどこかでものを言っているんならわかりますよ。そういう将来性の問題も何ひとつ考えてない。コストや財政だけで話をしているのは後々困りますよ。

あと10年か20年後か知りませんが、どうして業者に補償していくか。当然、委託料の値上げですわ。それでもあかんかったらどないするか、補償金を払って業者の縮小ですわ。そこまで何も考えてない。仕事保障をするんやったらなぜ解放同盟を入れるのか、ということについても、今までの委員会等でも答えられていない。今までからいろいろと指摘をされてきている

けれども、3月予算議会で初めて明らかになって以後、他の議員さんからも疑問点が出されているにもかかわらず何ひとつともに答えられてない。それが実態でしょう。

部落解放同盟に対する委託問題でもそうです。12月決着と言うてますが、今日は18日。わからんことだらけです。これから調整することばかり。しかも、ごみの減量や資源化と言うてますが、少しも進んでない。後退や、とまで指摘をされているんでしょう。それに対してまともな答えが返ってない。それでも市長は来年4月から委託しようとするんですか。本当にそのつもりですか。それで市民が納得すると思いますか。議会が納得すると思いますか。それでもやるんですか。もう一度市長の答弁を願います。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘をいただくところでございます。率直に申し上げまして、ごみの資源化、減量化等御意見はございますが、行政なりに整備をさせていただき、生ごみ、資源ごみ、粗大ごみの3分別によりまして、直接市民サービスの向上を期してまいりたい。原則として戸別収集を徹底させていく。一部ステーション方式は残りますが、それはこれから地域との折衝を行っていく。こういうことで市民のごみ行政に対する御協力あるいは議員さん御指摘の議会に対する十分な話ができていないじゃないか、という御指摘は痛み入りますが、今後ともよく話をさせていただきたい。

こうした作業も残っております。御指摘のとおりだと思います。16名の職員の処遇につきましては精力的に話をさせていただき、それぞれ配置に付いていただくことに相なるうかと思っております。また、解放同盟のお申し入れについても、これから十分な煮詰めも行い得るものだと存じております。いろいろな御指摘を胸に置き、今後とも対応させていただきたいと思っております。基本的には、今までの経過の上に立って皆さん方にも御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○ 23番（原 重樹君） もうお昼ですし、これ以上やってもしょうがないと思いますので、意見を申し上げておきます。

これは直営でやったらいんですよ。今まで出てきた疑問等も含め、まだ十分に説明されていない、と市長もおっしゃっていますので、議長、徹底的に審議できる場をつくってください。来年4月までにはまだ時間もありますのでね。お願いをしておきます。

結局、市長によく聞いていただきたいのは、はっきりしているのは、部落解放同盟から委託の申し入れがあったということだけ。後の中身は何ひとつはっきりしてない。結局、解放同盟の委託要求だけにしかこたえてない。これだけやるといういろいろ批判が多い。今回の動きの中では、既存の業者にも納得してもらえないので、ステーション方式を戸別に切り替えて業務量を増やす、そういうことでしょうか。そういう方針を決めてしまったが、肝心のところは何ひとつ

決まっていない。

3名の就労保障の必要がないとは言いませんが、それならば、委託をしなくても別の方法をとればよいと思います。いわゆる3名の就労保障のため、部落解放同盟の活動保障のため、シルバーの6名を初め16名の職員さんを犠牲にしていますね。現在の7業者にも我慢をさせる。もちろん、今まで清掃業務をしたいと申し出てこられた方々に対して断ってきたこともひとつも眼中にない。市民にはサービスの向上だ、と言いますが、例えば分別収集のモデル地区を指定してやってもらってきた人たちに対しても、来年からそうしまっせ、という話は全然していません。住民の合意も何もできていないはずです。

結局、市民にまで迷惑をかけてまで3名の就労保障、それをもとにした部落解放同盟の活動保障にこたえるために委託をするというのが市長の考えだということはよくわかりました。ただ、先ほど議長に言いましたように、まだ皆さん方に十分に説明していない、と市長も言っていますので、これは大きな問題ですので、議長に対して徹底的に審議できる場をつくっていただきたいと特にお願いを申し上げておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 一般質問の途中ではありますが、お昼のため暫時休憩をいたします。  
（正午休憩）

---

（午後1時00分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 午前に引き続き、会議を開きます。  
原議員の再質問を続行いたします。
- 23番（原 重樹君） それでは、2番目の生活実態調査の問題ですけれども、午前中の答弁では、市として委託しているものは12月末、もうすぐできます、ということです。地区協の分については地元独自の集計で、市としては関知しない、という意味だろうと思います。  
そこで、この12月末にできる分につきましては、どこのコンサルに委託しているのかを明らかにしていただきたい。
- 総合調整課長（門林良治君） 委託先といたしましては、株式会社サーベイリサーチセンターというところでございます。
- 23番（原 重樹君） 地区協の分と12月5日に出した分の話ですが、当然、この両方は事務局はお持ちだと思います。ほとんどの議員さんは持っていないと思います。これが10月20日の分、こちらが12月5日にやられた分です（資料を示す）。この中身は確かに違います。厚みも多少違います。ところが、例えば最初に「混住について」と書いてますが、途中まで1字1句全部一緒、字数まで同じです。その後に3行ほど付け足してあるのが違うだけ。このようなも

ので、なぜこちらが独自でやったもの、こちらが12月5日の市のゲラだと言えるかどうか。不思議だと思いませんか。

- 総合調整課長（門林良治君） 10月20日の分と12月5日の報告の分が一緒ではないか、という御指摘でございますが、先ほど申し上げました私どもが出したのは数字でございます、コメントにつきましては、そういう形で地区協なり、そういうところが分析しているわけでございます。私どもがデータとして出したのは、あくまでも数字という形で出したわけで、コメントにつきましては、事前のすり合わせはいたしてございません。
- 23番（原 重樹君） 別に事前のすり合わせは必要ないわけですね。10月22日の分は、地区協が独自でつくったものと言っているからね。コメントが一緒やということです。数字はわかりますよ。同じデータでやったんやからね。ただ、コメントが一緒というのが不思議だとは思いませんか。市の方が何もかかわってませんか、と言ってるんです。
- 同和対策部長（森 利治君） 地区協の報告資料と市の報告集会の資料のコメントの問題でございますが、実は、この報告書につきましては、本年の4月でしたか、大阪府が実態調査の概要報告書をつくりまして、既に集計表という格好で出ておるわけでございます。コメントなり数字の集計の仕方等のパターンは一応、われわれもそれをベースにしてつくってきているという経過がございます。地区協でおつくりになった10月の資料にしても、数字の表現につきましてはほとんど一緒となりますと、多分、大阪府の実態調査の報告書のパターンを真似られたのではないかと思います。ですから、全く一緒だからどうということではなく、基本的には大阪府の実態調査の集計表と先ほど申し上げました数字につきましては、基礎データは同じでございますので、数字的にも同じ、パターンの的にもどういう角度でつくられても同じような格好になるのではないかと考えます。

- 23番（原 重樹君） もう1点、お伺いをいたします。

和泉市が府から差し戻してもらった生のデータがありますが、それを地区協に渡しましたか。

- 同和対策部長（森 利治君） 渡しておりません。
- 23番（原 重樹君） それは確認をしておきます。

同じだということにこだわるわけではありませんが、市長、よく聞いておいてください。これを重ねますと、これが10月20日の分、こちらが12月5日の分ですが、「生活実態調査の概要について」とどちらも二重線の四角をしています。こちらには地区協の名前が入り、「教育、労働、産業は未完」と書いてます。そして、「1991年10月20日現在」となってます。その下の地区協の分は抜けてます。「教育、労働、産業は未完」というのも抜けてます。「1991年12月5日」になってますが、「12月」の「1」までが活字、また「10月」の「1」までが活字ですが、

「2」と「0」が手書き、「20日」と「5日」の分が手書きです。位置も物差しで計れば同じです。全然出たところが別なら、こんなことになるわけではない。

私は、もとは同じやと思ってますよ。そういうやり方をしているんですわ。全然別のところでやったんなら、こんなことはあり得ないでしょう。そう思いませんか。これ以上言うても事務局では「思いません」と言うだけでしょうがね。議員さんは持っていらっしやらないからわかりませんが、見れば、もとは全く一緒ですわ。後に付け足してあるだけ。問題は、地区協がこれをどうして入手し分析したかです。そういうことになりませんか。たしか私の記憶では、地区協に支出しているおカネがありますね。その年によって人件費が入ったりして変わりますが、そのおカネは事務局である同対部が管理されていると思いますが、間違いはないですか。

○ 同和対策部長（森 利治君） 事務局である同対部で助成金という格好で支出をしております。

○ 23番（原 重樹君） こういうものを地区協がつくるに当たっておカネを支出してますか。

○ 同和対策部長（森 利治君） 助成金という格好で支出をしております、市の予算に沿って地区協が事業計画を立てております。その一環として対応される部分でございまして、1つ1つのチェックはいたしておりません。これをつくるのにこれだけのカネ、という支出はいたしておりません。したがって、今回の資料をつくるについても、助成金がどうのという格好での対応はいたしておりません。

○ 23番（原 重樹君） 前に何かの機会に全部管理しているように受け取っていましたが、それは間違いだということ。何らかの支出がなかったらこんなものはつくれませんからね。

そこで、先ほど言いましたように出どころは全く一緒、そして、市から生のデータは出ていないとなれば、この数字を含めて地区協はどこから入手したのかということです。それを調査してほしいんです。地区協は、全く別のものだと思われるかもしれませんが、皆さんの中にも地区協の構成員になっている人がおるわけでしょう、顧問とかね。こんなものはすぐできるはずですわ。いかがですか、調査する気になりませんか。

○ 同和対策部長（森 利治君） 地区協の独自活動として資料をつくられたわけですが、地区協のどういう独自活動で資料を収集されたかというものと出どころについて、われわれとしては調査しかねるものでございますので、その点御了解をいただきたいと思っております。

○ 23番（原 重樹君） 私は了解するつもりはありません。このままやっても平行線だと思います。ただ、なぜこんなことを言うかと言いますと、もともとこの調査は大阪府がしたことですが、調査項目その他はすべて秘密だということです。議会で質問したこともありますが、一切秘密です、と言われました。議会にも調査項目は一切明らかになってません。しかも、

あなた方が知らない間にこういう数字を含めてどこからか取れるわけですよ。府が委託した研究所からもらったのかどうか知りませんがね。それができるわけですよ。府は、各市のやつは出さないというわけですから、改めて市が委託をしたわけでしょう。もし、府が出す気がないというとおりにやっているとしたら、あなた方が委託したやつが、悪く言えば地区協によって盗まれた、そういうことでしょう。それでも、あなた方がたは調査する気もないと言われる。

市長ね、これは最初に言いましたように、運動と市の行政はきっちり区別しないとあかんの、こんなルーズなことをされているわけでしょう。こういう表の議会に出てきたら、そういう答弁をしなければしょうがないということでしょうが、実際にはなまなまでやっているということです。この点はよく肝に銘じておいてほしい。調査することも改めてお願いをしておきます。これ以上やっても無理だと思いますのでね。

後は意見しておきますが、この中身については次の機会でやらないと時間がありませんので、1つ1つ聞いていくつもりはありません。しかし、大変問題なところが一杯ある。12月にできる市のやつがどうなっているか知りませんが、もし、12月5日のやつがゲラだというのなら、こういうものが出てくることは大変問題やと思います。何を分析したのかという気がします。この中身は、今回の府の調査の平均の比較です。それしかやってない。府下の実態調査に比べ和泉市がどうなっているかだけです。これでは一般との格差がどうなっているか、あるいは前回の調査に比べてどれだけ進んでいるとか、それらについては何ひとつわからない資料です。

本来、こんなに早くできると思わなかったです。早くせよ、とは言うてきましたがね。そういうふうにするなと言うつもりでしたが、ゲラだと言うものですからね。正式に出たら見させてもらいますけれどもね。そういう資料にしかになってないということは、一体、市として何を委託したのか疑問になってくる。この1点、遅いかもわかりませんが、意見として申し上げておきます。

もう1点、中身の問題で指摘をしておきたい。「混住について」という中ですが、ちょっと説明しないとわからないと思いますので、私が説明します。今度の調査対象者のうちで外から入ってきた人たちが603世帯ある。そのうち外から入ってきた人たちの中で10年、20年、30年も前に入ってきた人たちがかなりおるので、子供2世ができて、という分析の仕方をしてありますが、そこでの一文です。そういうことを説明した上で「言わば」ということで、「血筋では部落民ではないが、実際の生活では、同和地区に住んでいるということで差別されるという意味では部落民である」、そういう言い方です。これは公に出す資料でしょう。こんな表現をしているの。血筋では部落民ではないが、そこに何十年も住んでいるから部落民や、と書い

である。公の文書でこんな言い方でいいの。

市長、あなたがたは差別の解消、解消と言いますが、差別に対する認識、考え方がどんなものであるか、推して知るべしですわ。言葉で言うているだけです。同和地区出身者が差別や、糾弾や、と今までやってきたんでしょ。私は糾弾に賛成ではありませんがね。だから、差別をなくしましょ、と言いながら、公の文書の中であんたは血筋では部落民や、あんたは外から来た部落民や、と分けている。あなた方の差別に対する考え方はその程度でしょう。そういうふうに見られますわ。私は最初、地区協の分しか見てなかったが、そこにはそういうふうに書いてます。せめて、和泉市が責任を持って出す文書には、こんなことを書くな、と言いたい。まだゲラだということでどうなるかわかりませんが、12月末を楽しみにしておきます。

もう1点、その続きですが、「この層が住宅事情などによって地区周辺に転出していくことによってどの程度を同和地区出身者として掌握するかがより複雑になっている」と書いてます。本来、別にそんなものを掌握しなくてもいいんですわ。それをなぜ掌握せないかんか、属人主義でやっているからです。個人給付を渡すのに、どなたが同和地区出身者か、ということだから追わなあかん。それを行政でやったら差別になるから、地区の精通者に任せてます、というのが今までのやり方です。それが困難になった、複雑になった、と書いてます。そういうやり方は、もうええかげんに止めたらよろしい。属地主義にするしかしようがない。だから、あなた方は何も考えずにやってきたというのが私の意見です。

この文書がまともに出ると、市として、市長として差別問題をどう考えているか、ということが問われますよ。12月末に出される文書には、こんな書き方、分析の仕方をしないよう願っておきます。正式なものが出てからまたの機会に、ほかにもたくさんある個別問題についてやらせていただくということで、私の質問を終わっておきます。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、2番・須藤洋之進君。

（2番・須藤洋之進君登壇）

○ 2番（須藤洋之進君） 2番・須藤です。通告に従いまして、質問をいたします。

最初に、公共施設の利用方法と今後の公共施設の運営のあり方について。本来、公共施設は、市民のだれもが平等に、いつでも利用できなければならないはずである。近年、週休2日制が導入されつつあり、学校も平成4年度から試験的にはあるが、取り入れるようにも聞いております。今後、週休2日制が定着化してくると、その余暇の過ごし方が大いに注目されてくるところであります。文化教養を高め、健康維持のための体力づくり等々が考えられます。そのための施設の利用時間帯はどうなっているか。果たしてだれもが、いつでも利用できるように

運営されていると言えるかどうか。

図書館、美術館、体育館を含むスポーツ施設等の利用時間帯はどうなっているか。休館があるようですが、コミュニティセンターについては、オールデーオープンで、しかも、夜遅くまでやってくれており、市民に喜び親しまれており、利用度が一番高い施設のように思われますが、さきに述べた施設についても、今後、そのようにできないものか。トリヴェール和泉の町開きも始まり、人口も増加の一途をたどり、将来、20万都市も夢ではないと思います。こういう状況の中、文化スポーツ施設はどのように進めていくのか、お聞きをいたします。合わせて、そのときは直営なのか、管理公社なのか、それもお答えください。

2番目は、各種競技大会の運営と今後のあり方について。去る11月4日行われましたかつらぎ町との友好マラソンについてお尋ねをいたします。

近隣都市との友好親善を深めていくことは大変いいことであり、本大会もそれなりの意義があり、成果があったと思われます。聞き伝えられるところによりますと、どうやら今年1回限りであるとのこと。本大会は、国道昇格、トンネル開通を記念してではなかったのでしょうか。それ以外に目的があるのなら、それは何かをお教えてください。来年以降も開催していく予定があるかどうかについても合わせてお聞かせください。また、この大会の参加人数と総費用、他の大会、例えば市民スポーツ大会とか市民のマラソン大会には、どれだけの参加人員と費用が使われているか、同時にお答えください。

次に、既に新聞発表等で知られている平成9年の大阪における国民体育大会の中で和泉市は馬術競技を担当するようですが、どういういきさつで決まったのか。それ以外の競技種目はできなかったのか。当市で国体が開催される意義はそれなりに大きいと思われるので、お教えてください。

3番目、「太之坊池埋め立て跡地と福祉施設について」と書いてますが、私の意図するところは、正確には、鶴山台太之坊池埋め立て跡地に福祉施設を、と御理解いただきますようお願いいたします。鶴山台太之坊池の埋め立てが終わり足掛け2年になろうと思われていますが、この間、地元協議の中で随分具体化され、建設工事工程表も出てまいりました。それによると住宅戸数は150戸、入居開始が平成5年度となっておりますが、これは、このとおりと理解してよろしいですか、お尋ねいたします。

次に、ここの1,000㎡の空き地の中に130㎡の集会所をつくり、残り870㎡の空き地を公団が市に無償貸与してくれると聞いておりますが、これも、このとおりと理解してよろしいでしょうか、合わせてお聞かせください。この無償貸与される土地に公共福祉施設の建設を願うものであります。具体的には、だれがもが気軽に利用できるデイサービスセンターの建設でござ

います。在宅高齢者の生活指導、日常動作訓練、健康増進、病弱者、障害老人の交流、入浴、食事サービスのためのデイサービスセンターを厚生省が中学校区に1カ所整備するということがありますが、この土地の規模ではどうなのか。当市のデイサービスセンターの建設計画がどうなのかも合わせてお答えください。

以上、答弁によりまして再質問をすることの御承認をいただき、私の説明を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 社会教育課参事（吉祇利朗君） 社会教育課の吉祇でございます。私の方で管理公社を担当しておりまして、公共施設の管理が多うございますので、ただいまの御質問に代表してお答えさせていただきます。

管理公社で管理をさせていただいておりますのは、コミュニティセンター、コミュニティ体育館、光明池運動場、光明池緑地運動施設、光明池球技場、サンライフ和泉の6施設でございます。コミュニティセンターにつきましては、先ほどのお話にありましたように、休館日は年末年始の6日間のみとなっておりますが、他の施設につきましては、年末年始のほかに各水曜日を休館日といたしております。

御質問の年末年始以外の休館日を廃止できないか、とのことでございますが、コミュニティセンターにつきましては、既にその業務体系ができておりますが、他の施設につきましては、人員の配置等労働条件等の問題も生じてまいりますので、非常に難しい点があるものと思えます。したがって、現段階では、現状で今後とも日常利用者へのサービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 社会体育課長（山本 襄君） 続きまして、社会体育課の山本から体育館の管理運営につきましてお答え申し上げます。

体育館は、毎週水曜日が休館でございます。土曜日は午前9時から17時まで、日曜日も午前9時から17時までということで運営をしております。他の週日は、午前9時から午後9時までの12時間開館しております。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 社会教育部長（生田 稔君） ただいま私どもの管理公社の吉祇から総括的な御答弁を申し上げましたが、次の各種競技大会の運営と今後のあり方につきまして、社会教育の生田から御答弁を申し上げたいと存じます。

先生御指摘の11月4日に行われましたかつらぎ町と本市の友好マラソン大会についての参加人数等、いろいろ御指摘をいただいたわけでございます。まず、その前段で総括的に御報告と御礼を申し上げたいと存ずる次第でございます。まずもって、議長さんを初め議員先生方には一方ならぬ御協力、御支援を賜り、おかげをもちまして無事成功裏に終わることができましたことを心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

御指摘の目的でございますが、御承知のとおり、泉州と紀北を結ぶ和泉市とかつらぎ町との友好マラソン大会を通じて一層の友好を深め、合わせて参加されました選手の皆さんには、両市町の豊かな自然を満喫していただいたことと存じます。また、懸案の事項として先ほどの先生のお言葉にもございましたけれども、トンネルの早期完成の願いも新たにすることがあったと思います。

当日は晴天に恵まれ、いろいろな内容の中で計画どおり進めさせていただいたということで内容の説明は省略させていただきますが、参加人数につきましては、男子171名(181名?)、女子23名、計204名の申し込みがありました。当日の参加者は男子125名、女子22名、合計147名でございます。こういった参加者の中で全選手が事故なくゴールイン、午後12時過ぎには全日程を終え、無事閉幕することができました。

なお、さらにその後の御指摘でございます。今後、どうするのか、ということにつきましては、本年度の友好マラソンは、かつらぎ町とは常に友好的な交流を行っておりまして、さらに、その友好を深めるための手立てといたしまして実施したわけでございます。今後の問題としては、そういったメリットとこれからの幅広い文化とスポーツの振興を合わせまして来年度に向けて検討してまいりたい、かように存じておりますので、ひとつよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、国民体育大会の問題についてでございます。第52回国民体育大会が平成9年に大阪府において開催されるわけでございます。これが開催準備のため、平成元年5月に大阪府教育委員会から競技種目についての調査協議がございました。本市といたしましては1種目でも開催したいという方針のもと、各競技種目の開催条件に照らし検討してまいりましたが、公式試合ができる施設としては、残念ながら、今一步条件が整わないということで、大阪府と再度、そのことについて協議をしてまいったところでございます。その大阪府との協議の中では、民間活力の導入も了とするということで、市民の体育振興を図る意味からも、1種目でも何とか誘致したいという考え方に立ちまして、施設整備面も充実され、全国的にも屈指の杉谷馬事公苑が馬術競技の会場としてふさわしいところから、杉谷馬事公苑の社主に御協力をお願い申し上げましたところ、快く御同意をいただきました。

そうした中では、大阪府にいろいろと内容について杉谷馬事公苑のお話をもし、平成3年7月に文書をもって杉谷馬事公苑を推奨する、というまづもって内定の内定ということで連絡があったわけでございます。それを受けまして過日、10月8日付で大阪府教育長名をもちまして、第52回国民体育大会の開催申請に係る議会の議決を依頼する旨の文書が参りました。われわれといたしましても、先ほど申し上げました平成3年7月の文書をもちまして、馬事公苑を全体的に和泉市の国民体育大会の会場とすることについて、大阪府と馬事公苑の方へ参りまして決定したということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。そういった内容でございますので、残念ながら先ほど申し上げましたように、和泉市の施設が今一步整わない中、とりあえず民間活力の導入を利用させていただくということでございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 3点目の太之坊池埋立地についての住宅建設計画につきまして、都市整備の田中から御答弁申し上げます。

議員さんが御指摘のように、供給予定時期でございますが、第1期につきましては平成5年7月、第2期につきましては平成5年12月ということで公団より聞いております。建設予定時期につきましては、平成4年4月以降と聞いております。

それから、御指摘の1,000㎡の土地の問題につきましては、集会所とポンプ場を含め、全体の中でそれだけの面積を確保できているということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 太之坊池埋立地に関連したデイサービスセンター関係につきまして、福祉課金谷よりお答え申し上げます。

先生御指摘のように、老人のデイサービスセンターの設置につきましては、国のゴールドプランによりますれば平成11年度までに全国で1万カ所、おおよそ1中学校区に1カ所の整備を目標としております。本市内ではまだ1カ所もなく、早急に設置すべく鋭意検討しているところでございます。

そこで、お尋ねのデイサービスセンターをこの土地に建設できるかどうか、という点でございますが、今の都市整備からのお答えにありましたように、1,000㎡中何がしかを集会所とポンプ室に使うということでございます。その面積にもよりますが、大体、単独設置なら面積的に可能でございます。単独設置なら、と申し上げましたのは、デイサービスセンターという性格上、一般的には、特別養護老人ホームとか老人福祉施設その他関係施設に併設するわけでござ

ございまして、その併設によりまして社会福祉関係の資源の有効活用を図っていくことができる  
と考えられております。現時点では、本市といたしましても当面、老人ホーム等への併設に重  
点を置いてまいりたいと考えてございます。

と申しましても、本市におけるゴールドプランをにらんだ全市的なデイサービスセンターの  
配置構想なるものはまだ決まっておりません。来年度に策定を予定しております老人保健福祉  
計画の中で検討していく予定でございます。したがって、その検討に当たりまして、今回  
の先生の御提言も1つの考え方として受けとめさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

- 2番(須藤洋之進君) 答弁が随分抜けております。最初に、トリヴェール和泉の町開きが  
始まりますが、そこに文化スポーツ施設建設の計画があるのかないのか、ということを知って  
ますが、まず、その答弁を願います。
- 都市整備部次長(田中武郎君) 朝からの猪尾議員さんの御質問の公益施設の考え方につ  
いて御答弁申し上げました中で、一定、市の内部で煮詰めながら計画をし整備をさせていただ  
きたい。それを踏まえて公団とも意見交換をしていきたい、ということでございまして、現在も  
その考え方で進んでいるということで御理解を願いたいと思います。
- 2番(須藤洋之進君) 計画をしているということで期待をしております。計画する限りは、  
ゼロの計画ではないでしょうかね。
- 都市整備部次長(田中武郎君) どういう施設が必要か、現在ある施設の利用状況も踏まえ  
ながら、ということで御答弁申し上げました。今後とも精査していきたいと思いますので、御  
理解を願いたいと思います。
- 2番(須藤洋之進君) 理解はいたしました。  
次に、そのできた施設を直営にするのか、管理公社が管理をするのかということも聞きまし  
たが、その答弁がありませんでした。
- 社会体育課長(山本 襄君) 都市整備からお答えがありましたが、現在、私どもが考えて  
いる施設としては、陸上競技用の公認の400mトラックと総合体育館の建設でございます。
- 社会教育部長(生田 稔君) 先ほど、都市整備の次長もお答えを申し上げておりますが、  
完成後の施設管理につきましては、われわれ教育委員会の立場あるいは社会教育の立場として、  
これはこうするのだ、という明確な御答弁はできません。それが実現した中では、いわゆる総  
合施設であればどのようにしていくか、単独の施設であればどのように運営していくかと  
いう問題につきましては、その時直に応じて庁内で御相談を申し上げてまいりたいと存じてお  
ります。今、ここで管理公社か直営かという方針につきまして御答弁を申し上げるのは時期尚

早ではないかと存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 2番(須藤洋之進君) 施設の種類によって仕分けていくということで理解すればよろしいですね。
- 社会教育部長(生田 稔君) その種類によりまして、ということになりますと問題がございます。私ども教育委員会がこの施設の管理を担当してまいるということになりますと、当然、その中での運営方法を考えていかなければならない、かように存じております。
- 2番(須藤洋之進君) それでは、オールデイオープンのことについて管理公社の担当からお答えをいただきましたが、コミセンはやっているが、他の施設では、人員や労働条件等から非常に難しいという理由付けをされ、今後ともやることは毛頭考えていない、ということでした。日本の社会がさらに複雑多様化してまいり、その中で週休2日制が進むということは、必ずしも月曜日から金曜日まで働いて土曜日、日曜日を休むということではない。そういう考え方は頭から外してもらわんといかん。例えば企業にしても土曜、日曜の安い電気を使って経営の効率を上げようとする。そのために土曜、日曜は働き、代わりに火曜とか水曜に休みを振り替える。それをやってみたら労使双方がうまくいく。遊びに行くにしても、ゴルフ場は安いしエントリーもしやすい。したがって、水曜日や木曜日に休んでいる人もたくさんおります。コミセンのように年柄年中開けたいと考えていただくのでしたら、労働条件等と言われましたが、コミュニティ体育館は6名いらっしゃいますが、コミセンは何人ですか。
- 社会教育課参事(吉祇利朗君) 5名おります。
- 2番(須藤洋之進君) 40時間を若干切ってローテーションを組んでありますわな。コミュニティ体育館の6名はどんな仕事をしていますか。
- 社会教育課参事(吉祇利朗君) 体育館独自のスポーツ教室を行っております。後は、市民皆さんへの貸し館業務をやっております。
- 2番(須藤洋之進君) 6名の業務はそういうことでしょうか。プロパーに入ってもらったということもいつか聞きましたが、蒸し返すようですが、プロパーでやっていますか、やってないでしょうか。貸し館業務だけでしょうか。6名と5名でっせ。やってやれんことはないですよ。
- 社会教育部長(生田 稔君) シビアな先生の御指摘でございます。確かにそういう職員の体制は組んでおりますが、管理公社全体としての問題もございます。したがって、短兵急に「わかりました」ということでなく、今後の検討課題にさせていただきたいと存じます。昨今、文化スポーツ施設にしても、どこでも、だれでも、いつでも利用できるようにしていかなければなりません。今の生涯学習という観点から見ましても、それが社会全体の風潮になってまいっております。そういった側面も照らし合わせまして、ひとつ今後の課題という形の中で

検討させていただきたい、かように存じますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○ 2番(須藤洋之進君) そういうことで可能なことは可能なんです。現在以上のことは、頭から労働強化になるからできないということですのですぐに結論を出すべきではないと思います。同じ管理会社の中でも対比しながら、やれるものはやっていくのが筋ではないかと思います。できるだけ早く実現に向けてお願いをしておきます。この問題は終わります。

2番目のマラソンですが、再度、お尋ねをいたしますが、今年1回限りですか。

○ 社会教育部長(生田 稔君) 先ほども御答弁をさせていただきましたとおり、今年の大会は非常に大きな成果があり所期の目的を達成したということで、実施をしてよかったということがございます。来年に向けての方向付けといたしましては、文化スポーツ振興のためにもかつらぎ町との交流を促進していきたいという趣旨の中で、そういった問題も含めて検討してまいりたいと存じております。

○ 2番(須藤洋之進君) 検討してまいる、というのは、マラソンを続けるのか、あるいは違った形のものでかつらぎ町との友好親善を深めていくのか、そこら辺はお任せしておきますが、3年度予算に保健体育総務費が800万円強生まれ、2年度は300万円弱。その差の500万円は、このかつらぎ町との友好マラソンの予算と大体合います。それはよろしいのですが、こういった予算編成を来年度もされるかどうか。もうぼつぼつ予算編成の時期でしょう。

○ 社会教育部長(生田 稔君) 今、予算編成にかかっているところでございます。そういった問題も含め大会の経過あるいはいろんな問題等も合わせて、かつらぎ町との交流という大きなスケールの中で今後、予算編成に向けてどうすればいいか、また、メリット等も絡み合わせて予算編成をさせていただきたいと存じます。

○ 2番(須藤洋之進君) 今年のマラソンは記念行事と理解しておきます。そうでないと、他の大会の予算が余りにも貧弱すぎますからね。参加する人が気の毒ですわ。数字はつかんでいるのでよろしいですが、参加人員で割ると余りにも少ない。先般、大谷議員もお話しされていたと思いますが、市民マラソンは500円か1,000円か知りませんが、参加費を取ってますね。今回は、一応、記念行事やからということで取らなかった、こう理解していいですね。せっかく男125名、女22名、合計147名が参加、友好マラソンを走ってきた。市内の人は30%ぐらいと聞いてます。

せっかく500万円使っているんな横断幕とかユニホームの投資をされています。それらが1年でぼしゃってしまったら、これから毎年、友好マラソンや、500万円要るんや、となります。ユニホームやジャンパーにも全部で200万円ぐらい使ったと聞いてますが、皆さんはまだ家に

持ってはりますよ。ところが、かつらぎ町との親善友好を深めるということで文化的なことも含めて別の行事をやられたら、そんなもんはパーになりますわ。3年ぐらいたって、あのマラソンは面白かった、もう1回やろうか、としても「ユニホームを持っているか」となってももうおまへんわな。そういうことのないよう、市長は行政改革、経費節減ということを常に言われておりますので、これも1つの経費節減につながるのではないかと。来年もやったらこのユニホームやジャンパー代が要りまへんわな。そういうことも考えてもらうようお願いをしておきます。

国体については、このチャンスを最大限に活用していただきたい。和泉市民が、「おらの町で国体が開かれるんや」ということで1つの誇りになりますからね。うまく運営をしていただきたい。この件で一言だけ言うておきます。僕は少し調べてみたんですが、去年は福岡大会でしたが、古賀町というところが馬術を受け持ちましたが、3年前から190人ぐらいのプロジェクトチームを組んで準備にかかっています。3年前と言うたら平成6年です。すぐです。もちろん、古賀町の資料は持っておられるとは思いますが、特に参考にさせていただきたい。8月30日付の毎日新聞で和泉市が決まっています。

また、ちょっと聞いてみたんですが、近隣の泉大津や堺など競技を引き受ける市では、今年の石川県の大会に何人かがチームを組んで行ってます。特に堺市なんかでは、3つも4つも競技をやる会場がありますから、関係の職員がバスを仕立てて視察に行ってます。和泉市は行きましたか。全然行ってない。おくれてますな、と言うたら、来年は何とか行こうと思ってます、と言われてます。そういうことでスタートからおくれています。この辺も挽回するようよろしくお願いしておきます。

また、何とか鶴山台に福祉施設をお願いしておきます。

以上で終わります。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、17番・上田育子君。

（17番・上田育子君登壇）

○ 17番（上田育子君） 17番・上田育子です。通告順に従って、発言させていただきます。

まず、第1番目は、子供たちの人権を守っていく立場の教育問題についてですが、1つは、男女平等教育をどのように推し進めていただくのか。もう1つは、障害者の完全参加と平等の教育をどのように推し進めていただくのか、という立場での質問です。

まず、男女平等教育に関しまして、前回、和泉市の社会教育の方で女性問題につきましてアンケートを実施していただきましたけれども、その中で出席簿の男女混合問題について、とい

とうことでもいろいろアンケートを取っていただいております。昨日からも女性の地位向上というところでいろいろな話があったんですが、私たちが職場の中で女性の地位向上について、いろいろな働く女性の仲間の中でアンケートを取っておりますが、その中でいろんな格差があるということが実情です。例えば賃金とか昇任、昇格について差別を感じていますか、といったことについて、80%の人が感じている、と言っています。

家庭責任とかでも、女性差別撤廃条約が締結されて以降、いろんな均等法が実施されておりますが、男は仕事、女は家庭という役割分担を固定してしまうことに対してたくさんの女性たちの反対意見があるのですが、残念ながら、組合役員になりますとか、いろんな集会和とか学習会に行きますか、といったところでは、もう一歩、女の人は常にちょっとお父ちゃんに怒られるとか、男の人に行ってもらってくれへん、とか後おじをする気風がまだまだ残っているんです。これは今までずっとつくられてきたもので、男は先、女は後になるということで、その1つの典型として出席簿の問題とか、朝礼で並ぶときの順番の問題とかにも、随分子供のころから植え付けられてきたものがあってはないかと思っています。

そういう問題も含めて男女平等教育をやっていくということで、堺市では小学校、中学校で全市的に既に実施されています。これは府下にも広まっていく方向でして、豊中市でも男女混合出席簿について検討委員会がつくられようとしています。そのことについて和泉市のお考えを第1点目にお伺いをしたいと思います。

2点目は、先ほどの障害者の完全参加と平等の問題ですが、今年度、子供たちの義務教育課程の指導要録に関しまして、改定の方で意見打診が府教委から出されています。12月11日に現場の教職員にこの改定の内容が初めて知らされたわけです。そこで、従来、障害者は原学級と養護学級を持っているわけですが、その中で原学級を中心にして指導要録では先生の印鑑を押ししていたのが、どうしても原学級と養護学級の2人の先生の署名がなければならない、ということが新しく義務付けられるという新しい改定案がこの11日の説明会で出されたと聞いております。

それについての意見を1月8日までに取りまとめるように、と先生方には通達がされているようです。しかし、この年末の学期末で忙しく、懇談会も一杯やらなあかん。そして、1月8日は始業式という中では、本当に真剣に現場の先生方の意見を受けとめていく方向になっているのかどうか疑問なんです。この点について、和泉市としては従来どおりのやり方でいくのか、それとも、障害者の完全参加と平等ということについて、将来、この指導要録でもしものことがあった場合、就職とか結婚の差別につながるかもしれない。そのとき、養護学級の先生の名前も書いたやつを保管しておこうという方向について、和泉市としてはどのように考えておら

れるかということが2点目です。

次に、開発問題について質問をさせていただきます。池田市長はずっと緑と調和の取れた開発、緑豊かな人間らしい町づくりの方向性をはっきり打ち出されております。最近、光明台二丁目の東側、堺市側の「グリーンビレッジ美木多」という開発に伴い、その境界にある半分が堺市、半分が和泉市の所有になる「伏見谷」という沢の埋め立てが行われるということについて、これも10月26日に初めて地元住民に知らされました。聞くところによると、地元二丁目の住民の85%ぐらいの方々は、これに対して大きな危険を感じておられます。

何とか今まで自然が大切に保存されて、近くに野鳥公園がありますが、小鳥たちはその公園に行かず、その沢に来ているということとして、自然の沢を何とか埋めないで残していただけないものか。それから、その沢が半分埋め立てられたとしても向う側の自然もすべて破壊されてしまうので、その崖についても何とか自然のままに置いていただけないか。それから、団地の中に進入道路が入ってくることも初めて知らされました。これについても団地内に大きな道路が入り込んでくれば新しい公害が発生し、景観を損なうので、何とかそれも防いでいただけないか、という地元の声が市の方にも届いていると思います。そのことについてどのように考えてくださっているのか、御意見をお聞かせ願いたいと思います。

もう1つは、いろんな開発が行われておりますが、緑の問題、福祉の問題に対応した人間らしい調和の取れた町づくりを進めていくため、縦割りではなく、横から見た町づくりの進め方が大阪府とか各市において一生懸命に検討されていると思います。その1つとして、東大阪市におきましては、福祉の町づくりのための環境整備要綱というのをつくっておりますし、大阪府においてもそのような要綱の準備が行われていると思います。

例えば東大阪市の内容を見ますと、都市は、そこに住んで働いている市民のためにある。町づくりも市民を主体にしながら考えられてきた。だけど、健常者を中心にし、障害者にとって本当に生活がしやすい町づくりを考えてきたか、ということのを反省しなければならない。そのため福祉の町づくりのための環境整備要綱を策定、道路計画とか、付随する施設の問題、鉄道の駅舎、公園、500m以上の店舗その他劇場とか老人ホームなど様々なものに対し、障害者、お年寄り、子供たち、妊婦たちがそこで行動し、参加できる場所の基準をつくる。しかも、それを改定する場合には事前協議を市に行うことを義務付けております。このようなものを1つずつつくるときに話し合いをするよりも、統一した物差しをぜひつくり上げていただきたいと思います。このことについてどのように考えていらっしゃるのか、ということが2点目です。

3点目は、労働者の実態についてです。私どもは長年、この地域の中小零細な地場産業で働

く組織された人たちあるいはまだ組織されていない人たちの労働相談を行ってきておりますが、残念ながら、私たちの努力、行政の努力にもかかわらず、まだまだ労働基準法違反の事例とか、退職金制度についても、20数年間働いてきた会社が倒産、突然放り出されても退職金が1銭ももらわれへんかったという残念な話が多々あります。先般も商工の方でパート指針というものを経営者に徹底させていただくということで随分お骨折りいただいたことについては感謝をするところではありますが、パート労働者だけでなく正社員も含めまして、この地場産業で働く人たちの労働条件の実態がどうなっているのか。週休2日制というのは本当に好ましいことですが、労働時間の短縮がどのように実施されているのか。休日を増やされることによって1日の労働時間が拡大、1日に10時間も11時間も働いている事例がどのぐらいの比率なのか。そこでは、労働者の健康がどのように守られているか。そのことについての実態をぜひ教えていただきたいというのが1つ目です。

それから、働く女性政策の問題です。均等法が実施されて数年になりますが、和泉市の働く女性の待遇改善はなかなかされておられません。この均等法施行以降どのように経過され、そして、現在、どこまで働く婦人の条件が改善されたかという経過と現状について。さらに、育児休業法が施行されていきますが、既に行われている職場、まだ行われていないところも含め、どのような実態になっているのかもぜひお聞かせ願いたいと思います。

それから、女性の権利意識の向上ということで女性フォーラムとか女性学級などをやっただいてますが、残念ながら、専業主婦を対象にした時間帯です。働く女性の地位や条件の向上という内容からして、そういう方々を対象にしているのでは不十分ではないかという感想も持っております。女性の啓発に努力していただいた点については敬意を表するわけですが、働く女性も参加できるような、働く女性の職場と家庭、地域での女性の地位の向上等も含めた教育研修の場あるいは再就職に関する職業訓練などの場を与えていただきたいと思いますが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。労働問題の最後ですが、今言ったようなことに関しまして、本来、労働者で組織された労働組合が自力でもっともって啓発等をやっっていかなければならないわけですが、残念ながら、和泉市の中で労働組合を育成する政策というのは、メーデーで30万円を支出していただくところ以外では余り知らないわけです。泉大津などでは、勤労者の福祉対策援助金ということで百数十万円を支出していただいております。勤労者の福祉に対して援助していただいていると聞いております。そういう労働組合の育成、労働者福祉については、今後、どのように援助していただけるのかということです。

以上で質問を終わります。答弁によりまして自席から再質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 指導課長（西川義憲君） 出席簿の記載と指導要録の点につきまして、指導課西川よりお答え申し上げます。

まず、出席簿の記載についてでございますが、基本的な人権を尊重する児童生徒の育成は学校教育の大きな目標でございます。男女平等の理念に基づいた教育内容の充実に取り組んできたところでございます。しかしながら、本市小中学校の出席簿の記載方法は、男女別1冊の方法をとっているのが現状でございます。これは身体測定や校医の検診が男女別に行われ、あるいは教科によりましては男女別に授業が実施されていたり、あるいは各種統計報告等の中では男女別の集計の部分があったりしてこういう方法をとっているものでありまして、決して男子優先の考えに立っているものではございません。教育の内容につきましては、21世紀を控えてより積極的な男女平等教育の推進に努力したしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

第2点目の指導要録についてでございますが、府の教育委員会が市教委へいたしてきております指導では、先生が御指摘のとおり、通常の学級担任の氏名と養護学級担任の氏名を併記するという指導がなされてきております。本市といたしましては、現在、学校現場から意見を聞くための検討委員会を設けまして、全項目にわたって検討中でございます。市教委の案についても、これと並行させながら考えていく予定をいたしております。

なお、検討期間等の御質問がございましたが、この点につきましても、府の教育委員会がこの検討に入ったのがこの春でございます。その後、検討協議が重ねられる中、本市の方へ指示が下りてきたのが12月5日の時点でございます。そうした日程の関係と実施時期との関係の中で、やむなく後の研究討議の期間の設定を可能な範囲で考えさせていただいたようなことでございます。特に1月8日に第2回目を予定しておりますが、9日から20日過ぎまでは、中学校では進路指導との関連で先生方が出られないという状況がございまして、やむなくこのような日程で検討している状況でございます。よろしく願いをいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 都市整備課参事（上出 卓君） 2番目の開発問題につきまして、都市整備課上出から御答弁を申し上げます。

御質問の美木多上地区の住宅開発につきましては、堺市の開発でございますが、この開発地が光明台の伏見谷緑地に接しておりますことから、開発者としては土地利用上、伏見谷緑地の一部を埋め立てたいと考え、同緑地の管理者である和泉市、具体的には公園課でございますが、そこに対しまして同意を求めてきているものでございます。そこで本市といたしましては、緑

地埋め立て工事に際しては、当然、近隣住民の意向も尊重の上判断すべき問題であると考えておりますことから、開発者に対しまして、光明台地区の皆さんの十分な御了解を得るよう指示をしているものでございます。

ただ、基本的には今申し上げましたように、この開発は堺市区域の開発でございまして、堺市と大阪府の間で開発手続が進行しているものでございます。ただし、先生が御指摘のように、周辺の皆様方がいろいろと御心配をいただいておりますことから、和泉市といたしましても大阪府ないし堺市に対し、谷の埋め立ての問題その他いろんなことについて要望をしていきたい。具体的には、道路については場合によってはお断りしていきたい、そういうことも含めて検討の上要望していきたいと考えております。

2点目の福祉の町づくり環境整備要綱についてでございますが、本市の町づくりに関連いたします条例といたしましては、環境保全条例と宅地開発指導要綱がございまして、先生が御指摘の福祉の町づくりを内容としたものは含まれてございません。私どもで調べましたところ、大阪府下におきましては、堺市、豊中市など12市で福祉の町づくり要綱を制定、運用しております。

また、大阪府におきましても、昭和57年に福祉の町づくり整備指針を策定し、安全な町づくりの推進を図ってきたところでございますが、十分に整備が進んでいないところから、近くわが国で初めての福祉の町づくり条例とそれに連動した大阪府建築基準法施行条例の改正を府議会に上程し、総合的な指導を行うことと聞いております。この条例が制定されますと、公共的な建物や多人数が集まる大規模な建物につきましては、身体障害者の方々のためのトイレの設置などが義務付けられることとなります。これは大阪府下全域が対象となりますので、当然、和泉市においてもこの規定が適用されることとなります。本市といたしましては福祉の町づくり対策として、これら大阪府の条例制定の状況について当面の間、その動向を見守っていきたいと考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 商工課参事（山本茂樹君） 3の労働者の実態につきまして、商工課山本よりお答えを申し上げます。

まず、退職金制度等の実態でございますが、今日の中小零細企業にとりまして厳しい経済環境の中でより活路を求めていくためには、優秀な人材確保とその定着が必要な課題であります。本市におきましては、市内の事業所の多くが中小零細企業で、特に小規模零細企業に働く従業員の身分保障が不安定な実情でございます。

特に退職金制度化の問題でございますが、本市の事業所総数は、昭和61年の事業所統計調査

によりますと6,147事業所ございます。このうち退職金制度のある法的機関関係が151、また、従業員20人以上で退職金制度化がされていると思われる事業所は275並びにこのほか中小企業退職金共済制度に加入している事業所が202、また、商工会特定退職金共済制度に加入している事業所は161となっております。したがって、さきに申し上げましたように、何らかの形で退職金制度が整備されている事業所は合計で789と考えられます。この結果、単純に総事業所数から差し引きをいたしますと、退職金制度が未整備と思われる事業所数は5,358と考えるところでございます。

今後の対策といたしましては、労働者福祉の向上の上からも、何を申し上げましても経営者に条件整備を願うことが原則であると考えております。したがって、経営者の意識の高揚を願うため、市広報を初め商工会報等を通じましてより一層の啓蒙を進めてまいりたいと存じます。

次に、男女雇用機会均等法に関してでございます。1979年、国連におきまして女子差別撤廃条約が出されました。この条約を批准するための国内法制度の整備の一環として、日本におきましても昭和60年6月、雇用分野における男女の機会の均等化及び待遇の確保、女性労働者福祉の増進に関する法律、いわゆる男女雇用機会均等法が成立、昭和61年4月から施行されたものでございます。この法律は、働く女性が母性を尊重されつつ、しかも、性別により差別されることなくその能力を有効に発揮し、充実した職業生活を営めるとともに、家庭生活との調和を図ることを目的といたしております。

和泉市における実態等につきましては、現在のところ、まだ十分に把握ができておりませんが、ちなみに先日、女性労働問題研究会というところが全国レベルで調査した内容によりますと、サービス業、小売業などでは一定の職域拡大が見られるものの、賃金面での進展が全体としてわずかであるなど、部分的に一定の前進はしておりますが、企業間における改善はまだまだ模様である、との報告が出されております。和泉市におきまして国、府の補完的な役割を果たす立場といたしましても、関係機関と協議を行い積極的にPR等に努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、勤労者福祉事業の援助金等についてでございますが、労働者の福利厚生予算につきましては、先生も既に御承知のことと存じますが、大阪府下で唯一の中高齢福祉センター、いわゆるサンライフ和泉におきまして、中高年齢労働者等の雇用促進と労働者福祉の向上を図るため、心身の健康保持、体力の増強、教養文化等の活動を積極的に推進しているところでございます。平成3年度では、このサンライフに対しまして施設運営管理委託料として1,854万円の前算措置をしてございます。利用状況につきましては、生涯学習あるいは自己研鑽を求め

る最近の世相を反映し、平成2年度は4万5,468人となっております、どの講座も好評を博しているところでございます。

その他教育委員会の管轄では、本市で働く青少年の皆さんが、音楽、スポーツ等のレクリエーションやお茶、料理等の教養講座を通じ健康的で楽しい余暇を過ごしていただくための労働者福祉施設である勤労青少年ホームの運営に対して予算措置をしているところでございます。助成金といたしましては、市内の企業に新規学卒で就職された方々を激励する意味をもちまして、和泉市新規学卒就職者激励大会実行委員会に対しまして18万円を支出しております。補助金といたしましては、労働団体に対するメーデー祭典への対策といたしまして30万円を支出しております。内容は、和泉地区労働組合協議会へ15万円、和泉市民共闘会議へ15万円でございます。ただいまのところ、本市では、個々の労働組合に対しまして福利厚生に関する助成はいたしてございません。今後は、労働者福祉のためのこれらの施設をより充実することによりまして福利厚生にお役立ていただき、なお一層御活用願えるように努めてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 続きまして、働く女性の研修の機会を、という御質問につきまして、社会教育田丸よりお答えを申し上げます。

近年、女性の就労者は年々、増え続けております。女性が家庭と職業を両立させていくためには精神的、肉体的にも相当な努力を要し、かつ時間的な制約を受ける中において、働く女性のための研修は、各企業や職場においてその機会を設け、学習の場をつくってくださることが一番望ましいことであると考えます。しかし、時間外の講座や教室の実施につきまして可能かどうか、今後、開催につきまして検討してまいりたいと思います。また、実施研修といたしまして、女性問題の啓発冊子や育児休業法の改正、男女雇用機会均等法など女性に関する法律や制度のパンフレット等を作成、研修資料として利用していただけるよう考えてまいりたいと思いますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○ 17番（上田育子君） 再質問をさせていただきます。

男女混合出席簿につきましては、「女と男の現在と未来」という女性問題に関する市民アンケート調査報告書というのが大阪府の婦人政策課の方から出していただいております。このパンフレットの75ページに「男女混合出席簿は今年の大きな話題の1つである」ということが、「婦人おおさか」 NO. 39(大阪府婦人政策課 1990年6月発行)で紹介されております。「男女混合出席簿～さようならボーイファースト～」では、今まで知らず知らずのうちに男子の優位性を押し付けられてきたのではないかということ、また、堺市で実施されたこと。さら

に、1985年、「国連婦人の10年」にナイロビ世界会議のNGO（非政府組織）フォーラムに出席した「行動する女たちの会」の女性教師が各国からの参加者にアンケート調査をしたところ、17か国中インドだけが男が先、女が後で、その他の国は男女混合アルファベットの順であったと言われております。こういう冊子やアンケートなどをせうかく大阪府の女性政策課がつくっていただいておりますので、教育委員会としても現場交流をされ、先生方とも協議をされた上で前向きに検討していただきたいと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

- 指導課長（西川義憲君） 御質問のありました件につきましては非常に不勉強で申しわけございません。先ほど、御紹介されましたフォーラムとか冊子につきまして一度見せていただき、勉強させていただきたいと考えております。

先ほどの話の中では、特に内容面におきまして、例えば保健科における男女の協力、家庭科におけるこれからの家庭生活、社会科においては基本的人権の尊重、男女雇用機会均等法の理念、さらに、実践現場における児童会、生徒会等の学校行事において男女平等教育推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いをいたします。

- 17番（上田育子君） ぜひとも今後、今言いましたように女性政策に関しましては、所管している府の婦人政策課ともお互いの対話の中で、そして、教育現場において子供たちの人権を考える立場からの前向きの検討を強く要望させていただきます。

それから、指導要録の問題ですが、先ほど、検討委員会と言われましたが、どういう構成になっているのかを教えてください。

- 指導課長（西川義憲君） 構成につきましては、各小中学校の代表として1名の教員が出ております。平素から指導要録関係を担当し、学校の中で取りまとめをしてくれている業務担当教員でございます。それから、小中学校の校長先生方の御代表の方各1名、教育委員会から担当の指導主事を含め6名という構成で実施しております。

- 17番（上田育子君） この子供たちの差別と人権問題につきましては、市同和教育研究協議会で各学校からの推進委員の先生方全員が集まった場があると思います。そこで十分に審議をしていただき、検討された結果を市として十分に尊重していただきたい。現場の意見が一番摂取しやすいと先生方も言うておられますので、それを汲み取った方向で市としてもぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

次に、開発問題でございますが、場合によっては、道路についてはお断りしたい、ということがございました。その場合によって、というのは、どういう場合なのか。今回のケースについて具体的に言っているのか、教えていただきたいと思っております。

それから、この沢というか、谷というか、この問題については、和泉市としては地元住民が

反対だから埋め立てない、反対していないから埋め立てる、ということではなく、総合的な整備計画あるいは自然保護計画との調和の中でどうするか、その中で当然、地元住民の意見もどのように反映していくかということか大切なことだと思います。例えばこの沢にあるほかでは見られない雑木とか野鳥が保存され、集まってきている数少ない沢だということを自然保護活動をしている方から聞いております。

また、聞くところによると、泉大津市のあるガソリンスタンドのおじさんが、野鳥が集まっているところを残してほしい、という長い手紙を市長に出し、市長もついにそれを受けとめられ自然公園として残されたということです。もちろん、自然保護団体の方々の働きかけもあったんですが、その方の喜びの声を聞いたことがあります。

そういう総合的な開発施策の中においてどんどん住宅開発が進んでいくとき、「ちょっとそこは残した方がええんと違うやか」という開発とは逆の声、逆の思いというものも大事かと思っております。この沢に関しまして、和泉市としてどのように考えてくださっているかということをもう一度お尋ねしたいと思います。

○ 都市整備課参事（上出 卓君） 道路の件でちょっと言葉足らずのところがありまして、申しわけございません。われわれが受け取っている話そのものは、堺市から和泉市に対して、というルールで受け取っているわけでございます。そのほかにも住民さんに対して、いろいろ開発業者の方々とか別の情報も入っているように聞いております。若干、情報が交錯しているようにところもございまして。私どもが受けている話では、堺市としては、できるならば避難用の通路を和泉市側につくらせていただけないだろうか、というところが実際の話でございます。避難用通路と道路とはどう違うのか、というところが難しい話になりますが、基本的には、生活道路の中に堺市さんの開発する幅10m以上の道路が直接つながってくるということではお断りすべきだろうということか1つ。もう1つは、緑地の中に道路が通るとなると、緑地と道路は全く性格が違いますので、何も堺市さんの開発に対して緑地を道路に変えてまで御協力をすることはなからうと思っております。

ただ、逆に申し上げますと、緑地を避けて道の中を通り光明台につないでいきたい、ということで、いわゆる道路対道路ということで御協議があった場合、一般的に道路はつないでいけという指導でございますので、一概にお断りできない場合もあるであろうということです。今のところ、そういう飛躍した話は受けてございません。あくまでも緑地の中で、ということが基本的な話として進んでおります。今、申し上げましたように、緑地を道路に変えることについては、もうひとつですな、というお答えを堺市に対してさせていただいているということでございます。

それと、沢の問題ですが、和泉市側の崖面は和泉市の所有する緑地でございますが、堺市側の谷の面は堺市の所有でなく、民地でございます。具体的に申し上げますと、堺市の区域については、向こうさんが許可されようが、申請されようが、和泉市としては見ておるしかないということになってしまうわけです。そんなことでは面白くないのですが、たまたま緑地という格好、それから、沢という格好の中での一体的な中を境界線が走っておるという自然が豊かな細長い谷でございます。その意味では、堺市、和泉市ともども保存すべきであろうという意見が両市の間で整えば、ぜひそういう方向に向かわなければならないと思いますが、まだそこまでの大きな話には堺市さんともなっておりません。堺市さんとしても、基本的にこの開発は受けていこうという方向だけを出されたわけですし、具体的な整備の方向については今後、話をしていくわけですので、まだこれからの問題とさせていただきますと思います。

もう一つは、自然と開発という問題では、自然がいいのか開発がいいのか、という非常に大きな問題になりますので、できれば別の機会にお願いさせていただかないと沢の問題はなかなか動かないと思います。御容赦いただきたいと思います。

- 17番（上田育子君） この沢が和泉市と堺の民地の方の共有物であり、その真ん中を境界線が走っていると聞いてるんです。もし、この沢を保存するとしたら、随分御尽力をいただかなければならないと思います。この光明台自体が大変な自然を破壊した上で宅地化され、今の幸せな家庭が1軒ずつできてきたという点では、何もかも住民エゴが通るものとは思いません。しかし、堺市の開発の主体性は十分に理解はできますが、野鳥公園には野鳥がいかず、この沢に集まってきているような数少ない自然の豊かな沢です。

沢を埋め立てて緑にしたら緑地が残るだろう、という説もあるかと思いますが、何十年、何百年という長い年月をかけてでき上がった自然や生態系はそれほど簡単なものではありません。その中でしか住めない小鳥や花が随分あります。そこで心を慰めることができて、花や緑を埋め立てた後を見て心を慰めるのとは根本的に違うということを御理解いただきたいと思います。もし、この沢の周辺を公園として残すのなら、自然を保ったままの公園とした方が付加価値として高いものがあるのではないかと思います。

その意味では要望ですが、堺市との話し合いとかも含めまして、何とかこの沢を自然と調和の取れた開発の施策の1つとして御尽力をいただき、100%住民のエゴというのではなく、自然と調和の取れた開発を進めていただくことをお願いできないかということで要望しておきます。

2つ目の環境整備要綱の件ですが、条例ができたなら、ということですが、昨日もお話ございましたが、現在は、平成7年、1995年にあらゆる計画が実を結んでいくという途上の大事な

時期です。条例ができた段階における橋とか駅とか商店をすぐにつくり替えることはできないと思います。そこで1日も早く福祉都市整備要綱をつくって先取りをしていただき、その基準で建設をしていただくことを強くお願いをしておきます。

3つ目の労働者の実態についてですが、いろいろ研究会の調査によれば、と言われていますが、和泉市独自の地場産業で働く人たちの職場の実態、そして、和泉市の法的な機関で働く人たちの格差が今、どれだけ開いているか、どういうところに力を入れていただかなければならないか、ということがひと目でわかるような地場産業で働く条件の実態調査を早期に実施していただくことをお願いしたいと思います。

それと、勤労者福祉の援助金につきましては、全国的に労働者の組織率が26%とどんどん低くなっておりまして、特に泉州では11%しかないと言われております。地場産業で働く労働者を守る1つの手段としての組織率が悪化、それに伴って労働条件も目に見えて悪くなっております。先ほども申し上げましたが、週休2日制は、普通の人たちにとっては大変いい条件かもしれませんが、地場産業で日当で働く人たちにとっては、休みが増えればそれだけ収入が減ってしまいます。あるいは週休2日制が義務付けられると、休みが増えた分の労働時間が普通の日に付け加えられていきます。それが2割5分の残業手当が付かない労働を強いれて収入源に繋がっていくような有様になっているんです。

そういう実情は、皆様方の日常生活の中ではなかなか理解していただけないと思いますけれども、そういう人たちの労働条件を引き上げていくためには労使の話し合いしかないわけです。残業を拒否するにしても、三六協定ということで職場の過半数の意見を代表するまとまり方をした働く人たちの集団が必要なわけです。そこでは、やはり団結権をどう育成していただけるのか、市の顔がどれだけ労働者の方に向いてくれているかということが随分大事なことになるかと思えます。メーデーについてわずかの援助金をいただいておりますが、今後、働く人たちの待遇改善に努力している労働組合等に対しまして、もう少し温かい援助の手をお願いしたいと思います。

また、働く女性の研修の場についても検討したい、というお話がございました。前回、和泉市の女性プランをつくっていく、という方向性の御答弁もございました。働く女性プランの中に今、2人に1人の和泉市の女性たちが働いているということを念頭に置いていただき、働く女性と専業主婦がともに男女平等社会を築いていけるようなプランをぜひ一緒に考えていただきたいことをお願いして、私の質問を終わっておきたいと思えます。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、21番・勝部津喜枝君。

(21番・勝部津喜枝君登壇)

○ 21番(勝部津喜枝君) 21番・勝部津喜枝でございます。一般質問を行います。

国連婦人の10年のキャンペーンが世界的規模で展開され、平等、開発、平和の3目標は、多くの女性の共通認識となってきました。ナイロビ以降、マスコミや教育の場で女性の社会参加の重要性が強調されてきております。私は、女性の社会参加の前提として、何よりも一般施策の中で大きく福祉や教育、文化を花開かせる、その上の土壌の中で女性独自の施策が展開されてくると考えております。貧弱な土壌の上では女性問題の解決はあり得ません。また、平和の課題が国際化の中に埋没させられ、表面的な国際親善などに終わるのではなく、核兵器廃絶こそ人類最大の緊急課題であり、民主主義を発展させる課題と合わせて追求されなければ、真の平等、開発、平和は望めないと考えております。

以上、基本的立場を申し述べ、具体的な質問に入ります。

1番目に、平成元年4月、本市におきまして社会教育課に女性問題担当の窓口が設けられました。当時から現在まで担当された職員は何名で、これまでどのような取り組みがなされたのか。また、この取り組みは、どのような視点で行われてきたのか、お尋ねをいたします。

2番目に、女性問題に関する市民アンケート調査が報告され、まとめられております。この調査は、他市に比べてどのような特徴を持っておられたのでしょうか。また今後、どのように生かしていけるのか、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

3番目に、現在、市の付属機関、行政委員会への女性委員の数、全役職者の中での女性役職員の数をお知らせください。

4番目に、女性職員の研修はどんな形で行われているのでしょうか。

以上です。

次に、福祉の充実についてお尋ねをいたします。5期目を迎えた池田市長が基本姿勢と政策の第1に福祉の充実を掲げられております。福祉に対する市民の要求は切実であり、強いものであることが反映されているのではないかと思います。同時に、本市の福祉施策や施設、庁内機構などが非常にお粗末、不十分であることの反映でもないかと思います。

そうした点を踏まえ、今後、市民要求にこたえられる福祉充実に努力されるよう市長に強く要望するものでございます。

次に、具体的な質問に入ります。

第1に、在宅福祉の3本柱であるホームヘルパー、デイサービス、ショートステイの職員数、勤務形態、利用状況などを御報告ください。

第2に、高齢者サービスチームについて、目的、位置付け、実際の状況を御報告ください。

第3番目に、障害児保育の公立、民間保育での措置状況、福祉会館で行われております幼児教室についての概要と措置状況を御報告ください。

4番目に、福祉計画策定のためのアンケートが12月15日で締め切られていると思います。回収状況がわかれば御報告いただきたいと思います。

以上、質問の趣旨を説明いたしました。自席での再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、理事者の答弁は休憩後に行うことといたしまして、ここで、暫時休憩をいたします。

（午後3時00分休憩）

（午後3時20分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

勝部議員の質問に対する答弁を願います。

- 社会教育課参事（樋渡和子君） 女性の社会参加と市行政への登用を促進するためについて、社会教育課の樋渡よりお答えいたします。

まず、第1点目ですが、婦人対策係ができてからの職員体制についてですが、平成元年度が1人、平成2年度、3年度が2人でございます。

第2点目として、どういう仕事とどういう観点で取り組んでいるのか、というしつもんがございますが、仕事の内容としては、婦人政策の調査研究、企画、婦人問題の啓発、婦人団体の指導育成等でございます。すべてのことにおいて、女性の自立と地位向上を最大の観点としております。

第3点目ですが、アンケート調査の特徴と今後の活用について、という質問でございます。今回の市民アンケート調査は初めてのことであり、調査はもちろん、啓発を大きな目標として問題作成をしております。その結果、女性問題という珍しさや話題性のある志向のせい、高い回収率をもらっております。特徴といたしましては先ほど言いましたように、平均で75%の回答率、60歳以下の女性では95%と高くなっております。

2点目としては、意見や感想、市に対する希望等が約20%の人が記入されております。

3つ目としては、各年代ごとの男性、女性の考え方が非常にはっきり出ております。

4つ目としては、多方面にわたる項目の中で自分のしたいこと、趣味、老後のライフスタイルと将来像を出してきております。このことは、学習の場や生涯学習の資料として意義があり、今後の施策に活用してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室次長（石本博信君） 女性職員の研修はどのような形でやられているか、という御質問でございます。人事で行っております研修にはいろいろありますが、基本的には、これらの研修につきましては、男女の区別なく参加していただくのが人事担当者の考え方でありまして、女性の方もどんどん参加していただきたいと願っているところであります。

それと最近、女性自身の問題として、当市で行っております女性フォーラム、今回は2回目だそうですが、これらについては自主参加ということで職員の職免として行っております。また昨年は、「2001年ヘテークオフ大阪のおんなたち 府民の集い」には、本市からも4名参加しております。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 2点目に御質問の高齢者、障害者福祉の充実について、福祉課金谷よりお答え申し上げます。

まず、在宅福祉の3本柱の1つであるホームヘルパーにつきましては、職員数では、正職員が2人、非常勤嘱託員4人、登録ホームヘルパー15人、それから、光明荘に委託しております業務につきましては3人が従事しておるということで、合計で24人でございます。このホームヘルパー制度につきましては、今年度から派遣対象家庭を「ホームヘルプサービスを必要とする家庭」と拡大をいたしました。また、派遣上限回数も週4回にそれぞれ増加いたしまして、介護に要するお年寄りや重度身体障害者、心身障害児のいる家庭に派遣をしているところでございます。現在、約50世帯に派遣をしております、1週間当たり回数で延べ約90回、時間数では180時間余派遣をしておりますところでございます。

次に、在宅福祉3本柱の2つ目の老人のショートステイ事業につきましては、一時的に寝たきりまたは痴呆性の老人の介護を特別養護老人ホームで行う制度でございます。この制度につきましては、特別養護老人ホームに委託をしております。このホームは、本市内の2ホームを初め堺、高石、岸和田の各市の老人ホームを合わせまして8施設で行っております。その利用実態は、老人ホームに事前に登録をいただいている人員は現在、78名でございます。昨年度の利用実績は年間延べ23件、日数にして489日でございます、先ほどのホームヘルパーと同じくいずれも利用が増加傾向にございます。

もう1つのデイサービス事業につきましては、須藤議員さんの御質問のときに申し上げましたように、本市ではございません。早急にまず1カ所のデイサービスセンターを設置いたしたく、大阪府を初め関係課と協議を行っているところでございます。

次に、高齢者サービス調整チームでございますが、様々な老人のニーズに対応した保健、福

社、医療等各種サービスの総合的な調整を推進、それによりまして高齢者個々のニーズに合った最適なサービスを提供しようということを目的に設置をしております。委員といたしましては、市の福祉関係職員、保健センターの職員、保健所職員のほか、医師、社会福祉協議会の職員、民生委員、特別養護老人ホームの職員等で構成いたしております。

実際に会合いたしますのは、処遇が困難なケースが発生した時点など、必要が生じた都度関係のある者だけが集まる、となっておりますが、実務上、よほど困難なケースでない限り電話等で話し合う方がより能率的でございますので、今年度につきましては、会議の開催の実績はございません。

また、今後の施策についてでございますが、ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス事業につきましては在宅福祉の3本柱といたしまして、老人保健福祉計画にはっきりと位置付けをいたしまして積極的に推進をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉事務所次長（坂田平之君） 言葉の発達や心身の発育のおくれを持った乳幼児の公立園、民間園での措置児童数を申し上げますと、平成3年4月1日現在、公立園20園での措置児童数は70名、民間園5園で51名を措置しております。

ふたば幼児教室の概要並びに措置児童数についてお答えさせていただきます。

ふたば幼児教室につきましては、昭和63年4月より和泉保健所から引き継ぎ、現在、児童課が所管、実施しているものでございます。その内容でございますが、就学前の乳幼児が検診等で発見された言葉のおくれや心身の発育のおくれを持った乳幼児と保護者が一緒に通園する施設でございまして、保育につきましては保護者と一緒に保育をし、児童1人ひとり応じた助言、指導を基本的にしながら、児童の年齢、障害の程度によりクラス編成をいたしまして、保育園、幼稚園等の就学前のワンステップ的な施設として開設しているものでございます。

次に、措置児童数でございますが、現在、43名の乳幼児が在籍し、3クラスに編成をいたしまして、週2回の通園となっております。現在のところ、3名が入園待ちということになってございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 4点目の御質問の福祉計画のための市民アンケートの回収状況でございますが、本日現在、932通を回収しております。率にして2,000名に対してでございますので、46.6%でございます。

なお、回答期日は本月の15日で終わったんですが、期日を過ぎてからも若干、回収が見込まれますので、最終的には50%を上回るものと考えております。

以上でございます。

- 社会教育課参事（樋渡和子君） 1点、回答が抜けておりましたので、お答えいたします。各種付属機関等の女性委員の参加の率でございますが、詳しい資料を持っておりませんが、約10%でございます。現在、国の方は15%をめどにしております。現在、大阪府は20%でございますが、今後、30%を目指していると聞いております。
- 21番（勝部津喜枝君） 女性の役職者の数はわかりますか。
- 市長公室次長（石本博信君） 市行政に占めます役職者の数ですが、一般行政職という観点から見た場合、役職者が311人でございまして、そのうち女性が34人、10.9%でございます。この中には保母や園長さんも入ってございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 幾点かに絞りまして、再質問なり意見を申し上げたいと思います。まず、女性問題でございますが、本市の女性政策なり行政がどういう位置付けにあるかを見る1つの基準として、どの窓口に置かれているか、また、どういう体制なり人数と財政措置がされているかという点があります。その点では、平成元年度に設置された当時は1名、現在は2名という状況の中、市長さんが公約で掲げておられます女性のパワーを生かして行政に反映させるという点からいっても、体制の充実が早急に望まれているのではないかと思います。さらに、婦人問題の中における行政の付属機関や審議会への女性の登用という面では、国が15%、府が20%と言われております。本市において全体的に女性政策を進めていくためには、現在の状況を見つめながらあるべき将来の展望をしっかりと見極めた計画というものが望まれるわけです。その意味では、現在、啓発や意識向上を中心に事業が行われております。これはこれで充実をさせながらも、将来的には、実際に政策に参加をさせていく道を切り開いていくべきではないか。平成4年度を第一歩としてそういうものができていくように、庁内の連絡調整機構なり市民の方々の御意見を集約する懇談会といったものをつくっていく。あるいはまた審議会への登用等年次計画をつくっていくことも大事ではないかと思います。その点での市長さんの御意見をお伺いをしたいと思います。
- 市長（池田忠雄君） 女性問題についての勝部議員さんの再質問にお答え申し上げたいと存じます。

私自身、5期目に際します政策の中で、とりわけ、女性の地位向上ということをうたわせていただいておりますので、平成4年度を第一歩としているんな点を考えてまいりたい、このような気持ちでおるわけでございます。今、おっしゃっていただいているようなことも含めまし

て、これから庁内体制も充実をさせていただきたいと存じます。

各種審議会等への女性の参加も約10%ということですが、これからの目標としては、いろんな問題がございますが、やはり20%を当面の目標としていろんな分野に女性の方々に入っていただきたい、このように思っております。

また、職員体制についても、女性の管理職へ登用していくための素地をつくっていかねばならない。ただ、単に「あな、ちょっと上がってくれ」というようなわけにはまいりません。やはりその方の適正、能力、リーダーシップ等の問題もあります。今後、研修会等を通じて女性の素地をつくらせていただきたい。いきなり女性職員の幹部登用ということは、言葉としてはきれいですが、いろんな問題点があるのではないか。その辺から女性の幹部職員への登用についても漸次、進めさせていただきたい、このように存じております。

以上です。

○ 21番（勝部津喜枝君） 再度、要望を申し上げておきたいと思います。

本市の総合計画、実施計画を見ましたら、婦人の施策に関しては、その他の事業、という中で残念ながら隅の方に追いやられている状況だと思います。これをぜひ大きく引き上げていただきたい。昨日来あるいは先ほど来の御質問等の中でも働く婦人の問題が大きく取り沙汰され、また、学校教育の中での男女平等の問題もありますので、大きく市民世論を形成していくことが必要であると同時に、そういったことを行う上での施設の充実もしていかなければならないと思います。その意味では、総合計画の中で婦人センターの建設を検討する、と掲げられておりますので、ぼつぼつそういうことも具体的に検討する時期ではないか、これは要望として申し上げておきたいと思います。

次に、福祉問題でございますが、在宅福祉3本柱についてお答えをいただきました。ここではっきりさせておきたいのは、ホームヘルパーについては、現在、正職が2名、非常勤嘱託員が4名、登録が15名、それに光明荘に委託してあるヘルパーが3名ということですが、この光明荘の人たちはどういう身分になっているのでしょうか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 非常勤嘱託員と聞いております。

○ 21番（勝部津喜枝君） 本市においても非常勤嘱託員が4名いるわけですが、改めて光明荘においても非常勤嘱託員が3名ということですか。どうして本市でさらに非常勤嘱託員を増やすことができなかったのでしょうか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） この委託の件に関しましては、デイサービスセンター等とも関係がございます。将来的には、ヘルパー、ショートステイ、デイサービス、それに相談等、これらを総合的に受け入れ実施できるようなものとして、大阪府では在宅サービス供給ステーショ

ン構想を打ち出しております。これらを一体的に行うためのワンステップとして、ホームヘルパーの委託を光明荘に対して行っているところでございます。既にショートステイもやっただいております。あとデイサービスと24時間の相談体制が整いますれば、地域での在宅サービス供給ステーションとして機能できるという位置付けを行っております。そのため、そういう会合について、それなりのノウハウを持ち合わせた光明荘に委託をしているものでございます。

- 21番（勝部津喜枝君） 今のお答えでは、本市が非常勤嘱託員として4名雇用し、光明荘でも同じ非常勤嘱託員として3名という御説明は、ちょっと納得がいかないんです。光明荘に電話で問い合わせましたら、この3名のうち1名は、何か事情があってお休みをされているという状況です。このホームヘルパーにつきましては、ゴールドプランの中では本市にとってどのぐらいの数字になるか知りませんが、大きく必要性を認め確保をうたっております。在宅福祉の最前線で働き、高齢者との様々な生活の実態について、公的責任の場で明確に市の行政に反映されるものでなければならぬと思います。その意味で現在、こうした50世帯のケースについて、それぞれの雇用形態や身分保障等が違うホームヘルパーさんのそれぞれのお仕事の内容や問題点について、市の行政としてはどのように把握する体制をとっておられるのでしょうか。
- 福祉課長（金谷宗守君） ホームヘルパー派遣の世帯につきましては、その派遣をした内容について、市の正職であれ、非常勤嘱託員であれ、登録の人を問わず、その日の業務内容、気付いた点などをすべてホームヘルパー日誌に記録しております。それを市の担当職員がチェックをするという方法で把握をしております。
- 21番（勝部津喜枝君） ホームヘルパーにつきましては、在宅福祉の最前線で働くということで公的な責任を明確にしなければなりません。こうした様々な違った雇用形態であるということは大変大きな問題であると思います。その点については改善の必要があるのではないか、ということを用意として申し上げておきます。

合わせまして、デイサービスの問題につきましては、緊急に検討する課題ということで御答弁をいただいておりますが、この総合計画の平成3年度版を見ましたら、平成4年度に実施する、ということをうたわれております。その点では、もう少し具体的にお答えをいただけるならば、いただきたいと思っております。

さらに、福祉問題につきましては、基本的な理念として在宅福祉を進めていく上で様々な観点があろうかと思いますが、先ほど、高齢者サービスチームについて、実際には何も開かれていない、という御答弁がありました。たまたま、本市が行った福祉会館で保健所の方が来られた校区ボランティア研修会の資料をいただいて拝見しましたら、保健所の働きについて、大変

大きく本市の高齢者福祉の中で位置付けが明確にされております。

その中では、保健所の方が市町村や福祉事務所などとの連携を密にし、一層高齢者福祉の推進のために働きたいということも資料の中でも明確にされております。例えば高槻市などでは、こうした関係機関の連絡会議などが定期的に行われているという先進の例もございます。その意味では、高齢者サービス調整チームが実際には用をなさないという立場にとどまるのではなく、実態に見合ったお年寄りや障害者の方々のニーズに合ったものを検討していく、実際にあるものとしてこのチームが機能していくように今後、検討していくべきではないかと考えておりますので、その点のお答えをいただきたいと思っております。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 1点目にお尋ねのデイサービスセンターの件でございますが、とりあえず、まず、市街地で1カ所を早急に設置をしたいということで、現在、鋭意検討中でございます。まだ具体的なところまでには至っておりませんので、御容赦願いたいと思っております。

2点目の高齢者サービス調整チームにつきましては、実務上は、保健所の保健婦さんとか市の保健センターの職員、それとホームヘルパー、うちの老人ケースワーカー等が、随時、電話で関係のある分野と連絡を取っております。実務上は問題がないわけですが、やはり実際に顔を合わせてやることも必要かと存じますので、調整チーム自体多少問題はございますが、今後、その活用について検討してまいりたいと存じます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 要望しておきたいと思っております。

デイサービスセンターにつきましては、今の御答弁では、市街地に1カ所を早急に検討していく、ということにつきましては、ぜひ早急に議会側に報告できるよう要望しておきたいと思っております。

次に、障害児問題のふたば幼児教室ですが、先ほどの御答弁では3名の待機者がいる、ということで今後の充実が望まれるところであります。障害児保育につきましては、ふたば教室という体制をもう少しきちんとした施設の中で保育を行うことが要望として出されてくると思っております。その辺につきましては、障害児の今後の増加と施策充実に向けてのお答えをいただきたいと思っております。

○ 福祉事務所次長（坂田平之君） お答え申し上げます。

現在、ふたば幼児教室では43名を措置しておりまして、飽和状態でございます。先ほども申し上げましたように3名の待機者がおります。また、入園を希望される保護者からの御相談も多々あることと合わせまして、女性の社会参加が進む社会情勢と高度な医療技術の発達に伴い、障害を持った乳幼児が増加することが予想されますので、障害児保育の充実を早急に図っていく必要があると考えております。今後の検討課題としてまいりたいと思っておりますので、御理解賜

りたいと思います。

- 21番（勝部津喜枝君） 今の御答弁を確認する意味では、必要性を認めて今後、施設建設なども検討する必要がある、ということだと理解しますので、早急に具体化していくよう要望しておきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、市長は、今回の基本姿勢と政策の第1番目に福祉の充実を挙げておられます。この点につきましては、広く14万市民が切に望むところでありますので、政策に掲げられたこれらの1つ1つの充実、実現に取り組まれるよう要望して質問を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 以上で一般質問は全部終了いたしました。御協力、まことにありがとうございました。

引き続き、明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

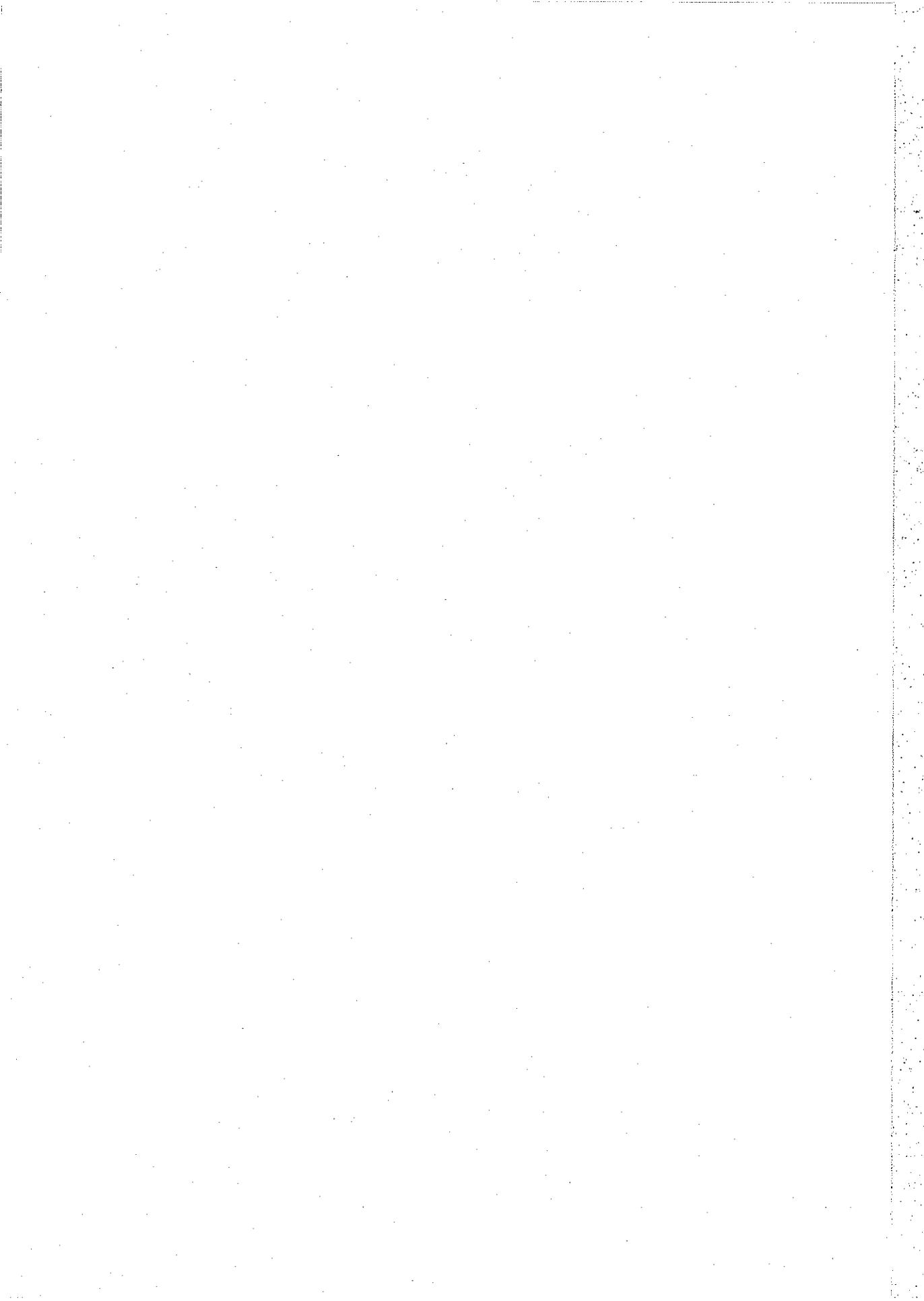
それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもありがとうございました。

（午後3時55分散会）





第 3 日



平成3年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
3番	西口平和君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君

○

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	次長	池辺功
市長公室	理事	坂口禮之助	総務部	次長	阪豊光
市長公室	理事	田中昭一	同和対策部	部長	森利治
市長公室	理事	中塚白	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	次長	堀宏行	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室	次長	稲田順三	福祉事務所	部長	中川鉄也
市長公室	次長	尾崎秀忠	福祉事務所	次長	坂田平之
市長公室	次長	鹿島賢昌	市民生活部	部長	麻生和義
市長公室	次長	中辻寿夫	市民生活部	次長	岸田秀仁
市長公室	次長	井阪和充	市民生活部	次長	明坂文嘉
市長公室	次長	亀山学	市民生活部	次長	池辺修次
市長公室	次長	池辺一三	産業部	部長	大塚孝之
市長公室	次長	今村堅太郎	産業部	理事	藤原清司
市長公室	次長	山下喬三	産業部	次長	高三一行
市長公室	次長	石本博信	産業部	次長	高松林保
総務部	部長	神藤恒治	参与兼建設部	部長	浅井隆介
総務部	次長	奥村富彦	建設部	理事	山崎琢磨

建設部理事	緒方和夫	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	中西淳富	消防長	角谷泰夫
建設部次長	谷俊雄	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	赤田儔信	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部次長	山崎精二	消防本部次長	池野透
建設部次長	中野英二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	藤本仁	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部副理事	岸本孝二	教育委員長	藤原忠男
都市整備部長	萩本啓介	教育長	杉本弘文
都市整備部理事	中野義裕	管理部長	逢野博之
都市整備部理事	三井義秋	管理部次長	白樫通有
都市整備部次長	中屋正彦	指導部長	木村吉男
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部長	生田稔
改良事業部長	富田宏之	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部理事	笠木恒忠	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部次長	厩田嗣夫	収入役室長	藤木意継
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道部長	岩井益一	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部次長	仲田博文	監査委員	庄司清
水道部次長	城前伊佐雄	監査事務局長	吉田陽三
病院長	竹林淳	農業委員会会長	森口義忠
病院事務局長	橋本昭夫	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄

次長 河原茂隆

主幹 長尾益男

調査係長 井之上光一

議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月19日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成3年7月分)	P. 1
2	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年7月分)	P. 11
3	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年7月分)	P. 17
4	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成3年8月分)	P. 22
5	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年8月分)	P. 32
6	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年8月分)	P. 38
7	監査報告 第41号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成3年9月分)	P. 43
8	監査報告 第42号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年9月分)	P. 53
9	監査報告 第43号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年9月分)	P. 59
10	認定 第1号	平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
11	認定 第2号	平成2年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
12	認定 第3号	平成2年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
13	議案 第53号	和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
14	議案 第54号	和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 7
15	議案 第55号	和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 10
16	議案 第56号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 17
17	議案 第57号	罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	P. 102

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	議案 第58号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 108
19	議案 第59号	和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 111
20	議案 第60号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 114
21	議案 第61号	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接施行同意について	P. 118
22	議案 第62号	泉北水道企業団規約の変更について	P. 122
23	議案 第63号	工事請負契約締結について ( (仮称) 槇尾山森林浴コース整備工事)	P. 128
24	議案 第64号	工事請負契約締結について (放光池1号公園整備工事)	P. 131
25	議案 第65号	市道路線の認定について (観音寺町4号線)	P. 134
26	議案 第66号	市道路線の認定について (観音寺町5号線)	P. 135
27	議案 第67号	和解について (道路敷地損害賠償請求事件)	P. 137
28	議案 第68号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 1
29	議案 第69号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 15
30	議案 第70号	平成3年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	追加 P. 19
31	議案 第71号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 24
32	議案 第72号	平成3年度和泉市一般会計補正予算 (第3号)	追加 P. 27
33	議案 第73号	平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	追加 P. 70
34	議案 第74号	平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	追加 P. 79
35	議案 第75号	平成3年度和泉市水道事業会計補正予算 (第3号)	追加 P. 90
36	議案 第76号	平成3年度和泉市病院事業会計補正予算 (第3号)	追加 P. 111

○

(午前10時30分開議)

- 議長（柳瀬美樹君） おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻届け出のある議員さんはございません。現在、24名でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第9までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告第35号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年7月分
監査報告第36号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年7月分
監査報告第37号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年7月分
監査報告第38号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年8月分
監査報告第39号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年8月分
監査報告第40号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年8月分
監査報告第41号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年9月分
監査報告第42号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年9月分
監査報告第43号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年9月分

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第35号より第43号までの報告を終わります。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第10「平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」、日程第11「平成2年度和泉市水道事業会計決算認定について」並びに日程第12「平成2年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本3件については、去る10月第3回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を大谷委員長にお願いをいたします。

(決算審査特別委員長登壇、報告)

- 決算審査特別委員長(大谷昌幸君) 平成3年10月開会の第3回定例市議会におきまして、平成2年度一般会計、特別会計並びに企業会計決算についてが上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、去る10月30日、委員会を招集し、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計の順に慎重審議いたしました。その経過並びに結果につきまして、概要を取りまとめ御報告いたします。

なお、報告の内容については要望、意見、指摘事項にとどめ、また、審議内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

まず、一般会計におきましては、議会だよりの発行を積極的に推進するよう、要望がありました。

次に、識字問題については、人権にかかわることであるので、今後、全市民を対象として啓発に取り組むよう、要望がありました。

また、ラーバン・ライフ・リゾート構想については、レジャー施設をつくるということではなく、自然を生かして市民が安らぐことのできる場という形で進めるべきである、との意見がありました。

次に、総合福祉会館の浴場の開放日数増加及び時間延長を検討されたい。また、盲人ガイドヘルパーだけでなく、重度身体障害者ガイドヘルパーの実施も検討されたい、との要望がありました。

次いで、今後、保育園において、障害児と健常児のバランスを考えた運営と園間格差の是正を行われたい、との要望がありました。

お諮りいたしましたところ、歳入歳出を通じ同和行政の問題、低い福祉水準、さらに、開発

を含めた町づくりの中で環境影響評価、緑のマスタープラン等大事な点が後回しになっている。これらの点について解明されなければならない、ということで一般会計決算認定については反対である、との反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、府下の基金全般の中で半分以上を占める基金を保有するにもかかわらず、平成2年度において保険料の値上げを行っている。よって、この会計の認定については反対である、との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、老人保健事業特別会計では、老人医療制度そのものが大変改悪され、ますます老人への負担が増大し、老人医療費の無料化ということの後退させている。よって、この特別会計の決算認定については反対である、との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定することに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計については、減免規定の矛盾点、さらに、市民負担が増大しているということで、この決算認定については反対である、との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、水道事業会計については、水道使用料金に係る消費税について今後も上乘せをしないように、また、福祉減免については、老夫婦世帯も独居老人と同様減免対象にすべきである、との意見があり、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、病院事業会計では、市立病院は市民の評判もよく、患者は年々増加しているが、看護婦等の医療職の職員が補充されていないということは、医療サービスの面から見て非常に問題があるので、医療職の職員の補充に努められたい。また、眼内レンズの手術を受けられる方が年々増加しているので、公的な補助制度の創設等を考えていただき、患者負担の軽減に努められたい、との要望があり、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定することに決しました。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） ありがとうございます。ただいま決算委員長より詳細な審査の経過並びに結果の報告がありました。

委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、これより討論を行います。

まず、反対討論からお願いいたします。

○ 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。反対の立場から日本共産党議員団を代表して討論を行います。

まず、平成2年度一般会計決算認定であります。簡単に申し上げますと、特に同和行政等につきましては、いまだにいろんな形で不公正が罷り通っているわけであり。例えば支部助成金は減額はされてきておりますが、一方で地区協への助成が増額されるという、いわば同じような形で支出をしているわけですし、和泉診療所に関しましては、再三再四の議会からの要望にもかかわらずいまだに条例化もされず、また、決算や会計の報告もされないという、いわゆる市の行政の主体性が通っていないわけであり。

また、各種給付金を初めといたしまして、他市に比べて非常に福祉の水準が低い点でも、和泉市の行政水準そのものが非常に低いものになっているわけであり。

町づくりの点から見ても、先ほどの委員長報告にもありましたように、環境影響評価あるいは緑のマスタープランづくりなどの大切なことが後送りになっておりまして、いわゆる市長の言われる4大プロジェクトがどんどん先行してしまっている、こういう現状であります。

以上の点から詳しくは決算委員会の中で種々意見を申し述べてきておりますので省略をいたしまして、基本的に以上の点から一般会計決算認定について反対をいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計であります。これは最高限度額が引き上げられ、さらに、一般会計からの繰入金が6,000万円増額され、そして、資産割の割合が引き下げられるなどの年でありました。結果的には、基金からの繰り入れが行われるなどで実質上は黒字になっているわけであり。市民にとりましては、これは全国的な問題ではありますが、国民健康保険料が高いということで払うに払えないという状況が起きてきて、その何回かの状況の中からとうとう保険証をもらえず、ある市では自殺者も出るという状況まで生まれてきております。

これは国の政策的な問題が種々あります。例えば国からの負担金が引き下げられるという状況がいまだに続いておりまして、さらには、最高限度額などを引き上げていかなかったらペナルティーを付けられ、国からの交付金が減額されるという状況も出てきております。

こういう状況の中、6,000万円の一般会計からの繰入金が増額されたとはいえ、阪南各市に比べてもまだまだ最下位あるいは下から2番目というぐらいのところにありますので、せめて他市並みの一般会計からの繰入金の増額をする必要があります。

また、一般減免につきましては、かねてから要望しております減免規定を明確にするなどもされておられません。救済措置を怠っているわけであり。逆に一方、同和減免につきまして

は、所得基準などがなく依然としてやられているわけであり、その点では、不公正が罷り通っているわけであり、

以上の点から国民健康保険事業特別会計についても認定に反対をいたします。

老人保健事業特別会計についても、平成4年1月からまたまた自己負担のアップがされようとしております。今回は、平成2年度の決算認定でありますけれども、もともと老人医療無料化を後退させてきた会計であるところから、さらに、これが悪くなっていくという状況がこういふところにも表れてきているということで、基本的にこの老人保健事業特別会計にも反対をいたします。

公共用地先行取得事業特別会計については、特にございませんので、賛成の立場であります。

公共下水道事業特別会計につきましては、先ほどの委員長報告にもありましたように、福祉減免制度の違いというところから住民の中で矛盾が出ております。さらには、値上げをされたということでもありますので、反対をいたします。

企業会計の水道事業会計であります。消費税に関する条例については、再三、要求しておりますように廃止すべきだと考えます。しかし、実質上は、これを実施していないということでもありますし、さらには、福祉減免の対象を独居老人世帯から夫婦2人の老人世帯にも拡充を図っていただきたいという要望を述べまして、水道事業会計には賛成をいたします。

病院事業会計についても、健全化計画遂行の中で一定の合理化が行われております。看護婦さんの不足はマスコミ等で大きく取り上げられ、今、全国的に大きな問題になってきております。病院では、いろいろと合理化の中で看護婦を削減するというのも出てきております。これは全国的な政治的問題でもありますが、それがそのまま和泉市の市民病院を初め自治体病院にもかかってきているわけでありまして、深刻な実態ということです。同時に、住民の生命と健康を守っていくという立場からも、ぜひそういう点については、国の合理化の方向に従っていかないという点を今後、明確に進めていただきたいと要望いたします。

また最近、眼内レンズの手術が増加しているという報告でありますので、一般会計からの繰入金等も含めて助成制度の確立を願うものであります。病院事業会計についても賛成であります。

以上、平成2年度一般会計決算認定、国民健康保険事業特別会計決算認定、老人保健事業特別会計決算認定、公共下水道事業特別会計決算認定については、反対をいたします。それ以外の特別会計、企業会計については、決算認定に賛成をする次第であります。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、賛成討論をお願いいたします。
- 5番（並河道雄君） 正副議長の御指名でございますので、私は、平成2年度和泉市一般会

計及び和泉市国民健康保険事業特別会計を初めとする4特別会計並びに企業会計の決算認定に当たりまして、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

まず、一般会計についてですが、市税収入等若干の自主財源の増加があるものの、国の高率補助金の削減、土地の高騰、建設費の上昇等により、財政基盤の脆弱な本市においては、行財政運営に苦慮されたものであろうかと思われるところであります。

このような状況のもと、高齢者に対する在宅福祉施策としての家事援助型ホームヘルパーの増員等を初め、老人や身体障害者の方に対する各種福祉施策を実施されております。また、国府第一保育園の改築、横山第一保育園の大規模修繕など、保育環境の整備充実を図られた点も一定、評価をいたしたいと思います。しかし、各議員さんから指摘のあったマンパワー確保、福祉課職員の補充増加、また、ゴールドプランに向けての具体的な実施計画等を謙虚に受け止め、福祉の充実に向けて頑張っていたきたいと思います。

また、土地の高騰により事業実施が困難な状況ではありましたが、池田下万町線、黒鳥観音寺線、富秋4号線、上代伏屋線、和泉中央線等の道路網の整備を初め、松尾寺公園、放光池一号公園、いしたちはら公園、小田公園等の公園用地の買収や施設整備、和泉府中駅前地区市街地再開発事業での地元対策など都市基盤の整備を図られております。

さらに、教育面では、トリヴェール和泉の町開きに向け（仮称）和泉台第一小学校並びに（仮称）和泉台第一中学校の用地取得や校舎建設への着手を初め、光明台北小学校の校舎増築、北松尾小学校外2校の大規模改造等学校教育施設の充実等を図るとともに、社会教育面でも、市立榎尾山青少年の家の野外活動施設の整備などに取り組まれた点に努力の跡が見られます。

さらに、サービスセンターは2カ所から4カ所に増設、新規・継続の各種施策を推進されたことを一定、評価するところであります。

しかし半面、急速なテンポで迫り来る高齢化社会に対応する在宅福祉施策や21世紀を展望した和泉の町づくりを目指し、特におくれている今議会でも一般質問等での指摘のごとく、道路網の整備をより積極的に国・府の協力のもとに取り組む等々、課題が山積していると認識するものであります。

一方、財政運営においては、土地の高騰、建設費の上昇等問題のあった年ではありますが、実質収支で6億6,970余万円、単年度収支においても4億6,900余万円の黒字を計上したことは一定、評価できるものであります。しかし、地方財政は、最近の景気の減速傾向の影響及び国の財政事情による地方交付税の減額の動きなど、今後、厳しい状況にならうかと思われます。そのような状況のもとで本市の財政運営に当たっては、財源の強化とその獲得に向かって努力されるとともに、自主財源の拡充に努め、経常収支比率の高い財政構造の改善を図りながら、

健全な財政運営と都市基盤整備の拡大を目指されるよう要望するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計については、医療費の伸びは鈍化しているものの年々増加傾向にあり、今後の高齢化社会への進展とともにさらに増高が予想され、非常に厳しい状況になろうかと思われまます。そのようなもとで財政基盤の確立を国・府に対し強く要望し、健全な運営を堅持できるよう期待するものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計につきましては、事業目的に向かって適切に遂行しているものと評価し、とりわけ、公共下水道事業については今後とも面整備を積極的に実施し、普及率の向上に努め、快適な生活環境の実現を要望するものであります。

なお、水道事業会計並びに病院事業会計についても、厳しい財政環境にありますが、特に病院においては医療職員の補充等、より一層住民サービスの向上に努められることを望むものであります。

以上、各会計について意見を申し上げ、本決算認定については、委員長報告どおり賛成するものであります。

○ 議長（柳瀬美樹君） ありがとうございます。以上で討論を終わります。

反対意見がありますので、これより個々に採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号「平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」を委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、認定第1号は、委員長報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成2年度和泉市水道事業会計決算認定について」を委員長報告どおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第2号は、委員長報告どおり認定することに決しました。次に、認定第3号「平成2年度和泉市病院事業会計決算認定について」を委員長報告どおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第3号は、委員長報告どおり認定することに決しました。

決算委員長並びに決算委員の皆さんには大変御苦勞さんでした。厚く御礼を申し上げます。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第13「和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案53号

和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）  
和泉市災害弔慰金の支給などに関する条例（昭和49年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「300万円」を「500万円」に、「150万円」を「250万円」に改める。

第10条中「150万円」を「250万円」に、「75万円」を「125万円」に改める。

第13条第1項第1号中、「100万円」を「150万円」に、「180万円」を「250万円」に、「190万円」を「270万円」に、「250万円」を「300万円」に改め、同項第2号中「100万円」を「150万円」に、「110万円」を「170万円」に、「170万円」を「250万円」に、「250万円」を「350万円」に改め、同項第3号中「190万円」を「270万円」に、「250万円」を、「350万円」に、「110万円」を「170万円」に、「170万円」を「250万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律施行例の一部を改正する政令（平成3年政令第311号）が公

布、施行されたことに伴い、本市においても同政令の趣旨に従い、自然災害により被害を受けた市民の福祉及び生活の安定に資するため、災害弔慰金の支給額、災害障害見舞金の支給額及び災害援護資金の貸付限度額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 自席よりお許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第53号「和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容につきまして、市長公室稲田より御説明申し上げたいと存じます。まず、説明に入ります前に、一言、お詫びを申し上げたいと存じます。3ページの3行目「災害援護金の貸付け」とありますけれども、正しくは「災害援護資金の貸付け」でございます。訂正しております正誤表に基づきまして御訂正を相賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

まず、改正の理由でございますが、今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成3年法律第38号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第311号）が平成3年9月26日に公布、施行されましたことに伴いまして、本市におきましても必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、豪雨等の自然災害によりまして被害を受けられた市民の福祉及び生活の安定に資するため、災害により死亡された市民の遺族に対する災害弔慰金の額、精神または身体に著しく障害を受けられた市民に対する災害障害見舞金の支給額及び被害を受けられた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付限度額について引き上げの措置を講じようとするものでございます。議案参考資料4ページから6ページの新旧対照表を合わせて御参照願いたいと存じます。

まず、第5条は、災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額を定めた規定でございまして、その死亡者が死亡当時にその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては現行の300万円を500万円とし、その他の場合にあっては150万円を250万円に改正しようとするものでございます。

次に、第10条は、災害により障害者になられた人障害者1人当たりの災害障害見舞金の額を定めた規定でございまして、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては現行の150万円を250万円とし、その他の場合にあっては現行の75万円を125万円に改正しようとするものでございます。

次に、第13条は、災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額を定めた規定でございまして、災害により当該世帯の被害の種類及び程度において限度額を定めているものでございます。まず、同条第1項第1号につきましては、災害により世帯主がおおむね1カ月以上の療養を要する負傷を受けた場合の規定でございまして、家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合現行の100万円を150万円に、家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合現行の180万円を250万円に、住居が半壊した場合現行の190万円を270万円に、住居が全壊した場合現行の250万円を350万円にそれぞれ改正するものでございます。

同条第2号といたしまして、災害により世帯主に負傷がない場合の規定でございまして、家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合現行の100万円を150万円に、住居が半壊した場合現行の110万円を170万円に、住居が全壊した場合現行の170万円を250万円に、住居の全体が滅失又は流失した場合現行の250万円を350万円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、同項第3号につきましては、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別な事情がある場合には、同項の第1号、第2号の一部を読み替える規定でございます。同項第1号の世帯主に負傷があり、かつ、住居が半壊した場合改正案の270万円を350万円に読み替え、第2項の世帯主に負傷がなく、かつ、住居が半壊した場合改正案の170万円を250万円に読み替え、世帯主に負傷がなく、かつ、住居が全壊した場合改正案の250万円を350万円にそれぞれ読み替えるよう改正するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条及び第10条の規定は、平成3年6月3日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、負傷又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給につきまして、また、改正後の第13条の規定は、同年5月26日以降に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定をくださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 今回の条例改正でございまして、この条例に限らずすべてにわたって管理するところについてです。これは国の法令が改正されたことに伴って整備するということですね。そこで若干、聞いておきたいのは、この条例が決まって後、関連する規則、規程については別に決めるということですね。議会は条例を決定するだけで、規則、規程はどちらでど

のように整備、管理されるのか、先にその点だけちょっと聞いておきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

市長公室次長（今村堅太郎君） 御指摘のとおり、条例につきましては議会の方で御議決をいただくことになっております。規則については、市長の守備範囲内ということで処理をしております。

○ 7番（赤阪和見君） この例規集という中には、条例とそれに関する規則、規程というのが書いてますが、これは条例が改正されることによって規則、規程が変わる場合は当然ありますね。それから、条例が変わらなくても、現実にはそぐわないということで規則や規程を変えなければならないということもありますね。これは速やかにそうしていくべき問題ですか。それとも、問題があるごとにすればいいのかどうか、その点はどうでしょうか。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） まずい部分がありました時点で改正をしていくべきではないかと考えます。

○ 7番（赤阪和見君） 以前の3月議会でしたか、たくさん指摘をしたところでありますが、それ以後、1年になろうとするのに何ら変わっていないということが1つあります。現在、平成3年なのに「昭和」という語句が随所にあります。それから、これも3月議会でしたか、昨年の12月議会でしたか、6月でしたか指摘しましたが、公民館の設置条例等も整備がされていないという点。それから、条例、規則その他ではばらばらなんです。公印1つを取り上げて、条例によって部長の公印でしたら「大阪府和泉市〇〇部長の印」なっていたり、あるいは漢字で「大阪府和泉市何々部長の印」となっています。また、値下がりして困っている人もたくさんいると思います「NTT」が「日本電信電話公社」のままだったりしています。

もう1点は、固有名詞が出ています。昨年、助役さんがもう1人誕生されて1年になりますが、「総務を統括する助役」という場合もあれば、単に「助役が代行する」という場合もあります。この点についてどのように整備をされようとしているのか。坂口助役は何を統括する、田中助役は何を統括するとか、固有名詞が上がっている場合がありますが、これは第一助役、第二助役という方向性の方がはっきりするんじゃないか。この例規集の中に氏名が出てくるのはいかななものか。昨晚、少し例規集を見たら疑問を感じるどころが随分あります。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 条例や規則等がたくさんございます。例規集を担当しておりますわれわれといたしましては、いろいろ原課と調整をしておりますが、御指摘のとおり、見過ごしている部分はあろうかと思っておりますので、総点検して調整し、訂正すべきものは訂正していきたい。それから、助役さんの分につきましては、当然、窓口が異なっている部分と共通事項もあります。それらもきちんと整備をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願

を申し上げます。

○ 7番（赤阪和見君） 昨年もその答弁をいただいたんです。今年も同じ、来年もまたその答弁をいただくんですか。本当にやる気があるのかどうか。和泉市助役事務分担規程で助役さんの事務分担が出ていますが、助役さんの公印は1つですか。2人の助役さんの扱いはどのようにしているんですか。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 御指摘のとおり、助役という公印は1つでございます。それを両方の助役さんがお使いいただいているところかと思えます。

○ 7番（赤阪和見君） それでいいんですか。助役が2人おられるから当然、決裁内容が分かりますね。今までは1人だったのでどうということはありませんがね。

それと、要項というのがありますね。中には、このような要項が必要なのかと思うようなものもあります。解放総合センター建設がどうのこうのという、これは相当古いですね。また、和泉市財政対策委員会規則、これなんかも今はないのに、まだ残ってます。それから、農林関係では、野猪撲滅報償金交付規程というのも残ってますね。猪を捕獲した場合活動人員に対して1日200円以内、捕獲報償金が1頭につき500円以内、とあります。それよりも時代に即した蜜蜂が群生するところに年間5万円ほど出していますが、やはり条例ではっきり決めて、1日出動したらそれに見合う日当を出していくべきや、ということは始終言ってるんですが、そんなことは考えてくれない。一体、本気になってやる気があるのかどうか。

和泉市事務決裁規程の第5条に「市長の決裁を受けるべき事項の代決は、助役がこれを行う」とありますが、どちらの助役さんかなと思います。ほかのところでは、総務担当の助役さんとか所管する助役さんとなっております。その点では、1つの大きな方向性が見られない。

和泉市給仕使丁服務規程というのがありますね。その第6条に「特に必要ある場合は、来訪者に湯茶を供すること」というのがありますが、この「使丁」という言葉は、こちらの方の条例、規則では使わないですね。しかし、ここにはまだ「給仕使丁服務規程」というのがあります。

昨年、南横山の公民館の問題であなたがきちんとします、とあなたが約束したんです。そのことを思い出していただければわかりますが、条例では使用料を取っているんですね。だけど、あれは町会へ貸してあるが、全く何も活動していない。しかし、御丁寧に条例ではそのように載ってます。教育委員会が約束したんじゃないですか。そのときにもこの条例、規則、規程、要項というものがまだまだおかしい問題があると指摘してあるんですよ、市長。毎回、議会の中で条例が改正されていますが、忙しい時代の流れの中ではお先真っ暗で、やらないかんことだけを一生懸命に追っている。その後にはごみが一杯落ちているが、それを掃除する間もない。

それで住んでよかった和泉市になりますか。基本的な問題ですので、きっちり答弁してください。

- 助役（坂口禮之助君） 私からお答えさせていただきたいと思います。

1つ1つ挙げながら御指摘をいただき、本当に身の細る思いがいたします。既に効力がないような規則や規程、名称などもありますが、当然、その時点で廃止すべきものでございます。それらにつきまして、当然、ここで御指摘を受けるということは、われわれ担当部局としては恐縮でございます。きちんと企画の担当の方で十分に全体を点検させまして、膨大なものでございますのでかなり時間を要するかもしれませんが、順次改正をし、廃止すべきものは廃止するという方向で誠実にことを進めてまいりたい、かように存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

- 7番（赤阪和見君） 一事が万事というようなことは言いませんが、現実にもそういう思いでわれわれは一般質問をしているのに、黙っておればいつまでもどうのこうので済んでしまう。非常に遺憾です。この条例や規則、規程、要項などをすばっと見直すことは、やろうと思えばできることです。これで物事が運んでいるんでしょう。こんなしょうもないことでごたごた言われないう、常に議会の中でしっかりと審議する中、われわれは和泉市発展のために協力したいので、理事者もその気になってやっていただきたい。そのように思いますので、きつく指摘をしながらよろしくお願ひしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第14「和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第54号

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において  
選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の  
数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において  
選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例(案)

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の  
数を定める条例(昭和35年和泉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「光明台一丁目～三丁目」を「光明台一丁目～三丁目、いぶき野一丁目、同三  
丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

箕形町、池田下町、万町及び室堂町の区域の一部を変更し、いぶき町一丁目及びいぶき野三  
丁目の新設したことに伴い所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 産業部長(大塚孝之君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議  
案第54号「和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙  
する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について」、産業部大塚より提案の理由  
並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、さきの第3回定例会市議会におきまして御議決をいただき  
ました箕形町、池田下町、万町及び室堂町の一部を変更し、いぶき野一丁目及びいぶき野三  
丁目の新設されましたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じました。

次に、その改正内容でございますが、第2条の表中、第2選挙区の区域に新設されたい

ぶき野一丁目及びいぶき野三丁目を加えようとするものでございます。

なお、御参考までに池田下町、万町及び室堂町は、従来より第2選挙区の区域となっております。また、箕形町は従来、第3選挙区の区域となっておりますが、今回、いぶき野一丁目に変更されました部分約3.4haでございますが、その中に農家等はございませんので、何ら影響のない区域でございます。

参考資料として議案書9ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びに改正内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第15「和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第55号

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

## 和泉市条例第 号

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年和泉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第9条」を「法第3条1項に規定する児童の年齢要件を適用しない場合又は法第9条」に改め、同項第3号中「その日の属する月の末日までの間にある児童」を「その日以後における最初の3月31日までの間にある児童」に改める。

（和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和60年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「児童扶養手当法第9条」を「同法第3条第1項に規定する児童の年齢要件を適用しない場合又は同法第9条」に改め、同条第2項第4号中「被保険者又は組合員」の次に「（前項第2号に規定する者で、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第79条第5項に規定する厚生大臣の定める疾病に該当するものに係る療養を受けた場合において社会保険各法の規定による認定を受けたものは除く。）」を加える。

第3条第2項中「18歳に達した日の属する月の末日まで」を「18歳に達した日以後における最初の3月31日まで」に改める。

### 附 則

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

### 理 由

高等学校への進学状況その他の社会情勢にかんがみ、医療費助成の対象となる母子家庭の子の範囲を拡大するとともに、長期にわたる療養による継続的な経済的負担の実情にかんがみ、被用者保険の被保険者である障害者で医療費助成の対象となるものの範囲を拡大する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第55号「和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに

内容の御説明を福祉事務所中川より申し上げます。議案書10ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、高等学校への進学の状態その他の社会情勢にかんがみまして、入院に係る医療費の助成の対象となる母子家庭の子の範囲を18歳に到達した年度の年度末までに拡大をするとともに、いわゆる人工透析及び血友病の療養が長期にわたり、継続的な経済的負担を強いられることにかんがみまして、被用者保険の被保険者である当該患者を医療費助成の対象といたすべく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

次に、その内容の御説明を申し上げます。

第1条は、被用者保険の被保険者以外の母子家庭の母子に対して行う医療費の助成について定める和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正を行うものでございまして、入院医療費助成の対象者の範囲を定める同条例第2条第1項第3号において、現行では、18歳に到達した日の属する月の末日としておりますが、これを18歳に到達した日後の最初の3月31日まで、すなわちその年度の年度末まで延長しようとするものでございます。

次に、第2条は、被用者保険の被保険者本人に対して行う医療費助成について定める和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正を行うものでございます。まず、第2条第1項第3号の改正は、次ページの第3条第2項の改正と相まって、先ほど申し上げました母子家庭医療費助成制度の改正と同様の措置を被用者保険の被保険者本人について行おうとするものでございます。

次に、第2条第2項の改正でございます。同項は、医療費助成の適用除外を定めているものでございまして、同項第4号により障害の程度、所得、住所等について医療費助成の対象となる要件を備えている障害者であっても、医療費の被保険者一部負担金について、保険者、いわゆる健康保険組合等から賦課給付が支給される社会保険の被保険者本人については、医療費助成の対象といたしておりません。しかし、健康保険法施行令第79条第5項に規定する厚生大臣の定める疾病、すなわち人工腎臓、いわゆる人工透析を実施している慢性腎不全並びに血友病に係る療養を受けている者については、適用除外から除く、つまり医療費助成の対象者としようとするものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成4年1月1日から施行するものとしてございます。

以上、議案第55号「和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第16「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第56号

#### 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 和泉市条例第 号

#### 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

和泉市火災予防条例（昭和37年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及びかまど」を削り、同条第1項中「及びかまど」を削り、同項第5号中「取り入れることができる位置」を「取り入れることができ、かつ、有効な喚起を行うことができる位置」に改め、同項第10号中「口火の火が消えた場合において自動的に燃料の供給を停止する構造のものにあっては」を「第18号の2アに掲げる装置を設けたものにあっては」に改め、同項第11号中「かまど」を「炉」に改め、同項第12号、第15号、第17号及び第18号中「又はかまど」を削り、同項第18号の次に次の2号を加える。

(18の2 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあっては、点火前及消化後に自動的に未燃ガス

を排出できる装置

ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

(18)の3 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

第3条第1項第19号中「又はかまど」を削る。

第3条第1項第20号を次のように改める。

(20) 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

第3条第1項第21号中「又はかまど」を削る。

第3条第2項中「及びかまど」を削り、同項第1号中「又はかまど」を削り、同項第2号中「又はかまど」を削り、「行ない」を「行い」に改め、同項第3号中「又はかまど」を削り、「熟練者」を「必要な知識及び技能を有する者として消防庁が指定するもの」に改め、同項第5号中「又はかまど」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 入力30万キロカロリー毎時以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に甲種防火戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第110条第1項に規定する甲種防火戸をいう。以下同じ。）又は乙種防火戸（建築基準法施行令第110条第2項及び第3項に規定する乙種防火戸をいう。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

第3条第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に改め、「及びかまど」を削る。

第3条の2第1項第1号イ中「建築物等の部分」の次に「（その部分の構造が、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造又は建築基準法施行令第108条第1号に規定する防火構造（同条第4号の規定に基づき建設大臣が同条第1号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定す

るものを含む。)の場合を除く。以下同じ。)を加え、同条第2項中「並びに第3項」を削る。  
第3条の3第1項第2号中「金属材料で造るとともに、温風暖房機(固体燃料を使用する温風暖房機を除く。)の炉内の温度が過度に上昇する場合において、自動的に燃焼を停止できる過熱防止装置を設けること。」を「金属材料等で造ること。」に改め、同条第2項中「並びに第3項」を削り、同条に次に次の1条を加える。

(厨房設備)

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 気体燃料を使用する厨房設備のうち、別表第3及び別表第4に掲げるものにあたっては、次によること。

ア 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の品物から別表第3の厨房設備の項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

イ 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板から別表第4の厨房設備の項に数値以上の距離を保つこと。

(2) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ウ 排気ダクト等は、建物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。

ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。

オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

カ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。

(3) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の附着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。た

だし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限

りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消化装置とすること。

(7) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が30万キロカロリー毎時以上のもの

(4) (7)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房整備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が30万キロカロリー毎時以上のもの

(4) 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

(5) 天蓋、及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。この場合において第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

第4条第2項、第5条第2項及び第6条第2項中「並びに第3項」を削る。

第7条第1項第1号中「第4」を「別表第4」に改め、同条第2項中「並びに第3項」を削る。

第7条の2第2項中「並びに第3項」を削る。

第8条の2第2項中「並びに第3項」を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

(ヒートポンプ冷暖房機)

第9条の2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 容易に点検することができる位置に設けること。

(2) 防振のための措置を講ずること。

(3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

第10条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（放電加工機）

第10条の2 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。

(2) 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。

(3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。

(4) 加工液に着火した場合において、自動的に消化できる装置を設けること。

2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 引火点70度未満の加工液を使用しないこと。

(2) 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。

(3) 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。

(4) 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

3 前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条（第2号を除く。）の規定を準用する。

第11条第1項第3号中「不燃材料」を「変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料」に改め、「（建築基準法施行令第110条第1項に規定する甲種防火戸をいう。以下同じ。）」及び「（建築基準法施行令第110条第2項及び第3項に規定する乙種防火戸をいう。以下同じ。）」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(3)の2 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支

障のない距離を保つこと。

- (3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

第11条第1項第9号中「必要に応じ熟練者に」を「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ」に改め、同項第10号中「蓄電池その他の機器」を「コンデンサーその他の機器及び配線」に改め、同条第2項中「電気事業者用のもの」の次に「並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」を加え、「以下同じ。」を削り、同条第3項中「屋外」を「前項に規定するもののほか、屋外」に、「返電設備の構造及び管理」を「返電設備（柱上及び道路に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理」に改め、「第1項」の次に「第3号の2及び」を加える。

第12条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「第3条第1項第17号及び」の次に「第18号の3並びに」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 屋外に設ける内燃機関による発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、前条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

第13条に次の2項を加える。

- 3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。
- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

第15条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本興業規格に適合するものとしなければならない。

第17条中「次の各号に」を「次に」改める。

第17条の2第1項中「次によること」を「次に掲げる基準によらなければならない」に改める。

第18条第1項第13号中「必要な点検の及び整備を熟練者に行わせ」を「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ」に改め、同条第2項

各号列記以外の部分中「第6」を「別表第6」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「第4」を「別表第4」に改める。

第23条第1項第3号中「前2号」を「第1号及び第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

第23条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「場所」の次に「（同項第3号に掲げる場所を除く。）」を加え、「喫煙所を設けてその旨を標示し、適当な数の吸殻容器を置かなければならない。」を「適当な数の吸殻容器を設置した喫煙所を設けて「喫煙所」と標示した標識を設けなければならない。この場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別に定めるものとしなければならない。」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別に定めるものとしなければならない。

第24条の見出しを「（空地及び空家の管理）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

第26条第2項中「、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施したおおいを」とともに」を削り、同条に次の1項を加える。

3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施したおおいをしなければならない。

第28条第1号中「容断作業」を「自動車の解体等の溶断作業」に、同条第5号中「施行責任者」を「施工責任者」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消化準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。

第33条第1項中「次の各号」に「次に」に改める。

第37条の次に次の1条を加える。

(ディスコ等の避難管理)

第37条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの(以下「ディスコ等」という。)の関係者は、非常時において、すみやかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

第40条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

第42条の見出しを「(準用)」に改め、同条中「第38条」を「第37条の2」に、「又は展示場」を「、展示場又はディスコ等」に改める。

第45条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号及び第3号中「又はかまど」を削り、同条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が30万キロカロリー毎時以上の厨房設備

第45条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 入力6万キロカロリー毎時以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

第45条第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 放電加工機

第45条第11号中「屋内に設ける」を削る。

別表第1(12)の項中「(昭和25年法律第214号)」及び「(昭和8年法律第43号)」を削る

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3

種 類			距 離 (単位センチメートル)				
			上 方	側 方	前 方	後 方	
ふ ろ が ま	半 密	浴室 内設置 外がまでバーナー取り出し口のないもの	〔入力18,000kcal-毎時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは36,000kcal-毎時以下)〕	(注2)	15 (注3)	15	15
		内 が ま	〔入力18,000kcal-毎時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは36,000kcal-毎時以下)〕	(注2)	(注4)	60	(注4)
	密 室	浴室 外がまでバーナー取り出し口のないもの	〔入力18,000kcal-毎時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal-毎時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal-毎時以下)〕	(注2)	15	15	15
		外 外がまでバーナー取り出し口のないもの	〔入力18,000kcal-毎時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal-毎時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal-毎時以下)〕	(注2)	15	60	15
	開 式 設 置	内 が ま	〔入力18,000kcal-毎時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal-毎時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal-毎時以下)〕	(注2)	15	60	(注4)
		密 閉 式	〔入力18,000kcal-毎時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal-毎時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal-毎時以下)〕	(注4)	2 (注3)	2	2
	屋 外 用	〔入力18,000kcal-毎時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal-毎時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal-毎時以下)〕	60	15	15	15	
温 風 暖 房 機	半 密 融 融 式 ・ 式	パ ー ラ バ イ 強 制 対 流 型	〔入力16,000kcal-毎時以下〕	4.5	4.5	60	4.5
厨 房 設 備	開 放 式	ドロップイン式こんろ キャビネット型グリル付こんろ	〔入力12,000kcal-毎時以下〕	100	15 (注1)	15	15 (注1)
		据置型レンジ	〔入力18,000kcal-毎時以下〕	100	15 (注1)	15	15 (注1)
ボ イ ル	開 放 式	フードを付けない場合	〔入力 6,000kcal-毎時以下〕	40	4.5	4.5	4.5
		フードを付ける場合	〔入力 6,000kcal-毎時以下〕	15	4.5	4.5	4.5
	半 密		〔入力10,000kcal-毎時以下〕	(注2)	4.5	4.5	4.5

ラ	閉式			{ 入力10,000kcal/h-毎時を超え } { 36,000kcal/h-毎時以下 }	(注2)	15	15	15			
	密閉式				{ 入力36,000kcal/h-毎時以下 }	4.5	4.5	4.5	4.5		
	屋外用	フードを付けない場合				{ 入力36,000kcal/h-毎時以下 }	60	15	15	15	
		フードを付ける場合				{ 入力36,000kcal/h-毎時以下 }	15	15	15	15	
ストロップ	開放式	バーナーが露出 バーナーが隠れている	壁掛型・つり下げ型				{ 入力 6,000kcal/h-毎時以下 }	30	60	100	4.5
	半密閉式		自然対流型				{ 入力16,000kcal/h-毎時以下 }	60	4.5	4.5 (注5)	4.5
乾燥設備	開放式	衣類乾燥機				{ 入力 5,000kcal/h-毎時以下 }	15	4.5	4.5	4.5	
簡易湯沸設備 (入力が一万キロワット以下)	開放式	フードを付けない場合				{ 常圧貯蔵型は入力 6,000kcal/h-毎時以下 } { 瞬間型は入力10,000kcal/h-毎時以下 }	40	4.5	4.5	4.5	
		フードを付ける場合				{ 常圧貯蔵型は入力 6,000kcal/h-毎時以下 } { 瞬間型は入力10,000kcal/h-毎時以下 }	15	4.5	4.5	4.5	
	半密閉式						{ 入力10,000kcal/h-毎時以下 }	(注2)	4.5	4.5	4.5
	密閉式	瞬間	調理台型				{ 入力10,000kcal/h-毎時以下 }	(注4)	0	(注4)	0
			壁掛型・据置型				{ 入力10,000kcal/h-毎時以下 }	4.5	4.5	4.5	4.5
		常圧貯蔵型						{ 入力10,000kcal/h-毎時以下 }	4.5	4.5	4.5
	屋外用	フードを付けない場合						{ 入力10,000kcal/h-毎時以下 }	60	15	15
フードを付ける場合						{ 入力10,000kcal/h-毎時以下 }	15	15	15	15	
給湯湯沸設備 (入力が一万キロワット以下)	半密閉式						{ 常圧貯蔵型は入力10,000kcal/h-毎時を超え } { 36,000kcal/h-毎時以下 } { 瞬間型は入力10,000kcal/h-毎時を超え } { 60,000kcal/h-毎時以下 }	(注2)	15	15	15
	密閉式	瞬間	調理台型				{ 入力10,000kcal/h-毎時を超え } { 60,000kcal/h-毎時以下 }	(注4)	0	(注4)	0
			壁掛型・据置型				{ 入力10,000kcal/h-毎時を超え } { 60,000kcal/h-毎時以下 }	4.5	4.5	4.5	4.5
		常圧貯蔵型						{ 入力10,000kcal/h-毎時を超え } { 36,000kcal/h-毎時以下 }	4.5	4.5	4.5
	屋外用	フードを付けない場合						{ 常圧貯蔵型は入力10,000kcal/h-毎時を超え } { 36,000kcal/h-毎時以下 } { 瞬間型は入力10,000kcal/h-毎時を超え } { 60,000kcal/h-毎時以下 }	60	15	15

を 超 え る も の	用	フードを付ける場合		常圧貯蔵型は入力10,000kcal/時-毎時 を超え36,000kcal/時-毎時以下 瞬間型は入力10,000kcal/時-毎時を 超え60,000kcal/時-毎時以下				15	15	15	15	
	移 動 式 ス ト ー ブ	開 放 式	バーナーが露出	前方放射型	〔入力 6,000kcal/時-毎時以下〕		100	30	100	4.5		
			全周放射型	〔入力 6,000kcal/時-毎時以下〕		100	100	100	100			
バーナーが隠れ		自然対流型	〔入力 6,000kcal/時-毎時以下〕		100	4.5	4.5 (注5)	4.5				
		強制対流型	〔入力 6,000kcal/時-毎時以下〕		4.5	4.5	60	4.5				
調 理 用 器 具	開	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)		〔入力 5,000kcal/時-毎時以下〕		100	15	15	15		
			卓上型こんろ(2口以上) 卓上型グリル付こんろ		〔入力12,000kcal/時-毎時以下〕		100	15 (注1)	15	15 (注1)		
	放 式	バーナーが隠れ	加熱部が開放されているもの	卓上型グリル	〔入力 6,000kcal/時-毎時以下〕		100	15	15	15		
			加熱部が隠れ	卓上型グリル	フードを付けない場合		〔入力 6,000kcal/時-毎時以下〕		50	4.5	4.5	4.5
			加熱部が隠れているもの		フードを付ける場合		〔入力 6,000kcal/時-毎時以下〕		15	4.5	4.5	4.5
			炊飯器	炊飯容量4リットル以下のもの		〔入力 4,000kcal/時-毎時以下〕		30	10	10	10	
			圧力調理器	内容積〔10リットル以下〕		〔 〕		30	10	10	10	

(注1) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(注2) 煙突を設置するため離隔距離を定めない。

(注3) 浴槽と離隔距離は0以上とするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合2センチメートル以上とする。

(注4) 機器の構造及び使用実態から離隔距離を定めない。

(注5) 熱対流方向が一方向に集中する場合は60センチメートル以上とする。

備考

前方の離隔距離にあっては、操作上必要な保有距離をとること。

別表第4

種 類			距 離 (単位センチメートル)				
			上 方	側 方	前 方	後 方	
ふ ろ ろ が ま	半 開 式 設 置	浴室 外がまでバーナー取り出し口のないもの	〔入力18,000kcal/時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは36,000kcal/時以下)〕	(注2)	4.5	(注1)	4.5
		内 が ま	〔入力18,000kcal/時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは36,000kcal/時以下)〕	(注2)	(注3)	(注1)	(注3)
	密 閉 式 設 置	浴室 外がまでバーナー取り出し口のないもの	〔入力18,000kcal/時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal/時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal/時以下)〕	(注2)	4.5	(注1)	4.5
		外 外がまでバーナー取り出し口のあるもの	〔入力18,000kcal/時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal/時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal/時以下)〕	(注2)	4.5	(注1)	4.5
	密 閉 式	内 が ま	〔入力18,000kcal/時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal/時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal/時以下)〕	(注2)	(注3)	(注1)	(注3)
		密 閉 式	〔入力18,000kcal/時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal/時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal/時以下)〕	(注3)	(注4)	(注1)	2
		屋 外 用	〔入力18,000kcal/時以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力60,000kcal/時以下であって、かつふろ用バーナーが入力18,000kcal/時以下)〕	30	4.5	(注1)	4.5
	温 風 暖 房 機	半 密 閉 式	バー ラ ゲ ト ベ ル 強 制 対 流 型	〔入力16,000kcal/時以下〕	4.5	4.5	60
厨 房 設 備	開 放 式	ド ロ ッ プ イ ン 式 こ ん ろ キャビネット型グリル付こんろ	〔入力12,000kcal/時以下〕	80	0	(注1)	0
		据 置 型 レ ン ジ	〔入力18,000kcal/時以下〕	80	0	(注1)	0
ボ イ ラ	開 放 式	フ ード を 付 け な い 場 合	〔入力 6,000kcal/時以下〕	30	4.5	(注1)	4.5
		フ ード を 付 け る 場 合	〔入力 6,000kcal/時以下〕	10	4.5	(注1)	4.5
	半 密 閉 式		〔入力10,000kcal/時以下〕	(注2)	4.5	(注1)	4.5

ラ	閉式	〔入力10,000kcal/h-毎時を超え 36,000kcal/h-毎時以下〕		(注2)	4.5	(注1)	4.5	
	密閉式		〔入力36,000kcal/h-毎時以下〕	4.5	4.5	(注1)	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合		〔入力36,000kcal/h-毎時以下〕	30	4.5	(注1)	4.5
		フードを付ける場合		〔入力36,000kcal/h-毎時以下〕	10	4.5	(注1)	4.5
ストープ	開放式	壁掛型・つり下げ型	〔入力6,000kcal/h-毎時以下〕	15	15	80	4.5	
	半密閉式	自然対流型	〔入力16,000kcal/h-毎時以下〕	60	4.5	4.5 (注5)	4.5	
乾燥設備	開放式	衣類乾燥機		〔入力5,000kcal/h-毎時以下〕	15	4.5	(注1)	4.5
簡易湯沸設備 (入力が一万キロワット以下のも)	開放式	フードを付けない場合		〔常圧貯蔵型は入力6,000kcal/h-毎時以下 瞬間型は入力10,000kcal/h-毎時以下〕	30	4.5	(注1)	4.5
		フードを付ける場合		〔常圧貯蔵型は入力6,000kcal/h-毎時以下 瞬間型は入力10,000kcal/h-毎時以下〕	10	4.5	(注1)	4.5
	半密閉式		〔入力10,000kcal/h-毎時以下〕	(注2)	4.5	(注1)	4.5	
	密閉式	瞬間	調理台型	〔入力10,000kcal/h-毎時以下〕	(注3)	0	(注3)	0
			壁掛型・据置型	〔入力10,000kcal/h-毎時以下〕	4.5	4.5	(注1)	4.5
		常圧貯蔵型	〔入力10,000kcal/h-毎時以下〕	4.5	4.5	(注1)	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合		〔入力10,000kcal/h-毎時以下〕	30	4.5	(注1)	4.5
		フードを付ける場合		〔入力10,000kcal/h-毎時以下〕	10	4.5	(注1)	4.5
給湯湯沸設備 (入力が一万キロワット毎時)	半密閉式		〔常圧貯蔵型は入力10,000kcal/h-毎時を超え 36,000kcal/h-毎時以下 瞬間型は入力10,000kcal/h-毎時を超え 60,000kcal/h-毎時以下〕	(注2)	4.5	15	4.5	
	密閉式	瞬間	調理台型	〔入力10,000kcal/h-毎時を超え 60,000kcal/h-毎時以下〕	(注3)	0	(注3)	0
			壁掛型・据置型	〔入力10,000kcal/h-毎時を超え 60,000kcal/h-毎時以下〕	4.5	4.5	(注1)	4.5
		常圧貯蔵型	〔入力10,000kcal/h-毎時を超え 36,000kcal/h-毎時以下〕	4.5	4.5	(注1)	4.5	
	屋	フードを付けない場合		〔常圧貯蔵型は入力10,000kcal/h-毎時を超え 36,000kcal/h-毎時以下 瞬間型は入力10,000kcal/h-毎時を超え 60,000kcal/h-毎時以下〕	30	4.5	(注1)	4.5

を 超 え る も の ③	外 用	フードを付ける場合 〔常圧貯蔵型は入力10,000kcal/時以下 瞬間型は入力10,000kcal/時を超え 60,000kcal/時以下〕		10	4.5	(注1)	4.5	
	移 動 式 ス ト ー プ	開 放 式	パ ー ナ ー が 露 出	前 方 放 射 型 〔入力 6,000kcal/時以下〕	80	15	80	4.5
			全 周 放 射 型 〔入力 6,000kcal/時以下〕	80	80	80	80	
パ ー ナ ー が 隠 べ い			自 然 対 流 型 〔入力 6,000kcal/時以下〕	80	4.5	4.5 (注5)	4.5	
			強 制 対 流 型 〔入力 6,000kcal/時以下〕	4.5	4.5	60	4.5	
調 理 用 器 具	開	パ ー ナ ー が 露 出	卓 上 型 こ ん ろ (1口) 〔入力 5,000kcal/時以下〕	80	0	(注1)	0	
			卓 上 型 こ ん ろ (2口以上) 卓 上 型 グ リ ル 付 こ ん ろ 〔入力12,000kcal/時以下〕	80	0	(注1)	0	
	放 式	パ ー ナ ー が 隠 べ い	加 熱 部 が 開 放 さ れ て い る も の	卓 上 型 グ リ ル 〔入力 6,000kcal/時以下〕	80	0	(注1)	0
			加 熱 部 が 隠 べ い さ れ る も の	卓 上 型 グ リ ル 〔入力 6,000kcal/時以下〕	30	4.5	(注1)	4.5
				フ ー ド を 付 け な い 場 合 〔入力 6,000kcal/時以下〕	10	4.5	(注1)	4.5
				フ ー ド を 付 け る 場 合 〔入力 6,000kcal/時以下〕	10	4.5	(注1)	4.5
			炊 飯 器	炊 飯 容 量 4 リ ッ ト 以 下 の も の 〔入力 4,000kcal/時以下〕	15	4.5	(注1)	4.5
	圧 力 調 理 器	内 容 積 〔10リットル以下〕	15	4.5	(注1)	4.5		

- (注1) 通常の使用状態で防熱板等の設置はあり得ないので定めない。
- (注2) 煙突を設置するため離隔距離を定めない。
- (注3) 機器の構造及び使用実態から離隔距離を定めない。
- (注4) 浴槽と離隔距離は0以上とするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合2センチメートル以上とする。
- (注5) 熱対流方向が一方向に集中する場合は60センチメートル以上とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、ヒートポンプ冷暖房機、放電加工機、発電設備、蓄電池設備及び避雷設備（以下「炉等」という。）又は現に設置の工事中である炉等のうち、改正後の和泉市火災予防条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第17号（新条例第9条の2第2項、及び第12条第3項において準用する場合に限る。）、第18号の2（新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項、及び第8条の2第2項において準用する場合を含む。）、第18号の3（新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項、第8条の2第2項、第9条の2第2項並びに第12条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）及び第20号（新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項及び第8条の2第2項において準用する場合を含む。）並びに第3項（新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項及び第8条の2第2項において準用する場合を含む。）、第3条の4第1項第2号オ、第10条第1号（新条例第10条の2第3項において準用する場合に限る。）、第10条の2第1項、第11条第2項（新条例第12条第3項及び第13条第4項において準用する場合に限る。）並びに第16条第1項の規定に適合しないものに係る位置及び構造の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に設置されている厨房設備又は現に設置の工事中である厨房設備のうち、新条例第3条の4第1項第3号及び第4号の規定に適合しないものに係る構造の基準については、これらの規定にかかわらず、平成5年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に設置されている図記号による標識については、当分の間、新条例第23条第3項及び第4項後段の規定によらないことができる。
- 5 この条例の施行の際、現に消防法施行例（昭和36年政令第37号）別表第1掲げる防火対象物に設けられている避難口のうち、新条例第40条第4号（新条例第42条において準用する場合を

含む。)に適合しないものに係る管理の基準については、同号の規定にかかわらず、平成5年3月31日までの間、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際、現に新条例第45条第3号の2、第7号の2、第8号の2及び第11号(野外に設けるものに限る。)に掲げる設備を設置している者に対する同条の規定の適用については、同条中「設置しようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「設置している者は、平成4年6月30日までに」とする。

#### 理 由

近年、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備として、これまでにない形態のもの普及が進んでおり、火災予防の観点から、これに対応した構造等の基準を定めるほか、これらの設備全般にわたって防火安全性の一層の工場を図る必要がある。また、防火対象物の用途の多用化、複雑化や災害の発生事例等に鑑み、喫煙等をはじめとする火の使用の制限に関する事項や、避難管理に関する事項についても、火災予防上必要な規定の設備を行い火災、その他の事故防止の徹底を図ろうとするものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明をお願いします。
- 消防長(角谷泰夫君) それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第56号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、消防長角谷から御説明申し上げます。

まず、提案の理由としましては、本条例準則の一部改正に伴いまして、火を使用する設備施設等の安全基準を定めるほか、防火対象物の用途の多用化、複雑化や火災の発生事例にかんがみ、調理用ダクト、喫煙、非難管理等に関する事項についても所定の整備を行い、火災その他の事故防止の徹底を図ろうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、御承知のようにこの条例は、火災予防上の技術上の基準を定めたもので、専門的かつ複雑多岐にわたっており、また、ページ数も議案書17ページから101ページに及んでおりますことから、新旧対照表により概要の御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと思います。

まず、40ページをお願いいたします。第3条以降につきましては、(炉及びかまど)とされていたものを(炉)といたしました。

次に、44ページをお願いいたします。第18号の2以降につきましては、炉を初め火を使用する設備に対する点火、立ち消え等の安全装置を設けることといたしました。

次に、48ページでございます。第3条第3項につきましては、入力30万キロカロリー以上の炉等の設備にあつては、不燃材料で区画された室内に設けることといたしました。ここで、入力30万キロカロリーについて補足説明を申し上げます。一般家庭に例を取りますと、台所にありますガスコンロの1つのバーナーは、2,000ないし4,000キロカロリーとなつておることから、その約100倍のボリュームとなつております。また、学校給食等でも使つております業務用の回転がまで2万ないし3万5,000キロカロリーとなつており、約10倍のボリュームとお考えください。

なお、現在のところ、本項目に該当する事業所はございません。

続きまして、54ページにまいりまして、第3条の4につきましては、従来、炉及びかまどの一種とされていた厨房設備について独立した規定を設けるとともに、ダクト火災を防止するため必要な構造等の基準を定めることといたしました。

続いて、64ページの第9条の2以降につきましては、内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機、放電加工機、屋内における発電設備及び蓄電池設備について、新たに火災予防上必要な位置、構造などの基準を定めることといたしました。

次に78ページ、第23条第1項第3号につきましては、従来は、人命尊重の観点から不特定多数が集まる劇場、百貨店等に重点を置いてきましたが、今回、文化財をさらに保護するため、本条におきまして喫煙等を禁止することができる場所として文化財を加えるとともに、禁煙、火気厳禁、喫煙所である旨を表示する図記号を別に定めることといたしました。

次に80ページ、第24条第2項につきましては、空き家の所有者又は管理者は、当該空き家への侵入の防止など火災予防上必要な措置を講じるよう定めました。

続いて81ページ、第26条第3項につきましては、がんぐ用煙火の取り扱い数値を明確にいたしました。

次の82ページでは、第28条中につきましては、自動車の解体作業時における注意義務を明記いたしました。

次に、85ページにまいりまして、第37条の2につきましては、ディスコ、ライブハウス等の関係者は、非常時において速やかに特殊照明並びに音響を停止するなど避難上有効な措置をするよう定めました。

最後に、37ページに戻りまして、附則第1条につきましては、本条例の施行日を平成4年4月1日からとし、附則2から6までは、個々の経過措置を定めたものでございます。

以上、簡単ですが、和泉市火災予防条例の一部改正の概要説明に代えさせていただきます。慎重御審議を賜り、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第17「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第57号

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律（平成3年法律第31号）が公布、施行されたことに伴い、関係条例を整理することを目的とする。

（和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市議会の議員のその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条中「1万円」を「2万円」に改める。

(和泉市普通河川等管理条例の一部改正)

第3条 和泉市普通河川等管理条例(昭和31年和泉市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第19条中「2千円」を「5万円」に改める。

第20条中「2千円」を「3万円」に改める。

(和泉市設墓苑条例の一部改正)

第4条 和泉市設墓苑条例(昭和31年和泉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第1号乃至第3号」を「第1号から第3号まで」に、「濫り」を「みだり」に、「1万円」を「3万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の各条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律(平成3年法律第31号)の公布、施行され、罰金の下限額が引き上げられたことに伴い、本市の条例についても所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事(稲田順三君) それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第57号「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、稲田より御説明を申し上げたいと存じます。

なお、改正が必要となります条例を所管する課が3課にわたりますので、例規を担当しております市長公室の方から御説明を申し上げます。

まず、改正の理由でございますけれども、昨年12月10日に招集され、本年5月8日に閉会いたしました第120国会におきまして、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律が成立し、平成3年4月17日、法律第31号として公布され、同年5月7日から施行されました。この法律は、罰金刑の見直しを内容とするものでありまして、刑法に規定する罰金の下限額が、これまでの20円以上から1万円以上に引き上げられたほか、7つの法律が改正されたものでございます。

このことに伴いまして地方公共団体では、1万円未満の罰金規定を設けている条例につきま

して、平成4年5月6日までに改正しなければならないとされたところであります。そこで、本市におきましても制定しております条例のうち、和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、和泉市普通河川等管理条例、和泉市設墓苑条例の3つの条例につきまして、所要の改正を行う必要が生じたところであります。

それでは、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の思考に伴う関係条例の整理に関する条例の概要を御説明申し上げます。

まず、第1条は、この条例の目的として、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整理することを規定いたしました。

第2条は、和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正であります。この改正は、第24条の罰則の規定を改正をするものでありまして、第20条第1項の報告、出頭等についての規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、1万円以下の罰金に処する、という規定中、1万円以下を2万円以下に改正するものであります。この条例の改正案につきましては、改正の都度、自治省行政局から準則が送付されてきておりまして、今回につきましても、2万円に改める旨の準則が送付されてきているものであります。

次に、第3条は、和泉市普通河川等管理条例一部改正でありまして、第19条と第20条の罰則の規定を改正するものであります。

まず、第19条の改正につきましては、同条例第3条行為の禁止、第4条行為の制限、第5条行為の許可の各項目のうち、比較的重いと思われる行為に対する罰則を規定しておりまして、この規定に違反した者について、1年以下の懲役、2千円以下の罰金、拘留又は科料に処する、という規定中、2千円以下を5万円以下に改正するものであります。

また、第20条につきましては、先ほどの第3条から第5条までの各項目のうち、比較的軽いと思われる行為に対する罰則を規定しているものでありまして、この規定に違反した者については、3月以下の懲役、2千円以下の罰金、拘留、又は科料に処する、という規定中、2千円以下を3万円以下に改正するものであります。

この条例の改正案につきましては、府下各市の普通河川管理条例の設置状況及び改正の状況等を参考といたしまして、本市の罰金の案を設定するものであります。

次に、第4条は、和泉市設墓苑条例の一部改正であります。この改正は、第17条の改正でありまして、許可を受けた目的以外に墓苑を使用したとき又は法令又は条例若しくはこれに基づく指示に違反したときなどの理由により使用を取り消すとき、その他基地をみだりに使用した者に対しては、1万円以下の罰金を科すことができる、という規定中、1万円以下を3万円以

下に引き上げるとともに、規定中の語句の修正を行うものであります。

今回の改正案につきましては、条例の設置年度から現在までの期間における刑法による罰金の引き上げ等を参考といたしまして設定したものであります。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでありまして、本条例案の施行前にした行為に対する罰金の適用については、改正前の条例を適用とするものであります。

なお、106ページと107ページに掲載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第18「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第58号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同 北池田小学校 同 池田下町1,670番地」を  
「同 北池田小学校  
同 池田下町1,670番地  
同 いぶき野小学校  
同 いぶき野三丁目3番1号」

「同 石尾中学校  
同 万町930番地」を  
「同 北池田中学校  
同 いぶき野三丁目4番1号」  
に改め、第2条中「同 石尾中学校 同万町930番地」を  
に改める。

#### 附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

#### 理 由

住宅・都市整備公団が開発する和泉市中央丘陵の児童生徒数増加に対処すべく、小学校及び中学校を新設し、もって学校規模の適正化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 管理部長（逢野博之君） それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第58号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、教育委員会事務局逢野より御説明を申し上げます。

住宅・都市整備公団が開発する和泉中央丘陵の北部ブロックから発生する児童生徒の対応と、周辺校としての北池田小学校並びに石尾中学校の学校規模の適正化を図る目的を持って、その施設設計の基本である就学区域について、昨年7月、和泉市適正就学対策審議会の御審議を煩わし御答申をいただく中で建設計画を策定、平成3年第1回定例議会におきまして工事請負契約締結についての御議決をいただき、建設を進めてまいりました（仮称）和泉台第一小学校並びに（仮称）和泉台第一中学校の工事も、議員皆様方並びに関係機関の御支援、御協力をいただく中で予定どおり工事も進捗し、中央丘陵の町開きに合わせた平成4年4月開校の見通しができましたので、本条例の一部改正を御提案申し上げる次第であります。

条例改正の内容でございますが、第1条では、新設小学校につきましては、その名称をいぶき野小学校とし、所在地いぶき野三丁目3番1号と定め、北池田小学校の次に加えるものがございます。

第2条は、新設中学校の名称を北池田中学校とし、所在地和泉市いぶき野三丁目4番1号と定め、石尾中学校の次に加えるものがございます。

なお、附則といたしまして、改正条例は、平成4年4月1日から施行いたしたく存じております。

御提案申し上げます学校名でございますが、本市の学校名は、従前から町名、地域名、

小学校区名を基準に採用しておりまして、今回もこの考え方をもとに検討する中、小学校につきましては、就学区域が新しく町名決定されたいぶき野全域と北池田小学校区の一部、室堂町並びに山深町会の全域と池田下町の府道泉大津粉河線以西であります。既に北池田小学校が存在していること並びに学校設置場所がいぶき野に所在することから、町名採用によるいぶき野小学校とするものでございます。

また、中学校につきましても、校区となります北池田小学校といぶき野小学校の校名の採用を基本に検討してまいりましたが、北池田小学校区は、今回の就学区域変更に伴う石尾中学校からの分離という条件の中で、地元北池田校区からは、石尾中学校に統合される前の北池田中学校名復活の要望も出されており、過去昭和58年には今回と同様、南池田中学校を新設し、南池田小学校区を石尾中学校から分離した際、南池田中学校として復活してきた経緯、加えて児童生徒数の増減の推移とはいえ統合分離という住民感情等、就学区域変更の円滑な運営を図る観点にも意を配し、北池田中学校の校名を御提案申し上げたものでございます。

次に、施設内容でございますが、新設小学校は敷地面積2万5,200㎡、校舎棟鉄筋コンクリート造り3階建て、3,389㎡、普通教室12、養護教室1、特別教室5、給食室鉄筋コンクリート造り平家建て180㎡、体育館鉄筋コンクリート造り平家建て919㎡、プール水面積349㎡及びその他必要施設を建設しておりまして、本市20番目の小学校として発足するものであります。

また、新設中学校でございますが、敷地面積3万1,600㎡、校舎棟鉄筋コンクリート造り3階建て5,375㎡、普通教室18、養護教室1、特別教室11、給食室鉄筋コンクリート造り平家建て180㎡、体育館鉄筋コンクリート造り平家建て1,100㎡、プール水面積325㎡及びその他必要施設を建設しておりまして、本市10番目の中学校として発足する運びとなっております。

以上、何とぞよろしく御審議を賜りまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 先ほど、条例のことで意見を申し上げましたが、今回もこの条例が施行されることによって規則などが変わるわけですね。私たちが贈与されております例規集を差し替えていただくわけですが、いちいち条例や規則が単に差し替えられるだけでなく、それについて、まず、こう変わった、ということで議会への報告事項の中でも何らかの形をとっていただきたい。今まで、規則や規程は私たちの目には触れてますが、いつ、どのように変わっていくかという推移がわからない。今回は、このように設置条例が変われば就学区域の規則も変えていかなければいけない。それについて、何らかの形で議会を通じて、これを差し替えます、という形をとっていただきたいんです。その点をお願いしておきたいと思っております。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第19「和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会議務局長朗読）

#### 議案第59号

和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「165,000人」を「199,600人」に改め、同条第4項中「59,400立方メートル」を「90,000立方メートル」に改める。

#### 附 則

この条例は、和泉市上水道第4回拡張事業計画申請に係る厚生大臣の認可が効力を生ずる日から施行する。

#### 理 由

今般、厚生省に和泉市上水道第4回拡張事業計画を申請するに際し、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長（岩井益一君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第59号「和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

初めに、提案の理由といたしましては、最近の中央丘陵開発事業等の進展を背景として給水人口並びに水需要増に伴い、このたび、平成15年を目途とした第4回拡張事業計画を厚生省に認可申請を行うに際し、これに先立って所要の条例の一部改正を図る必要があります。

ここで、第4回拡張事業計画について、別冊参考資料に基づき要点のみを申し述べますと、今般の事業変更の理由は、目標年次を昭和50年度とした第3回拡張事業を昭和44年度に厚生省の認可を得て実施してまいりましたが、計画給水人口、計画1日最大給水量とも計画値に迫りつつあるため計画の見直しを図るもので、平成15年度を目標年次とした計画給水人口を19万9,600人、計画1日最大給水量9万といたすものであります。

なお、第4回拡張事業計画における施設計画の主な内容でございますが、現在、住宅・都市整備公団が開発中のトリヴェール和泉及びその周辺市街地に円滑な供給を図るため、北部地区におきましては、北部配水池（7,200/2池）と合わせて管理棟の建設を行い、東部地区におきまして東部配水池（8,600/2池）等の建設と、コスモポリス計画地区にも事業の進捗に合わせてそれぞれ配水池の建設を予定するとともに、目標年次における1日最大給水量に対し、市内配水池の貯留時間を12時間以上となるよう整備を行おうとするものであります。

一方、増加する給水量に対応し安定給水を図るため、市内の送・配水幹線の整備を行うとともに、石綿管の更新を進め、配水管網のブロック化を図り、給水条件の均等化と有効率の向上に努めるものであります。また、震災等不測の事故等に対応するため施設の耐震化を図り、丘陵地区におきましては、本市において初めてのパイプ式緊急貯水槽（V=200）の建設を予定するとともに、安定した浄・送・配水施設の制御と経済的な水運用を図るため、末端水質監視モニターの新設と合わせて、計算演算システムを伴う遠方監視制御システムの構築を予定するものであります。

これら施設の整備計画に当たりましては、大阪府広域的水道整備計画に基づき、給水条件の均等化、受水施設、送配水施設の整備拡充及び監視制御体制を強化し、広域的な施設の運用を図るとともに、水運用情報の交換及び隣接市との相互連絡管の整備を行ってまいります。

これら事業施行に伴う総事業費は、106億円を予定いたしております。本計画の実施に当たりましては、関連プロジェクトの進捗状況を見ながら関係部局との連携を図りつつ、安定給水確保に万全を期してまいりたいと存じます。

それでは、条例の改正内容について申し上げますと、条例第2条第3項中給水人口16万5,000人を同19万9,600人とし、同条第4項中1日最大給水量5万9,400を同9万といたすものであります。

なお、施行期日につきましては、附則において、所要の手續に係る厚生大臣の認可が効力を生ずる日、つまり目下のところ、平成4年4月1日と予定をいたすものでございます。

以上、簡単ですが、議案第59号につきましての提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 今、計画人口19万9,600人というものは、どういう推定で計算をされているのか、その点だけわかればお答えいただきたい。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 工務課（西尾 浩君） ただいまの給水人口の推定根拠につきまして、工務課西尾がお答え申し上げます。

今回の給水人口の策定に当たりましては、市の総合計画の想定人口20万人を念頭に置きまして、過去昭和55年から平成2年度までの人口の伸びを実績といたしまして、平成3年度から平成15年度に至る人口を推定したものでございます。

なお、各年度の人口増につきましては、いわゆる一般の団地開発等による社会増と、その他市域における自然増等を相関係数の高い統計手法を用いましてそれぞれ推定したものでございます。

以上でございます。

- 7番（赤阪和見君） そうしたら、平成15年を19万9,600人という人口推定を水道の方で出されておりますが、和泉市行政としての目標もそのような形と理解してよろしいのかどうか。
- 市長公室理事（稲田順三君） 総合計画におきましては、一応、59年に制定して以後、平成7年の人口を20万人と想定しております。水道部局とも調整をいたしておりますが、おおむねそういう人口推移をたどっていくのではないかと考えております。19万9,600人ということでおおむね20万人と考えております。
- 7番（赤阪和見君） われわれは、平成7年から10年までに人口20万人という方向性だと考えておったんですが、これは平成15年ということになると、水道は水道でやっている企業会計なのだということ結構ですが、和泉市行政としてどこまで理解されて、それでいいんだという話があったかどうかということを理解しておかんことには、これで20万都市を目指すの

は平成15年だな、ということで理解してよろしいんですね。

○ 市長公室理事（稲田順三君） はい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（正午休憩）

---

（午後1時00分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

#### 議案第60号

##### 市街地の区域及び当該区域における住居標示の方法について

住居標示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、当市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居標示の方法は、街区方式によるものとする。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠 雄





- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第60号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案の理由並びにその内容について、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、今回、お願いいたします区域は、幸町の全域と旭町、山手町のほぼ全域並びに伯太町、池上町一丁目、尾井町、葛の葉町、王子町のそれぞれ各一部を含めた区域でございます。

御承知のとおり、今回の予定区域の大部分が北部第一住宅地区改良事業区域で、当事業もいよいよ終盤を迎え新しい町並みが形成されつつありますが、町の区域につきましては従来のままで、新しい町並みと町の区域の整合が図られていないことから、住民の日常生活並びに行政、通信、集配業務に今後、ますます支障を来すものと思われまので、今回、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により住居表示を行おうとするものでございます。

なお、本事業につきましては昨年度より現況調査等に着手し、本年6月より関係町会長に説明し、御理解と御協力をお願いいたしておるものでございます。

次に、内容でございますが、別図にお示ししております区域約33haを街区方式により実施する予定でございます。

なお、現在の幸地区の世帯数は約1,400世帯、人口約3,000人でございます。

次に、今後の予定でございますが、町の区域及び町名について関係町会と協議調整を行った上、和泉市住居表示整備審議会の開催をお願いし、町名、街区割等について御答申をいただいた後、30日間、案の公示を行い、この公示終了後の議会におきまして、町の区域及び名称の変更を議案として御提出する予定でございます。

なお、可決いただいた後、大阪府広報によります告示により平成4年内に実施する予定でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明といたします。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原 重樹君） 23番・原です。今の説明にも多少ありましたが、この図では地区内4号線の上の方の部分、多分、3号線までだと思いますが、いわゆる環境改善整備事業との絡みも出てくると思いますが、この後の部分は予定があるのかどうか、もうしたのか、それともする必要がないのか、計画的にはどうなっているのか。今回、一緒にやってないので、その辺の理由だけお願いしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） 計画課中屋よりお答え申し上げます。  
環境改善整備事業の地区指定に含まれております区域は、いわゆる王子町の区域も一部入っております。スケジュールといたしましては、まず、幸校区3町について先行して実施をしていきたい。引き続きまして、王子区域について地元協議に入っていきたい、こういう考え方でございます。
- 23番（原 重樹君） 環境改善事業が終了に近づいているのでやられているんじゃないかという認識でいいのかどうかという点と、引き続きやるということですが、一緒にできなかった特別な理由というのは何かあるんですか。法的な範囲の問題あるいは事業の進捗のぐあい等も含めて、一緒にやれなかったと理由があれば教えてください。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） 理由といたしましては、いわゆる実務の体制の問題でございます。一緒にやりますとかなりの世帯数にもなりますので、そこら辺の理由だけでございます。
- 23番（原 重樹君） 引き続きやるということで理解をしておきたいと思います。  
これは改良事業部の方になるかもわかりませんが、細かい点はいろいろあるにしても、ほぼ終わったということでの最後にこういう住居表示が出されているという理解でいいのかどうか、大まかな話ですがね。
- 改良事業部長（富田宏之君） 改良事業部長富田よりお答えいたします。  
環境改善整備事業は、確かにハード事業につきましては公共施設、すなわち改良住宅とそれに付随いたします各公共施設建設については、大体の見通し99.9%まで終わっております。ただし、42.36haの指定地区内につきましては、現在、まだ不良住宅がかなりの戸数がございます。その問題につきまして、今回、いろいろと精査をしているわけでございますが、できる限り、不良住宅の買収、除却に努めてまいりたいという考え方でございます。  
以上です。
- 23番（原 重樹君） 微妙な言い方ですが、大ざっぱに決められたら困るという発想も事務局にはあると思います。今回の地域だけから見れば、いわゆる最終段階として張り付けというか、それも終わってきた段階で、住居表示もきちんとしていこうということでの理解をしておきます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に。
- 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷です。この周辺、例えば府中町でも昔のままの3ケタの番地が残っているところがあります。それで行くと、伯太の小学校の近くとか桑原町の中に入っ

てみたり、とんでもないところへ行くことがあります。この周辺についての年次計画的なものがあれば教えていただきたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） 府中町の住居表示につきましては、一番最初の41年に実施をさせていただいております。
- 29番（大谷昌幸君） 府中町だけでなく、この周辺で400何番地とか、特に黒鳥町と隣接しているところもありますが、それらも含めてです。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） 特に黒鳥町と隣接している周辺につきましては、警察の前の都市計画街路府中阪本線から伯太寄りに府中町の飛び地というか、府中町の墓地がございます。それから、主な原因は、都市計画道路の大阪岸和田南海線ができてからやりたいということがございます。と言いますのは、伯太、黒鳥、府中という形で地番が錯綜し、そこに府中の墓地があることに加えまして、都市計画道路の整備ができていないということで、実施の予定時期については、そこら辺の進捗の状況を見た上でやりたいということでございます。
- 29番（大谷昌幸君） 全然見通しが立たないということで理解をしておきます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第21「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接施行同意について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第61号

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接施行同意について  
新住宅市街地開発事業に関連する下記公共下水道新設工事につき住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第34条第1項の規定により、住宅・都市整備公団に対し同意するにあたり同法第34条第3項の規定に基づき市議会に付議する

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 施設の名称

和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道

(1) 処理分区、排水区

汚水

5-27処理分区

5-28処理分区の一部

雨水

丘陵南部排水区、丘陵西部第一排水区

丘陵西部第二排水区の一部

(2) 幹線

汚水

丘陵第四幹線、丘陵第五幹線

雨水

丘陵南部幹線、丘陵西部幹線

2. 工事の区域

(1) 処理分区、排水区

大阪府和泉市唐国町、内田町、浦田町、松尾寺町、緑ヶ丘、春木、鍛冶屋町、青葉台の一部

(2) 幹線

汚水

丘陵第四幹線 起点 大阪府和泉市浦田町

終点 大阪府和泉市松尾寺町

丘陵第五幹線 起点 大阪府和泉市唐国町

終点 大阪府和泉市春木町

雨水

丘陵南部幹線 起点 大阪府和泉市浦田町

終点 大阪府和泉市松尾寺町

丘陵西部幹線 起点 大阪府和泉市内田町

終点 大阪府和泉市春木町

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

- 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第61号「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接施行同意について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。説明に先立ちまことに恐れ入りますが、議案及び参考資料に誤りがありますので、お手元に配付申し上げております正誤表のとおり御訂正方をお願い申し上げます。

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連いたします公共下水道事業につきましては、昭和62年第1回定例議会におきまして約176haの直接施行の御同意をいただき、平成4年春の町開きに向け現在、住宅・都市整備公団が鋭意整備を進めているところであります。今回は、新住宅市街地開発全体区域370haのうち、前回御同意をいただきました残り194haについて御同意をいただくものであります。

公共下水道事業は、本来、市町村固有の事務であります。中央丘陵など大規模な新市街地整備事業につきましては、限られた時間の中で計画的な施行が必要であり、このため事業主体であります住宅・都市整備公団が直接施行することができるよう住宅・都市整備公団法に規定されております。公団が市と同様に国庫補助金を受け直接施行を行うには、公団法第34条第1項により下水道管理者である市の同意を得なければなりません。また、市が同意をしようとするときには、同条第3項により当該市議会の同意を求めるよう規定されているものであります。

次に、施設の概要につきまして御説明申し上げます。

議案書118ページ以降に記載しておりますが、施設の名称は、和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道で、今回の事業区域は、東部及び西部の約194haであります。

汚水の処理分区は、5-277処理分区、5-28処理分区の一部であります。

排水区は、丘陵南部排水区、丘陵西部第一排水区及び第二排水区の一部であります。

幹線につきましては、汚水は、丘陵第四幹線、丘陵第五幹線で、雨水は、丘陵南部幹線、丘陵西部幹線であります。

工事区域は、処理分区、排水区とも和泉市唐国町他7町の一部であります。

汚水幹線の起終点は、丘陵第四幹線につきましては、起点浦田町から終点松尾寺町まで、丘陵第五幹線は、起点唐国町から終点春木町までであります。

また、雨水幹線として、丘陵南部幹線は、起点浦田町から終点松尾寺町まで、丘陵西部幹線は、起点内田町から終点春木町までであります。

管渠延長につきましては、末端管渠を含めまして汚水管約2万1,000m、雨水管約2万3,000mであります。

詳細につきましては、別紙参考資料1ページ以降に記載してありますので、御参照賜りたく

存じます。

以上、まことに簡単であります。提案理由並びにその内容につきまして説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 7番（赤阪和見君） これは直接施行同意ということですが、この全体計画の中でお聞きをしておきたいんですが、緑ヶ丘、青葉台に隣接するところ、丘陵第四幹線、丘陵南部幹線ですか、そういうところに位置すると思いますが、これらの供用開始がどのぐらいになり、そのときは、同時に緑ヶ丘、青葉台はこの幹線に乗っていくのか、という点をまずお聞きしたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 建設部次長（山崎精二君） お答えいたします。

現在、緑ヶ丘、青葉台については、まだ事業認可区域ではございませんので、今後の進捗状況によって事業認可を取り、緑ヶ丘については平成5年度以降供用開始に向けて進めていきたい。青葉台につきましては平成8年から9年になると思います。と言いますのは、和泉丘陵の下水道計画が完了する平成11年3月末予定に向かって進めていきますので、青葉台は少し遅れていくわけでございます。

○ 7番（赤阪和見君） こういう形で下水道が進捗していくということで、緑ヶ丘、青葉台についてははっきりした年度がわかってきている、希望的な観測もありますが、そうしていこうということですね。そこで考えるならば、そういう大きなところで既に管が布設されているところはめどが立っているんですが、例えば石尾中学校の周辺あたりはどうなるのかという形に聞いてみたいわけです。民家が1軒、1軒ポツリポツリとあるような、こういう緑ヶ丘、青葉台あるいは万町、子供服団地の区域ではなく、その周辺にある住宅などはどうなっていくのかということが、地域住民にとって大きな問題点になるところだと思いますので、お願いしたい。

○ 建設部次長（山崎精二君） ただいま説明した分でございますが、現在、既成市街地において整備を進めている状態でございます。その既成市街地についての面整備が進んでいく中において、その周辺地区についても整合性を図り、早く事業認可区域を拡大しながら順次、事業を進めていきたいと考えております。

○ 7番（赤阪和見君） 意見だけ申し上げておきますが、緑ヶ丘、青葉台、それから、もう供用開始をされていると思います弥生町とか、既にコミプラ的にやっているところが早く結合されていくが、1軒、1軒の住宅に対する面整備が非常におくれるように思います。しょうがないと言えばしょうがないんですが、ただ、皆さん方がいつも言われますように、下水道区域の

比率がぼこぼこ上がるような方を優先していく結果、本当に隣まで来ているのに、というところが遅くなるのではないかと懸念するわけです。その点をしっかりとした整合性の中でやっていただかなければならないと思います。これはひとつよく考えていただきたい。

それと、公共下水道の進捗に伴い汲み取りが少なくなるという方向性もあります。また、浄化槽の管理助成についても以前から言うているように、合わせてその方向性も持っていただきたいと思いますので、要望だけしておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第22「泉北水道企業団規約の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第62号

#### 泉北水道企業団規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、泉北水道企業団規約の変更に関する協議を行うにあたり、議会の議決を求める。

平成3年12月17日提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 泉北水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

泉北水道企業団規約の一部を次のように変更する。

第5条第2項中「6人」を「5人」に、「4人」を「5人」に改める。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条中「分賦金」を「出資、長期の貸付、負担金」に改める。

第12条を次のように改める。

（出資及び負担金の割合）

第12条 前条の出資の割合は、前年度の関係市に対する実給水量を基準として定める。

2 前条の負担金の割合は、関係市の均等負担とする。

第13条を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める選挙から施行する。

(1) 第5条第2項の改正規定中「6人」を「5人」に改める部分 平成4年4月1日以後初めて泉北水道的企業団の議会において行われるこの企業団の議会の議員の選挙（この規約による改正後の泉北水道企業団規約(以下「改正後の規約」という。)第6条第2項の規定による補欠選挙を除く。)

(2) 第5条第2項の改正規定中「4人」を「5人」に改める部分 前号の選挙以後初めて高石の議会において行われるこの企業団の議会の議員の選挙

(経過措置)

2 前項第1号の選挙から同項第2号の選挙までの間、改正後の規約第5条の規定の適用については、同条第1項中「15人」とあるのは、「14人」とする。

#### 理 由

泉北水道企業団を組織する3市の議会における平等な意見反映を図り、より円滑、適正な企業団の運営を行うために、企業団の議会の議員数の改正を行うとともに、地方公営企業法の趣旨に即したものとするため、所要の改正をする必要がある。

これが、この規約案を提出する理由である。

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長公室理事（稲田順三君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第62号「泉北水道企業団規約の変更について」、提案の理由並びにその内容につきまして、市長公室稲田より御説明を申し上げます。

まず、規約の変更の理由についてでありますけれども、泉北水道企業団を組織する3市の議会における平等な意見反映を図り、より円滑、適正な企業団の運営を行うため、企業団の議会の議員数の改正を行うとともに、地方公営企業法の趣旨に即したものとするため、所要の改正を行う必要があるというものでございます。

さて、一部事務組合の規約を変更する場合につきましては、地方自治法第286条及び第290条の規定により、組合を構成する市の議会の議決を経てから構成市が協議をいたしまして、知事の許可を受けなければならないとされております。

それでは、規約の変更の内容につきまして御説明を申し上げます。議案書123ページでござ

います。まず、第5条第2項は、泉北水道企業団議会の議員定数についての規定でありまして、現行の議員定数は、泉大津市6名、高石市4名、和泉市5名となっておりますが、企業団を組織する3市の議会における平等な意見反映を図るため、各市5名ずつとするものであります。

次に、第6条第2項は、議員の任期についての規定でありまして、現行は、任期満了に伴いその職を失った場合には、後任者が選任されるまでの間は、なお企業団の議会の議員としての資格を有することとなりますが、企業団を組織する3市の住民の意思を正確に反映させるためにも、企業団の議会の議員は、企業団を組織する3市の議会の議員の資格を有する者のみとすることが最適でありますことから、第6条中、任期満了により構成市の議会の議員としての資格を失った場合は、後任者が選任されるまでの間は、なおその職にあるものとする、と規定されております第2項を削り、第3項を第2項とするものであります。

次に、第11条は、経費の支弁方法についての規定でありまして、現行は、分賦金として経費を負担しておりますが、企業団は一部事務組合でありますので地方自治法が適用されるとともに、水道事業を行っていることから地方公営企業法も適用されることとなりますので、同法第17条の2の地方公営企業の経費は、地方公共団体が出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担する、の規定の適用を受けることとなります。そこで、同法の規定に即したものとするため、第11条中、「分賦金」を「出資、長期の貸付け、負担金」に改めるものであります。

次に、第12条は、出資及び負担金の割合についての規定であります。現行の第12条は、(分賦金の負担方法)についての規定であります。さきに御説明させていただきましたとおり、第11条中の分賦金が出資、長期の貸付け、負担金に改正されることに伴いまして、企業団を組織する3市における経費の負担割合をより明確にするため、本条を全文改正することにより見出しを(出資及び負担金の割合)といたしまして、第1項で出資の割合を、第2項で負担金の割合をそれぞれ規定するものであります。

次に、第13条は、(損失補填の方法)についての規定であります。この規定は、「企業団に損失が生じたときは、関係市が企業団の議会の議決を経て定める方法により、これを補填しなければならない」という内容の規定であります。このことは、地方公営企業法第17条の3に規定する地方公共団体の地方公営企業に対する補助の内容と重複するものでありますので、この条文を削るものであります。

最後に、附則についてであります。第1項は、施行期日に関する規定でありまして、本規約は、平成4年4月1日から施行するものであります。

その例外といたしまして、第5条第2項の企業団の議会の関係市ごとの議員数の改正規定につきましては、まず、泉大津市より選出されるこの企業団の議会の議員を「6人」を「5人」

に改める規定についての施行期日は、平成4年4月1日以後、初めて泉大津市の議会において行われるこの企業団の議会の議員の選挙の日から施行するものであります。

高石市より選出されるこの企業団の議会の議員を「4人」から「5人」に改める規定についての施行期日は、泉大津市の議会において行われるこの企業団の議会の議員の選挙以後、初めて高石市の議会において行われるこの企業団の議会の議員の選挙の日から施行するものであります。

また、第2項は、第5条の改正により企業団選出の議員定数についての経過措置に関する規定であります。この経過措置は、平成4年4月1日以後、初めて泉大津市の議会において行われるこの企業団の議会の議員の選挙から、その選挙後、初めて高石市の議会において行われるこの企業団の議会の議員の選挙までの間、企業団以外の議員は、第5条第1項中、「15人」とあるを「14人」と読み替えるものであります。なお、126ページと127ページに記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第23「工事請負契約締結について」〔（仮称）槇尾山森林浴コース整備工事〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第63号

工事請負契約締結について

（仮称）槇尾山森林浴コース整備工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年12月17日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 (仮称) 槇尾山森林浴コース整備工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 145,230,000 円
- 5 契約の相手 和泉市仏並町12番地  
式森建設株式会社  
代表取締役 式 森 光 二

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長(神藤恒治君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第63号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容につきまして、総務部神藤から御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、かねてより懸案のふるさと創生事業の一部として、本年度予定いたしました造成工事を施行しようとするもので、工事の請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、(仮称) 槇尾山森林浴コース整備工事。契約金額は1億4,523万円。契約の相手方は、和泉市仏並町12番地、式森建設株式会社代表取締役式森光二と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び別紙図面にお示しいたしましたとおり、工事場所は、和泉市槇尾山町1番地13ほか25筆。整備面積4万1,040.67㎡。構造及び規模は、伐開面積1万8,338.9㎡、切土2万4,162㎡、盛土2万6,584㎡、フトン籠堰堤1箇所、石積擁壁1,231.57㎡、路盤工2,456.5㎡、U字側溝89.5m、調整池ブロック積擁壁625.6㎡、親水護岸工2箇所等でございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成4年3月30日を予定いたしております。

また、引き続き来年度は、上物といたしまして展望広場、芝生広場、花の広場等を整備するとともに、展望台を初め施設設置を予定いたしておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第63号「工事請負契約締結について」の御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷です。これやっていたいただくのは大変結構なんです。この工事請負の議案を承認すればいいわけですが、ただ、この森林浴コースの道路整備は、どのような様式というか形式を考えておられるのか、もう少し詳しく説明していただけませんか。これに近いのに20余年前にできた府のダイヤモンドトレールはありますが、和泉市でこういう事業は初めてなんです。他市ではあちこちにありますが、一体、どのように企画されているのか。いわゆるコンサルを入れたものか、あるいはまた、和泉市の中でもこういうコースに親しんでおられる方々、水道にも福祉事務所にも同対部にもおられますが、そういう方々の御意見も恐らくお聞きになられたとは思いますが、しかし、やってしまった以上は取り返しがつきません。森林浴コースという限りにおいては、自然に親しむということが前提条件だと思いますので、念のため御説明いただけませんか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 公園課の方が委託を受けておりますので、公園課樋渡より道路整備の中身と、この計画についてコンサルタントを入れたのか、という点についてお答えしたいと思います。

本年度は、路盤工事を行います。これについては3mの有効幅員を持って路肩が50cmです。なぜ、こういう道路になっているかと申し上げますと、高さが中腹部でございますが、この場所に芝生広場がありまして、もう少し上の一番頂上には展望広場がございます。この部分への管理用の道路、と言いましても、一般的に車が入れるような道路でございません。しかしながら、芝生広場、展望広場の今後の維持管理の問題もございますので、一応、今年度に路盤工事を行いまして、平成4年度には、かなり勾配がきつところとして20度ぐらい、大体、11度20分ぐらいありますので、アスファルト舗装というわけにはいきませんので、コンクリート舗装でないと路盤をそのまま置いておくわけにはいかないということで、そういう中身を考えております。

それと、コンサルタントを入れたのか、ということでございますが、確かにコンサルタントは入れてございます。

以上です。

○ 29番（大谷昌幸君） 今、コンクリート舗装ということを知って残念に思います。どこかほかの似たように施設を視察されましたか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 確かにこの近く、熊取になりますか、そちらの方も視察させていただきました。その中では一部地道になっておりますが、勾配がうちよりも緩やかなんです。また、コンクリートの色の問題もあるかと思えます。

- 29番（大谷昌幸君） コンクリートの色は関係ないですよ。一番いいのは、貝塚の大阪府立少年自然の家です。本当に自然のままですよ。これの倍ぐらいのところを全部整地してます。それをなぜ見なかったのか、非常に残念に思います。私は、前から一度八ヶ丸山へ行きたいと思ってましたが、実は今朝行って来たんですよ。少なくとも、雉が2羽鳴いてました。なかなかええところですよ。ええところへ企画してくれたと喜んでますが、今のコンクリート舗装と聞いてがっかりしてます。何もあそこまで行ってコンクリートの道を歩かなくても、ここにコンクリートの道は一杯ありますよ。府の少年自然の家を見てください。直径10cmぐらいの丸太で蹴上がりるところをつくり、本当に土のまま道をつくってますよ。それでこそ、初めて自然に親しめる森林浴コースと言えるわけです。後で出てくる補正予算の立木補償として1,400万円ばかりの予算が計上されてますが、この森林浴コースの関係だと思いますが、結局立木を切るわけでしょう。そうしたら、芝生というのはどの辺にあるんですか。
- 公園課長（樋渡顕治君） みかん山がありますが、それより少し上がっていただいたところですよ。
- 29番（大谷昌幸君） そこは芝生にするよりは今のままの方がいいです。芝生にして何をつくるんか知りませんがね。それに、展望台はつくってくれて結構ですが、どこにつくるんですか。峰が2つありますが、低い方につくるんですか。向う側に見える高い方は入ってないですな。
- 公園課長（樋渡顕治君） 八ヶ丸というところが展望広場です。図面上では北の端になります。
- 29番（大谷昌幸君） そうすると、この一番高いところの手前、恐らくそうやと思います。
- 公園課長（樋渡顕治君） 一番こちらサイドでは上になります。
- 29番（大谷昌幸君） そこが400mかのところになるんですか。
- 公園課長（樋渡顕治君） 418mでしたか……。
- 29番（大谷昌幸君） その場所やったら、その真向かいに10m以上高い山があります。一たん10mぐらい下って、現在の枯れすすきの中のブッシュをくぐり、さらに20mぐらい上がるんですよ。その上にずっと植林した杉の立ち木があるわけですよ。そこを展望台にするのんと違うんですな。その手前につくるんやったら展望が効きませんわ。何メートルの高さに持ち上げるんか知りませんが。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） 企画の今村の方からお答えさせていただきます。先生が御指摘されました植林されているところが八ヶ丸山でございます。
- 29番（大谷昌幸君） 高い方でしょう。

- 市長公室次長（今村堅太郎君） そうです。
- 29番（大谷昌幸君） そこに展望台をつくるんですか。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） そうです。
- 29番（大谷昌幸君） 現在、あそこある30年物ぐらいの杉の木を伐採して、どれぐらいの高さの展望が効く展望台をつくるのか知りませんが、自然を壊して森林浴コースをつくるんやったら何をしてるんやらわかりませんよ。今、どうこう言うのと式森さんの仕事の関係もあるかと思いますが、もう少し考えてくださいよ。それから、先ほどお聞きをしたところでは、コンクリート舗装は後回しということですか。
- 公園課長（樋渡顕治君） 平成4年度です。
- 29番（大谷昌幸君） ぜひもう一度考え直してくださいよ。青少年の家から距離的に2kmあるなしでしょう。私は急いでいたもので詳しく距離は測ってきませんでしたが、そんなところでしたら、恐らく小中学生が多いわけです。土に親しむということから考えたら、そんなことでは、ふるさと創生ということでも何にもならないと思います。今からでも遅くないんやったら、府の青少年の自然の家を見てきてくださいよ。文句なしに自然をそのまま生かし、危険を防止してますよ。その点で心構えを聞かせてください。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） ただいまの道路舗装の件は別にしまして、森林を壊してまで、というお話でございました。確かにふるさと創生事業をやるについて、どういう事業をするかということでいろいろ議論をされてまいりました。最終的に森林浴コースをつくらうということで決定されてきましたが、その中で特定の方だけが利用するような施設整備であってはならない。ふるさと創生という冠からターゲットを広く持ち、ファミリーというか子供たちから一定のお年を召した方まで利用できる施設ということで展望台、芝生広場、さらにはローラー滑り台までやろうと計画をしております。そういう格好でターゲットを広く求めたので、そのための必要最小限の木の伐採をすることになったものでございます。御理解を願いたいと思います。
- 29番（大谷昌幸君） ターゲットを広く持つといいましても、あの道は大分勾配がきつい。先ほど、20度ぐらいと言われてましたが、お年のいった方は無理ですわ。結局、若い人だけになりますよ。その人たちにより土に親しんでもらうところや、と言うてますが、考え方、発想の仕方が違うのかな。その辺にある遊園地と同じようなものを森林浴コースに持ってきたらええという発想では、おカネを入れながら非常に残念やと思います。昨夜か一昨夜の雨が降って1日たってますが、下は少しもしめってます。水はけはいいんです。あれを登って行く右側に沢があり、滝らしいものもありますが、そういうところを残してやってこそ森林浴コースで

しょう。それを全部擁壁で囲ってしまい、なるほど危険防止でいいですが、あのみかん山のところまで軽四輪で行けますがな。まして、4WDなら全部行けるはずですよ。そういうところをあえてつぶしてまでつくるといのは考えもんやと思います。芝生を植えて遊べるように、あるいはキャンプファイヤーがたけるようにするのはよろしいが、自然を痛めるということでは何をしてるんかわからんという感じがいたします。

ほかにも質問をされる方がありますのでこれぐらいでやめますが、機会があれば、できてから評価をさせていただきます。さきにも言いましたように、こういうものをつくる場合には、他市の身近なところに既成のものもあるんやからできるだけ見て来てくださいよ。何でもコンサルタントというのでなく、市民のために思った生きた政治、熱のある政治をしてくださいよ。市の職員の中にも山に親しんでいる方々が何人かおられますが、その方たちの意見もお聞きして計画すれば、本当にええものができると思います。何ば観点が違うというても、山へ入ってコンクリート道ばかりでだれが寝めますか。評価は後日のことにしておきましょうや。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。
- 7番（赤阪和見君） 今、今コンクリート道路ということを知かされてびっくりするわけです。特にこれは議案ということではしようがないと思いますが、これだけ大きな工事をする中では、どのぐらいの日程を予定しているのか。ここに3月30日と出るのはしようがないと思いますが、本来、予定されている工期はどのぐらいかを確認させていただきたい。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 公園課長（樋渡顕治君） 工事につきましては、本年度に造成工事に入ることです。今のところ、平成4年3月30日という今年度一杯ということでございます。ただ、工事の中身について、本当にいつまでかかるんや、と言われましても、何とか今年度中にやり上げたいという気持ちでございます。万一には、繰り越しということもあろうかと思いますが、御了承願いたいと思います。平成4年度には、引き続いて工事に入っていきたいということでございます。
- 7番（赤阪和見君） それはわかるわけです。これは法令上のことで来年3月30日ということにしなければならぬというのは理解しますが、これをテコに業者の間でいろんな点で無茶苦茶言われるんや、という声もちらほら聞くわけです。その点で突貫工事でいいのかどうか。土を締めながらやっていけば、コンクリートがどうのこうのと言わなくてもいけるんじゃないか。みかんをつかっておられる方々が軽四輪で上がっているんですからね。この議案を変えろ、とは言いませんが、この請負契約の中であなたがたは大体どれぐらいの工期を理解しているのかどうか、その点だけ聞いておきたいと思います。

○ 公園課長(樋渡顕治君) 事実上、これだけの工事になりますと、おおむね7カ月近くはかかるんじゃないかと思っております。

○ 7番(赤阪和見君) 了解しました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

○

○議長(柳瀬美樹君) 日程第24「工事請負契約締結について」(放光池1号公園整備工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 議案第64号

#### 工事請負契約締結について

放光池1号公園整備工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田忠雄

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 放光池1号公園整備工事                             |
| 2 契約者    | 和泉市長 池田忠雄                               |
| 3 入札の方法  | 指名競争入札                                  |
| 4 契約金額   | 135,675,720円                            |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町429番地の3<br>株式会社 竹内建設<br>代表取締役 竹内博文 |

○議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○総務部長(神藤恒治君) お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第64号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容につきまして、総

務部神藤から御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、都市計画事業の一環として施行いたすもので、工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約の目的は、放光池1号公園整備工事で、契約金額は、1億3,567万5,720円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び別紙図面にお示しいたしましたとおり、工事場所は、和泉市伯太町四丁目952番地の3ほか2筆。整備面積6,400㎡でございます。園路広場工として舗装工3,233㎡、雑石積458㎡、排水管333m。修景施設工として高木183本、中木63本、低木835株、芝生1,228㎡。休養施設工として東屋2基、ベンチ7基。便益施設工として便所1基。遊戯施設工として総合遊戯1基、ザイルクライミング1基、健康遊具4種類。管理施設工として照明灯6基、水飲み2基等でございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成4年3月31日を予定いたしてございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第66号「工事請負契約締結について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。何点かお聞きします。

最近、勉強不足でお聞きしたいんですが、条例に基づいて議会の議決を必要とする契約金額は幾らになってますか、それが第1点。

それから、この放光池は、環境改善整備事業の地区指定がされているのかどうか。

3点目は、これは放光池全部ではないですね。この参考図面の下の方、南側ですが、この部分も池だと思いますが、ここも公園にされるのだらうと思いますが、どうなっているのか。

それから、この辺でややこしい話がありました。池の全面買収は終わったのかどうか。

その辺を先にお答えを願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 総務部次長（奥村富彦君） 御質問の第1点、工事請負契約についての議会の議決を必要とする金額でございますが、工事に関する限り9,000万円ということでございます。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 2点目、3点目、4点目について、公園課樋渡よりお答えいたします。

放光池は環境改善整備事業の地区指定がされているか、という件につきまして、場所的には、この図面の中で南端が放光池1号の切れるところでございますが、この場所から南側には池上下宮線、これは池上下宮線のセンターになりますが、それと放光池2号公園がございますので、今回の放光池の部分の3分の2ほどの分については、環境改善整備区域内ということでございます。

3点目、残る2号公園はどうなっているか、ということについて少し説明させていただきます。もともと放光池は、東西距離約70m、南北距離約140mの南北に伸びた池であります。上流より流入する水路は2系統に分かれ、その1つは、丸笠池、蓮池、青森池を経て流下する水系で、これには惣ヶ池からの流下水も含まれております。この水系は、放光池と前奈池に分かれております。他の1つは、南側の住宅地域からの排水系統であります。

放光池の集水区域面積は24.3haで、この区域の下水道計画の主要幹線は池上下宮線に計画されておりますが、現在は、用地買収が進められている状況で、将来は、この幹線で排水されるものですが、現時点では、現況排水を考える必要があります。池より下流への排水は、伯太放光池丸笠線へ布設されている管渠ルートと既設水路ルートの2つで、この排水の流量余裕を調整池許容放流量としたものでございます。

次に、調整池自体の容量でございますが、下水道雨水調整池技術水準により計算いたしました結果、約2,400m<sup>3</sup>をためる必要があります。場所といたしましては、池上下宮線と南側の2号公園を第1調整池とし、第二的な池として1号公園の多目的広場を見込んでおります。

日常の雑排水は、コンクリート水路及びヒューム管で既設の雨水管と水路に流し、強い雨が降ると調整池にためるようにしております。また、調整池にたまった水を速やかに流すため、池底に数本の水路も設けております。

境界周辺の犬走とのり面には、コンクリートを張って付近住宅地に雑草が入るのを防ぐように計画しております。また、安全面においては、境界沿いにフェンスを張ってまいります。

2号公園の整備予定でございますが、ただいま説明させていただきましたように、下流の排水管ができた時期より整備に入るよう計画していきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

4点目の池の買収はできているのか、という件につきましては、池は全部買収ができております。ただ、直接私どもの買収と、一部先行買収がございます。

以上です。

- 25番(天堀 博君) 私を初め皆さんもそうやろうと思いますが、なぜ池の全部の買収をしているのに一緒に公園にしないのか、ということです。最初に9,000万円という額を聞いたのは、2号公園の方はその額に達しないので議会に出さなくてもええんやろう、と思うているのかなということです。ところが、ちょっと考え方が甘いですな。いろいろ聞いたら、今、お答えがあるようにそれなりの理由を付けてます。なぜ、この南側の2号公園を残したかというのは、現況の雑排水を含めた排水の下水道なりができるまでは、一応、その池で取り込まないかんで、この池はすぐに公園にできないということをおっしゃってます。ところが、そうすれば今、下流域の排水管、それから、次の公園というのは、どのぐらいの時期に予定をしているんですか。
- 公園課長(樋渡顕治君) 先ほども少し述べさせていただきましたが、2号公園の時期と言われますと、池上下宮線の買収が済み、その中に排水路ができたという状態をもって何とか整備していきたいという形でございます。御理解願いたいと思います。
- 25番(天堀 博君) それでは、池下線について聞きますわ。この図で言えば、池の方は全部買収ができますわな。僕も全くこの辺の地理には明るくないので具体的に教えてほしいんですが、この図の左側の部分では、どこからどこまでの買収ができて供用開始ができるんですか、それから、後の見込ですね。
- 都市整備部理事(中野義裕君) 池上下宮線の整備状況につきまして、都市整備部中野からお答えを申し上げます。
- 先般も一般質問におきまして御質問がありましたが、現在、池上下宮線が事業着手しておりますのは、JR阪和線から大阪岸和田南海線、この図面で見ますと、ちょうど左の端の方にJR阪和線が少しだけ出てますが、そこから幸小学校の横手を通りまして、ただいまお話がございました放光池1号公園の個所、これは直線で区切られていますが、このあたりを通りましてやや山手の方に大阪岸和田南海線がございますが、延長にして830mほどございます。その区間につきまして現在、大阪府と和泉市が用地買収を行っているという状況でございます。現在まで面積にして、ただいまお話がございました放光池の部分も含め約70%が買収済みという状況でございます。
- 以上でございます。
- 25番(天堀 博君) このJR阪和線から岸和田南海線までの830mは70%が買収ができていているということですね。それでは、いわゆる工事に着手して開通するまでどのぐらいかかりますか。
- 都市整備部理事(中野義裕君) あとの未買収用地が30~40%ございます。それから、文化

財調査並びに道路工事等が必要なわけでございます。それと、JR阪和線との立体交差をいたします工事等が必要になってまいります。そういったものが順調に進みますと、あと数年程度で開通が可能であろうと大阪府から聞いております。

○ 25番(天堀 博君) 未買収の用地と文化財の調査、それにJR阪和線との立体交差等が順調に進めばということで、あと数年でいける、と言われましたが、本当にあと数年でいけますのか。

○ 都市整備部理事(中野義裕君) 先ほど申し上げましたように、大阪府から聞いておりますスケジュールといたしましては、用地買収等が順調に進めば、数年ぐらいで開通が可能だろうということです。

○ 25番(天堀 博君) 用地買収は、府が直接やっているんですか。

○ 都市整備部理事(中野義裕君) 用地買収につきましては、大阪府と和泉市が協力して当たっているという状況でございます。

○ 25番(天堀 博君) これは僕が知る範囲では、改良事業部も含め池下線と岸和田南海線と一緒にやっているわけでしょう。ところが、とにかく進まないというか動かないというか、困っているわけでしょう。僕が議員になった当時か、かなり前から幸校区の適性就学区域を決める時点で早くやらなければならないという、いわば特命でかかっておってこれなんでしょう。それが順調にいけば数年でいけると言われますが、前に話があったように、10年までは数年やから、8~9年かかるかもしれません、それでもできないかもわからない。そこで、相当先の長い話ということです。この下水管はそこにを入れるということですが、それまでは、全くそれ以外に2号公園に入る污水あるいは雨水の排水を持って行く場所はないんですか。

○ 建設部次長(山崎精二君) 下水道課山崎からお答えいたします。

現在の水路、それと1号公園に入っている幹線水路の一部、上流部にある惣ヶ池水路の既設管、この3カ所ぐらいしかありません。

○ 25番(天堀 博君) 先ほど、環境改善整備事業が終わりに近づいてきたので、きちんとふくそうしている部分を整備をしなければいけないということで住居表示が出てきましたね。この地区内1号線その他については、もう管を入れたりどうのこうのすることはできない。池下線以外にないというわけですか。

そこで、今までは大きな池であったものが、2号公園の部分の貯水量が3分の1以下になる。そこに下水や雨水が流れ込んでくるので、この1号公園の下にも管を入れたりすると言われてますが、いつ、これは2号公園としてできるかどうかかわからないわけですね。もっと計画的に進めて全部を公園にしないんですか。事前にもっと環境改善整備事業をしているんやったら、

その辺も含めて計画的に考えて雨水も汚水も含めて排水を整備し、この池の全部を公園にするということを考えなかったんですか。なぜ一度にやらないんですか。3分の2を埋めて公園にするということはわかっていたんでしょう。だから、池を全部公園にして、その水をどこかへ引くという計画はなぜ立てられなかったんですか。そんなでたらめなことで都市計画、町づくりをしておってはあきませんよ。

- 参与兼建設部長（浅井隆介君） 一番の問題点は排水にあります。これは当初からそれぞれの流域に分けて排水管の整備計画はつくられております。その中で北側については1号線にメーンパイプが入っており、南側については、池下線に入れるという計画でございました。当時は、泉北環境整備施設組合がこのエリアを担当しておりました。その時点で池下線の進捗については、市同様に促進方を要請しておりました。現在は、事業認可も取っていただいて用地買収に入り、そこに排水管も布設できるというめどがついているわけです。

ただ、先ほどから御指摘のように、一気に公園に仕上げるまでには至っておりません。一方、事業的にも年次的にも1号公園はこの時期までにつくらねばならないというところから、残りのところに遊水機能、それから、今度できる公園にも遊水機能を持たせ、何とかこれで完成させようというのが今回の公園計画でございます。御指摘のとおり、確かに大阪府の事業とも合わせ同時にこれが竣工できることになれば公園もすべて完成するわけです。しかし、他の団体との事業の調整もうまくいってないという御指摘はありますが、現時点では、そういう状況で工事を少しでも進めようということで取り組んでいるわけでございます。

- 25番（天堀 博君） 先ほど来の答弁を伯太周辺の市民に回覧板で回しても理解はしてくれませんわ。勝手に市が理屈を付けているだけです。周辺の人から見たら、なぜ1つの池やのに向こうの3分の2だけ公園にして、こっちの2号公園はなぜ公園にしないのか、となりませ。環境改善整備事業で地区指定を打ったと言いますが、地区指定を打った地域だけやればいいんですか。ベルリンの壁が崩壊して悪いソ連の共産党がなくなってわれわれは喜んでいるといういい時期なのに、なぜ和泉市に新たな壁をつくるんですか。あなたがたが下水は下水、というような縦割りの行政をやっているからですよ。市の基本的な考え方がなってない。

なぜ、計画的にきちんと全部を公園にしないんですか。それとも、ここは法期限の関係で駆け込み的にこうしたんですか。なぜ、そんなところに新しい壁をつくるんですか。もっともっと融合していかないかんのにね。このような周辺地域との境界の部分で目をむいたようなことをなぜするんですか、それを教えてください。本当に市民に合意された部落解放と言いながら、市民に理解されにくい状況をあなた方自身がつくり出しているんですよ。明日にも池下線に下水管が入るのだが、本年度は起債その他の関係でだめ、来年度にやる、と言うんやったらわか

りますよ。せやけど、何年先かわからんということでしょう。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） 先ほど申し上げましたように、泉北環境整備施設組合当時から排水計画で当然、管がここに入るとことは計画しておりました。それで、和泉市は環境改善整備事業をやっておりますので、もちろん、公園計画は持っていたわけです。そして、その一番のルートが、大阪府が施行する池上下宮線です。その3つの事業が1つにならんことには一気にはできない。そのために和泉市としても、当時の泉北環境整備施設組合あるいは大阪府に対しましてその促進方を要請しておりました。そして、事業認可を取っていただき、市が委託買収という形で協力をするということで促進方を図っているわけでございます。

そして、泉北環境が和泉市に併合になり、これも市がやれるようになりました。その点では、一気にこれを進めるために市としても努力をしているわけです。たまたま、片方は期限がございいますが、他方はそういうことでまだまだ追い付いてこない。今の計画からいけば、池下線は大体平成8年ごろまでかかるであろう。ただ、JRとの関係については、雨水、排水は関係ございません。それよりも1年ないし2年早くなるであろうとは予測されます。というのは、JRの手前にメーンの管が入ってますので、それに接続をすることになりますから。

事業年度的には、その程度の目安は立っているわけでございます。あとは用地買収をできるだけ早く進め、同時にその他の調査も完了し、先生のおっしゃる公園も道路も全部つくってしまうだけでございます。ただ、今までは行政体が3つに分かれており、うまく整合性が取れていなかったのが現状のようなことになったことについては残念に思っておりますが、これからは1日も早く完成に向け努力をしまいたいと考えております。

○ 25番（天堀 博君） あなた方は、池上下宮線がそれほど簡単にできると当初から思っておりましたか。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） 池上下宮線につきましては、当初は、府の方が事業化に踏み切ってございませんでしたので、市の方が先行買収ということでやり始めておりました。その中で府に早くそれらが認知されるように要望してまいりまして、府の方も59年ごろから積極的に取り組んでいただき、62年度から事業認可を取るという方針のもと、さらに、積極的にやっただいております。それまでに市の方でも府に対して文書了解ではございませんが、口頭了解を得ながら、ある程度用地買収を進めてきておりました。将来的には、やはり南部地域と伯太とのメーンの排水ルートになることはわかっておりましたが、結果的には、62年度から積極的な取り組みになったということでございます。

○ 25番（天堀 博君） いずれにせよ、池上下宮線が簡単にできる、昭和の年代中あるいは平成元年ぐらいまでにできる、逆に言えば、この公園をつくるまでに完成をされ、そこに下水管

が通って一気に公園ができるというような見通しは、相当以前から立っていなかったわけでしょう。計画はあってもね。現実的にも、池下線がそれほど簡単にできるという見通しもなかった。数年と言われますが、いまだに数年でできるやわかりません。

それならば、環境改善整備事業その他についても見直すべきです。池を埋めるということはわかっているんやさかいにね。水系は多少違うと言われてますが、入ったら1つの池でしょう。それとも、第1放光池と第2放光池があるんですか。放光池は1つでしょう。その池の3分の2を埋めて、残りを遊水池にするというようなことは、明らかに目をむいたようなことになるからあかんと言うてるんです。もっと事前にそんなことにならないような考え方をしていくべきではなかったか。新たな壁をつくるなということは、だれが聞いても当たり前や。その辺について、まずかったらまずいと言うてくださいよ。

- 参与兼建設部長（浅井隆介君） 池に入っている水系と私どもが計画している取水系統は違っております。取水系統は1号線を真直ぐ引っ張ったところで北と南に分かれまして、その一部が1号線に入っている管を通して王子川幹線に入っていくわけです。そういうところで池そのものは、今まで既存の水路が遊水機能を果たしてきましたが、それが公共下水道の雨水管の計画では、2系統に分かれて管を入れていく。そうでないと、大きな1本の管を入れるということになりますから、そこらは2系統でいくという計画が当時の泉北環境で立てられたわけです。

もちろん、下流の地域でも取水区域は何カ所かに分かれております。一番下の東側2号線に入って来る取り込みも、何カ所かに分かれて入っていくわけです。そういうように計画が立てられておりましたが、行政体が分かれておらず、すべての計画の整合性が保たれれば今のようなことにはならなかったと私どもは思っております。お互いの行政体の違いもございましたが、私どもとしては、鋭意努力して現在まで来たというのが現状でございます。

- 25番（天堀 博君） 最終的に現実にはこのような格好になってきたわけです。この契約は、公園をつくるというものですからそれでいいのですが、現実には行政体が違い計画が思うように進まず、こういう形になって新たな壁をつくるような結果になったことに対し、これは行政上好ましくないと思っているのかどうか、お聞きをしているんです。これで好ましい、ええんや、と思っているんやったら、ええと言ってください。

- 参与兼建設部長（浅井隆介君） 再三申し上げておりますように、私どもとしては非常に残念なことでございます。やはり計画どおりすべてが進んでいくことが好ましいことでございます。

- 25番（天堀 博君） ということは、好ましくない、と受け取ってよろしいですね。これで

終わっておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 6番（穴瀬克己君） 「好ましくない」という発言がありました。実際、一般事業なら、これは着工していないと思うわけです。同和事業やから、こうした一般事業との兼ね合いも考えずに先行してしまったということで、周辺との調和が取れない事態になろうかと思えます。予算も付いてこの事業を進めていくわけですので、後の対策について質問と意見を申し上げたいと思えます。

特に先般の委員会では、残された3分の1の部分については計画はない、という答弁でしたが、今日は、計画はある、という答弁に変わっております。本当に放光池公園の用地買収に至った経過の中で、放光池1号公園と2号公園という計画のもと用地買収が進められてまいりました。ところが、先日の委員会では、責任ある助役の答弁では、今のところ、残りの部分の計画はない、ということでございました。その点について、計画に入っているのなら、いつできるのやらからんような形の中で、水路形態ができ次第公園をつくるというようなずさんな計画はないと思う。どのような残りの2号公園についての計画を持っているのか、お示しを願いたいと思えます

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 2号公園につきましていろいろと御指摘をいただき、痛み入るところでございます。先ほども担当課長が申し上げましたように、1つは、いわゆる水の問題についての調整機能というものがどういった形でやられるかという条件的な制約がございまして、現時点では、調整機能を持たせたいということでございます。ただ、これが実際問題、どういう形でどういう状況になるかという計算上で工事をしていくわけです。われわれといたしましては、現在、10年確率ということで作業をするわけですが、今後は、どういった状況の中で公園化できる条件が生まれてくるか、既存水路の問題も含めながら慎重に検討を重ね、公園化できる条件をできるだけ早く見出していきたいと思えます。

○ 6番（穴瀬克己君） 先ほど、2号公園は池上下宮線に雨水管が通れば公園計画ができる、ということが天掘議員さんの質問の答弁で出てまいりましたが、今の部長の答弁では、計画のことは言わない。ということは、2号公園の計画はできてないというわけや。1号公園だけでしょう。だからこそ、助役は委員会でそういう答弁をしたわけです。これは市長が、一般財源をもってしても公園をつくりたい、という答弁をされたわけです。それをあたかも以前から計画をしていたように答弁をしてもらっては困るんです。

実際、当初は、1号、2号公園という形で同和事業として取り組む形で取り上げていたんだ

と思う。ところが同和事業では、池下線までしか取り上げられないままで1号公園だけを事業決定をしてしまった。あとの部分は、遊水池で公園計画は立ててない。水の受け皿ができないことには公園をつくりようがない。今のままでは、放置したままでは計画を立てられない、ということで私なりに勝手な論理で想像して言うているわけです。

先ほど、他の議員さんも言うてましたように、本当に市の行政を推進する中では、同和行政だけスムーズにできたら市の全体の行政もスムーズにいけているように錯覚をしているんです。通称、「池下線は幻の道路だ」と言われているので、池下線ができるまで公園を待たしても文句は言わない。議会でやかましく言うぐらいのものや、というような感覚で受けとめてますよ。しかし、こんなずさんな行政は許されない。

前段でこれに取り組む前に雨水問題をどう解決すべきか。だけど、池下線ができるまで待つわけにはいかん。その水を他に振る体制はできないものか、そこらをもっと真剣に考えていただきたい。1号線の水路に取り入れる問題、もう1つは惣ヶ池水路の問題、これは2mぐらい、出るところは800ぐらいですか、かなり大きな管が入っていると思いますが、それと既存の用水路があります。あの放光池は養魚をするために満杯にしていますが、降雨量等を計算して最大規模の雨水対策をこの3つの管で取れるものかどうか、数量的に計算したのかどうか。

- 建設部次長（山崎精二君） 全体的なエリアの中での計算は全部行いましたが、その中では、現在の水路形態では取れていけないというのが現状でございます。
- 6番（穴瀬克己君） 具体的に水量を言うてください。1号線でどれだけ取れる、惣ヶ池水路ではどれだけ、既存の水路ではどれだけ、ということをね。あんたらはやっていた、やっていた、というだけで本当に信頼できないわけですよ。
- 建設部次長（山崎精二君） 手元に参考資料がございませんので、後日よろしくお願いたします。
- 6番（穴瀬克己君） 公園課長から公園課の考え方を答弁してください。
- 公園課長（樋渡顕治君） 所要放流量ということで計算した中では、現在の伯太放光池丸笠線、以前の地区内1号線と言われる部分に布設されている管渠ルートは、余裕部分ということで毎秒トン0.68 $\text{m}^3$ ほど流せる。もう1つは既設管、この2系統の排水しか下の方はありません。その1つが農業水路が毎秒0.74トン $\text{m}^3$ 、この両方で1.425トン $\text{m}^3$ というのが許容放流流量でございます。ただ、これだけすべて流していけるか、となりますと、既設水路のルートの放光池から下の方、JR阪和線の東側線と言われるところまでのルートをすべてチェックいたしますと、能力の不足している分として、大阪泉南線の部分が約1,000ミリの管が横断しておりますが、この部分が、今申し上げました能力より容量が不足しているのです、その横抜きが考え

られないかということでございます。それと、上から流れてくる分につきましては、10年確率による最大降雨量で3.9トン、毎秒 $m^3$ 、約4トンということでございます。

以上です。

○ 6番(穴瀬克己君) 今の課長の答弁では、惣ヶ池の分は入ってない。全体の公園を同時に施行していく形での取り組みを考えるならば、当然、最大限では、惣ヶ池の分も試算されなければならない。それがされず、地区内1号線と従来の水路の分だけを試算し、上流からの水に対して半分にも満たないから管を接続しても公園はできないだろう。要するに、池下線に管が来ないことには公園はできないという形ですね。そのときに惣ヶ池の管に落とせる分はどれぐらいかということが、公園計画の中になぜ入って来てないのか。

○ 公園課長(樋渡顕治君) 御指摘の件はごもっともだと思います。私どもはコンサルに現地を歩かせまして、放光池が受け持つ地形的な流域は、24.3haと考えられます。御指摘の惣ヶ池水路は、農業用水路に引っ張ってこれる水路でございます。これは上流側で開けて、買収までは、森さんという放光池で養魚をしておられた方が、その水を引っ張ってきたという経過がございます。そういう中で、雨の日に一定、上流側で閉められれば何とかなるのではないかと、そういう考え方で導きだ(?)という格好ではないかと考えております。それで惣ヶ池の流量を入れてないというのが実態でございます。

○ 6番(穴瀬克己君) あなた方は、同和事業の1号公園だけ整備すればいいという考え方から、そんな発想になる。1号と2号公園を同時に整備しようという考え方やったら、その農業用水路も元の前奈池に行ってるわけでしょう。前奈池から公共の水門につなげてあるから、そこへ何ほども落とせるわけですよ。そこから先は農業水路に使ってない。片方では、都合のいいときは、農業用水路やから雑配水のような水は落とされへん、という理由で計算に入れてないという考え方ですよ。もともと1号と2号を一緒にやろうという考えがないから、そんな発想につながっているんです。

同和事業やったら、それこそ、どんな状況でも無理してでも事業を推進していくという姿勢なんです。部落差別の早期解決をするためには全力でやってくれて結構ですが、一般事業なら、ちょっとの障りで横へよけて努力しない。努力すれば、今の用水路の整備だってできるわけやないですか。0.68と0.74の分を意地にも持っていきけるわけやないですか。同和地域やったら広げてあるぜ、違いますか。補助に乗るからといって水路を広げてあるぜ。その取り組む姿勢を言ってるんですよ。もっと当初からいろんな形で取り組んでいたら、既存水路の改修等も含めやれる体制に持っていきますよ。

それに、皆さん方は百も承知やないですか、池下線が「池上下宮線」という名前を使わず

“幻の道路”と言われ、名前も忘れられてしまうぐらいの道路であることもね。あんた方は、同和事業を推進するぐらいの力で一般事業にも取り組みとりたい。事前の調査だってそうじゃないですか。既存水路の整備だってやろうともしない。小手先だけで池下線ができたなら何とか公園に整備しまっさ、というような答弁では、納得せよ、と言われても納得できませんよ。

- 建設部次長（山崎精二君） 先ほどの幹線的な件ですが、池上下宮線に管が入らない限り、公園の水は処理できないと思います。周辺に入っている分については、4系統に分かれておりますので、全体的に池下線に入る部分が多くなります。3幹線ありますが、その中で分割していきますので、あくまでも池下線に管が入らない限り公園はできません。
- 6番（穴瀬克己君） 僕だって地元において、そんなことぐらいは知ってますよ。今まで浸水対策用の溜め池としても、遊水池としての機能を果たしていた放光池ですからね。それをだれが買うんですか。あなた方が買って公園にするんでしょう。排水について下の話がつかんの、それやったら公園にする必要がないやないか。あなた方は何を考えてるんか。公園をだれが買ったんですか。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） 排水計画からすれば、理想形は、計画区域の排水計画がすべてできてからということにすればいいんですが、それでは事業の進捗になりませんので、その辺で公園の中に遊水機能を持たせていただくということで、私どもは、この計画に同意をしたということでございます。
- 6番（穴瀬克己君） それやったら、同和事業だけできたらええんか、ということです。同和事業だけ推進すれば、ほかのところは幾ら遅れてもええんか、という論法になります。もともと浸水対策用の溜め池としても、農業用水の溜め池としても使っていた放光池ですが、それを市が買うわけでしょう。となると、市が水の管理をしなければならない。片方は公園ができてええが、お前とこは水の受け皿だけや、ということでええのか、と言うているんですよ。もともと全体的にええ公園をつくる予定でしょう。差別するような公園をつくる予定ですか、違いますか。1号公園、2号公園とも、地域の皆さん方に親しんでもらえる公園をつくる予定でしょう、完成すればね。

そこでは、今、池下線が通っていたらすぐできてますわな。若干、予算的な面でおくれるかもしれませんがね。だけど、その池下線は“幻の道路”と言われるものです。それで今までの水路が通っていたところまで行こうとしたら、東側線まで行かなあきませんわ。その東側線までの事業を全部進めて水路管を通すまでにどのぐらいかかるか、そんな計算はできませんよ、今までおくれた買収状況を見ればね。それだけの開きがあるものを、同和事業やから思い切って突っ込んでやるということは、周辺との問題を考えてないということです。そう

という配慮が全くされていない。その辺の事業推進に当たってどれだけの配慮をしているんですか。何らされていない。

3つの水路に対しても、本来は、そのために雨水管の計画を立てているやつに乗せるのが一番ええとは思いますが、ただ、周辺とのソフトないろんな面も考慮して、それまでの間は暫定的な形で1号線に振る。そして、直接的には、今までの水路を改修してでも流す。そして、惣ヶ池水路にも落としていくという水路整備も含め、同和地域以外のところに対しても関連して配慮すべきです。その公園を施行することによって関連して起きてくる問題ですからね。もっと慎重に論議もしていただき、研究もしていただき、なおかつ、どうにもならないというならばわかりますよ。だけど、その辺のことが耳に少しも入ってこない。挙句の果ては、そんなものは計画に入ってまへん、ということです。助役さん、どないですか。

○ 助役（坂口禮之助君） 前回の総務委員会とき、契約事項の関係で議員さんがおっしゃったことに対して、あの時点では、いつ着工するという見通しの実施計画は持たない、ということをお願いしました。公園計画そのものは、1号公園、2号公園は着工するという計画決定は同時に打ってございます。したがって、都市計画決定された公園という意味合いでは、当時から同じような形で決まっております。計画がない、ということは申し上げなかったわけでございます、いわゆる実施できる段階がいつかというめどを持った実施計画はございません、ということをお願いしたので、その点、御理解いただきたいと思っております。

○ 6番（穴瀬克己君） その助役の答弁に対して、市長が上塗りのような答弁をするんや。あえて念を押すように、一般財源でもやります、というようなね。

○ 市長（池田忠雄君） 今、助役が総務委員会での経過を申し上げましたが、1号公園、2号公園については、計画決定は打ってございます。ただ、遊水池の関係、水はけの問題で実施計画が打ちにくいということの話を助役が申し上げたものでございます。

ただ、穴瀬議員さんから指摘をいただきました同和行政と一般行政との接点の問題がございます。私自身は、それについて努力してまいりたい。また、2号公園につきましても、調整池の問題について詳しいことは聞いておりませんが、少なくともそうした問題をクリアしながら進めていきたい。1号公園は御存じのとおり、環境改善整備事業として地区内の事業でございまして、法の期限がある関係で先に走ったということは事実でございます。2号公園については、そのような制度はございませんが、気持ちとしては、調整池の問題等をクリアしながら実現を図ってまいりたい、ということをお願いしたものでございます。いろいろ御指摘をいただいておりますが、水はけの問題を何とか考えながら2号公園について最大限の努力してまいりたい、というこの間の答弁に変わりはございません。

○ 6番（穴瀬克己君） 各委員会の答弁についてはよく勉強してください。知らんでは通りまへんぜ。それやったら、何も2号公園に遊水池をつくらなくても、1号公園で遊水池をこしらえたらええやないか。同和事業を推進していく上では、デリケートなソフトな面ももっともっと大事にしなければならないんですよ。あなた方は、同和地域内のソフトの面ばかりでなく、周辺地域との関係の中でソフトな面をもっと大事にしなければ、この運動を市民合意で推進していると言いながら、逆にそれが差別につながっていくんです。同和地域内のソフトな部分ばかりに一生懸命に力を入れている。逆に支部の運動団体にしても迷惑する、違いますか。周囲から批判されてばかりするような状況が起こってくるわけです。

周辺のすぐ隣ですよ。片方の1号公園はきれいになっていく。水飲み場やトイレもできていく。ほかの公園にトイレをつくってくれ、と言えどどうのこうの、水飲み場をつくれば車を洗いに来るからつくれない、と言うが、改良事業のこの公園には、ちゃんとトイレも水飲み場も付いています。逆に2号公園は、下水の掃きだめとして残しておく。このような周辺を刺激するような同和事業を進めていって成功すると思いませんか、最後の段階に来ているのにな。もっと周辺にも心配りのしたソフトな気持ちのある行政を推進していくことが大事じゃないですか。2号公園についてももっと考えなさいよ。だれが見てもそうじゃないですか。遠い横山の議員さんも言うてますがな。私らは隣に住んでいて、それぐらいのことは気付いているやろうと思っていたが、これでは口に出さずにはおられない。常々、その辺の配慮をしていると言うのなら聞かせてくださいよ。やっていると言うのなら、その辺の事業実態も住民の声も含めて吸い上げてきますよ。何回言うても同じことや。

○議長（柳瀬美樹君） 質問の途中ではありますが、ここで、暫時休憩をいたします。

（午後3時10分休憩）

（午後3時30分再開）

○議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。質疑を続行いたします。市長。

○市長（池田忠雄君） 休憩前の御質問の中で放光池1号公園に関連をいたしましていろいろと御指摘をいただきまして、まことに痛み入る次第でございます。御指摘の2号公園につきましては、先ほど来、いろいろと御答弁をいたしておりますように、水はけの問題が急務でございますので、その問題を今後、十分検討させていただきながら、1日も早い機会に2号公園の実現に向けて取り組んでまいりたい、このように存じておりますので、御了承を相賜りたいと存じます。

なお、それに関連をいたしまして環境改善整備事業を進めていく中、隣接地との接点の問題

についてもいろいろと御指摘をいただいております。御指摘、痛み入る次第でございます。私どもといたしましても、時限立法の中で環境改善整備事業を進めていく中、周辺との調和は非常に大事な問題だと存じております。ただ、現実的に補助金その他のフォローがないということでもしんどい問題でございますが、そうした御指摘を肝に銘じまして、われわれといたしましても、隣接地との道路その他の接点について、現状の姿をよく調査させていただき、今後に対応させていただきたいと存じます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。赤阪君。簡単をお願いをいたします。
- 7番（赤阪和見君） 先ほど来のお2人の議員さんの御質問に重複しないよう内容的にお伺いをしたいと思います。

その前に、ここには地形的に3つの公園が道路をはさんでできると理解してよろしいですね。しかし、その整合性から言って非常に問題になりますのは、先ほどからの話を聞いておりました、下水とか遊水池がどうのこうのという問題でしたが、この広い場所の3つの公園が、なぜ水を取り入れた方向性ができないものか。先ほどの議案にもありましたように、槇尾山の頂上で山を削る中で遊水池をつくり水に親しめるようにものをつくる。槇尾山の頂上でも水に親しめる場所をつくろうと努力しているのに、あの改良住宅地区内に池は幾つありますか。それが基本的な私の考え方です。

利用方法をうまく考えるべきです。今まで雪国が大雪で困っていたが、今、雪を全国へ発送して売ろうという発想の転換をしてくれているわけです。それに対して、なぜあれだけの池がありながら、また、魚まで養殖されている池がありながら、それをつぶすことばかりを考えるのは解せないわけです。それと、あの放光池1号公園は、3の幾つという数で表したらどうなるのか。それから、これと同等の公園はどこどこにあるかということが第1点。

次に、便所ですが、広さ、価格、どのような内容のものをつくろうと計画しているのか。それから、修景施設工の中で高木は、どういう木をどのような形の中で植えようとしているのか。また、先ほどの話にもありましたが、これだけの工事をするのに工期が平成4年3月31日となっておりますが、実際は、どこまで工期がかかるのか。

まず、以上の点をお聞きしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 公園課長（樋渡頭治君） 公園課樋渡より改良区域内に池が幾つあるか、及び1号公園についての番号ではどういう種別になるのか。また、便所の広さ、値段はどうか。高木はどんな木を植えるのか。工期はどのぐらいかかるか、という点についてお答えしたいと思います。

改良区域内の池につきましては放光池のみで、あとはなかったかと思えます。

種別ですが、「2-2-6号」ということでございます。最初の「2」というのは児童公園、次の「2」は1ha未満、「6」は通し番号でございます。これと同じクラスの主な公園といたしましては、まず、鶴山台2号公園が5,400㎡でして、これも児童公園でございます。それから王子東公園が2,500㎡、前奈池1号公園が3,200㎡、鶴山台5号公園が2,800㎡等でございます。

それから、便所の広さはちょっとわかりかねますが、規模としては、男子の小が2つ、大が1つ、女子が2ということで御勘弁いただきたいと思います。値段についてはどれだけかかるか、ちょっと持ち合わせてございません。

○ 7番（赤阪和見君） 今日、この議案の審議でしょう。持ち合わせてないということですか。僕はいつも便所について聞いているでしょう。電話で聞いてくださいよ。値段がわからんと話になりませんから。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 申しわけございません。すぐ調べます。高木については、楠、けやきはか14種でございます。

それから、工期につきましては、議決後平成4年3月31日までを設定しておりまして、今のところ、そういうことで御勘弁願いたいと思います。

また、水を取り入れた公園整備はできないのか、ということでございます。先ほど、この区域の排水面積が24.3haと申し上げましたが、この地域は、かなり住宅が密集しております中におきまして、流れてきている水路の雑排水が多いという現状でございます。下の方につきましても農業用水路の田んぼの利用についても調査をさせていただきましたが、利用はほとんどないという実態でございます。そういう中で水を取り入れた公園となりますと、なかなか難しいのではないかと考えております。

以上です。

○ 7番（赤阪和見君） 便所の値段ともう1点、この区域内で池がゼロになるわけですね。今までの日本人は農耕民族でして、池の水を取り合いしながら、水路でけんかをしながら生活してきたものが、今、溜め池がどんどんなくなってきているという基本的な考え方を持ったとき、本当に改良住宅地域が、前のものをすべてなくして次のものを、そして、それもなくして新しいものを、というのが、果たして本当の施策かどうか。その点では、いぶき野の小中学校に規模は知りませんが、私たちの意見を取り入れていただき、散水等に雨水を利用するため中水施設をつくってくれているそうです。そういう点から、マイナス点のあるこの池をプラスに転嫁していく方向性を考えていくべきだと思います。そこのマンションの中庭はすべて公園ですが、その下は地下駐車場です。高いか安いかは今後の方向性の中でできていくわけですよ。

あの池で遊んだ思い出を大きくつくるためには、ただっ広いところに遊具を置くだけよりは、30mの水を吹き上げる噴水をつくる方が現実的にいいかもしれません。また、雑排水が多い、と言いますが、今まで魚を養殖していたんでしょう。あるところでは、県道に沿って素掘りで6つの槽に区切られた30mほどの水路があります。一番目が家庭雑排水が流れてくる。その次に魚礁網を入れてある。その次は何……というように浄化され、最後の6つ目のところには金魚が泳いでいる。それを通学の子供たちが見て「今日も金魚は元気やな、これだけ美しくなるんやな」ということで、1つの槽から6つの槽まででこれだけ美しくなるのか、ということもやっているわけですよ。あの池にもそういうことをしても問題がないんじゃないですか。

それが先ほど来の話で“幻の道路”と言われる池下線に管がいつ入るかわからない中で、少しでも地域の環境をよくしていこうという方向性の中でできてくるものではないでしょうか。幾ら改良地域内のつくろうとしている公園といっても、どんどん伯太の人も使うと思います。使ってはいかん、ということはないはずですよ。それを分け隔てをするようなことを考えるのか、それとも一歩進んで、ここにはこんな池があったんやな、という貴重な足跡を残すか。要は、皆さん方の考え方であり、私たちの意見であり、市民からの意見をよく聞くところがあると思うんです。その点では、考え違いをしたら困りますよ、ということを指摘しておきます。次に、種別ですが、1ha未満の児童公園は鶴山台2号公園、5号公園、王子東公園、前奈池1号公園を挙げられましたが、これらには全部トイレは設置されてますか。それと、先ほどのトイレの値段もお聞かせ願いたいと思います。

○ 公園課長（樋渡顕治君） まず、便所の面積及び費用を報告いたします。

面積は10㎡、金額は1,050万円でございます、公共下水道の水洗便所でございます。

それから、先ほどの児童公園の分には便所があるのか、という点でございますが、児童公園クラスには便所はございません。近隣公園クラスということで、現在、つくっております。

○ 7番（赤阪和見君） なぜ、ないのか。よそではないのに、今度、新しくつくる1号公園には付けるという、政策が変わったんですか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） この便所につきましては、もともと空池部と言われていた部分で児童遊園でございました。その中におきましてかなり古いんですが、便所がございました。それから、面積的にかなり大きくございますので、付近住民の方々、町会とも話し合った中で一定の便所が必要ではないかということでございます。大きい方のクラスと言っては語弊がありますが、地区内1号線の部分から分けて以前の空池部といわれる部分、これも1号公園でございます。それから、今回の放光池の分も同じく1号公園でございます。この放光池側の今回の1号公園につくっていかうという経過がございます。

○ 7番(赤阪和見君) これは児童公園でしょう。僕は常に便所をつくりなさい、と言っているのに、それがつくられないと理由は、いつも何やかんやとごまかされているわけです。ほかのところはどうしてできないの。みたち山公園の便所をつぶしましたね、便所だけをね。そこに大きな問題点があるのと違いますか。また、空池部も1号公園ですが、ここは道路で遮断されたままで通用する道路はないわけですか。

○ 公園課長(樋渡顕治君) その部分につきましては、今度の分も同じ1号公園同士ということですよ。確かに伯太放光池丸笠線という市道が通っていますが、これの取り合いというか、通称小栗街道と言われている部分での横断歩道的なことと考えていくということで公園計画として設定しております。

○ 7番(赤阪和見君) いつも盆踊りをやっている場所でしょう。それでは、便所だけについて答弁を願います。

○ 公園課長(樋渡顕治君) 公園の中で児童公園クラスには便所はございません。総合公園及び近隣公園クラス、それから、都市緑地というところに便所を設置しております。今後の検討課題とさせていただければありがたいと思います。

○ 7番(赤阪和見君) 検討課題、検討課題と言いますが、これは以前からの課題ですよ。市長、あなたが理念条例だとおっしゃった環境保全条例制定の当時からの課題でした。あのときは、理念条例だという発想で何も罰則を求めないということでしたが、そのとき私が言ったでしょう。子供が100円玉をポケットに入れて公園で遊んでおってクリームを買いに行く。だけど、手洗い場がないので、手も洗わない汚い手で食べさせるんですか。学校では「トイレへ行ったら手を洗いなさい」と教えているのに、そのトイレもない。昨日も国府幼稚園ではトイレへ行くのに100mほどある。「先生、おしっこ」と言って立ったら漏らす子供もいるという中、本当の教育をしようとするならば、手洗い場をついたら車を洗われるからつくらないとか、何ぼつくっても壊されるという発想の中だけで話を進めている。

私たち公明党は、先ほどの穴瀬議員も含めて別に同和施策云々について言ってるのではない。同和施策の中でもしっかりした理念を持って行政を進めていかなければならないということを常に言っているわけですよ。環境保全条例ができたのは何年ですか。その時点から検討しなかったんですか。

この1,050万円、10㎡というのは安い便所ですね。光明台の緑地のかかりにある便所は幾らぐらいだったのか。黒鳥山公園の便所は幾らぐらいやったか、それを出してくれますか。あちらこちらがどうということではなく、基本的に児童公園には、トイレ、手洗い場についてどうあるべきか、ということについて答弁を願いたい。それから、値段も教えてください。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 小田公園の便所がございますが、その便所につきましては600～700万円であつたろうと思います。女子が2、男子の小が2、大が1であつたかと思ひます。

児童公園であつても便所がどうか、ということでございますが、確かに公園法では、設置できるもの、設置できないものが決められておりますが、便所が設置できないというものではございません。ただ、公園によりまして非常に便所を望まれる方はいいんですが、例えば私も困っているんですが、青少年がシンナーを持って入るとか、これは管理上の問題でもあるわけですが、そういうようなこともあります。法の上からでは、設置できないというものではございません。

○ 7番（赤阪和見君） 以前、「先割れスプーンを箸に変えなさい」と言つたら、「箸は凶器になる」と議場ではっきり答弁した教育長か教育委員がございました。今の論法も同じです。先割れスプーンだと犬食いになるから、と大きな問題になりました。そのとき、箸に変えたらどうですか、と質問したら、そういう答弁でした。議事録を見ていただいたら載つてますよ。いまだに忘れません。それでは、この便所は絶対に悪の温床にならないという確信がありますね。

○ 公園課長（樋渡顕治君） この便所は悪の溜り場にならないか、という御質問でございますが、大変難しいと思ひます。公園は、いろんな方が利用される場所でございます。また、だれが来てもいいわけでございます。その中で困まれた1つの空間にできるだけ明るいものを取り入れた格好で進んでいきたいと思つております。痛み入ります。

○ 7番（赤阪和見君） それならば、ほかの児童公園につくらない理由としてそんなことを挙げなさんな。こんなことを言いたくないが、それならば、環境改善事業ではこういう形でやられているが、ほかの公園はどうなのか、となりますよ。そう言えと言わんばかり答弁しかできないじゃないですか。市長、助役さん、違いますか。

以前、言いましたが、伊豆の伊東へ行くと公共トイレ観光ツアーがあります。「淀の雪隠」「三四郎の落処」「黒潮の潮騒」等々、これは便所の名前ですよ。「淀の雪隠」などは5,000万円かけてますよ。有名な吊り橋の横にあつてまっさらですよ。毛せんを敷いてあり、入り口に赤い笠が立てかけてあつて、玉暖簾です。そば屋と間違えて入りますよ。何もそんな便所をつくれとは言いませんよが、便所という感覚をあなた方がどう見るかです。きれいなどろでおいしいものを食べたい。人間は、食べるだけ食べて出へんかったら難儀しまつて。出る喜びを感じさせるようなトイレ、こんなところから早く出たいというようなトイレじゃなく、もうちょっとここにおりたいというトイレが本当のトイレですよ。食べられ、出せる喜びが人生の醍醐味です。この基本的な考え方について、市長からでも助役からでも結構ですので、この際、聞かせていただかない限り前へ進みません。

それから、この工期の問題ですが、先ほどの議案は3月30日、これは3月31日となっておりますが、その点はどうなんですか。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほどからトイレにつきましていろいろと御指摘をいただいております。最近の公園づくりの中で、地域の特性を表すようなトイレがたくさんできてきておりまして、公園の中での1つの景観の要素として重要になっております。私も他府県の公園を拝見する中で、そういったことも痛感するところでございます。今おっしゃるように、単純な機能だけでなく、公園の景観の要素あるいはまた都市の景観の要素にもなる部分もあることは同感でございます。従来、児童公園につきましては、和泉市はおくれているということでございまして、いつかの議会でも御答弁を申し上げましたが、児童公園の中にも近隣公園の1ha以上に近いもの、あるいは2つ合わさってそれに近いものなどもございます。そういった面で今後、なお一層トイレの建設につきまして努力をさせていただきたいと思っております。
- 公園課長（樋渡顕治君） 工期の問題でございまして、先ほどの森林浴コースが3月30日、この放光池1号公園は3月31日でございまして、別に意味があるわけではございません。
- 7番（赤阪和見君） 意味はありませぬ。先ほどの件でも大体、7月までかかるやろうと言われてますね。30日の方は1日短い。この公園の方も工期を越すでしょう。法的には、こうしなければいかんということで無理をしていることは確かでしょう、本音を言えばね。この同じところで同じように議案書をつくって契約しているのに、なぜ、この1日が違うのか。何か故意的なものがあるのかどうか。31日でも30日でもどうせ工期は足りませんわな。この2件の工期について法的には理解をしますよ、いろいろ説明を受けたからね。参与さん、どうですか。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） 公的な場所での答弁で非常に苦しいわけですが、一般的に考えて無理だと思います。
- 7番（赤阪和見君） そこで、30日と31日はどうなっているのか、聞いてます。
- 公園課長（樋渡顕治君） 同じ答弁になりますが、工期を決めたのは、1案件、1案件ずつでございますので、御理解願いたいと思っております。
- 7番（赤阪和見君） 市長、助役ね、確認しておきますが、1日の差ですので関係ないと言えは関係ないですが、1つずつの案件をしているので、と言いますが、この2件は同じ部課でやっているのでしょうか。担当は同じでしょう。
- 公園課長（樋渡顕治君） 放光池はうちの予算でございます。
- 7番（赤阪和見君） 予算ではなく、任されているのは同じでしょう。
- 公園課長（樋渡顕治君） 委託を受けてございます。
- 7番（赤阪和見君） 突っ込んだ話はできない、予算的な問題がありますからね。ところで、

30日と31日は何曜日ですか、調べてください。同じようなところで同じようにやっているが、それが30日と31日というように差は1日ですが、行き当たりばったり、何でもかめへんわ、ということをやっているのか。この工期は非常に問題がありますよ。途中でできなければ延ばす、繰り越すということで僕も了解はします。法的には、こうしなければ書類が通らないということとはわかります。しかし、30日と31日は意味がない、という答弁をされると、意味があるのではないか、と聞きたくになりますわ。同じように出てきているからね。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 30日が月曜、31日が火曜日でございます。

○ 7番（赤阪和見君） 日曜日が入っているのかなと思ったわけです。

それから、便所について先ほど、御答弁をいただきましたが、基本的な考え方につきまして、は、きっちりした責任ある立場の人から答弁をしてもらいたいですな。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 先ほどの便所の件でございますが、確かに近隣公園、総合公園クラスという規模的に大きな公園については設置をしてきております。児童公園クラスというのは、住区において半径250m近辺の円を描く中での方々が児童も含めて遊びに来られるということ。近隣公園につきましては500m半径の方々が来られるという設定がございます。その中で近隣公園、総合公園に便所を設置してきたということでございますが、それより小さい児童公園についてはなかなか難しいというのが現状でございます。御理解願いたいと思います。

○ 7番（赤阪和見君） 今の答弁では、便所は付かない、付けないということですね。御理解を願いたい、と言われてますがね。今回、初めて児童公園に便所が付くわけですね。非常に喜ばしいことです。今後、どうしますか。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、児童公園の中でもいろいろな経緯の中で、かなり大きな近隣に近いような児童公園もあるわけでございます。当面、放光池1号公園の場合8,700㎡と普通の児童公園の3倍ぐらあります。それ以外にも2つの公園が隣接しており、それを合わせるとかなりの規模になるという児童公園もあります。そういうものにつきましては、近隣公園に準じた形で順次、検討してまいりたいということでございます。

○ 7番（赤阪和見君） 今回は、近隣に準じた形やからつくるということですか。しかし、あくまでも名前は児童公園でしょう。広かったらつくり、広くなかったらつくらないという方向ですか。それなら、何平米以上なら便所はつくってくれるんですか。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 財源的な要素もございまして、そういった順位で整備を図ってまいりたい、というように表現しているわけでございます。

○ 7番（赤阪和見君） 財源的な要素は必ずあるでしょうが、それでは、次に便所の設置を考

えていかなければならない児童公園はどこにありますか。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほども申し上げましたように、隣接する公園を2つ合わせてますとかなり広い面積になっている公園もございます。そういったところも検討課題にしたいと思います。

- 7番（赤阪和見君） これはゆゆしき問題です。横山方面とか山手の方は、神社仏閣などの境内を児童公園に位置付けてお借りしているのが現況です。新しい児童公園をつくっていただける場所もない。今の開発という名のもとでの児童公園もないわけです。しかし、ダンブー公害とかの中で、狭い道を縫いながら路地、路地で遊んでいるのが現況なんです。

そういった公園の問題は次にしますが、今回、便所の問題が出ているのでお尋ねしているわけですが、現実には大きさがどうのこうのではない。これでは社会的弱者、すなわちお年寄り、子供たち、体の不自由な人たちあるいは婦人の方々に対して、便所がないということは、基本的に公園に来るな、ということです。今や、和泉市もどンドン家が建ち込んで詰まってきてゆったりする場所がない。昔のように田んぼにれんげをまき、春に花が咲くような場所も少なくなっています。その中では、小さな場所に人が集まり、コミュニティーが進む場としたいが、便所がないさかいな、ということでお年寄りも来れないという現況があるのです。大きくてたくさん人が来るからどうのこうのではない。適切な配置というものについてあなた方はどう考えているのか。市長の近所のみたち山の昔からある便所をつぶしましたね。なぜ、つぶしたんですか。基本的な考え方をきちんとした方向性を持って答弁してください。それで終わります。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 再々の御質問をいただき、痛み入ります。みたち山につきましては、以前には便所がございましたが、便槽にコンクリートブロックを放り込むとか、便槽自体が、掃除だけではとても対応できない状態でしたので、地元の方々がみたち山公園を利用する中でそういう状態を放置するのは問題があるということもございまして、取り壊したということでございます。

確かに便所につきましては、適正に配置をすることが必要だと思います。われわれの能力といたしまして、大きいものからという意味ではございませんが、比較的規模の大きいものから順次、そういうものに取り組んでいきたいということです。御理解を賜りたいと思います。

- 7番（赤阪和見君） 比較的大きい場所から、と言うんやったら、鶴山台2号公園に最初につくるべきやないですか。あなたは、これが出てきたからそう言ってるんでしょう。今回、便所をつくるということが出てきたので、そう言っているだけでしょう。比較的大きいというのは、どのような基準を持っていますか。

それと、みたち山公園の便所を取り壊した、と言いますが、清掃もせんとね、一体、皆さん

方は何を考えておられますか。シルバー人材センターの人に聞くと、1日に便所を2回回る。そして、ピカピカにしておけば汚さない。ちょっと汚れると、それから誘発されるように何ぼでも汚れてくる。車もそうでしょう。新車の間は当たらないように、当たらないようにしますわ。だけど、1回傷が付いたら、もうええわ、という気持ちになります。それと同じですわ。人間の心理をしっかり読んだ上できちんと管理をしなければだめだと思います。

もう1つは、この便所ができたとき、だれが、どのように管理をしますか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 管理につきましては、公園課で管理をしてみたいと考えてございます。

○ 7番（赤阪和見君） ローテーションは。

○ 公園課長（樋渡顕治君） ローテーションにつきましては、現在、週1回の割合になっております。今、8公園に12棟ございますが、これは全部回っております。大体、周期的に1週間に1回は掃除に入っております。

○ 7番（赤阪和見君） 紙はどうするんですか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 紙は、その回ったときに置いて行っております。後は、毎日、公園に散乱しているごみ等の清掃に緑化協会の方で回っております。ただ、現在の142カ所の公園を回っておりますので、1カ所に何時間もおるといわけにはいきませんが、そのときに現在の12棟の便所も見紙を置いているのが現状でございます。

○ 7番（赤阪和見君） 1棟の便所に1週間に1回、紙を置いて間に合いますか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 便所の掃除につきましては1週間に1回となりますが、便所に紙を置いているのは1週間に1回ということではございません。できる限り公園をスムーズに回らして、その都度、紙を置いてきているのが実態でございます。

○ 7番（赤阪和見君） ここは児童公園ですよ。そのようにやっていただけるんですね。

○ 公園課長（樋渡顕治君） そう思っております。

○ 7番（赤阪和見君） 児童公園の管理方法は、町会管理というのが基本的にあるんじゃないんですか。あなたが、ここだけ回ると言いますと、非常に優遇する形になります。なぜ、紙を置いていくかと言いますと、皆さん方が持っているのはティッシュですが、溶けないので流されると問題があるという方向性が出てますよ。家庭の浄化槽もそうですね。公共下水道にしても詰まる原因になります。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 確におっしゃいますように、児童公園クラスにつきましては、地元の町会役員さんと話し合いをいたしまして、御理解を願っている町会につきましては、管理を委託しているのが実態でございます。ただ、先にできております放光池、通称空池部分に

つきまして協議を重ねてまいりましたが、町会の方で「ちょっと受け切れない」ということもございます。受け切れないというところはほかにも何か所かございますが、できるだけ受けてもらえないか、という話をさせてもらっているんですが、どうしても受け切れないという部分につきましては、わが方で管理をしているのが実態でございます。

- 7番（赤阪和見君） 広い公園やからよう受けない、ということは、基本的な考え方からしておかしいのと違いますか。これは児童公園でしょう。あんたの方がそれを受けて回れるんですか。聞いていくと、何ぼでも問題が出てくるんですわ。最後に、便所をどないするんか、市長でも助役でも結構ですから答えてください。これは環境保全条例ができた当時から言うてる基本的な問題ですからね。これは児童公園ですよ。
- 助役（田中昭一君） 先ほど来、赤阪議員さんから公園の便所につきましていろいろと御指摘をいただく中、担当課長なり部長から答弁をさせていただいておりますが、この児童公園の便所の設置につきまして、これからつくられていく公園については前向きに検討していきたい、かように思いますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。
- 7番（赤阪和見君） 今、助役さんから基本的な答弁をいただきました。これは全くうそではないと確信をいたしておきます。児童公園であっても、1人の子供でも利用すれば、これは市民が使うわけです。何も損をするわけではありませんので、しっかりと地域住民のニーズに合わせたような公園の設置の仕方、方向性を持っていただきたい。それだけを要望しておきます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に。
- 2番（須藤洋之進君） 2番・須藤です。放光池公園整備工事についてですが、今、水が入ってますわな。これを公園にするということは、どこからスタートするわけですか。その点をちょっと教えていただきたい。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 公園課長（樋渡顕治君） 工事の手順といたしましては、1つは、ここは池でございますので、まず、水抜きから始まります。
- 2番（須藤洋之進君） 水抜きから始まるわけですね。間違いありませんね。そうしたら、工事は議決の日から、これが可決されれば今日からとなりますが、もう埋め立てされていますが……。
- 公園課長（樋渡顕治君） 工事に入りますのは水抜きから始まりまして、へ泥の除去、それから盛土、造成という手順がございます。この議案でお願いをしておりますのは、そのうちの整備工事でございます。後のへ泥の作業とかは、先に契約させていただいて執行しているの

が実態でございます。御理解願いたいと思います。

- 2番(須藤洋之進君) 擁壁工事も終わり、土も全部埋まって、その後の整備工事ということですか。
- 公園課長(樋渡顕治君) 造成工事が済んだ、今、言われている部分から工事に入っていくということです。
- 2番(須藤洋之進君) この1億3,500万円という金額は、造成工事などすべてが終わった後の整備工事の分と確認してよろしいですね。
- 公園課長(樋渡顕治君) さようでございます。
- 2番(須藤洋之進君) 今、放光池を埋めているのは別の分ですか。
- 公園課長(樋渡顕治君) 今、埋めておりますのは、契約としては、別の契約ということで施行させていただいております。
- 2番(須藤洋之進君) それは議会には出てこないわけですか。
- 公園課長(樋渡顕治君) 議会に提出しますのは、9,000万円以上ということでございます。それ以下の分については、議会には出てこないということでございます。
- 2番(須藤洋之進君) 毎日、僕は通っているのですが、埋めたり止まったりしてますのでね。その工事の分が、この議案に入っているんやったらおかしいと思ってお聞きしたわけです。わかりました。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見異なるものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長(柳瀬美樹君) 日程第25「市道路線に認定について」(観音寺町4号線)及び日程第26「市道路線に認定について」(観音寺町5号線)を一括議題といたします。  
議案を朗読させます。  
(市議会事務局長朗読)

議案第65号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
観音寺町4号線	195.80	4.00～ 5.50	観音寺町 599番地の1先	観音寺町 572番地の22先	

議案第66号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
観音寺町5号線	148.20	5.50～ 6.50	観音寺町169番地の1先	観音寺町189番地の1先	

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第65号及び66号の「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。別添参考資料11ページ～13ページを合わせて御参照願います。それでは、議案第65号から御説明申し上げます。

本件は、都市計画街路黒鳥観音寺線を事業化するに当たり、観音寺町会から本地域の排水対策について要望を受けておりましたが、これを行おうとすれば、里道、水路を利用いたしたとしても一部用地買収が伴うため、事業手法等を検討していましたところ、同町内で土地を所有している大阪府住宅供給公社から排水について申し入れがあり、検討の結果、事業費の一部を御負担願うことで協議が成立いたしましたので、この財源を利用し、今回、排水管布設及び管理敷を合わせて道路の整備を行おうとするものであります。

次に、その内容であります。起点観音寺町599番地の1先から終点観音寺町572番地の22先までの延長195.80m、幅員4.00m～5.50mを観音寺町4号線として、道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたしますのでございます。

引き続きまして、議案第66号について御説明申し上げます。

本件は、都市計画街路和泉中央線の観音寺町から弥生町区間の道路整備に伴い、市道観音寺寺田摩湯線との交差点に信号機の設置を計画いたしておるところであります。警察と協議の結果、現状の交差点は鋭角で交差しているため非常に危険であり、また、交差点部が一番低い位置になっており、計画面と1m余り高低差が生じ既存の住宅の出入りに支障を来すことから、付け替えて交差させる必要が生じるため、今回、市道観音寺寺田摩湯線の一部を付け替えて整備をしようとするものであります。

次に、その内容であります。起点観音寺町169番地の1先から終点観音寺町189番地の1先までの延長148.20m、幅員5.50m～6.50mを観音寺町5号線として、道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたしますのでございます。

また、現在の道路は、車は行き止まりとなりますが、歩行者は通行できる措置を講じてまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単であります。提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号、議案第66号は原案どおり可決されました。

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第27「和解について」(道路敷地損害賠償請求事件)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 議案第67号

#### 和解について

大阪地方裁判所岸和田支部平成元年(ワ)第253号損害賠償請求事件について、市は次のとおり和解する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 1. 和解の相手方

住 所 和泉市伯太町四丁目1番3号

氏 名 坂口 正 禮

#### 2. 和解の要旨

市が坂口正禮に対し500万円を支払うことと引き換えに、坂口正禮は下記土地の所有権が市にあることを認め、その所有権移転の登記手続を行うこと。

#### 記

和泉市伯太町四丁目921番3(宅地) 90.38平方メートル

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 参与兼建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第67号「和解について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本件は、和泉町当時、計画実施された伯太屋敷住宅建設時に、現在の市道舞伯太府中線(旧小栗街道線)からの進入路として90.38㎡を和泉市伯太町四丁目921番地3として分筆、町道伯太広小路線として認定されたものでありますが、所有権については、未登記のままでありまし

た。

その後、昭和44年9月11日に当該地及び隣接地2筆を和泉市伯太町四丁目1番3号にお住まいの坂口正禮氏が購入し、所有権の移転がなされました。昭和57年に入って坂口氏が、購入した土地の一部が市道伯太町18号線となっているとして、市に対し代替地の提供または買い上げの要望がありましたが、市としては当時を買収し、登記漏れであるとの判断から、御寄付をいただきたい旨、回答してまいりました。

しかし、坂口氏の了解が得られず、昭和62年11月4日、使用権原を取得しないまま市道として供用開始したことは、土地の権利能力を実質上奪われたとの事由で、岸和田簡易裁判所に市を相手取り調停の申し立てが行われ、以後3回の調停が行われましたが、考え方の相違から不調停となりました。

こうしたことから坂口氏は平成元年6月3日、大阪地方裁判所岸和田支部に当該物件を国家賠償責任に基づき2,000万円の支払いを求める損害賠償請求事件として訴訟を提起し、公判を重ねてまいりましたが、平成3年4月23日、裁判官より「原告(坂口氏)は、被告(和泉市)が500万円支払うと引き換えに被告に本件土地について所有権を認め、その旨登記手続をすること」で和解するよう勧告がありました。

市は、訴訟代理人であります依法律事務所と協議をいたしましたところ、依法律事務所から

1. 本件の土地は、和泉氏において主張する買収の事実を証明する書類が一切現存しないこと。
1. 道路敷地として使用することは問題ないが、権原を証明する書類が一切現存しないため、市に所有権やその他の権原がある主張が認められる確率は極めて低い。
1. 何らかの理由で仮に勝訴しても所有権は原告名義で残り、将来への完結的な解決とはならないこと。

等により、この際、裁判官の勧告を受諾することが最も妥当な解決策であるとした意見書が市に提出されました。

市といたしましてはこの意見書を受け、総合的に検討した結果、①裁判官の和解勧告がある②弁護士の見解からして上告しても進展性が薄い③一連の道路敷の中にあるものでなく、町営住宅の取り付けのための一筆だけを買収したと思われる……ことから一連の未登記物件とは異質である、との結論から今回、和解に応じようとしたものであります。

なお、今後、未登記物件の取り扱いにつきましては、従来どおり、御寄付でお願いしたいと考えております。

また、こうした訴訟になった場合は裁判所の判断結果を検討し、さらに、弁護士とも十分協

議しながら対応したいと考えております。

以上、まことに簡単であります。提案の理由並びにその内容につきましての御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第28「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、日程第29「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第30「平成3年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」の3件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

#### 議案第68号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「4,500円」を「5,500円」に、「10,500円」を「11,000円」に改める。

第23条中「2,300円」を「2,900円」に、「1,500円」を「1,450円」に改める。

第25条第2項中「100分の200」を「100分の210」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1				168,000		
2	271,900	233,400	197,700	173,900	153,700	
3	281,300	241,900	205,400	180,000	160,300	121,000
4	290,800	250,400	213,300	188,900	168,000	124,900
5	304,600	261,200	223,400	197,700	173,900	129,100
6	316,200	271,900	233,400	205,400	180,000	133,800
7	327,800	281,300	241,900	213,300	188,900	139,300
8	339,400	290,800	250,400	223,400	197,700	146,500
9	351,100	304,600	261,200	233,400	205,400	153,700
10	362,900	316,200	271,900	241,900	213,300	160,300
11	376,400	327,800	281,300	250,400	221,600	168,000
12	390,100	339,400	290,800	259,000	229,900	173,900
13	404,000	351,100	300,700	267,600	238,100	180,000
14	418,300	362,900	310,700	276,300	246,000	186,300
15	433,100	375,000	320,600	285,100	253,900	193,000
16	448,000	387,000	330,500	294,200	261,700	200,400
17	461,700	398,800	340,400	303,300	269,400	207,600
18	474,700	410,300	350,300	312,800	277,100	214,700
19	486,800	421,300	360,200	322,400	284,700	220,800
20	498,500	432,200	370,100	332,000	292,000	226,800
21	509,400	441,500	380,000	341,500	299,300	232,600
22	519,600	449,200	389,600	351,100	305,900	238,300
23	525,400	456,600	398,900	360,400	312,300	243,800
24	530,100	461,900	406,500	369,100	316,900	249,000
25		466,600	413,600	377,500	321,000	254,000
26		470,900	418,300	385,000	325,000	258,900
27			422,800	391,400	327,900	263,400
28			427,200	397,400	330,800	267,200
29			431,200	402,000	333,600	270,800
30			435,000	406,400	336,500	273,700
31			438,800	410,600	339,500	276,500
32			442,600	414,500	342,400	279,200
33				418,300	345,200	281,900
34				422,100	347,600	284,400
35				425,900	350,000	286,900
36				429,700		289,300
37				433,500		291,700
38				437,200		294,100
39						296,500
40						298,800
41						301,000
42						303,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	527,600	394,200	306,500	—	—
2	540,000	406,300	318,200	269,600	—
3	552,200	418,300	329,900	281,200	213,900
4	565,400	430,200	341,600	292,800	223,200
5	578,300	442,000	353,300	304,400	233,400
6	591,500	453,700	365,200	316,000	243,700
7	605,400	465,100	377,200	327,600	254,900
8	619,700	476,300	389,600	339,200	266,300
9	634,500	487,400	401,600	350,900	277,800
10	649,400	498,300	413,600	362,800	289,200
11	664,200	509,200	425,400	374,800	300,300
12	678,700	519,600	436,800	385,500	309,900
13	692,800	530,000	448,100	395,600	318,900
14	706,500	540,400	459,200	405,600	327,700
15	720,000	550,100	470,200	415,200	336,500
16	732,800	559,300	480,900	424,800	345,300
17	745,100	567,800	491,300	434,300	354,100
18	755,600	574,700	501,600	443,700	362,900
19	764,800	580,000	511,800	453,100	370,800
20		584,800	519,700	460,500	376,200
21			527,400	467,600	381,500
22			532,700	474,000	384,600
23			537,900	478,600	
24			542,900	483,200	
25			547,500	487,600	
26			551,800	491,900	
27				495,600	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職務の 等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	168,000	—	—
2	233,400	193,100	173,900	153,700	—
3	241,900	199,900	180,000	160,300	121,000
4	250,400	206,600	186,300	168,000	124,900
5	261,200	213,300	193,100	173,900	129,100
6	271,900	223,400	199,900	180,000	133,800
7	281,300	233,400	206,600	186,300	139,300
8	290,800	241,900	213,300	193,100	146,500
9	304,600	250,400	223,400	199,900	153,700
10	316,200	261,200	233,400	206,600	160,300
11	327,800	271,900	241,900	213,300	168,000
12	339,400	281,300	250,400	221,600	173,900
13	351,100	290,800	259,000	229,900	180,000
14	362,900	300,700	267,600	238,100	186,300
15	375,000	310,700	276,300	246,000	191,700
16	387,000	320,600	285,100	253,900	197,000
17	398,800	330,500	294,200	261,700	202,300
18	410,300	340,400	303,300	269,400	207,600
19	421,300	350,300	312,800	277,100	214,700
20	432,200	360,200	322,400	284,700	220,800
21	441,500	370,100	332,000	292,000	226,800
22	449,200	380,000	341,500	299,300	232,600
23	456,600	389,600	351,100	305,900	238,300
24	461,900	398,900	360,400	312,300	243,800
25	466,600	406,500	369,100	316,900	249,000
26	470,900	413,600	377,500	321,000	254,000
27		418,300	385,000	325,000	258,900
28		422,800	391,400	327,900	263,400
29		427,200	397,400	330,800	267,200
30		431,200	402,000	333,600	270,800
31		435,000	406,400	336,500	273,700
32		438,800	410,600	339,500	276,500
33		442,600	414,500	342,400	279,200
34			418,300	345,200	281,900
35			422,100	347,600	284,400
36			425,900	350,000	286,900
37			429,700		289,300
38			433,500		291,700
39			437,200		294,100
40					296,500
41					298,800
42					301,000
43					303,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定められるものに適用する。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第23条の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成3年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

### (最高号給等の切替等)

- 3 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

### (切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長の定めることによる。

### (給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

### (昇給期間の特例)

- 6 平成4年7月1日に在職する職員の平成4年7月2日以降の最初の昇給規定（改正後の条例第6条第1項及び第3項ただし書の規定をいう。）の適用については、昇給規定に定める期間から3月を減じた期間をもって昇給規定に定める期間とする。

### (委任)

- 7 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 理 由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定の趣旨並びに諸般の情勢を考慮し、本市の職員の給与について所要の改正をする必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第68号、第69号、第70号につきまして、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして順次、御説明を申し上げます。

まず、議案第68号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由でございますが、本年8月7日付の国家公務員人事院勧告の趣旨並びに諸般の情勢を考慮いたしまして、本市の一般職の職員の給与について、その改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、追加議案書2ページ第13条第3項の改正は、扶養手当の改正でございます。子など配偶者以外を扶養する場合、2人まで1人につき月額4,500円を5,500円に、また、配偶者のいない職員が親族1人を扶養する場合、月額1万500円を1万1,000円に引き上げようとするものでございます。

次に、第23条は、宿日直手当の改正でございます。主として市立病院における職員が宿直または日直をした場合、その勤務1回について2,300円を2,900円に、土曜日の日直勤務にあっては、1,150円を1,450円に改めるものでございます。

第25条第2項の改正は、12月に支給された期末手当について、0.1カ月引き上げようとするものでございます。

また、別表第1及び別表第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めようとするものでございまして、議案書3ページから5ページのとおりでございます。

次に、附則第1項及び第2項は、施行期日、適用日に関する規定でございます。宿日直手当については、平成4年1月1日から施行いたし、その他は、公布の日から施行いたすこととし、本年4月にさかのぼって適用しようとするものでございます。

附則第6項は、府下における各都市の給与の状況を考慮いたし、平成4年7月2日以降、全職員について昇給を3カ月短縮しようとするものでございます。

その他の附則につきましては、本条例案の施行に伴い所要の規定整備を図るものでございます。

8ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第69号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本市一般職職員の給与改定の趣旨を考慮いたしまして、

市議会議員の期末手当につきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書16ページの第5条第2項の改正は、12月に支給される期末手当について0.1カ月引き上げようとするものでございます。

次に、附則第1項は、施行期日、適用日に関する規定でございまして、本条例案は、公布の日から施行いたすこととし、本年4月にさかのぼって適用しようとするものでございます。

18ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第70号「平成3年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中、平成3年12月支給分の期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、議案書20ページの第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に30,000円を加えて得た額」とし、3万円を上積みして支給しようとするものでございます。

また、本条例第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に30,000円を加えて得た額」とし、3万円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第68号、第69号、第70号につきまして、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本3件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本3件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第68号、議案第69号及び議案第70号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第31「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す

る条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 議案第71号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「520円」を「980円」に改める。

第22条第2項第1号中「2,600円」を「3,200円」に改め、同項第2号中「2,300円」を「2,800円」に改め、同項第3号中「1,600円」を「2,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

#### 理 由

国家公務員における人事院規則の一部が改正されたことを考慮し、本市条例による支給を受ける職員についてもこれに準じて所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室理事(鹿島賢昌君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第71号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、国家公務員における人事院規則の特殊勤務手当の一部が改正されたことに伴いまして、同様の規定を設けております本市条例につきましても、国に準

じて改正をしようとするものでございます。

その内容でございますが、議案書25ページ第11条第2項の改正は、消防職員のうち交替制勤務に従事する職員が深夜に勤務した場合、その勤務1回について支給する額520円を980円に改めようとするものでございます。

次に、第22条第2項の改正は、診療施設の病棟に勤務する助産婦、看護婦につきまして、深夜において勤務した場合夜間看護手当を支給しておりますが、その勤務時間が4時間以上である場合2,600円を3,200円に、2時間以上4時間未満である場合2,300円を2,800円に、2時間未満である場合1,600円を2,000円に改めようとするものでございます。

なお、本条例案は、平成4年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。26ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 当初、審議に入るときに条例の整合性についてしっかり見詰め直してほしい、申し上げました。今回の特殊勤務手当についても、職員全般にわたる特殊勤務手当がありますね、800何人かにわたるものがね。こういう形の中で消防署の特殊勤務手当が520円から980円に倍近く上がるわけですね。これはいいことなんです。ただ、なぜ変えたかと言います、国家公務員規則の改正ということで上級の機関で変えてきたから上げるわけです。

そのときには、全般的なものについても、今の決められている額が妥当なものか、それに見合うかどうか、他のものもどうかと見直す1つの機会がここにあるのではないかと思います。そういう点での見直しもしっかりとやらしてもらわんことには、国家公務員に準ずるか準じないかで異なる、と書いてあることはよくわかります。しかし、市独自でこれは出さなければいけないと決めている以上は、全部精査していくべきだということを意見として申し述べておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見がないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） ここで、議員の皆様方をお願いいたします。

本日の議事日程は、この後、日程第32から日程第36まで残されておりますが、本日の会議時間内の審議は困難と思われますので、明日をお願いいたしたいと思っております。

お諮りいたします。本日の会議は、これで延会したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

それでは、本日はこれで延会いたします。

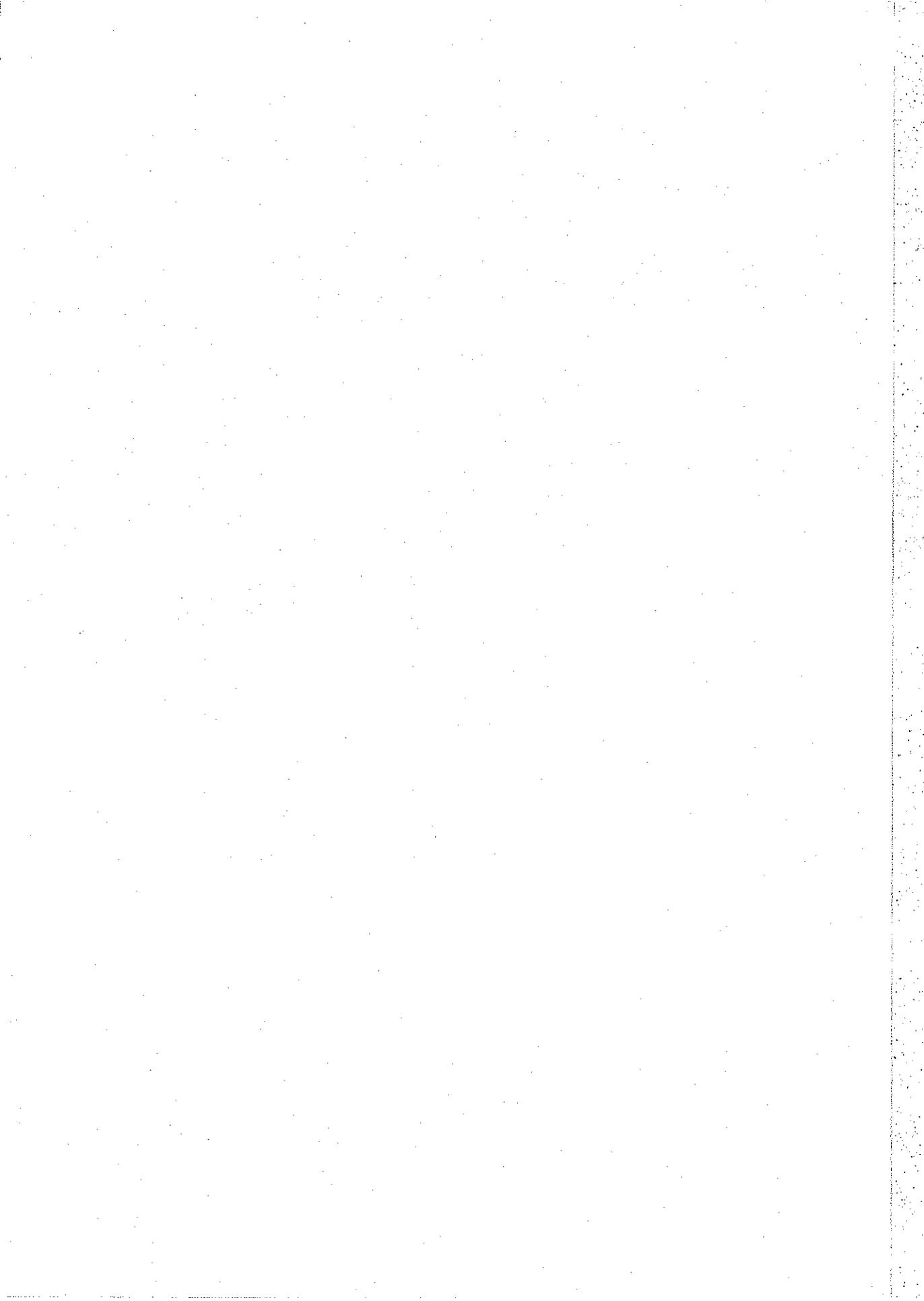
なお、明日も引き続き議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

（午後5時00分延会）



Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and low contrast.

最 終 日



平成3年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
3番	西口平和君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君

○

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	次長	池辺功
市長公室	役	坂口禮之助	総務部	次長	阪豊光
市長公室	役	田中昭一	同和対策部	長	森利治
市長公室	入役	中塚白	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	長	堀宏行	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	理事	尾崎秀忠	福祉事務所	次長	坂田平之
市長公室	理事	鹿島賢昌	市民生活部	長	麻生和義
市長公室	理事	中辻寿夫	市民生活部	次長	岸田秀仁
市長公室	次長	井阪和充	市民生活部	次長	明坂文嘉
市長公室	次長	亀山学	市民生活部	次長	池辺修次
市長公室	次長	池辺一三	産業部	長	大塚孝之
市長公室	次長	今村堅太郎	産業部	理事	藤原清司
市長公室	次長	山下喬三	産業部	次長	高三一行
市長公室	次長	石本博信	産業部	次長	松林保介
総務部	長	神藤恒治	参与兼建設部	長	浅井隆介
総務部	次長	奥村富彦	建設部	理事	山崎琢磨

建設部理事	緒方和夫	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	中西淳富	消防長	角谷泰夫
建設部次長	谷俊雄	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	赤田儔信	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部次長	山崎精二	消防本部次長	池野透
建設部次長	中野英二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	藤本仁	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部副理事	岸本孝二	教育委員長	藤原忠男
都市整備部長	萩本啓介	教育長	杉本弘文
都市整備部理事	中野義裕	管理部長	逢野博之
都市整備部理事	三井義秋	管理部次長	白樫通有
都市整備部次長	中屋正彦	指導部長	木村吉男
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部長	生田稔
改良事業部長	富田宏之	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部理事	笠木恒忠	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部次長	梶田嗣夫	収入役室長	藤木意繼
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道部長	岩井益一	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部次長	仲田博文	監査委員	庄司清三
水道部次長	城前伊佐雄	監査事務局長	吉田陽三
病院長	竹林淳	農業委員会会長	森口義忠
病院事務局長	橋本昭夫	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄  
 次長 河原茂隆  
 主幹 長尾益男  
 調査係長 井之上光一  
 議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第72号	平成3年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	追加 P. 27
2	議案第73号	平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	追加 P. 70
3	議案第74号	平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	追加 P. 79
4	議案第75号	平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 90
5	議案第76号	平成3年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 111
6	決議第5号	第52回国民体育大会開催に関する決議	別紙
7	意見第17号	「看護婦確保法」の制定を求める意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席並びに遅刻届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第72号

平成3年度和泉市一般会計補正予算（第3号）

平成3年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,663,776千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,320,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		15,891,197	1,163,295	17,054,492
	1. 市 民 税	8,521,298	675,068	9,196,366
	2. 固 定 資 産 税	5,244,538	342,176	5,586,714
	4. 市 た ば こ 税	628,000	45,000	673,000
	5. 特別土地保有税	99,000	29,000	128,000
	6. 都 市 計 画 税	1,280,036	72,051	1,352,087
8. 分担金及び負担金		932,127	30,571	962,698
	1. 分 担 金	17,715	4,221	21,936
	2. 負 担 金	914,412	26,350	940,762

9. 使用料及び手数料		385,220	11,007	396,227
	1. 使用料	334,139	11,007	345,146
10. 国庫支出金		4,725,820	20,844	4,746,664
	1. 国庫負担金	2,625,672	8,868	2,634,540
	2. 国庫補助金	2,040,716	11,976	2,052,692
11. 府支出金		2,563,878	39,264	2,603,142
	1. 府負担金	320,586	5,243	325,829
	2. 府補助金	1,972,082	25,521	1,997,603
	3. 府委託金	255,091	8,500	263,591
12. 財産収入		679,080	162,011	841,091
	2. 財産売払収入	316,105	162,011	478,116
14. 繰入金		530,100	100,000	630,100
	2. 基金繰入金	451,000	100,000	551,000
15. 諸収入		3,379,366	5,184	3,384,550
	5. 雑入	2,288,144	5,184	2,293,328
16. 市債		1,664,439	131,600	1,796,039
	1. 市債	1,664,439	131,600	1,796,039
歳入合計		38,657,210	1,663,776	40,320,986

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		357,670	7,474	365,144
	1. 議会費	357,670	7,474	365,144
2. 総務費		4,153,602	568,489	4,722,091
	1. 総務管理費	2,712,651	559,131	3,271,782
	2. 徴税費	581,283	5,538	586,821
	3. 戸籍住民基本台帳費	296,827	△ 7,970	288,857
	4. 選挙費	96,728	△ 2,304	94,424
	5. 統計調査費	34,518	△ 7,022	27,496
	6. 監査委員費	29,621	475	30,096

	7. 同和对策費	401,974	20,641	422,615
3. 民生費		10,512,325	222,155	10,734,480
	1. 社会福祉費	4,005,714	64,300	4,070,014
	2. 児童福祉費	3,966,031	166,758	4,132,789
	3. 生活保護費	2,533,975	△ 9,429	2,524,546
	4. 災害救助費	6,605	526	7,131
4. 衛生費		4,287,856	64,316	4,352,172
	1. 予防衛生費	2,159,533	41,651	2,201,184
	2. 環境衛生費	1,895,163	21,359	1,916,522
	3. 墓地管理費	222,030	1,306	223,336
5. 農林水産業費		331,202	40,700	371,902
	1. 農業費	316,055	40,700	356,755
6. 商工費		244,141	2,183	246,324
	1. 商工費	244,141	2,183	246,324
7. 土木費		7,305,003	472,823	7,777,826
	1. 土木管理費	318,450	57,465	375,915
	2. 道路橋梁費	1,651,562	249,733	1,901,295
	3. 河川水路費	239,405	59,890	299,295
	4. 都市計画費	2,986,177	105,252	3,091,429
	5. 住宅費	2,109,409	483	2,109,892
8. 消防費		1,050,066	55,441	1,105,507
	1. 消防費	1,050,066	55,441	1,105,507
9. 教育費		5,177,520	230,195	5,407,715
	1. 教育総務費	463,705	18,083	481,788
	2. 小学校費	2,199,921	24,670	2,224,591
	3. 中学校費	1,172,278	15,938	1,188,216
	4. 幼稚園費	431,825	13,943	445,768
	5. 社会教育費	743,462	151,850	895,312
	6. 保健体育費	166,329	5,711	172,040
歳出合計		38,657,210	1,663,776	40,320,986

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画事業	214,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	217,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。					
消防施設整備事業	19,500	同上	同上	同上	同上	23,100	同上	同上	同上	同上					
史跡池上曾根遺跡整備事業						125,000	同上	同上	同上	同上					
計	1,664,439					1,796,039									

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由に説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部神藤でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第72号「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の主なものは、人事院勧告に伴います給与費の追加及び期末手当の特例措置、退職手当の追加、職員の異動に伴います給与費の調整などの人件費の補正並びに道路、水路等工事費の国庫補助金等の増加に伴います事業費などの補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。27ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億6,377万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ403億2,098万6,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、都市計画事業、消防施設整備事業、史跡池上曾根遺跡整備事業における限度額の設定及び変更でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。40ページをお願いいたします。

まず、議会費でございますが、議員期末手当の改定及び職員の給与改定並びに期末手当特例措置など人件費747万4,000円の追加計上でございます。

次に、総務費5億6,848万9,000円の追加計上でございますが、これは職員の給与費及び退職手当の追加、財産区財産売り払いに伴います地元公共事業交付金追加8,970万9,000円などでございます。

次に、民生費でございますが、2億2,215万5,000円の追加計上でございますが、職員の給与費の追加、社会福祉法人が建設いたします精神薄弱者通所授産施設に対する施設整備補助金2,000万円、丸笠団地風呂設置補助金1,534万円、産休等代替臨時保母賃金追加3,743万1,000円、国の措置基準改定等による民間保育所措置費負担金等の追加1,999万7,000円などが主なものでございます。

続きまして、衛生費6,431万6,000円の追加計上でございますが、職員の給与費の追加並びに受診者数の増加に伴います健康診査等委託料の追加914万1,000円でございます。

次に、農林水産業費4,070万円の追加計上でございますが、職員の給与費の追加及び補助金の増加によります水路整備工事費等が主なものでございます。

商工費218万3,000円の追加計上につきましては、職員の給与費の追加でございます。

次に、土木費でございますが、職員給与費の追加及び道路河川などの事業費の追加で4億7,282万3,000円の計上となっております。主な内容といたしましては、道路維持補修費追加2,500万円、富秋幸線整備事業費追加2,150万円、北信太駅前線整備事業費2億3,817万2,000円、長谷川河川改修事業費追加2,635万円、水路改修工事費等追加2,800万円、公共下水道事業特別会計への繰入金追加3,579万2,000円、放光池1号公園整備事業費追加2,480万円、住宅管理補修工事費追加3,500万円などでございます。

消防費につきましては、5,544万1,000円の追加計上でございます。職員給与費等の追加でございます。

最後に、教育費といたしまして、2億3,019万5,000円の追加計上をいたしました。主な内容といたしましては、職員給与費の追加及び(仮称)榎尾山森林浴コース借地等1,358万1,000円、池上曽根遺跡用地購入費1億2,615万円などでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容につきまして御説明申し上げます。34ページでございます。

市税11億6,329万5,000円につきましては、実績等を勘案し追加計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金3,057万1,000円、使用料1,100万7,000円、国庫支出金2,084万4,000円、府支出金3,926万4,000円、財産収入1億6,201万1,000円のうち8,970万9,000円等につきましては、歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

繰入金1億円につきましては、交通の利便性を図るバス回転用地として北信太駅前線整備事業に公共施設整備基金を充当するものでございます。

最後に、市債1億3,160万円でございますが、これは放光池1号公園整備事業債及び消防施設整備事業債の追加並びに史跡池上曽根遺跡用地取得事業債を計上いたしましたものでございます。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第72号「平成3年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 29番(大谷昌幸君) 29番・大谷です。まず、60ページの幼稚園費の維持補修費4,377万円、

仮設園舎等建設工事費とありますが、その内容と内訳について。

次に、61ページの槇尾山森林浴コース費の中の立木補償費1,262万円の内容についてお尋ねいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 管理部次長（白樫通有君） ただいまの幼稚園費の中の維持補修費の仮設園舎建設の内容と内訳の御質問につきまして、教育委員会事務局総務の白樫からお答えを申し上げます。

平成4年度の公立幼稚園の園児募集を今年も10月上旬に実施いたしました。その中で国府幼稚園の入園希望者は、5歳児94名、4歳児が96名、合計190名の応募がございました。御案内のとおり、国府幼稚園は定員が200名でございます、5歳児が3クラス編成、2年保育に当たる4歳児が2クラス編成をしているわけでございますが、4歳児につきましては、1クラス48名という保育の状況になりますことから、この4歳児につきましても3クラス編成すべく、プレハブ園舎の建設を計画いたしましたものでございます。

この工事の内訳でございますが、付帯工事といたしまして、現在の園庭にプレハブ園舎を建設いたしたいということで、その敷地整備のために既設の砂場の撤去、また、増設されるために現在の電気設備の需要量の増加に伴う工事、それから、建設地の整地等で137万円を予定いたしております。残りの300万円は、プレハブ園舎の建設工事費でございます。渡り廊下を含め内装の黒板、掲示板あるいは下駄箱といった保育室の整備を行う経費でございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 青少年の家所長（久保喜代治君） それでは、（仮称）槇尾山森林浴コースの立木補償につきまして、社会教育課の久保より御説明申し上げます。

行われます事業区域内の立木伐採に対する補償といたしまして、権利者18名が所有いたします山林内の立木、杉、桧、松、樫、くぬぎ等に対するそれぞれの鑑定価格による補償でございます。

以上でございます。

○ 29番（大谷昌幸君） まず、幼稚園の方ですが、今、詳細にお聞きをしましたが、廊下も含めたプレハブ園舎の面積の答弁が抜けておりましたので、ちょっと返事してください。

○ 管理部次長（白樫通有君） プレハブでございますので、4間、5間でございます。

○ 29番（大谷昌幸君） わかりました。それには、トイレは付いているんですか。

○ 管理部次長（白樫通有君） トイレは、今回の事業費の中には含まれてございません。

○ 29番（大谷昌幸君） 先般の一般質問でもトイレのことを申し上げましたが、その点を十分

に考慮してほしいと思います。このプレハブと言いますと、あくまでも応急措置と理解するんですが、一体、このプレハブの園舎をいつまでお使いになる計画ですか。これは教育長の方から答弁してください。

○ 教育長（杉本弘文君） 過日の先生の一般質問でもお答え申し上げましたように、園舎の建て替えにつきましては、耐用年数等老朽化の問題もございます。平成5年をめどに建て替えてまいりたい、とお答え申し上げておりますので、その間の対応ということで御理解願いたいと思います。

○ 29番（大谷昌幸君） くどいようですが、今までの経過がありますので、あえてお伺いをしているんです。平成5年に建て替えるとなりますと、一応、来年度の4年度と5年度、長くても2年だけ使うと理解していいんですね。市長さん、5年には必ず建て替えるとお約束いただけますね、よろしく願いいたします。

次に、森林浴コースの立木の伐採ですが、今、青年の家所長の久保さんからお返事をいただきましたが、昨日、私がお聞きした工事請負契約の中では、たしか公園課の方から御答弁をいただきましたね。今度は、教育委員会に変わってきていますね。まだ全然できていないのに教育委員会の管轄になったんですか。社会教育課は何でもかんでも人のやったやつをもらってますが、生田部長さん、これでよろしいんですか。教育委員会が伐採をするんですか。それやったら、昨日のやつを全部蒸し返しますよ。まだ社会教育課に移管してないんでしょう。予算面がこうなっているだけと違うんですか。

○ 社会教育部長（生田 稔君） ふるさと創生事業ということで、当時、場所的な問題については委員会形式をとってまいりました。その場所が決まりまして、いよいよ計画となりまして、関係課の企画、都市整備、社会教育ということで、主に企画の方が中心になりまして今まで動いてきたわけでありまして。この運営につきましては社会教育部が大きく元へ戻ります。青少年の家が槇尾山のふもとにあることから、ふるさと創生事業を取り巻く全体の構想として、青少年の家を巻き込んだ1つの大きなエリアの範疇とする中で、管理運営については、教育委員会の社会教育部となったわけでございます。

したがって、基本的な問題につきましては企画立案の中でやられますが、今後の運営体系としては、社会教育がそれを受けて参画していかなければならないと考えてございます。したがって、平成3年度の予算措置といたしましては、工事費は社会教育部が措置しておりますが、この実施計画、また、それに伴う工事内容につきましては、関係課ともどもこうした問題の中で協議をしてきたわけでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 29番（大谷昌幸君） 現在は、まだ社会教育課ではないわけですね。そう理解できるでしょ

う。まだ影も形もないんやからね。

- 社会教育部長（生田 稔君） 運営面からしましたら、ということです。
- 29番（大谷昌幸君） そこで、企画と都市整備の方へ話を戻しますが、この地域は何か規制がありますか、ありませんか。近くには国定公園もありますしね。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） 企画の今村からお答えいたします。  
近郊緑地保全区域の中に含まれていると思います。
- 29番（大谷昌幸君） 言葉尻をつかまえるようですが、「含まれていると思います」というようなあいまいなことでは困りますよ。新聞紙を1枚広げたような大きな和泉市の都市計画の図面があるでしょう。その中にグリーンの斜線で国定公園と近郊緑地保全区域と色別しているでしょう。私は大きいので持ってきてませんが、都市整備の方にあるでしょう。その中に含まれてますがな。それとも、含まれてないんですか。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） 確かに近郊緑地保全区域に含まれてございます。
- 29番（大谷昌幸君） 近畿圏の保全区域の整備に関する法律、これは府からもらってきたんですが、その中の近郊緑地保全区域における行為の届出の第9条ですが、近郊緑地保全区域（緑地保全地区を除く。以下この条において同じ）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならぬ。
  1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
  2. 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更以下、省略しますが、これに含まれますよ。それとも、含まれませんか。そして、府に「その旨を届け出なければならぬ」と書いてますよ。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） 届け出はしてございます。
- 29番（大谷昌幸君） 私、今朝確認したところですが、届け出はしてませんよ。その経過を全部ここで言うてもよろしいですか。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） まず、府の方ではなく、泉州自然保護事務所の方で手続きをします。それから、府の方へ回ります。
- 29番（大谷昌幸君） 今朝の段階では、まだ府から了解の返答はしてませんよ。この夏時分に中野理事からお話があったが、それ以後、何ら聞いてません、ということです。もし、間違いがあったらいけないというので、書類を全部繰ってくれましたが、10分ぐらい待ってましたが、ありません。今、聞いてくださいよ。私もこの仕事をさせてもらっている以上、自分の関係している市でそういうことがされていることは、非常に遺憾で残念に思います。私も御協力

はしたいが、手続を踏んでいただかないとね。今、すぐ府の内線番号「2742」へ電話してください。休憩してもよろしいですよ。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 失礼しました。届け出のための話をしているということでございます。

○ 29番（大谷昌幸君） そしたら、この工事は、請負契約が議決された昨日からかかれるんですよ。それなのに、まだ府の了解を得ていないというのはどういうことですか。これは撤回してください。請け負われた工務店さんに悪いが、もう一度、一から出直してください。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 届け出の件につきまして、公園課の方よりお答えいたします。近郊緑地保全区域内及び森林法5条民有林関係という法律がございます。その中で御指摘の近郊緑地保全区域内の届け出が出ていない、という点につきましては、確かに決裁を取りまして話を持っていき、先ほど、企画の次長より答弁がありましたように、泉州自然保護事務所へ持って行っております。ただ、御指摘のように、日時的にいつ持って行ったか、という点につきましては、手元に資料がございませんので、御了解願いたいと思います。

○ 29番（大谷昌幸君） 泉州自然保護事務所は泉南府民センターの中にありますが、これは府の農林部の緑の環境整備室のあくまでも1機関、出張所ですよ。本部の方で受けてなかったらどうなりますか。通りませんよ。部長の判をもらうためにわれわれはいろんなことで動き回らんでしょう。部長の判をもらわず、係長の判だけでいけるような小さいことではありませんよ。このような法律で規制されているような大きなことが、そんな簡単なことでいけるんですか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 手続上は、先生のおっしゃるように本庁の緑の環境整備室がございまして。その出先機関として泉州自然保護事務所がございまして。この泉州自然保護事務所を経由して本庁の緑の環境整備室へ行くというルートでございまして。

○ 29番（大谷昌幸君） 中野理事さんから答弁してください。名前が出てきているんやから。中野理事さんから相談を受けて以後何も話しがありません、という名前が出てきているんやからね。

○ 都市整備部理事（中野義裕君） お答えいたします。

手続といたしましては、先ほど、公園課の方から説明したとおりでございます。私は、最終的に緑の環境整備室の方へそういった申請が出てきたときどのような扱いになるのか、という件につきまして、あらかじめ、府の方と協議をするといったところで、関係課の公園課等と同行させていただいたということでございます。

以上でございます。

○ 29番（大谷昌幸君） 府へ行くわけでしょう。ところが、緑の環境整備室へは来てない来て

いないのに、工事請負契約が可決されて今日からでも工事ができるなんて、そんな馬鹿なことはありませんよ。市と府やからどないでもなるんや、と思うてはるんと違いますか。私は、府の方から身分証明書をいただいてこの仕事をさせてもらっているんですよ。私らの身分も認めてもらえずして着工を強行するんですか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 近郊緑地保全区域内というのは、確かに手続上は届け出制でございます。その前に泉州自然保護事務所並びに府の緑の環境整備室へアタックいたしましていろいろ話をさせていただき、届け出を受理していただくという話までいきました。その中では、今、手続上で泉州自然保護事務所にあるという状況でございます。御理解願いたいと思います。

○ 29番（大谷昌幸君） 理解もくそもありませんよ。とにかく、電話を入れたら、まだ受けていないので、それは止めてください、と言われたんですよ。先ほど、内線番号まで言うてるんやから確認してくださいよ。それをせずしてこれを進めるということは了解できません。昨日から言うているでしょう。あの道を全部コンクリートにすると、その後でもまだ言うているんですよ。このような国から1億円もらって実施するプロジェクトでしょう。コンサルに頼んだということですが、昨日も名前を挙げませんでした。山を愛する方もたくさんいてはるんのに、そういう方々の意見も聞かずに、また、上までも登ってなくてこの企画ができるんですか、と昨日から残念でならないので言うているんですよ。

○ 助役（坂口禮之助君） 非常に手続上の点で雑なことで申しわけございません。原課の方からお答え申し上げておりますように、近郊緑地保全の中の条項には、形質等の変更を行う場合には届け出をしなければならない、という規定がございます。したがって、その前段で公園課長がする説明を申し上げておりますように、直接本庁へ持って行くというルールではございません。まず、出先の泉州自然保護事務所を通じて本庁へという経路でございます。道路関係ににしても、鳳土木を通じて本庁の道路課なり関係課に申達していくというルールがございますので、その手順を追いつつあるということでございます。

したがって、許可を得なければ着工できないという性格のもものではございません。いわゆる届け出ということでございますので、現在、その手順を追いつつあるということでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。泉州自然保護事務所を通じて本庁に書類が上がる前に根回しをしなければいけないという意味合いで中野理事が協議相談に上がったんだろうと存じております。決して議会軽視をしたり、法律を無視してやるという気持ちはさらさらございません。手順の上でおくれている点につきましては申しわけなく存じております。法に抵触することのないよう、それらの了解も得た上でないと工事にかかれぬという面は十分に配慮しながら、議会軽視に当たるようなことのないよう進めてまいりたいと存じておりま

す。御理解を賜りたいと存じます。

○ 29番（大谷昌幸君） 市の方が、届け出は後でもいいという見本を示しているようなものですな。確実に府の方の了解は取れますか、取れる自信はありますか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 府の方と十二分に打ち合わせをしております。届け出をしたということで、その届け出を受理ということで、許可制ではありませんので、その辺は御理解願いたいと思います。

○ 29番（大谷昌幸君） 1回、中野理事さんがお見えになったというだけで十二分になっているのか知りませんがね。

そしたら、もう一度聞きますが、昨日の参考資料の6ページ、蛇行しているところに1mmか3mmぐらいの直線が3カ所付いてますが、これは何ですか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） これは蛇行外に最短的につないでいる線ということでございまして、これは健脚コースということでございまして、木などによって階段状につくっている近道でございます。

○ 29番（大谷昌幸君） 例えば府のやっているちはや園地にしろくろんど園地にしろ、こんなものはありませんよ。山の等高線を利用して一番傾斜が少ないところを歩きやすいように付けた道でしょう。何のための森林浴コースですか。それとも、公園をつくるつもりやったんですか。森林浴コースという、コースというのは道でしょう。道である以上は、こういうものは必要ありませんよ。元の道で十分行けますよ。

それと、1,262万円もカネを使ってなぜ立木を伐採しなければならないんですか。森林浴コースでなく、日光浴コースですか。そうとしか理解できませんよ。いかにもずさんなものですわ。そういう点をもう一度十分考慮してください。いや、企画や、いや公園や、尻のしまいは社会教育や、となりますが、一番弱い社会教育にしわ寄せを持って行って後は知らぬ存ぜぬ、結局、社会教育が責任をとらないといかん。せっかく30年も40年もかかって大きくなった木を切ってしまうって展望台をつくるということですが、今、木を植えよう、植えよう、としているのと違いますか。

先ほど聞いたところでは、私は9割方まだ了解は取っていないと思っております。近郊緑地保全法に抵触するようなことをしておいておまけに立木を伐採するという。一体、何のためにこんなものをつくるんですか。公園をつくるんやったら、近くて行きやすい昨日も出ましたみたち山公園をもう少し整備してくださいよ。あそこまで行く人なら、何もふるさと創生事業をしなくても、歩いて上がりますわ。あそこは歩くつもりの人しか行きまへん。楨尾山の入り口を見なさい、車が殺到したらどないなりますんや。そういうことを後回しにして、とにかくプロ

ジェクトや、たくさんの人をターゲットにしていく、という説明が昨日もありましたが、たくさんの人に車でどんどん来てもらう必要はないと思います。本当に森林浴コースに行こうかという人だけに来てもらうたらええのと違いますか。

滝畑を見なさいよ。ろくに宣伝もしないのに日曜日になったら車が一杯で動きまへん。堺かつらぎ線という公道をシャットアウトしてますわ。それでもどンドン人が行ってますわ。一度、秋の日曜日に行ってみなさいよ。そういうことを全然勉強もせず、私どもが肩身を狭くするようなことばかりしてます。この1億数千万円の昨日の工事費にまだこれを上積みするんですよ。全部で3億近いカネを使うと聞いてます。上だけよくしても、行く道があきまへんがな。おまけに外環ができると、よそから来た人が、どんなところかいな、と来るかもしれません。車で芝生のところまで上げられるようにする。山へ行っってなぜ車で登らせるんですか。どうも考え方が素直でないような感じがします。

おまけにあそこは借地したんでしょう。91万円の借地料が計上されてますね。借りた以上はどないしてもええと思われているのかもしれませんが、本当に森林浴コースをつくっていただけるんならええが、人を集めてたくさん車が来て排気ガスを飛ばすだけやってら、かわいそうに木が枯れるだけと違いますか。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 企画からお答えさせていただきます。

まず、道路の件でございますが、これは管理用ということで、一般の車は入っていただかないというための道路でございます。

また、森林浴コースということで昨日も御答弁させていただきましたが、われわれといたしましても、それがどうあるべきか、ということでいろいろ議論をしたところでございます。御指摘のようにかなりの費用も1億円以外に入れるわけでございます。「ふるさと」という冠もございまして、できるだけ多くの市民の方に活用していただくという方向もありましたので、こういう整備になったということでございます。

また、立木伐採の件でございますが、補償の方は3,000本という予定でございますが、必要最小限ということでございます。広場的な部分だけは伐採せざるを得ないのですが、できるだけ伐採を少なくし、木を残す方向で考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○ 29番（大谷昌幸君） 伐採する本数を聞いただけでぞっとしますが、3億近くもかかるとしたら、まだあと1億4,000万円から1億5,000万円も入れるわけでしょう。昨日、工事請負契約は通ってますのでやってもよろしいがね。昨日は、割合暖かい朝でしたが、八ヶ丸の手前の低い方の斜面にかかったあたりから枯れ葉に霜が見えました。それまでは霜があったのか森林の間なので見えませんでした。府中の私の家の近くでは初霜はまだ見てないので、ああ、初

霜を見たな、と思ったわけです。今日からでも工事にかかれるわけですが、生コンを流すのは年が明けてからになるでしょう。暖冬と言われてますが、やはり冬は寒くなります。特に府中あたりに比べたら5～6度は低いと思います。氷も張るでしょう。だから、コンクリートにいい影響はないと思います。

そういうことなどもいろいろ考えてもう一度十分検討してください。工事にしても、改めるべきところは改められるはずですが、昨日の質問でも出てましたが、来年の3月末までにできるはずがありませんわ。貯水池にしても、1つのピークを越した向う側でしょう。そこまでどうして運ぶのか。恐らく工事の道かもしれませんが、それらのことも含め自然を破壊してやるんやったら止めてください。それだけ特にお願いをしておきます。自然を破壊するんやったら止めてください。昨日も言いましたように、工事請負契約と立木伐採の1,262万円を入れて伐採された跡をとっくり見せていただいてからまた評価をさせていただきますわ。それしか言いようがありません。これで終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。
- 7番（赤阪和見君） 2、3点、お聞きしたいと思います。

ごみの問題は一般質問でやりたかったんですが、今回はやりませんでした。それで、いろいろありましたが、しっかりとした方向性を持っていただきたいと申し述べておきます。

補正予算の45ページ、精神薄弱者通所授産施設整備費補助金の内容を詳しく原課の方からお願ひしたいと思います。

それから、老人クラブ常設集会所の場所と内容はどうか。

それと、先ほどから話が出ております槇尾山の件ですが、端的にこの立木補償は、買い取り補償と確認してよろしいですか。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 福祉課長（金谷宗守君） 1点目及び2点目について、福祉課金谷から御説明申し上げます。

最初の精神薄弱者通所授産施設整備費補助金でございますが、これにつきましては、市内の箕形町に設置する（仮称）「友愛作業所」という精神薄弱者が通って授産を受ける施設が来年4月開設を目途に現在、工事が進められております。その施設整備費の一部を補助しようとするものでございます。当然、国の認可施設でございますので、施設整備費に対しては国の補助、府の補助がございまして、とてもそれだけでは足りないということで、設置者自身の寄付金あるいは法人の一般財源等で賄うわけでございます。それらの一部に充ていただくため、市として2,000万円の補助をしようとするものでございます。

施設の内容といたしましては、延べ床面積が約800㎡、鉄筋コンクリートづくり2階建て。通所定員が50名でございます。運営主体は、社会福祉法人「いずみひばり会」でございます。その必要とする工事費等の寄付者は、飯坂製粉でございます。

2点目にお尋ねの老人クラブ常設集会所補助金でございます。これは市が昭和62年につくりました和泉市老人クラブ常設集会所補助金交付要項によりまして、地元の町会あるいは老人クラブ等が設置するものに対して補助を出すものでございます。本件が4件目でございます。浦田町が設置する浦田町会館兼浦田町老人集会所、浦田町338番地に設置するものでございます。お寺の敷地と同一の敷地内に鉄骨づくり2階建てでございます。1階が町会館、2階が老人集会所ということでございます。延べ床面積が約460㎡、そのうちの2階が老人集会所でございます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 青少年の家所長（久保喜代治君） 青少年の家久保がお答えいたします。  
買い取りでございます。
- 7番（赤阪和見君） 授産施設もいろんな形の運営があるかと思いますが、しっかりとした指導をしていただき、和泉市内に住むそういう人たちが安心して働くことに喜びを持てるような施設にさせていただくことを要望しておきます。  
立木は買い取りということですが、後の使用をどのようにしていこうとするのか。その計画はいかがですか。
- 青少年の家所長（久保喜代治君） 一応、大きな木は地主さんと話し合いの中で、道ができれば持って帰っていただいたら結構だということで話が付いております。樹齢10～20年の木が多いので、基本的には、現場で処理することを考えております。
- 7番（赤阪和見君） はっきり言えば、何も使うようなことはないということでしょう。買い取り補償ですから、逆に言えば、市民の税金で立木の補償をするわけですから、本来ならば、どのようにするか、ということを考えていなければならないと思うんですよ。特に間伐材などをどうするか、今、それで造林業の人は難儀しているわけですよ。もっとはっきり答弁していただいたらいいんですよ。立木補償をしてほしいものは持って帰ってもらう、和泉市は要らないんだ、ということ言うたらええ。そうでないと、買い取り補償をして後はどうするのか、ということが問題になるわけです。
- 7番（赤阪和見君） くぬぎもあるということですが、椎茸が生えるようなくぬぎがあるかもしれませんが、それを出して小中学校の理科の教材にするとか、いろんな形があると思います。老人会に要らな

いか、と声をかけるなり、それがリサイクルでしょう。このまま放置したら燃やしますよ。1,200万円も出して何千本かの木を放かすんでしょ。早く言えば取り得ですわ。それよりも、ここにこんな木があるが、材木屋さんあるいは製材を業とするものが和泉市にはいるわけですから、3万円でも5万円でもいいじゃないですか、入札するという形をなぜとれないのか。そもそも、最初にそういうことを考えたことがあるのか、それを聞きたいんです。要らないやつから地主に処分してもらいます。しかし、処分するにも費用がかかるからこれだけのものを出します、ということを考えなかったのか。どこが答えてくれるのかわかりませんが、答えてほしい。単なる立木補償ではないのですからね。そこに自然を愛する気持ちがあるかどうかです。行政執行に当たって温かい心があるかどうかです。

この前、NHKのある番組で83歳のお婆さんがミゼットに乗って自分の畑でつくった野菜を町に売りに行く。そのミゼットの免許を取ったのが60歳ぐらいですが、現実に83歳できゅうりやじゃがいもなど季節の旬のものを売りに行くんです。本当にりっぱだな、と感動しました。また、そのミゼットを修繕するのが73歳の自動車修理業をしていたが引退された人が、その83歳のお婆ちゃんのミゼットだけを修理するという、まことに微笑しい光景です。そのお婆ちゃんがあるとき1週間ばかり入院しました。もう行けへんのかな、と思ったが、退院してからも涙を流しながら野菜を栽培しているんです。何もそれを売りに行くのが目的ではない。野菜の生ける部分を助けるんだ、生きている野菜を利用してもらって助けるんだという、本当に感動的な番組でした。

今、考えてみると、この中央丘陵の開発でもそうです。竹藪をどんどん切って竹を燃やす。その上の空が真っ黒になるぐらい煤を飛ばし、迷惑をかけないと言いながら、周辺に大きな迷惑をかけました。現在、万町池田下線ですか、焼津線ですか、あの道路はどろどろじゃないですか。あれは公団が付け替えた道じゃありませんよ。われわれ市民は、あの道が広がって便利になったというよりも、曲がりくねった道を通らされているんです。その中を公団の工事の車が我が物顔に走っているやないですか。あなた方は、あの工事をするとき何と言いましたか、一切、工事車両で迷惑をかけません、と約束したじゃないですか。それなのに今、我が物顔に走っている公団の工事の車がどれほど市民に迷惑をかけていますか。

1本の木の気持ちを本当に考えてやってくださいよ。もう切っているんですか、まだですか。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） まだ始めてません。

○ 7番（赤阪和見君） 本当に心あるならば、そのような気持ちで行政に取り組もうじゃないですか。何も同和施策がどうのこうのというよりも、いかに1人の人間の気持ちを、ここに住んでよかったな、という人と人との触れ合いができるかどうかの問題やないですか。立木補償

についてはよくわかりますよ。こんなものにいちいちゼニを使うてたら経費がかかってしょうがないというのが現状です。しかし、このゼニがかかってしょうがないという現状を補完し、本当に温かい気持ちをつくっていくのが行政でしょう。ゼニ儲けのためだけにやるんなら止めましょうや。そこに本当に温かい心を入れてほしい、というのが私の最大の願いですので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。
- 21番（勝部津喜枝君） 21番・勝部でございます。54ページの北信太駅前線整備事業費に関連してお尋ねいたしますが、この件につきましては、事前に浅井部長さんからいろいろ教えていただきました。しかし、公の場で明らかにしておきたいこともございますし、また、北信太駅前線の町づくりという観点からお聞きをしておきたいと思えます。

この用途購入費は、バスの回転のための敷地だとお聞きをしておりますが、それでいいのかどうか、改めて確認しておきたいと思えます。

それから、1億9,100万円の用地の面積をお尋ねいたします。合わせて、金額としては35万円ですが、この物件補償費の内容をお尋ねしておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。

まず、第1点目のバス回転用地は、御承知のように都市計画街路北信太駅前線の敷地になってございますが、事業化のめどがまだ先になるということから、バス回転の用地として利用していただくものでございます。

面積につきましては、購入いたしますのが380㎡でございます。

それから、物件補償費でございますが、ちょうど泉南線に面したところで隅切を取る必要がありますので、一応、買収に伴いネットフェンスがございましたが、そのネットフェンスに対する物件補償費でございます。

- 21番（勝部津喜枝君） この380㎡ということですが、合計でバス回転用地の敷地は幾らぐらの広さになるのか。合わせて、鶴山台団地が開発され入居が始まると同時に、駅前までのバス運行について強い要望がありました。いろんな経過を経て現在の状況になってきていると思えます。今回、工事を始めようとする場所につきましては、今、終点になっている上町のバス停よりもここにしてほしい、という要望が強かったとも記憶しております。その点では、2点目として、今日の時点でここがバス回転の用地として改めて予算も組まれて着工するようになったのはなぜか。

以上の2点をお聞きしておきます。

- 建設部次長（谷 俊雄君） お答えいたします。  
面積的には、当初、停留所的なものが366㎡ございましたので、合計で746㎡でございます。
- 産業部理事（藤原清司君） バス回転用地でございますので、産業部からお答えいたします。  
御指摘のように、鶴山台団地が開発された当時、一定のバス運行の条件がございました。そういう経過もございまして、バスの利用者から現在の上町の回転地では不便だという議会での御指摘、利用者からの要望もございました。今回、公共施設の予定地でもございますので、先ほども答弁がありましたように、泉南線沿いに366㎡の土地がございましたので、それを買い足すことによってバスが回転し、また、そこから利用者が乗降もできるという利便性もございます。そういうことから今回、われわれといたしましても、建設部を介して要請してまいったわけでございます。
- 21番（勝部津喜枝君） この件につきましては、反対ではないのです。ただし、いろいろと都市計画上の町づくりの観点から関連する問題がたくさんあるということでお聞きをしているわけですが、御答弁をいただきましたが、366㎡の用地につきましては従前からありました中で、なぜ今日の時点でこれが着工になったのか。周辺整備の問題も含めてお答えいただけるならば明らかにしていただきたいとお尋ねしているわけですが、それは無理ですか。今まで積み積もっていた諸般の事情が解決されてここに至ったのかどうかという点です。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。  
私どもの道路事業の中で環境改善整備事業で地区内3号線あるいは長尾団地等の用地買収を進めているわけでございます。その用地買収の権利者が今回、ちょうど今回のバス回転広場をわけていただく方と権利者が同じであったということで、たまたま、こういう回転広場をかねてからつくりたいということで合わせて用地交渉をお願いしていただけないか、ということになりまして、この信太3号線あるいは長尾団地とセットというか、一緒をお願いをしたところ、わけていただく運びになったという次第でございます。
- 21番（勝部津喜枝君） ありがとうございます。先ほどの説明の中で北信太駅前線整備事業が当面、難しくてめどはない、ということでのこういう事業着手ということでございます。ここで市長さんにも聞いておいていただきたいんですが、バス問題に関連をいたしまして、この北信太駅前線の整備事業はどこまでぐらimeどが立たないのか。御承知のように駅前線に関しては、パチンコ屋も含めまして新しく家も着工されておりますし、ますます困難な条件になってきているのではないかと思います。それと、本市が進めております4大プロジェクトが進めは進むほど、北信太駅前周辺を初め北信太方面では、市が何もしてくれないという大きな不満

が強まってきております。

先日来の一般質問の中でも、市長さんや企画の方から総合計画の見直しの時期も来ている、というお言葉も出ております。その意味では、北信太駅前線の整備事業も含め駅前あるいは北信太方面の町づくりをどうするか、ということが改めて明確に行政上のそ上に出てくる時期が来ているのではないかと思います。関連質問でありますので、余りくどくは申し上げませんが、駅前線整備事業のめどと、それに関連する町づくりについて、総合計画の見直しの中での位置付けをどれぐらいに考えておられるのか。

以上の2点についてお尋ねしておきたいと思います。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） 確かに一部だけの着工でございます。以前からいろいろ問題もあった点でございます。私どもといたしましては、道路だけでできるものではないと考えております。当然、駅前広場の都市計画決定は打ってございますので、これらと一体化してやっていかなければならないだろうと思います。

しかしながら、確かに先生の御指摘もございまして、現在、北信太を取り巻く環境条件は変わってまいっております。近い将来には、岸和田南海線もバイパスとして開通するでしょうし、現在、既に松原泉大津線が開通しております。その他和泉市の道路網、いろんな交通形態等も変わってまいりますと、駅前広場自体も現在のままでいいかどうかということも一考しなければならないと考えております。したがって、現時点で駅前広場を含めましてこれを着工するという点については、まだまだ検討するべき余地がたくさん残されているであろうと事業実施部局としては考えておるわけでございます。

とすれば、いつになれば事業実施がされるのか、という端的な御質問もございましたが、私どもといたしましては、現時点でここ5年ぐらいの間に着工するというめどはつかない。したがって、和泉府中駅前整備等とも勘案する中で、北信太駅前を含めた整備をその関連でやっていかなければならないと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 要望も含め意見を申し上げておきます。

早急にやれとかいうことではございません。困難なことは承知の上でございます。しかし、地元住民としては、15万市民の立場に立って行政全般の恩恵も受けるのは当然の権利でございますので、せめてその展望を示してほしいということでございます。これは市長さんなり企画に申し上げることでございますが、その意味で関連して要望として意見を申し上げておきたいと思ひます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 5番（並河道雄君） 同じ内容の部分省きまして、北信太駅前線整備事業について1、2

点、質問したいと思います。

財源のことですが、総務の方の説明では公共施設整備基金から1億円ということですが、それでは、あとどのぐらい残っているのか。

それから、原課でいろいろ聞いておりましたが、上町の方は閉鎖するわけですね。そうすると、終点が鶴山台下がりになるわけですが、今まで上町の方のお客さんはどれぐらいあったのか。それと、一挙にこちらの方が回転場所になるので公害の面が心配です。鶴山台のお客さんは確かに便利にはなりますが、半面、御存じのようにあそこには駐車場がたくさんありますし、北信太駅への通勤、通学者がたくさん狭い道路を通るわけです。その関係で公害に問題がないかどうか。この366㎡と聞きましたが、この広さで足りるのかどうか、その辺のお答えをいただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 産業部理事（藤原清司君） お尋ねの件でございますが、この366㎡というのは、既に和泉市が府道沿いに所有している土地でございます。今回、380㎡を買収することによりまして746㎡になります。単純に言いますと、もちろん隅切はございますが、間口と奥行が25mでございます

また、御指摘の上町の利用客でございますが、従来から北信太駅の乗降客は、現在、予定しております北信太駅前筋のバス停から利用されておりますので、南海電鉄の話では上町方面からの利用客はほとんどない、ほぼ皆無ということ聞いてございます。

もう1点、公害の問題でございますが、その奥に市の無料駐輪場等がございますが、従来からバス利用者はこの土地から乗降を願っておりますので、今回、回転広場をつくることによりまして多少は増えますが、それほど大きく人数が増えるということは考えられないと思います。あとの公害面で予想されますことは、バスが待機している間のエンジン音とか排気ガスが予想されますが、それらにつきましては十分に注意をするよう南海電鉄側にも申し入れてまいりたい、かように存じております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 2点目の基金からの1億円でございますが、今回の補正予算で2億381万2,000円の事業費のうち基金から1億円の繰り入れと、それ以外につきましては、今回の補正で他の項目における財産収入も含め財源として対応していきたいという考え方でございます。

○ 5番（並河道雄君） 排気ガスとかは言うてないが、特に通勤の時間帯になると非常に危険な状況なんですよ。私もよく行きますのでね。なおかつ、バスの回転場所になりますので、よ

けい危険になると心配しております。車庫の方からは車が入りしすね。道路の幅とかは一切考えられませんか。あそこへ郵便局が来るとか聞きました。それで、3点セットという絡みもあってああいう格好になったんですが、非常に危険な状況が予測されます。上町の人たちもこちらで乗っているのをお客さんは増えないということですが、バスが回転すること自体非常に危険な状況になるのではないかと心配しておりますので、何か考えておられますか。

○産業部理事（藤原清司君） 御指摘の件でございますが、この面積につきましては、フェンスを張りまして一般車が入れないように、交通安全面からバスの回転のみに利用していきたいと思えます。

○ 5番（並河道雄君） 逆に一般車が入れないようになるとよけい困る。今、あそこに一般車が若干、入らせていただいているんです。車庫へ入って、そして抜けるようになってますので、入れないようにするとよけい危ないんです。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課の谷よりお答えいたします。

この回転広場をつくるに当たりましては、バスの回転自体の問題もございまして、まず、隅切を取ってそういう配慮もしております。先生がご案内のように、ちょうど横の北側に駐車場がございますので車が進入しておりますが、歩行者専用道路もございまして。このガレージがある関係上、この整備に合わせて若干、水路に蓋をするなどで1m程度の幅も合わせて整備をしたいと考えております。

○ 5番（並河道雄君） それから、基金についてはいつも言うてますが、できるだけ地元還元を優先していただきたい。何でも自主財源で使うのでなくね。そういう意味で申し上げました。今後とも、基金の使い方については慎重にやっていただきたいと思えます。

それと、公害面ではまだまだ危険が懸念される面がたくさんございまして。今後とも原課と詰めていきたいと思えますので、この点もよろしく要望して終わりたいと思えます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 23番（原 重樹君） 23番・原です。1点だけお伺いをしておきたいと思えます。

46ページの共同浴場の件でございますが、丸笠団地風呂設置補助金1,500万円余が出ております。一般質問の中でもちらっと出できたように思えますが、中身が詳しくわかりませんので、まず、その説明を願いたいと思えます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、丸笠団地浴場補助金の件につきまして、健康課池辺よりお答えいたします。

丸笠浴場につきましては、昭和43年10月、丸笠団地の建設に伴いまして新設された浴場でご

ございます。開設当初におきましては、1日平均入浴者数が650人程度ございましたが、現在、丸笠団地の改修工事等によりまして入浴者数が減少し、1日平均250人程度になっている現状でございます。浴場の収支決算についても、毎年、500万円程度の赤字が出ております。平成3年度決算見込におきましても、600万円程度の赤字が予想されるところでございます。

入浴者数の減少に伴いまして赤字が増大する中、これ以上丸笠浴場を運営することにつきましては、収支面からかなり困難がございます。つきましては、来年3月をめどに浴場を廃止しようとするものでございます。丸笠団地建設に伴いまして設置した浴場でございますので、浴場の廃止に当たりまして、入居者の方に家庭風呂の設置に向けての助成を行いたいとするものでございます。

以上でございます。

○ 23番（原 重樹君） わかりました。今、2戸1の工事をやっていますが、その設置をするということですが、どういう形をとるんですか。1戸につき幾らとかね。これは補助金ですから、付けるのなら何ほか補助をしましょう、という形になるのか。それとも、風呂そのものを付けましょう、という工事なのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） 浴場の設置に当たりまして、1戸当たり13万円ぐらいの助成を行いたいと思います。

○ 23番（原 重樹君） 現金で助成をするという意味ですか。

○ 市民生活部長（麻生和義君） 先ほど、担当の次長からお答え申し上げました経過でございますが、内風呂を設置するということに対する補助金ということとして、形式的には、個人の方に助成をいたします。設置工事その他については行政の立場で発注と申しますか、そういった便宜を図ってまいりたい、かように考えております。したがって、それぞれの御家庭に風呂を設置していただき、丸笠浴場を年度末に廃止をするということでございます。

以上でございます。

○ 23番（原 重樹君） こういうふうに聞いていいですか。助成をすることになっているんですが、実際の工事は、まとめてやったほうが早くて安いので同じように発注して工事をする。自己負担はゼロというふうに受け取ってよろしいですか。

○ 市民生活部長（麻生和義君） さようでございます。そのように便宜を図ってまいりたいと存じます。

○ 23番（原 重樹君） そこで、これは丸笠の共同浴場を廃止するということが理由付けになって行われるということだと思います。そこで1つは、改良住宅はどうなっているのかという問題です。内風呂の話です。今後、市営住宅の建て替え問題が出てきますが、そのときはどう

なるのか。これは丸笠の特殊性ということなのか、その辺の方向性をお聞かせ願いたい。

それから、共同浴場の改修というか修繕というか、それが最近ではいつ行われたものですか。

以上の2点。

○ 建設部次長（赤田篤信君） 改良住宅の風呂につきまして、住宅課の赤田からお答えいたします。

改良住宅等につきましては、風呂が設置できるようスペースを取ってございます。ただし、風呂釜とか浴槽等につきましては、自己負担でお願いをしております。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） 丸笠浴場の改修につきましては、平成2年度に丸笠浴場の浴槽が水漏を起こして使用が不可能になりましたので、浴槽の改修をいたしました。それから、女子の便所の排水が悪くなりまして、浴場に臭いがたまりましたので、その詰まりの改修という2カ所をやってございます。

○ 23番（原 重樹君） 金額はわかりますか。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） 600万円程度でございます。8割は府の補助金をいただいております。

○ 23番（原 重樹君） 1点目の方は、スペースを取ってあるが、自己負担だということですね。これは住宅課になるか、どこになるかわかりませんが、共同浴場がそのほかにもありますが、例えばそれが廃止になってきたとすると、この例を見習うのかどうか。内風呂を含めて助成をしたりしていくのかどうかという今後の方向性をどのように考えておられるのが第1点。もう1点は、平成2年度に600万円かけて修理をしたということですが、今度、それを廃止して1,500万円を補助してやるということですが、無計画だと思いませんか。

○ 市民生活部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、あくまでも丸笠団地に入居された住民の方々のため、既設の共同浴場は離れておって便利が悪いという協議の中で共同浴場を設置をし、今日まで約20年間、経営を続けてきたわけでございます。ここに至りまして入浴者数が激減をしまっておりまして。先ほど申し上げましたように、平成2年度では約500万円の赤字を補填しております。現時点の平成3年度見込では約600万円の赤字、これを継続することによって平成4年度では、大幅な入浴料金の改定をしない限り、さらにかんりの赤字が累増してまいるといふ観点から、この際、共同浴場を廃止をしたいということでございます。

当然、御質問をいただきましたように、現在、既設の共同浴場が3カ所ございますが、この共同浴場の設置経過とは全く条件が異なります。私どもが考えておりますのは、今回、丸笠の共同浴場の廃止に伴ってこういった措置をとるといふことでございます。経費の面で無駄という御指摘でございますが、私どもは、そのようには認識いたしてございません。一時的に投資

をすることになりますが、将来を展望する中では決して無駄な支出ではなく、有効な支出であると認識をいたしておるわけでございます。そういうことでございます。

- 23番（原 重樹君） 1つだけ確かめておきたいんですが、現在の入居者の中で内風呂を既に持っているところはありますか。もし、あればそれはどうなりますか。
- 市民生活部長（麻生和義君） 事実、既設の内風呂を持っておるところもあると聞いております。したがって、御苦労されて内風呂を持ったという条件もあったことと思いますので、新設、既設を問わず、132戸の入居者に対しまして、いろんな経過もございますので、それらも踏まえて今回、一切を対処してまいりたいと考えております。
- 23番（原 重樹君） 1つの問題点は、現在、既に丸笠は2戸1にしたんでしょう、あるいはしているところですから、一緒にスタートできるということから出てきていると思います。私は、これを決して悪いとは決め付けませんが、こういうことが起こってきませんか。現在、既に内風呂のあるところは、それを取り壊すかどうか知りませんが、2戸1にしたところでしょう。それで内風呂を付けたわけでしょう。その人たちにも13万円を、御苦労さんでした、とやるのかどうか。そういう人たちも含めて一緒に対象にするのがいいのかどうか。

そうすると全体論として、既存の改良住宅の方も、今度、共同浴場の入浴者が減りました、となったとき、内風呂を持っている人、持っていない人いろいろあるでしょうが、全部補償できないかんようになります。全部を対象にせないかんようになりますか。その辺の交通整理はできてますか、ということをお聞きしたい。これは丸笠だけをしているみたいですが、既に持っている人までやるんでしょう。そんな馬鹿なことはないと思いますが、やると言っているんでしょう。

先ほど、赤字や、と言いましたが、この赤字は今に始まったことではないでしょう。昨年や一昨年に始まったことではないでしょう。将来を見通してやらなかったのが今までのやり方と違いますか。丸笠の共同浴場は、ついこの間まで工事をしてました。将来を考えずに工事をやっていたじゃありませんか。その辺はどのように思いますか。

- 市民生活部長（麻生和義君） 丸笠共同浴場につきましては、最近、工事が行われたことは事実でございます。その件につきましては、私どもといたしましては、従前より丸笠の共同浴場の経営のあり方をめぐっていろいろと議論をし、協議検討を加えてまいったわけでございますが、その段階では成案ができておりませんでしたので、当面は、継続もやむなしという判断をいたしました。したがって、緊急やむなしということで工事を行ったわけでございます。その後、いろいろと協議検討する中で廃止をする。また、既設の内風呂を持っている御家庭もあるわけですが、それを取り外すとかは考えておりません。有効に利用できるよう、有効な投資

になるように考えておりますので、その点で御理解を願いたいと思います。

その他の共同浴場を経営する区域の住民の方々に対する措置ということでお尋ねでございますが、あくまでも今回は、丸笠共同浴場の過去の経過からして、団地の方々が不便であるから建設したということで経営が困難になった、内風呂の方も増えてきたという実態を踏まえ、住民の方々に有効に措置したということでございます。したがって、他の3浴場につきましては、現時点では、中長期的に経営を続けてまいりたいという次第でございます。

○ 23番(原 重樹君) 取り壊しをせず有効に使っていく、ということですが、先ほどの答弁からすれば、内風呂を付けた方にまで現金で13万円助成しましょう、ということですね。今後このことからしてそれは問題ではないか、と言っているんです。改良住宅あるいは一般の市営住宅で内風呂をつくっているの方々についてはどうするのか、ということになってきはしませんか。その辺の方針をきちんとしておかなければいけないと言っているんです。

もう1つは、内風呂が増えてきたので浴場が赤字になったということですが、先ほど、計画が立ってなかった、と言いましたが、余りにも計画性がなさすぎるのではありませんか。二重に投資していることになりませんか、ということです。だから、無駄だと言っているんですが、市長、どう思われますか。

○ 市長(池田忠雄君) 先ほど来、市民生活部の方からいろいろお答えをいたしておりますように、今回の措置は、丸笠浴場を前提としての丸笠団地の建設という歴史的な経過からして、これを廃止するに当たっては、そのためだけの暫定措置だと私も理解をしております。後の方に問題はないのか、というお尋ねでございますが、少なくともこの措置については、共同浴場を前提としての団地でありますので、それをなくす以上は暫定措置をとらざるを得ない。他の改良住宅等への波及はどうか、ということでございますが、セクション間で協議をいたしまして、そうした問題については、丸笠の経過と他の3浴場の経過の違いがあるということで整理ができていくという報告を聞いております。その間の連携を取りながら対応していきたい。丸笠浴場だけの特殊条件という中での措置ということでひとつ御理解をいただきたいと思っております。ただ、そうした点で今年になって整理をし、年々、大きな赤字が膨らんでいく中でやむを得ず廃止という方針が決まったが、そんなことは昨年までにしておかなければいかんのではないかと、という御指摘は痛み入ります。ただ、浴場運営のために最小限度の修理をしたということでございます。今回のことと合わせまして非常に無駄遣いである、という御指摘は痛み入りますが、来年3月まで運営をするためのやむを得ざる修理ということの意味もひとつ御理解をいただきたい、このように存じます。

○ 23番(原 重樹君) これ以上やっても平行線かと思えます。1つは、市長が言われたよう

に、丸笠の特殊事情による暫定措置だということは、絶対に今後とも守っていただきたい。どこまでも広がらないようにしてほしい。同時に広げるのでしたら、制度としてきちんとつくってしまえばいいんです。一般の市営住宅、改良住宅等いろいろありますが、同じ住宅課が管理をしているところでしょう。内風呂を付けるんなら13万円補助しましょう、というように制度としてつくればいいんです。そのどちらかです。その辺はきちんとしていただきたい。あそこがこうだから、というようなことには絶対にならないようにしていただきたいと思います。

それから、将来の赤字云々ということで決して無駄遣いではない、ということを言わんとしていると思いますが、実際問題、ついこの間まで工事をしていたのを廃止して内風呂を付けるわけですよ。だれが考えても、なぜそんなことをしなければならないのかという疑問が出てきます。その辺では、これからの予算措置も含め、特に同和関連ではこういうことがあり得ます。最終になってくると、いろんな暫定的な話が一杯出てくる。これは私の想像ですが、今まで要求もなかったものが要求として飛び出てきたりするんです。そのとき、今までやってきたことと整合性が図られないようでは何をしてきたかわかりません。その点では、こういうことが二度とないように、将来を見通した予算措置あるいは計画をしてもらうよう強く意見を申し上げておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 28番（友田博文君） 4点ほど質問いたします。まず、45ページの精神薄弱者の関係と老人集会所の問題、47ページの保育所問題、55ページの河川維持費について質問をいたします。

まず、精神薄弱者通所授産施設整備費補助金ということですが、議員さんのところとか大勢の皆さん方のところへ「つくしの会」というところからずっと新聞が届けられております。私のところへも来ますが、それを見るたびにいつも思うんですが、気の毒というか、そういう親御さんは大変御苦労されて気の毒やな、と思う半面、力強く生きてはるんやな、といつも思っております。こういう通所授産施設整備費補助金で補助し援助できるということについては、私は大変ありがたいことだと考えております。

そこで、こういう障害者のための公的な施設、また、これは私的な施設かもわかりませんが、そういう施設を教えていただきたいと思います。それから、この授産施設の内容ですが、建物の大きさ、先生が何人ぐらい入るのか、というところ辺も教えていただきたいと思います。

それから、老人クラブ常設集会所建設費補助金ですが、先ほど聞きましたら、町会が1階で老人クラブが2階、そして、老人クラブの方に補助金が出せるということで大変興味があるのです。前にもちょっと聞いたことがあります。そうしたら、町会の方のおカネはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。河内長野の方へ行けば、町会の関係と老人クラブの両方

に補助金を出しているということですが、それと同じようなものかを知りたいわけです。

それから、保育所の維持管理につきまして、補助金を出すことについては別に問題はないのですが、一般質問かどうか忘れましたが、横山保育園関係で質問があったと思います。公立の保育園関係、幼稚園関係につきましては、園児が非常に少なくなって苦労なさっているということです。横山その他の方面におきましては、私立の幼稚園の送迎バスがどんどん入って来ている。最近は大型のバスでなく、7～8人乗りの一般の乗用車が入ってます。子供ですから1つの座席で2人乗れますから、7人乗りなら14人乗れるということで、狭い道を通ってどんなところへでも家の前まで送迎するという現状なんです。

この現状を見ますと、公立と私立の保育所や幼稚園がお互いに同じ土俵でやっていけるのならいいが、片方はガタ減り、これ以上減ったら取り壊して廃園にするという状況です。昨年多大変努力をしていただき、何とか横山幼稚園は残していただいたという経過の中で、こういう補助金を出しながら私立の幼稚園に対して指導がなされているのが、されているんやったら、もう少し現在の幼稚園や保育園が成り立っていけるよう、私立の方ももう少し考えてもらわなければならぬと思いますが、その辺の見解をお願いしたいと思います。

それから、55ページの河川の関係ですが、先ほどから質問があった中で和泉市は山の地形が山間というか、山の緑が多い地域であります。トリヴェール和泉の開発が進んでいるところは、河川工事等もできまして水辺で憩い、楽しめるようなところをつくっていけるように改修が進んでおります。ところが私どもの山間部を見ますと、放ったらかしです。一たん災害が起こったら危ない、何とかしてくれ、ということで私どもはいろいろ要望を受けて一生懸命をお願いをし、何とかします、ということで崩れそうなところを改修をさせていただいているのが実情です。

河川を見てもらいましたら、竹藪などが茂っているところではどンドン川の方へ入って来て、堆積物の上の方へ覆って来ている状況がたくさん見られ、危険なところがたくさんあります。大阪府が管理するところについては、あちこちで改修をやっていただいております。横山地域では、昨年5カ所ぐらいやっていただきましたが、本当に危険な個所が多いということは、身をもって皆様方に訴えたいと思います。

そこで、河川の維持管理問題については要望だけにしておきますが、年間の河川維持費が1,500万円、今回の補正で500万円いただいておりますが、この広い和泉市の水系の中にあっては、とてもこれぐらいの予算で対応できるものではないと思います。工事にしても莫大なおカネがかかってきます。そのような中では、もう少し行政として河川の改修について、将来の災害を見越して少しでもよくし予算も増やしていこうという気持ちを持って力を入れていただい

すが、もう少し力を入れていただきたい。

市長ね、1,500万円ぐらいでは、ちょっとした河川で終わりですよ。いろんな助成金を取っていただきますが、ジグザグになった河川がたくさんありますが、そういうところをどのようにして改修していくのか。府や国に要望していく中では、和泉市としてももっと取り組んでいくんだという、古い河川をきれいにしてくんだという姿勢で、河川の維持管理については、今後とも一層努力していただきたいと思うわけでございます。同時に、予算についてももう少し考えていただけるよう参与さん、お願いしておきます。

これは意見だけにしておきますが、前の3点について御答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 福祉課長（金谷宗守君） まず、1点目の友愛通所授産施設並びに2点目の老人集会所の関係について、福祉課金谷よりお答え申し上げます。

まず、精神薄弱者通所授産施設の性格でございますが、在宅精神薄弱者をこの施設に通わせまして、日常生活動作とかのほかに実際に作業を行わせまして、一般社会で働くための準備作業等を学ばせる施設でございます。施設の概要といたしましては先ほども申し上げましたように、定員が50名でございます、2階建て、延べ床面積が約800㎡でございます。職員の状況でございますが、施設長1名、事務員1名、指導員8名、栄養士1名、調理員2名の常勤が13名、その他に嘱託医師が1名というように聞いております。

2点目の老人クラブ常設集会所の補助金でございますが、この件につきましても先ほど申し上げましたように、1階が町会館、2階が老人集会所でございます。広報広聴課の方で町会館というか自治会の集会所に対して補助金を出しているところでございますが、こういう合築の場合におきましては、いずれか一方のみを支出しておるところでございます。町会館と老人クラブ集会所の合築でやっておる分につきましては、既に3件目でございます。内田町、前年度の弥生町、今年度の浦田町の3つとも合築でございます、いずれも老人クラブ常設集会所の方で補助金を支出しております。町会館の方の補助金は、広報広聴課の方では支出しておりません。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉事務所次長（坂田平之君） お尋ねの民間保育園に対する補助金の関係でございますが、今回、補正予算をお願いしておりますのは、国の幼児1人当たりの保育料が、3歳児で1カ月4万5,730円が4万9,860円に改定されましたので、それに従う補助金でございます。また、保育園は幼稚園と違いまして、保護者同伴ということでございますので、民間、公立園とも車

を出して児童なり乳幼児を家まで送迎するということはございませんので、その点、御理解を願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 管理部長（逢野博之君） 幼児の減少に伴いまして、公立幼稚園におきましては、議員先生方にも非常に御心労を煩わしております。御承知のように、民間幼稚園におきましてはいろいろと経営努力をされまして、住民保護者のニーズにおこたえして家の軒先まで送迎を行っていることも事実でございます。しかし一方、公立幼稚園におきましては、一定の限られた制約の中で保育を行うという基本的な立場がございます。その中でいかに園児の減少を食い止めていくか、いかに保護者の要望におこたえしていくかが、課せられた幼稚園運営の対応でございます。本市におきましては、公私立共存共栄を基調としていろいろ施策を講じてまいりました。

その1つとして、私立幼稚園の経営者の方々にも御理解をいただく中、2年保育に踏み切ってきた経過がございます。一定、国府幼稚園におきましてもそれなりの成果が出てきておりますし、北池田地域におきましても、2年保育の希望者が今年の申し込みにおきましてもかなり増えてまいっております。しかし、横山地域におきましては、絶対数が限られた幼児数の中で公立幼稚園が1園、保育園が2園という中で運営をしております。それに加えまして私立の幼稚園から送迎のバスが入ってくるということで、ますます厳しい状況が予想されます。その中でいかに公立幼稚園を運営していくかが大きな問題になってまいります。

これはせんだってから保育園、幼稚園とも協議をする中では、将来の運営方法について、幼保一元化の問題も検討していかなければならないと考えております。また一方、バスの送迎そのものについて、私立の経営者の方々にもいろいろ話をしていく中では、それを食い止めるというか、御理解をいただくことは、現状の中では難しゅうございます。それぞれ私立の運営の中で1つの経営努力をやられていることでございます。それでは、それに歩調を合わせて公立の方も送迎をやるかとなりますと、一定の制約もございます。送迎バスを運行していくことを考えるならば、抜本的な幼稚園運営の大きな問題として、統廃合問題も合わせて検討していかなければならないと考えております。当面は、できるだけ休園、廃園を行わず、公立幼稚園、保育園の協議の中で何とか集団教育が成り立つような運営を行っていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○ 28番（友田博文君） 精神薄弱者関係で2,000万円の補助金が出るわけですが、定員が50名、職員さんを含め13名ぐらいということですが、経費的に大変な職員の数ですが、障害者関係の人の費用負担はどういう形になるのか、まず、お聞きをしたい。

それから、老人集会所ですが、新しく建てるのに町会館と老人集会所を含めて400万円とい

うことですが、町会館だけでしたら500万円いけるんですよ。どんな指導をしているんですか。

それから、幼稚園関係ですが、共存共栄ということで私も何回も入らせていただいてお聞きをしております。しかし、公立の幼稚園、保育園は、ほかの地域については数字を持っていないのでわかりませんが、横山地域では危機に陥っております。今回、幼稚園は、2年保育で4歳児、5歳児を保育していただいた半面、保育園の方は大変な問題を抱えております。なぜ、このような問題を抱えるのか、と言いますと、幼稚園へ行くのに道路整備ができていない。幼稚園の前の神田橋を渡るのに大変ですよ。一度、渡ってみてくださいよ。ダンプがそばを走る中、子供を1人で通わせられますか、その辺のお考えを聞きたいと思います。

- 福祉課長（金谷宗守君） 精神薄弱者通所授産施設の親御さんの負担費用でございますが、これは国、府で認可された施設でございますので、そこに通所する1人当たりの費用として毎月国から2分の1の補助金を受け、それと同額を市が負担し、昨年実績では、合計で1人当たり1カ月12万8,000円弱の措置費を施設に支払っております。

なお、親御さんの負担でございますが、20歳以上の方ですと、精神薄弱者本人と配偶者のみの負担でございますが、たいていは本人が障害年金をいただいておりますので、その額に応じて何がしかの負担をしていただきます。普通、配偶者の方がいらっしゃらない場合が多いので、本人負担のみとなっております。

2点目の老人集会所と町会館の関係でございますが、ちょっと舌足らずでございました。市の方で老人クラブ常設集会所に対して400万円の補助金ですが、同額を府から直接町会に老人クラブ常設集会所という同じ名前が出ますので、合計800万円となります。町会館の補助金よりは多い額でございますので、併設の場合は、老人クラブ常設集会所の方を御利用いただくことになっております。

- 管理部長（逢野博之君） 御指摘をいただいております通園道路の問題でございますが、現状、実態的に見まして非常に厳しいものがあることは、われわれも理解をしておりますが、即それが幼稚園児数の減少に原因しているとは考えておりません。よろしく御理解をお願い申し上げます。

- 28番（友田博文君） ちょっと聞き漏らした点があるかもしれませんが、1人当たり毎月12万8,000円がこの施設に入るために支払われるということですか。

- 福祉課長（金谷宗守君） そうでございます。

- 28番（友田博文君） そのほかは一切要らないわけですか。

- 福祉課長（金谷宗守君） その施設へ通所できるということを市が決定いたしましたならば、その通所させる子供1人につき12万8,000円弱を、市からその施設に支払うということござ

います。財源としては、国の負担が半額、市が半分、それに本人の年金が多少ございますので、その年金額に応じて幾らかを市がいただく。それなりの分担をしていただくということでございます。

○ 28番（友田博文君） 12万8,000円の中でその人がもらった年金を取り上げてしまうんですか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 一たん、本人が年金を受け取りまして、その年金額に応じて一定の表がございますので、それによって毎月、こちらに納めていただくことになります。昨年度の実績では、月額で最高2万2,500円程度を納めていただいております。

○ 28番（友田博文君） 普通の人ではない、障害者なんですよ。市からおカネをもらって社会で働くための準備作業をするための施設でしょう。それをつくるためにこういう補助金を出し、市や府が負担をしてその施設へ行けるように経費を出してあげているのに、その人が生活をしていく年金まで取り上げてしまう。10万円もろうたら2万5,000円をいただくということでしょう。ここまでやっていただけるのですから、その施設に入る人に対しては12万8,000円全額を出してあげる。その人が別に所得があれば別ですが、その年金の中から納めるというのはきつように思います。

○ 福祉課長（金谷宗守君） ちょっと間違いました。通所の場合、最高で1万3,000円でございます。この制度は、国の補助金負担金の算定の基準になっております一定の表が定められておりまして、その表に基づき、国の制度のとおり徴収しているものでございます。これは府下各市とも全部同じでございます。

○ 28番（友田博文君） それから、こういう公的な施設あるいは私立の施設が何か所あるか、と聞いたんですが、まだ答弁をもらってません。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 答弁漏れがありまして申しわけございません。

和泉市内における精神薄弱者の施設としては1カ所だけ、入所型の施設が信太山にございます。そのほかに北信太の方で市内の松若さんという方が行っている施設がございますが、たまたま高石の地番でございます。その施設は、今回のものと全く同じ通所型の施設でございます。

○ 28番（友田博文君） もう1点だけ聞いておきます。

今、和泉市で障害者が何人ぐらいいるのか知りませんが、こういう授産施設というのはどれぐらい必要と考えているのか、その辺を聞いて、この件は終わっておきます。

それと、集会所の件ですが、なぜ早くこのように制度があるのか、これは私だけが知らなかったのかもしれませんが。私らは、ひとつ覚えで広報の方ばかりでやってきてました。先ほどの内田や弥生町の件についてもう少し勉強しておけばよかったです。このような制度につい

て、町会等に公にPRしてない理由があるのかもしれませんが、その辺のところについて広報からちょっと答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） ここで、お昼のため暫時休憩をいたします。質疑が延びたことをお詫びいたします。

（午後12時14分休憩）

---

（午後1時00分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。福祉課長答弁。

- 福祉課長（金谷宗守君） 先ほどの御質問の件でございますが、障害者施設といたしましては、大きく分けまして身体障害者と精神薄弱者の施設、それから、入所と通所の4種類がございます。精神薄弱者、身体障害者ともに通所施設につきましては、この施設設置によりまして希望者全員がほぼ通所できる体制でございますが、入所施設につきましては、精薄、身障ともにまだ不足をしている状態でございます。

次に、老人クラブ常設集会所関係でございますが、町会長等へのPRにつきましては、自治会館であれ老人集会所であれ御相談がまいりますれば、老人集会所の補助要件はかなり厳しいものでございますが、該当すると判断いたしますれば、仮に広報広聴課の方で受けましても、こういう制度がありますよ、ということでわれわれの福祉課の方にも回るよという指導をいたしております。住民の方々にとって不利にならないよう行っているところでございます。

以上でございます。

- 28番（友田博文君） 障害者の施設については、通所は全員が充足するということが大変ありがたいことだと思います。それから、入所施設がまだ不足しているということですが、これについても、できるだけ早い機会に施設が十分できるよう努力していただきたいと思います。また、その他たくさんの身体障害者の方々は、独自で親御さんが何らかの形で努力している点があると思うんです。私も、1カ所について障害者関係でお願いをされている件もあるんですけど、本当に障害者の方を見たとき大変お気の毒というか、もう少し行政の手を差し伸べてあげたいと思うわけでございます。だれでも人は皆同じということですので、こういう障害者関係の人については特に温かい手を差し伸べていただくよう要望いたしまして、この件については終わります。

それから、集会所の件について御答弁をいただいたわけですが、その辺では連携を密にしていきたいと思います。また、予算についてもここ1、2年、全然上がっていないように思い

ます。いろいろと費用の方はどんどん上がっていきながら、補助は上がってないというところもございませう。また、広報の方にもお願いをいたしますが、町会館運営設備費についても、私が議員になった当時から同じやなと思っておりますので、援助の費用が少しでも多く出るよう、これも要望して終わります。

最後に、教育委員会の方ですが、先ほどの御答弁の中では、橋のところは危険でない、というように聞きました。本当に危険でないのか、乗用車とダンプが1日に何百台と通るんです。一般の大人でも歩いて渡るのが怖いぐらいです。あそこへ行ってもらえばよくわかりますが、事故を起して橋桁が破損しております。そういう場所について危険でないという御答弁をいただいたのは大変遺憾だという感じがいたしますので、その辺について、もう一度お願いいたします。

○ 管理部長(逢野博之君) 先ほど、私が答弁申し上げましたのは、直接の園児の減少が通園道路によって影響されているという御質問の中で、直接的にそれが園児減少の原因になっているとは思わない、というお答えを申し上げたものでございます。今の交通事情の中では、教育委員会としても厳しい状況にあるというお答えを前段でさせていただいております。

ただいまの再度の御質問でございますけれども、子供の通園道路もそうでございますが、小学生の通学路の問題からとらえましても、現状の道路事情の中では、道路管理の面からすれば別の要素はあろうかと思いますが、通園通学路の観点から見ますれば、改善をお願いしたい箇所であるということは理解をいたしております。よろしくお願いを申し上げます。

○ 28番(友田博文君) 危険であることをわかっていただければいいと思います。先ほどから保育園、幼稚園について質問をさせていただきましたけれども、せっかくつくった園でございます。また、長年、横山地域に親しまれている園でもございます。やはり統廃合というよりも、その地域の児童が減ったといっても、数字の上では、公的な機関へ来ていただければ、集団教育で園を保っていくには十分だと感じております。その他の要素で私的な幼稚園問題が浮き彫りにされているわけです。

その辺では、教育委員会でお話をさせていただきましたけれども、共存共栄という話が特に出てきます。横山幼稚園の話の中でもそういう言葉が出てきました。共存共栄という形でいくなれば、こういう国の関係で補助金を出しているのかもわかりませんが、もう少し公私とも共存できるような方法をとっていただきたい。また、横山の施設をいつまでも残していただけるようお願いもしたい。もうすぐ外環状線もできてくれば、それに伴ってたくさんの人たちも来るかもしれない。長い目で見えていただきながら、特に横山について申し上げれば、私立の幼稚園と話し合って共存共栄できる体制に持って行っていただきたいと強く要望いたします、私の質

問を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 2番（須藤洋之進君） 2番・須藤です。2点だけお伺いしたい。

まず、第1点目は、41ページの非常勤職員の公務災害補償費追加49万6,000円が出ておりますが、2、3で結構ですので、具体的にどういうものか、教えてくださいませんか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） これは2件ございます。信太中学校の養護学級の介助員の方と、市民課におります嘱託員の方の公務災害の補償をするものでございます。

○ 2番（須藤洋之進君） 公務災害はわかっておりますよ、ここに書いてありますからね。その内容ですわ。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） まず、信太中学校の場合は、介助員の方が養護学級の2級生の体育授業でグラウンドで逆上り運動の補助をしておるとき、生徒がその方の首のところに落ちてきて頸部に痛みがあったということでございます。もう1件は、市民課内の作業台で外国人登録の法令集の一部をコピーし、その書類を整理するためにカッターナイフで切り揃えていたわけですが、その際、過って左親指を切ったという内容でございます。

以上です。

○ 2番（須藤洋之進君） これについては、全部保険が適用されるわけですね。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） もちろん、払った療養費ということで補償の対象になってございます。

○ 2番（須藤洋之進君） もう1点、教育費のことでお聞きしたいと思いますが、先般来、留守家庭児童会の指導員が14校で28名いらっしゃると思います。その方たちに年10回、研修会ということで1カ所に集めて教育研修をやっておられますが、そのときの往復の旅費はどうなるのか、ということをお尋ねしたとき、まだ検討中だ、というお答えがあったと思います。その後、検討されてどうなさいましたか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 留守家庭児童会研修会参加の旅費について、社会教育田丸よりお答え申し上げます。

先般来、そういう形で回答させていただきましたが、今後、市が主催する研修会の参加につきまして、今後、旅費を支給できるよう努力してまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○ 2番（須藤洋之進君） 今後、旅費を支給できるよう努力してまいります、と言いながら、

7月か8月ごろに実態を報告させていますね。ただし、青少年の家のときは、コミセンの前からバスで全員を連れて行きましたが、それ以外に体育館とかでいろいろやっているらしいです。バスで全員が行ったとしても、コミセンへ来るまでの旅費が往復かかっています。その辺も申告させて当然やと思いますので、そのあたりに漏れないようにしていただきたい。

それから、7月か8月ごろに実態調査をやられていますが、いよいよ私たちの旅費を調べてもうすぐくれるんや、とだれもが思うでしょう。その結果を調査されて予算を組んでくれるとしても、この補正予算に出てませんが、そのころからわかっているのと違いますか。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 御指摘のとおりでございます。本年度におきましては、その予定はございません。4年度におきましてそういう形で支給できるよう、関係課とよく協議をさせていただきたいということでございます。

○ 2番（須藤洋之進君） 時期がちょっと早すぎたんじゃないか。来年度の4月か5月に支給するものを7月か8月に調べたら、だれでも9月ごろにくれると思います。年が明けてから調査してもよかったんじゃないか。それやのに一向に返事がない。何億もかかるものやない、大した金額と違いますがな。今後、そういうことのないよう、それだけ要望して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第2「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第73号

##### 平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成3年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,525,018千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰越金			5,702	5,702
	1. 繰越金		5,702	5,702
歳入合計		6,519,316	5,702	6,525,018

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		184,153	5,702	189,855
	1. 総務管理費	60,197	△ 727	59,470
	2. 徴収費	122,423	6,429	128,852
歳出合計		6,519,316	5,702	6,525,018

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第73号「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、神藤より御説明を申し上げます。

内容につきましては、給与改定及び期末手当特例措置、職員の異動等に伴います給与費の調整など人件費の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。70ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,501万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から内容を御説明申し上げます。73ページでございます。

職員の給与費の補正でございまして、総務管理費で72万7,000円の更正減を行い、徴収費で642万9,000円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算でございますが、前年度繰越金570万2,000円を計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、今回、御上程をいただきました議案第73号「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第74号

平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成3年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,459千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,501,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		880,618	35,792	916,410
	1. 一般会計繰入金	880,618	35,792	916,410
6. 諸収入		10	17,667	17,677
	1. 雑入	10	17,667	17,677
歳入合計		2,447,625	53,459	2,501,084

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		2,009,882	53,459	2,063,341
	1. 下水道総務費	523,295	△ 623	522,672
	2. 下水道整備費	1,486,587	54,082	1,540,669
歳出合計		2,447,625	53,459	2,501,084

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事業名	補正前		補正後	
	事業名	金額	事業名	金額
公共下水道事業 用地取得事業	平成3年度	30,000	平成3年度	50,000
	平成4年度		平成4年度	
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成3年度	元金 30,000 及びその利子	平成3年度	元金 50,000 及びその利子
	平成4年度		平成4年度	

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第74号「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、神藤より内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、給与改定及び期末手当の特例措置に伴う所要額、職員の異動等に伴う人件費の調整及び公共下水道事業費の追加計上並びに債務負担行為の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。79ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,345万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,084万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございますが、松尾川沿いに公共下水道管布設に伴います用地取得事業で、先行取得限度額を5,000万円に増額するものでございます。内容につきましては、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。83ページでございます。

まず、歳出予算でございますが、下水道総務費で職員給与費を62万3,000円更正減額いたしました。

次に、下水道整備費といたしまして、5,408万2,000円を追加計上いたしました。これは職員給与費の追加及び大阪府下水道技術センター委託料660万円、公共下水道整備工事費の追加2,870万円でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算でございますが、一般会計繰入金3,579万2,000円、諸収入1,766万7,000円を追加計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、今回、御上程をいただきました議案第74号「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第4「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

### 議案第75号

#### 平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成3年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「151,816千円」を「152,567千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,257,567千円	92,915千円	2,350,482千円
第1項 営業収益	2,047,758千円	76,735千円	2,124,493千円
第2項 営業外収益	209,799千円	16,180千円	225,979千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,320,293千円	107,030千円	2,427,323千円
第1項 営業費用	2,001,762千円	107,129千円	2,108,891千円
第2項 営業外費用	316,731千円	△ 99千円	316,632千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「215,914千円」を「224,522千円」に、過年度分損益勘定留保資金「214,201千円」を「223,625千円」に、当年度消費税資本的収支調整額「1,713千円」を「897千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	467,210千円	38,110千円	505,320千円

第2項 工事負担金 223,000千円 38,110千円 261,110千円

支 出

第1款 資本的支出 683,124千円 46,718千円 729,842千円

第1項 建設改良費 522,740千円 46,718千円 569,458千円

第5条 予算第7条中職員給与費「736,908千円」を「767,501千円」に改める。

第6条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額を「180,808千円」を「219,808千円」に改める。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部長（岩井益一君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第75号「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回、補正いたします主な理由といたしましては、一般会計同様、先ほど、御議決賜りました職員給与条例の一部改正等に伴う所要の人員費と、配給水管の補修工事費及び下水道工事関連の受託工事費並びに負担金工事量増加に伴う中央丘陵水道施設建設工事費等の追加による所要の補正措置をいたすものであります。

その主な内容といたしましては、まず、第2条において、当該職員給与費の増額に伴い予算第2条において定めた業務量の関連部分を補正いたすものであります。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額のうち収益的収入について、受託工事収益並びに下水道業務受託収益を合わせ、営業収益に7,673万5,000円、預金利息と雑収益を合わせ、営業外収益に1,618万円をそれぞれ追加計上し、補正後の水道事業収益額を23億5,048万2,000円といたすものであります。

また、収益的支出については、損益勘定支弁職員に係る給与関連費2,396万9,000円並びに補修工事費1,957万円及び受託工事費追加分6,359万円を合わせ、営業費用として1億712万9,000円を追加計上し、また、営業外費用では、消費税の一部を減額し、補正後の水道事業費用額を24億2,732万3,000円といたすものであります。

第4条におきましては、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の既決予定額のうち、資本的収入について、住宅・都市整備公団の工事負担金追加分として3,811万円を追加計上し、補正後の資本的収入額を5億532万円といたすものであります。

また、資本的支出については、同じくさきの負担金工事費用として、資本的勘定支弁職員に

係る給与関連費を含め、建設改良費として4,671万8,000円を追加計上し、補正後の資本的支出額を7億2,984万2,000円といたすものであります。

第5条以下は、補正に伴う所要の関連事項及びたな卸し資産購入限度額の変更でございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。

これらの詳細につきましては、92ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第5「平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第76号

#### 平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成3年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	【 支 出 】		
第1款 病院事業費用	4,939,245千円	106,460千円	5,045,705千円
第1項 医業費用	4,740,294千円	106,460千円	4,846,754千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,713,366千円」を「2,819,826千円」に改める。

平成3年12月17日 提出

和泉市長 池田忠雄

平成3年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(単位:千円)

【収入】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考	
1. 病院事業収益	1. 医業収益		4,928,642	0	4,928,642			
			4,414,008	0	4,414,008			
		1. 入院収益	2,407,548	0	2,407,548			
		2. 外来収益		1,852,747	0	1,852,747		
			3. その他医業収益	153,713	0	153,713		
				406,634	0	406,634		
		2. 医業外収益	1. 受取利息配当金	1,400	0	1,400		
			2. 他会計補助金	380,487	0	380,487		
			3. 国庫(府)補助金	3,270	0	3,270		
			4. 患者外給食収益	17,714	0	17,714		
	5. その他医業外収益		3,763	0	3,763			
	3. 特別利益		108,000	0	108,000			
		1. 特別利益	108,000	0	108,000			

(単位：千円)

## 【支出】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医業費用		4,939,245	106,460	5,045,705	
			4,740,294	106,460	4,846,754	
		1. 給与	2,713,366	106,460	2,819,826	
		2. 材料費	1,352,177	0	1,352,177	
		3. 経費	481,528	0	481,528	
		4. 減価償却費	178,023	0	178,023	
2. 医業外費用	2. 医業外費用	5. 資産減耗費	3,500	0	3,500	
		6. 研究研修費	11,700	0	11,700	
			196,951	0	196,951	
		支払利息及び 企業債取扱諸費	181,858	0	181,858	
		2. 患者外給食材料費	13,729	0	13,729	
		3. 消費税	1,364	0	1,364	
3. 予備費	3. 予備費		2,000	0	2,000	
		1. 予備費	2,000	0	2,000	

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由に説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第76号「平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を簡潔に御説明を申し上げます。

今回の補正は、昨日、御議決をいただきました職員の給与改善等に伴い、病院事業費用中の給与費の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、その内容を御説明申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用に給料、手当、法定福利費で1億646万円を追加し、補正後の病院事業費用を50億4,570万5,000円と定めるものでございます。

次に、第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を28億1,986万6,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付しておりますので、御参照賜りたくお願いを申し上げます。

今後とも病院の経営内容の充実に一層の努力を傾注してまいりますので、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第76号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第6「第52回国民体育大会開催に関する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

決議第5号

第52回国民体育大会開催に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成3年12月20日

提出者

和泉市議会議員

松尾孝明

友田博文

須藤洋之進

木村静雄

西口秀光

並河道雄

上田育子

第52回国民体育大会開催に関する決議

平成9年に本府で開催される第52回国民体育大会は、広く市民にスポーツを普及し、健康増進と体力強化を図り、明朗で健全な市民生活の形成に寄与するところ極めて大である。

よって、第52回国民体育大会の開催に当たり、本市において馬術競技（全種目）を開催されるよう要望する。

以上、決議する。

平成3年12月20日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 12番（松尾孝明君） ただいま局長朗読どおりでございますので、よろしく願いを申し上げます。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原重樹君） 23番・原です。別に反対というわけではありませんが、一言だけ意見を申し上げておきたいと思います。まだ先の話でございますので、理事者の皆さんにもおということでお聞きを願いたいと思います。

本来、国民の各層を代表する体育スポーツの祭典ということでの国民体育大会というわけで

ございますが、最近の例を見ますと1964年以来、開催都道府県が必ず優勝するということがらしいです。實際上、そういうことがされていたり、あるいは花一杯運動等を含め、上からの押し付けがかなりやられるというのが最近の国体の状況であるとも言われております。

そこで、新聞報道等によりますと、昨年4月に総務庁が文部省に対しまして改善勧告をされているようであります。それによりますと、国体にしか使えない施設を2億円かけて建設したとか、あるいは開会式、閉会式のためにということで小中学生が授業時間を削られたとか、開催する自治体が必ず総合優勝するとかも言われておりますが、そういうことも含めまして改善勧告をしたという内容でございます。

今回の開催において、馬術競技ということで内容等もいただいておりますけれども、自治体負担という問題につきましても、かなり懸念されているところもあります。開催県によっては、県民に対して20億円の募金を募ったところもあるようであります。その辺、まだ先の話ですが、必ずそういうことのないように1つはお願いしたい。

それから今回、最初から私どもが申し上げておりましたが、自衛隊の演習場を使用するという計画のようであります。演習場そのものを使う、使わないということはどうこう申し上げませんが、それによりまして自衛隊そのものが国民体育大会に出て来るということの内容についてもお願いもしておきたいと思っております。その辺も懸念するところでもあります。もちろん、大阪府だと思っておりますが、市としても一層の努力をお願いしたいということだけ意見を申し上げておきます。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、決議第5号は原案どおり決議することに決しました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第7『「看護婦確保法」の制定を求める意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第17号

「看護婦確保法」の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成3年12月20日

提出者

和泉市議会議員

天堀 博

並河 道雄

上田 育子

須藤 洋之進

西口 秀光

木村 静雄

友田 博文

松尾 孝明

「看護婦確保法」の制定を求める意見書

最近の高齢化、医療技術の高度化などにより看護婦の活動分野はますます拡大している。

しかし、看護婦の勤務条件は、非常に厳しいものがあり、今日の看護婦不足に拍車をかけ、大きな社会問題となっており、今後、ますます保険医療の需要が増大することが予想され、看護婦確保対策が極めて重要な問題となっている。

このため、看護婦養成制度の充実や看護婦の労働条件の改善、また看護婦が安心して働くことのできる体制づくりなどが急務である。

よって、本市議会は、政府に対し、「看護婦確保法」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年12月20日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。提出者を代表いたしまして、提案趣旨の説明をさせていただきます。

看護婦が不足している、あるいは労働条件その他につきまして、マスコミを含め今ほど世論

が盛り上がっているときはありません。また、国民的にも皆さん方が非常に感じているところでもあります。ところが、一向に看護婦が増える、あるいは労働条件が改善されるということにはなかなかならないというのが現状でもあります。最近の新聞を見ますと、昨年の厚生統計局協会調べでは、日本の看護婦は病床100床当たりで18.3人、スウェーデンやアメリカ、フランスにおきましては60～70人となっております。

そこで、看護婦の増員を図る、あるいは労働条件をよくしていくということで、後は局長朗読どおりであります。ぜひとも看護婦確保法という法的な制定を求めることを望むものでありますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第17号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

去る17日、平成3年第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわらず長時間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

なお、平成2年度一般、特別、企業会計決算も御認定を相賜ったわけでありまして、まことにありがとうございました。重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会を通じまして、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御

協力をお寄せを賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

いよいよ本年も余すところ10日余となりました。寒さも一段と加わってまいることだと存じます。議員皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、新しい平成4年のよいお年をお迎えをくださいますようひたすら御祈念を申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。長時間、まことにありがとうございました。

---

(議長登壇、閉会あいさつ)

- 議長(柳瀬美樹君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も、本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本定例会を通じ議事運営に格別の御協力をいただき、終始円満に終了でき得ましたことにつきまして、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く御礼を申し上げます。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意せられ、よいお年をお迎えくださるようお祈り申し上げます。

それでは、これをもって平成3年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後1時42分閉会)

---

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

柳 瀬 美 樹

同 副 議 長

若 浜 記 久 男

同 署 名 議 員

竹 下 義 章

同 署 名 議 員

須 藤 洋 之 進

同 署 名 議 員

西 口 平 和

1. The first part of the document is a list of names and addresses.

2. The second part of the document is a list of names and addresses.

3. The third part of the document is a list of names and addresses.

4. The fourth part of the document is a list of names and addresses.

5. The fifth part of the document is a list of names and addresses.

6. The sixth part of the document is a list of names and addresses.

7. The seventh part of the document is a list of names and addresses.

8. The eighth part of the document is a list of names and addresses.

9. The ninth part of the document is a list of names and addresses.

10. The tenth part of the document is a list of names and addresses.

11. The eleventh part of the document is a list of names and addresses.

12. The twelfth part of the document is a list of names and addresses.

13. The thirteenth part of the document is a list of names and addresses.

14. The fourteenth part of the document is a list of names and addresses.

15. The fifteenth part of the document is a list of names and addresses.

16. The sixteenth part of the document is a list of names and addresses.

17. The seventeenth part of the document is a list of names and addresses.

18. The eighteenth part of the document is a list of names and addresses.

19. The nineteenth part of the document is a list of names and addresses.

20. The twentieth part of the document is a list of names and addresses.

21. The twenty-first part of the document is a list of names and addresses.

22. The twenty-second part of the document is a list of names and addresses.

23. The twenty-third part of the document is a list of names and addresses.

24. The twenty-fourth part of the document is a list of names and addresses.

25. The twenty-fifth part of the document is a list of names and addresses.

26. The twenty-sixth part of the document is a list of names and addresses.

27. The twenty-seventh part of the document is a list of names and addresses.

28. The twenty-eighth part of the document is a list of names and addresses.

29. The twenty-ninth part of the document is a list of names and addresses.

30. The thirtieth part of the document is a list of names and addresses.

31. The thirty-first part of the document is a list of names and addresses.

32. The thirty-second part of the document is a list of names and addresses.

33. The thirty-third part of the document is a list of names and addresses.

34. The thirty-fourth part of the document is a list of names and addresses.

35. The thirty-fifth part of the document is a list of names and addresses.